

# 令和2年度予算要望に対する回答

(日本共産党京都市会議員団)

令和2年2月

京 都 市



# 目 次

## 重点要求項目

	(No.)	(ページ)
I 災害に強いまちづくりで，いのちを守る市政に	1	1
◆災害復旧・生活と生業再建支援のための制度拡充を	1	1
◆地震・風水害・土砂災害に強いまちづくりを	8	1 6
◆災害に備え，市・区役所の体制強化を	2 4	3 9
II 憲法を守り，平和で民主的な日本と京都をつくるため，	2 8	4 4
国に対し次の項目の実現を求めること		
III 市民の福祉とくらし・営業を守るために，	3 2	4 8
国に対して以下のことを求めること		
IV 市民の福祉とくらし・営業を守る市政運営を	6 0	8 7
V 青年がいきいきと住み続けられる京都市を	1 1 3	1 7 2
VI 原発からの撤退を	1 2 0	1 8 3
VII 再生可能エネルギー政策の抜本的強化を	1 2 4	1 8 8

分野別要求項目

1	福祉・医療の充実を	1 2 5	1 8 9
	◆医療・保健の充実を	1 2 5	1 8 9
	◆介護保険制度，高齢者福祉施策の充実を	1 4 2	2 1 3
	◆保育・子育て支援の充実を	1 5 4	2 2 8
	◆障害者福祉の充実を	1 8 2	2 7 3
	◆生活保護・生活支援の充実を	1 9 1	2 8 3
2	競争と格差拡大の教育を改め，どの子ども伸びる	1 9 9	2 9 7
	「子どもが主人公」の学校・教育を		
3	環境対策とごみ減量の推進を	2 2 6	3 4 1
4	文化芸術・市民活動の振興，スポーツ環境整備の拡充を	2 4 0	3 6 2
5	中小企業，伝統産業・商工業の振興と 雇用・労働対策の強化を	2 5 0	3 7 9
6	農林業の振興を	2 6 7	4 0 6
7	安心して住み続けられるまちづくりを	2 7 3	4 1 5
	◆安全安心の消防活動を	2 7 3	4 1 5
	◆安心して住み続けられるまちづくりを	2 7 5	4 1 8
	◆上下水道事業の充実を	2 9 3	4 4 5
8	市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し， 市民の足を守ること	3 0 3	4 5 6
	◆市バス・地下鉄の改善を	3 1 2	4 7 1
9	生活道路優先の道路環境整備を	3 2 5	4 8 5
10	公正・公開・市民参加の市政運営を	3 3 6	5 0 3

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1
要 望 内 容	回 答		
<p><b>重点要求項目</b></p> <p>I 災害に強いまちづくりで、いのちを守る市政に</p> <p>◆災害復旧・生活と生業再建支援のための制度拡充を</p> <p>1 以下の点について、国・府に要望すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨による淀川水系の河川の氾濫，ダムの放流，洗堰・ひ門の操作についての実態と教訓を明らかにするとともに，総合的な治水対策を行うこと。</li> <li>・被災者生活再建支援法について「住宅の一部損壊までの対象拡大」や「支援金の上限を300万円から500万円に引き上げ」などの改善を図ること。</li> <li>・農林業の災害復旧費国庫補助金については，査定の迅速化をすすめ，遡及も認めるようにするなど，制度を見直すこと。</li> </ul>	<p>① 治水対策については，本川，支川など上下流のバランスが重要であり，流域の管理者間での綿密な連携を図るため，国・府との様々な協議や意見交換の場を設けており，こうした連携が平成25年の台風18号を踏まえた桂川緊急治水対策の確実な実施にもつながっております。</p> <p>引き続き，市域の治水安全度向上のため，必要な要望を行いながら，国・府と連携を図ってまいります。</p> <p>② 国の被災者生活再建支援法は，全壊等の大規模な被害のみ支援対象としているため，本市としては，被災者の被害の程度は同等でありながら，災害の規模によって制度の支援対象となるか否かが異なるという被災者間の不均衡を生じさせないため，同一自然災害における全被災区域での法適用や，支援対象となる被害区分を一部損壊等にまで拡大するよう，国に対して要望しているところです。</p> <p>なお，支援金の上限額の引上げについては，本来，大規模な自然災害に対する被災者支援については国の責任において検討を進め措置されるべきものであると考えております。</p> <p>③ 用水路や農道などの農業用施設，農地及び林道に関する国庫補助災害復旧事業では，災害発生時点まで遡及しての対応は認められておりませんが，応急仮工事や応急本工事の制度を活用することで査定前着工を行い，迅速な復旧が図れるよう，引</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	1
要 望 内 容	回 答		
	<p>引き続き対応してまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者住宅再建等支援金 398,439千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>令和元年 6月 被災者生活再建支援法について国への要望を実施</p> <p>11月 被災者生活再建支援法について国への要望を実施</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	2
要 望 内 容	回 答		
<p>2 京都市被災者住宅再建等支援制度を恒久化し、床下浸水や家屋の損傷への対応など対象をさらに拡大すること。区役所・出張所で、被災者支援に関わる相談業務、罹災証明の発行、被災者住宅再建支援制度適用業務を行うこと。</p>	<p>① 本市の被災者住宅再建等支援制度は、国の被災者生活再建支援法の適用要件を満たさない場合であっても、生活への支障を来す床上浸水や屋根の損壊による雨漏り等の被害が多数発生するなど、市内における被害状況等を踏まえ本市独自に実施している支援策であり、既に恒久的な制度となっております。</p> <p>② 一方、本市の財政的な負担も相当大きくなっており、災害によって支障が生じた生活を再建するという本制度の趣旨を踏まえると、床下浸水や家屋の損傷といった更なる対象拡大については困難です。</p> <p>③ り災証明書については、各区役所・支所において、申請受付、建物被害認定調査及び発行業務を行うとともに、区役所・支所から離れてお住まいの方からの御要望があれば、り災証明書を郵送するなど、被災された方に寄り添った対応を行っております。また、区役所・出張所及び消防署においては、火災や自然災害等に遭われた場合に利用できる支援制度を取りまとめた一覧表を被災された方に配布し、各種制度を案内するとともに、支援制度については、市及び区のホームページに掲載するなど、広く周知を行っております。</p> <p>④ 申請受付については、申請のために区役所へ複数回来庁いただくことによる市民負担の増加や、災害対応業務を優先して行う区役所職員への影響等が懸念されたことから、平成31年3月に区役所での窓口申請から本庁への郵送申請に変更を行っております。また、被災された方からの申請受付や相談等の問い合わせには、専用電話回線を設置して対応しており、引き続き丁寧な対応を行ってまいります。</p>		



令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3
要 望 内 容	回 答		
<p>3 食料・飲料水備蓄の拡充，自家発電機，通信情報機器の整備など災害時の防災設備機能を充実させること。</p>	<p>① 避難所運営資機材については，従来の非常用発電機や可搬式照明器具等に加え，平成 26 年度からは，カセットコンロ，ガスボンベ及びワンセグ付ラジオを配備することとし，全ての避難所への配備を完了しております。加えて，平成 30 年の災害での経験を踏まえ，学校施設にあるテレビの視聴を可能とするアンテナの配備を順次進めるなど，必要な資機材の配備を進めているところです。さらに，災害時に電話機本体を設置すれば，公衆電話として使用できる特設公衆電話について，市内全学区の避難所への事前設置に向け取り組んでいるところです。</p> <p>② 食料や飲料水，生活必需品については，避難者のより近くに備蓄するとの考えの下，避難所に指定している市立小中学校等（240 箇所），福祉避難所（147 箇所）や観光客等帰宅困難者のための緊急避難広場（31 箇所）での備蓄を行っております。加えて，熊本地震等において，道路の途絶等により山間部の避難所への支援物資の供給が滞った事例を踏まえ，備蓄のためのスペースが確保できない山間部の避難所を対象として，平成 29 年 11 月には大原中学校（左京区）に，平成 31 年 1 月には静原小学校（左京区）と八瀬小学校（左京区）に災害用備蓄コンテナを設置しました。</p> <p>また，京都市備蓄計画（平成 31 年 3 月改定）に基づき，引き続き，1 日分（3 食）の食料を備蓄するとともに，生命維持に不可欠な飲料水や，家庭では備蓄しにくいトイレを重点的に整備しているところです。</p> <p>③ さらに，大規模災害発生時に，本市単独での物資の供給が困難な場合に備え，百貨店，コンビニ，飲料メーカーをはじめとする民間事業者や，他の自治体等と，物</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3
要 望 内 容	回 答		
	<p>資の供給や応急給水活動など，様々な分野にわたる協定を締結しており，今後も，公的備蓄を補完できる体制の充実を図ってまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害用備蓄器材等整備 64,393 千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 26 年 3 月 京都市備蓄計画策定  平成 31 年 3 月 京都市備蓄計画改定</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	4
要 望 内 容	回 答		
<p>4 被災した中小商工業者の事業再建支援は、京都市自身が相談に乗る体制をつくとともに、被害の態様や程度によっては、補助金・給付金その他返済無用の資金援助も検討すること。</p>	<p>① 直接被害を受けた中小企業者が災害復旧に迅速に取り組めるよう、低利の融資制度を常設する等、必要な資金の円滑な供給に努めています。</p> <p>② また、平成30年7月豪雨や令和元年台風19号における被災中小企業等に対しては、「小規模事業者持続化補助金」や「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等において特例が適用されるなど、国において必要な対応が行われています。</p> <p>③ 被災された中小企業者の被害対策などの相談に関しては、京都府と連携し、京都商工会議所、京北商工会等の経営相談窓口において特別窓口を開設するとともに、本市職員も直接事業者の声をお聞きしながら、きめ細かく対応しています。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資制度預託金 29,000,000千円</li> <li>・中小企業経営支援体制の強化 72,000千円</li> <li>・中小企業創業・経営支援事業 12,200千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	5
要 望 内 容	回 答		
<p>5 被災農業者が早期に営農再開できるよう、農地や農機具・施設の復旧支援を拡充するため、国庫補助の対象とすること。</p>	<p>① 平成30年7月豪雨等による農地・農業用施設災害の復旧については、国庫補助対象外となった農地・農業用施設に対し、本市の補助率を引き上げて対応しました。</p> <p>② 平成30年台風21号等では、多くのパイプハウス等が被災したことから、国庫補助等を活用し、農業者の負担軽減を図るなど復旧支援を行ってまいりました。</p> <p>③ 今後も、速やかに被災した農地・農業用施設の復旧を支援することにより、意欲ある農業者が営農を継続できるよう努めてまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	6
要望内容	回答		
<p>6 指定緊急避難場所・指定避難場所について以下の点に取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大想定避難者数分の避難所の確保を急ぐこと。</li> <li>・避難所運営資機材として食料・飲料水備蓄の拡充，簡易・段ボールベッドの配備を行うこと。</li> <li>・トイレの洋式化の完了とエアコン設置など，指定避難所への環境の抜本改善をはかること。</li> <li>・要配慮者の避難所確保等について，福祉避難所の誘導をはじめ避難のあり方を再検討すること。</li> <li>・「土砂災害警戒区域内」，「立退き避難が必要な区域内」にある指定避難所については場所を別に確保するなど，安全確保について検討すること。</li> <li>・避難所開設，運営にかかる地元負担を軽減すること。</li> <li>・防災機能強化型体育館整備の箇所数を抜本的に増やすこと。指定避難場所となっているすべての元小中学校体育館の耐震化をはかること。</li> </ul>	<p>① 避難所については，引き続き，公共施設にかかわらず，民間施設も含めて，指定拡充に取り組んでまいります。</p> <p>② 食料・飲料水備蓄の拡充については，京都市備蓄計画（平成31年3月改定）に基づき，引き続き，1日分（3食）の食料を備蓄するとともに，生命維持に不可欠な飲料水や，家庭では備蓄しにくいトイレを重点的に整備しているところです。</p> <p>また，避難所には災害発生初期に必要な最低限のものを備えることとしているため，簡易段ボールベッドやエアコンなど，避難生活が継続する中で必要となる物資等については，他都市等からの調達や，民間事業者との物資供給に係る協定に基づき，確保してまいります。</p> <p>③ 避難所のトイレについては，マンホールトイレの洋式上屋の配備や簡易トイレを用いた既存トイレの活用などで，洋式化を推進しているところです。また，体育館を含む学校施設のトイレについては，令和5年度末までに全市平均の洋式化率を60%以上とすることとしており，全面的な改修である「快適トイレ整備事業」と「便器の洋式化」に特化した改修を併せて実施しており，令和元年度末で約59%となる見込みです。令和2年度以降も，国への財源確保を求めながら，順次，取組を進めてまいります。</p> <p>なお，体育館の空調設置については，多額の予算を伴うため，現時点においては設置する計画はありませんが，「防災機能強化型体育館」整備においては，外断熱や複層窓ガラスによる館内温度の安定化を図るとともに，立地条件等で通風が十分確保できない場合に，エア搬送ファンを設置しております。また，空調設備のある</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6
要 望 内 容	回 答		
	<p>多目的室やふれあいサロン等を避難所として活用することについても、関係局が連携しながら検討してまいります。</p> <p>また、本市所有の学校施設以外の避難所についても、施設管理者との協議、検討を行い、避難所における生活環境の向上を図ってまいります。</p> <p>④ 福祉避難所は、令和元年12月末時点で、289箇所を事前指定しております。また、妊産婦等福祉避難所については、政令指定都市初の取組として、大学等9箇所を事前指定して以降、順次、指定箇所を拡大した結果、平成29年3月には15箇所となり、市内全行政区における事前指定を達成しております。今後とも、事前指定施設における開設訓練等を重ねることで災害に備えるとともに、事前指定施設の拡充を図ってまいります。</p> <p>避難行動要支援者に対する避難支援の在り方については、避難行動に支援を要する方の名簿を、守秘義務のある民生委員や地域包括支援センターに加え、同意が得られた方については、学区社協などにも提供し、日頃から顔の見える関係を作ること、災害発生時に地域による声掛けや一緒に避難行動をとっていただくなど、主体的な取組が進むよう支援しております。</p> <p>⑤ また、重度の要配慮者については、避難所への移送そのものが困難なことに加えて、食事や排せつ等の配慮も要することから、対象者ごとに状況を想定した避難方法等をきめ細かく定める必要があります。本市では、令和元年度から重度障害者の個別避難計画作成に向け、モデル地域において地域の関係機関との意見交換等に取り組んでいるところです。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6
要 望 内 容	回 答		
	<p>引き続き，地域の関係機関等との連携や対象者との面談等を進め，対象者への個別避難計画作成に向けて，課題の検証等を行ってまいります。</p> <p>⑥ 地震等の大規模災害において，長期間生活することとなる「指定避難所」及び水害，土砂災害からの一時的な避難場所である「指定緊急避難場所」については，原則，洪水浸水想定区域，土砂災害警戒区域など危険と想定される区域外の公共施設の指定を進めております。</p> <p>しかしながら，区域外に公共施設がなく，代替施設の確保も困難な地域においては，安全確保のため，洪水浸水想定区域内の施設の場合は，垂直避難が可能な施設を，土砂災害警戒区域内の場合は，斜面と反対側に避難場所を有する施設を，まずは指定することに努めております。</p> <p>引き続き，民間施設を含めた避難場所の確保に努めてまいります。</p> <p>⑦ 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設・運営は，市町村が行う自治事務であり，その責任は行政が担うものですが，本市では，地域の特性や実情に応じて策定している避難所ごとの運営マニュアルに基づき，全国に誇る高い地域力を活かし，自主防災会を中心とする地域の皆様の御協力で，避難所及び避難場所の開設・運営を行っております。</p> <p>一方で，避難場所の開設・運営について，一部の区役所・支所においては職員が避難場所に常駐するなど，地域の特性や実情を踏まえた体制の構築に取り組んでおります。今後も，各区役所・支所において，開設された避難場所の巡回を実施し，必要に応じて，運営補助や必要な物資の配備等のサポートを行うなど，地域の皆様と一層連携しながら，避難場所の開設・運営を行ってまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑧ 避難所となる体育館については、「京都市地域防災計画」を踏まえて策定した「京都市立小中学校体育館防災機能強化等整備事業基本構想」に基づき、「防災機能強化型体育館」として、年3～4校程度、改築又はリニューアルによる整備を進めており、令和元年度末時点で24校の整備が完了する予定です。こうした中、大規模災害等に備え、可能な限り速やかに整備を進める必要があることから、今後は、財政状況等を勘案のうえ、リニューアル整備を基本に、実施校を増加させることを検討してまいります。</p> <p>また、避難場所となっている閉校施設の耐震化については、平成30年度までに実施している耐震診断の結果や学校跡地活用の進捗状況等を踏まえ、必要な対応を検討し、実施してまいります。</p> <p><b>(令和元年度2月補正予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・快適トイレ整備事業 59,000千円</li> </ul> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害用備蓄器材等整備 64,393千円</li> <li>・屋内運動場老朽化等対策改築事業 719,573千円</li> <li>・体育館防災機能強化リニューアル事業 1,509,390千円</li> <li>・快適トイレ整備事業 306,900千円</li> <li>・重度障害者の個別避難計画作成等推進事業 16,400千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 4 年 4 月 社会福祉施設 1 0 7 箇所を福祉避難所として事前指定 (以降, 順次指定を拡大) 災害時における物資の提供協力に関する協定締結</p> <p>7 月 地域における見守り活動促進事業に係る同意取得活動を開始</p> <p>1 0 月 京都市避難所運営マニュアル(ひな形)の策定</p> <p>1 1 月 地域で見守り活動を実施する団体への名簿貸出開始</p> <p>平成 2 5 年 1 月 災害時における子どもの一時預かり等に関する協定締結</p> <p>3 月 福祉避難所運営ガイドラインの策定</p> <p>平成 2 6 年 3 月 京都市備蓄計画策定 福祉避難所への介護員の派遣協力に関する協定締結</p> <p>平成 2 5 年度 元立誠小・元有隣小・元安寧小の体育館・講堂に係る耐震補強設計を実施</p> <p>平成 2 7 年 2 月 福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインの策定</p> <p>3 月 大学等 9 箇所を妊産婦等福祉避難所として事前指定 (以降, 順次指定を拡大)</p> <p>平成 2 6 年度 活用の見込みがある施設(元春日小・元貞教小)以外の体育館・講堂について, 非構造部材の専門家による点検を実施</p> <p>平成 2 8 年 2 月 京都市福祉避難所備蓄計画策定</p> <p>平成 2 7 年度 元堰源小(体育館), 元有隣小(体育館)について, 耐震補強工事を実施</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 2 9 年 3 月 福祉避難所運営ガイドライン改定 市内全区での妊産婦等福祉避難所の事前指定を達成 ( 1 5 箇所)</p> <p>平成 3 1 年 3 月 京都市備蓄計画改定</p> <p>令和 元年度 元月輪小・元梅逕中体育館について耐震改修工事の設計を実施</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	7
要 望 内 容	回 答		
7 被災者に提供する住宅を各行政区に確保すること。	<p>① 市内で火災又は風水害等の自然災害により住宅に被害を受けた市民には、京都市住宅供給公社内に設置された「被災者向け住宅情報センター」において、市営住宅を無償で一時使用できる制度を案内するとともに、市営住宅を希望されない方には、民間住宅の情報提供、登録不動産事業者の紹介を行っています。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	8
要望内容	回答		
<p>◆地震・風水害・土砂災害に強いまちづくりを</p> <p>8 豪雨対策については、以下の点を強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国・府と協議を行い、河川の越水・漏水防止，集中豪雨による急な増水への対策を強めること。</li> <li>・内水災害を含め浸水地域の計画的な改修をすすめること。</li> <li>・土木事務所等の職員を増員し，災害時の体制を強化すること。</li> <li>・公園や学校のグラウンド表面に一時的に雨水を貯留する施設（例：一乗寺公園野球場）などの整備も進めること。</li> </ul>	<p>① 本市が管理する普通河川については、「普通河川整備プログラム」に基づく取組を進めており，令和2年度は，竹田川及び奥殿川の改修工事等を実施してまいります。</p> <p>河川の維持管理費については，近年は予算を増額し，土砂の堆積などにより対策が必要となる河川について，しゅんせつ及び除草などを実施しております。</p> <p>加えて，令和元年度に策定した「京都市河川維持保全実施計画（第1期）」に基づき，効率的で効果的な維持管理を実施してまいります。</p> <p>② 都市基盤河川については，都市部を流れる河川流域における治水安全度の向上を目的として，概ね10年に1回の確率で発生することがある大雨に耐えることができる都市基盤河川改修事業を下水道事業と連携を図りながら，実施しております。</p> <p>③ 国が管理する河川の改修については，平成25年の台風18号による被害を受けた桂川の治水対策を，国に対して強く要望したところ，総額170億円に及ぶ緊急的な対策が実施されています。現在，堤防からの越水を防止するための河道掘削等が実施されており，引き続き治水対策の早期完了を要望してまいります。</p> <p>加えて，嵐山地区では，これまでに行われた堆積土砂及び6号井堰の撤去により，渡月橋下流部では一定の水位低減効果が見られますが，平成30年7月豪雨でも，渡月橋上流部において溢水が生じたところであり，市民の生命・財産を守るため，国・府・市と地元とが緊密に連携し，渡月橋上流部において，可動式止水壁による左岸溢水対策に令和元年12月から工事に着手しました。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ また、京都府が管理する河川のうち四宮川、安祥寺川の改修については、早期に対策を講じる必要があることから、四宮川を京都府が、安祥寺川を都市基盤河川改修事業として本市が実施することとし、平成30年度から河川改修工事に必要な設計を行っております。令和2年度は、安祥寺川において、用地取得に向けた測量を行う予定です。引き続き、京都府と連携し、早期の対策完了に向けて取り組んでまいります。</p> <p>⑤ 災害時の体制については、平成26年度から災害活動体制1号と2号の間に、「土木2号」を新設するなど、災害活動体制の強化にも取り組んでおります。</p> <p>⑥ 雨水流出抑制対策については、「京都市水共生プラン」に基づき、浸水被害の防止及び健全な水循環の保全を図るため、河川や雨水幹線の整備だけでなく、公共施設における雨水貯留・浸透施設の整備に取り組んでおります。</p> <p>公園や学校のグランド表面における雨水貯留施設については、公園や学校の機能に支障を与えない箇所において、整備を実施しております。今後も、様々な工夫を行いながら、市民が安心して暮らせるまちを実現するため、効果的な浸水対策を実施してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9
要 望 内 容	回 答		
<p>9 土砂災害警戒区域に指定された 78 学区について、土砂災害ハザードマップの周知及び、防災対策の強化を図ること。また、国や府と連携し、速やかに急傾斜地崩落危険箇所の対策を具体化すること。</p>	<p>① 本市では、土砂災害から身を守るための指定緊急避難場所の位置や、安全な避難経路、避難時の心得などを明示した「京都市土砂災害ハザードマップ」を作成しており、平成30年1月末をもって、全戸への配布が完了しました。</p> <p>土砂災害特別警戒区域内にある建築物の所有者等が自らの費用負担で土砂災害に対する建築物の安全対策工事を行う場合に、その費用の一部を補助する助成制度については、同区域内に存する全ての建築物への周知パンフレットの配布を平成29年度末に完了しました。また、安全対策工事の流れを詳しく説明した冊子を作成し、これを各区役所・支所等の窓口に配架するなど、普及啓発に努めております。さらに、地域における防災訓練等の様々な機会を捉えて地域に出向き、当該助成制度の説明等、地域連携による啓発を進めております。</p> <p>今後も、関係部局の連携により、土砂災害対策を総合的に推進してまいります。</p> <p>② 急傾斜地の対策については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、斜面地の状況等を踏まえ、引き続き、事業を実施する京都府に要望してまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">3, 137 千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9
要 望 内 容	回 答		
	<p>・急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>&lt;西京区松室地区&gt;</p> <p>・令和 2 年度 京都府 事業費 60,000 千円  (うち 京都市 負担金 3,000 千円 (負担割合 5%))</p> <p>&lt;左京区北白川仕伏町&gt;</p> <p>・令和 2 年度 京都府 事業費 80,000 千円  (うち 京都市 負担金 16,000 千円 (負担割合 20%))</p> <p>&lt;左京区岩倉上蔵町&gt;</p> <p>・令和 2 年度 京都府 事業費 30,000 千円  (うち 京都市 負担金 1,500 千円 (負担割合 5%))</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 28 年 6 月 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業の創設</p> <p>平成 29 年 3 月 市内における土砂災害警戒区域等の指定完了</p> <p>平成 30 年 1 月 土砂災害警戒区域内の全戸への土砂災害ハザードマップ配布完了</p> <p>3 月 土砂災害特別警戒区域内の全戸への補助事業パンフレット配布完了</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 0
要 望 内 容	回 答		
1 0 大規模盛土による開発地域など、宅地の地すべり危険地域マップについて市民への周知を徹底するとともに、国・府とも連携し、対策を強化すること。	<p>① 大規模盛土造成地の滑動崩落対策として、第一次調査（盛土の位置及び箇所数を把握するための調査）の結果を踏まえ、大規模盛土造成地マップ及び解説リーフレットを作成・公表し、市民への周知に努めているところです。</p> <p>② 平成 2 8 年度からは、第二次調査実施計画で第二次調査（現地調査・安定計算等）の必要性が高いと位置付けた大規模盛土造成地について、優先的に第二次調査に着手しており、令和元年度も継続して実施しております。</p> <p>③ 令和 2 年度も引き続き、第二次調査に取り組むとともに、国に対して事業実施に係る統一基準の策定を求めてまいります。</p> <p><b>（令和 2 年度予算額）</b>  ・大規模盛土造成地調査 2, 8 1 0 千円</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b>  平成 2 4 年 3 月 大規模盛土造成地第一次調査に着手  平成 2 5 年 1 月 調査結果を大規模盛土造成地マップとして公表  解説リーフレットの配布  平成 2 6, 2 7 年度 第二次調査実施計画の策定及び住民との合意形成に係る課題整理、第二次調査の課題解決策について事例研究  平成 2 8 年度 大規模盛土造成地第二次調査に着手</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 1
要 望 内 容	回 答		
<p>1 1 国の「液状化危険地域対策技術指針」に基づき、京都市独自の対策指導基準を作成し、地域実態調査に基づく液状化危険地域対策を早期に行うこと。</p>	<p>① 本市の液状化の危険度の高い地域等については、「京都市第3次地震被害想定」において、京滋の8つの活断層による内陸型地震や南海トラフ地震が発生した場合における京都市域の液状化危険度を一定の手法に基づき判定し、策定した9つの地震ごとの「液状化危険度分布図（市全域図）」を本市ホームページにおいて公開し、市民、建設事業者等に周知を図っております。</p> <p>② 都市計画法に基づく開発許可制度においては、現在、国において液状化に関する明確な許可基準等が示されていませんが、開発（予定）箇所が「液状化危険度分布図」等で示されている液状化のおそれのある箇所である場合は、窓口での相談時等に、啓発文書により、液状化対策について検討するよう指導に努めております。</p> <p>また、ライフラインなどの対策については、京都BCP推進会議（京都府）に参画し、府内ライフライン事業者と共に、連携型BCPの取組などの効果的施策の検討、推進を図っております。</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成15年10月 京都市第3次地震被害想定 of 策定  （液状化危険度分布図（市全域図）を策定）</p> <p>平成23年12月 京都市防災対策総点検委員会の最終報告</p> <p>平成30年 3月 京都市第2次防災対策総点検委員会の報告</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 2
要 望 内 容	回 答		
1 2 安祥寺川や四ノ宮川の河川改修事業について、早急に完成させること。	<p>① 京都府が管理する安祥寺川及び四宮川の改修については、早期に対策を講じる必要があることから、四宮川を京都府が、安祥寺川を都市基盤河川改修事業として本市が実施することとし、平成 2 9 年 3 月に両河川改修の前提となる河川整備計画の変更を行いました。</p> <p>② 安祥寺川では、平成 3 0 年度から都市基盤河川改修事業として、京都市が主体となって河川改修事業に取り組んでおり、工事に必要な詳細設計を実施し、令和 2 年度には、用地取得に向けた測量を行う予定です。四宮川については、京都府が主体となって、平成 3 0 年度から河川改修工事に必要な設計を実施しております。</p> <p>引き続き、京都府と連携し、早期の対策完了に向けて取り組んでまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 3									
要 望 内 容	回 答											
1 3 新設・既設を問わず，公園の防災設備を増やし，防災機能を強化すること。	<p>① 新設公園の整備や既存公園の再整備の際には，地域からの要望を踏まえ，かまどベンチ，防災ベンチ，マンホールトイレ等の防災設備を必要に応じて整備するなど，災害時の避難場所として活用できるように防災機能の強化を図っているところです。引き続き，災害時に備えて防災機能の強化に努めてまいります。</p> <p>(令和元年度 2 月補正予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設整備 3 6, 5 0 0 千円</li> </ul> <p>(令和 2 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設整備 5 1 6, 7 5 4 千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>&lt;平成 1 8 年度以降に防災設備を整備した公園 (平成 3 0 年度末時点) &gt;</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>かまどベンチ</td> <td>6 6 公園</td> <td>( 7 5 基)</td> </tr> <tr> <td>防災ベンチ</td> <td>7 公園</td> <td>( 1 2 基)</td> </tr> <tr> <td>マンホールトイレ</td> <td>2 9 公園</td> <td>( 1 0 7 基)</td> </tr> </table>			かまどベンチ	6 6 公園	( 7 5 基)	防災ベンチ	7 公園	( 1 2 基)	マンホールトイレ	2 9 公園	( 1 0 7 基)
かまどベンチ	6 6 公園	( 7 5 基)										
防災ベンチ	7 公園	( 1 2 基)										
マンホールトイレ	2 9 公園	( 1 0 7 基)										

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	14
要望内容	回答		
<p>14 新「耐震改修促進計画」の2020年90%、2025年95%の耐震化率目標を必ず達成すること。京都型耐震リフォーム支援事業を使いやすくするために工事費の補助額を増額し、メニューごとの上限額を引き上げること。木造住宅及び京町家の耐震改修支援事業について予算の拡充をはかること。また、病院や福祉施設、賃貸共同住宅など特定建築物の耐震化施策の充実を図ること。</p>	<p>① 住宅・建築物の耐震化については、「京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～」に基づき、公民一体となって安心・安全で災害に強い歴史都市「京都」の実現に取り組んでいるところであり、同計画の中間点検を令和2年度に行う予定としております。</p> <p>② 木造住宅の耐震化支援の取組である「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業」については、令和元年度から、新たに地震や火災に対し課題を有している密集市街地を中心とした区域を対象として、防火改修に対する支援を行うなど、制度の充実を図りました。今後とも、当事業を核にしながら、公民一体となった「耐震ネットワーク」や地域の自主防災組織等と連携し、市民自らによる耐震化の取組を促進してまいります。</p> <p>③ 特定建築物の耐震化支援については、耐震診断が義務化された建築物、病院や避難所等の防災上重要な建築物及び防災上重要性の高い道路（緊急輸送道路、避難路）沿道の建築物の耐震化の促進へ向けて、支援制度の運用及び普及啓発を継続して実施してまいります。</p> <p><b>（令和2年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間建築物の耐震化対策 502,074千円</li> <li>〔 まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業 299,244千円 〕</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 5
要 望 内 容	回 答		
1 5 マンションの耐震改修支援事業について、制度の周知や補助制度の抜本的改善を図ること。	<p>① 分譲マンションの耐震化を促進するため、本市では、耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事に対する補助制度を実施しております。平成 2 6 年度からは、更に使いやすい制度とするため、耐震化の優先度の高いピロティ階のみの耐震改修工事を補助対象とするなど、制度の充実を図ってまいりました。</p> <p>② また、これらの補助制度をより活用していただくため、対象となる分譲マンションの管理組合等に対する啓発活動に取り組んでおります。</p> <p>③ 引き続き、関係部局が連携を図りながら、普及啓発を進め、分譲マンションの更なる耐震化の促進に取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分譲マンションの耐震化対策事業 5 6, 0 0 0 千円</li> </ul>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	16
要望内容	回答		
<p>16 耐震化の必要な「都市防災上重要な橋りょう」92橋の内、橋りょう健全化プログラム（第2期）に位置づけた橋の改修は、早急に完了すること。京都市域の「都市防災上重要な橋りょう」以外の橋りょう及び国の管理する橋りょうについても、国・府と連携し、耐震化と必要な老朽対策を早急に進めること。</p>	<p>① 本市では、「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」に基づき、橋りょうの耐震補強及び点検結果に基づく老朽化修繕を実施しております。</p> <p>② 耐震補強については、52橋を対象に対策を進めており、令和元年12月末現在では19橋の対策が完了し、第2期プログラムの完了により累計で32橋の対策が完了する予定です。</p> <p>③ 老朽化修繕については、損傷が特に大きい橋りょう（35橋）及び緊急輸送道路の橋長15m未満の橋りょう（21橋）の対策を優先して進めており、令和元年12月末現在で42橋の対策が完了し、第2期プログラムの完了により56橋全ての対策が完了する予定です。</p> <p>④ 国補助金の確保に努めながら、令和2年度も引き続き、橋りょう健全化の取組を着実に推進してまいります。</p> <p><b>（令和元年度2月補正予算額）</b></p> <p>・耐震補強，老朽化修繕 672,500千円</p> <p><b>（令和2年度予算額）</b></p> <p>・耐震補強，老朽化修繕 3,215,900千円  （うち、3,150,600千円【政策的新規・充実】）</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	16
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 23 年 1 2 月 「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」  (第 1 期：平成 24～28 年度) の策定</p> <p>平成 29 年 2 月 「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」  (第 2 期：平成 29～令和 3 年度) の策定</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	17
要 望 内 容	回 答		
17 道路のり面維持保全計画は前倒し実施し、要対策箇所を解消すること。	<p>① 「道路のり面維持保全計画」では、緊急輸送道路や災害発生時における市民生活への影響が大きい道路での斜面を対策優先箇所として選定し、重点的かつ計画的に防災対策工事を進めております。厳しい財政状況の中ではありますが、予算の確保に努め、本計画の推進に取り組んでまいります。</p> <p>(令和元年度2月補正予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路に面する斜面等の防災対策 62,000千円</li> </ul> <p>(令和2年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路に面する斜面等の防災対策 318,200千円【政策的新規・充実】</li> <li>・緊急輸送道路以外に面する斜面等の防災対策 393,560千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成29年 2月 「道路のり面維持保全計画(第1期)」の策定</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	18
要 望 内 容	回 答		
<p>18 山間部沿道の倒木による通行止めや停電を防ぐために、山の持ち主や国、京都府、関西電力等と連携し、未然防止対策を進めること。山中の災害木や間伐対策についても、補助制度の拡充を国や府に求め、市独自としても取り組みを進めること。</p>	<p>① 平成30年の台風21号で発生した倒木被害については、令和元年度から本市独自の補助制度である「災害復旧に向けた倒木対策の推進」事業を創設し、被害の復旧に努めております。また、道路管理者と森林組合とが合同で道路パトロールを実施し、道路の通行に支障となりそうな樹木について、調査のうえ処理を行っております。引き続き、森林所有者の負担軽減を図り、早急な倒木処理を促してまいります。</p> <p>② 二次被害のおそれのある民家裏等については、京都府に対し、府営事業による対策を要請し、順次工事が進められております。今後も京都府としっかりと連携し、倒木対策を進めてまいります。</p> <p>③ 倒木の未然防止に向けて、令和元年11月に策定した「針葉樹人工林の風倒木被害地における森林再生の指針（平成30年台風21号被害）」に基づき、倒木処理後の森林においては、広葉樹を中心とした多様な植栽を行うことや道路境界から一定範囲は中低木樹種を植栽することを促すとともに、森林再生を実現するために必要な施策の創設及び充実に国や府に働きかけながら、災害に強い森林への再生を進めてまいります。令和2年度は、低木性樹種等の植栽に対する助成制度を創設するとともに、自治会等が実施する道路や民家等に隣接する森林の危険木撤去を支援してまいります。</p> <p>④ さらに、鉄道や幹線道路等の重要インフラ施設に近接する森林については、国による新たな補助制度を活用し、森林所有者、施設管理者と連携して、倒木の未然防</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	18
要 望 内 容	回 答		
	<p>止対策が進む仕組みを構築してまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林整備事業 80,800 千円</li> <li>・ 森の力活性利用対策 62,200 千円</li> <li>・ 災害復旧に向けた倒木対策の推進 128,100 千円</li> <li>・ 災害復旧に向けた倒木対策の推進 (高性能林業機械の導入) 39,900 千円 【政策的新規・充実】</li> <li>・ 風倒木被害地の再生支援事業 33,800 千円 【政策的新規・充実】</li> <li>・ 災害に強い森づくりの推進～危険木伐採支援事業～ 4,500 千円 【政策的新規・充実】</li> <li>・ 重要インフラ施設周辺森林整備事業 57,000 千円 【政策的新規・充実】</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 30 年 9 月 台風 21 号による倒木被害発生</p> <p>平成 30 年 12 月 第 1 回森林倒木地の再生に関する有識者会議</p> <p>平成 31 年 3 月 第 2 回森林倒木地の再生に関する有識者会議</p> <p>令和 元年 6 月 第 3 回森林倒木地の再生に関する有識者会議</p> <p>9 月 第 4 回森林倒木地の再生に関する有識者会議</p> <p>11 月 針葉樹人工林の風倒木被害地における森林再生の指針 (平成 30 年台風 21 号被害) 策定</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 9
要 望 内 容	回 答		
1 9 すべての元小・中学校の耐震化を早期に完了すること。	<p>① 学校統合等に伴う閉校施設の耐震化については、耐震診断の結果や学校跡地活用の進捗状況等を踏まえ、必要な対応を検討し、実施してまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 2 5 年度 元立誠小・元有隣小・元安寧小の体育館・講堂に係る耐震補強設計を実施</p> <p>平成 2 6 年度 活用の見込みがある施設（元春日小・元貞教小）以外の体育館・講堂について、非構造部材の専門家による点検を実施 元聚楽小（全棟）の耐震改修工事完了</p> <p>平成 2 7 年度 元堰源小（体育館）、元有隣小（体育館）について、耐震補強工事を実施</p> <p>平成 2 8 年度 元有隣小（校舎）について、耐震補強工事を実施</p> <p>平成 2 9 年度 元生祥幼（園舎・木造）について、耐震補強工事を実施</p> <p>令和 元年度 元月輪小・元梅逕中体育館について耐震改修工事の設計を実施</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	20
要 望 内 容	回 答		
20 民間社会福祉施設の耐震化診断と改修を早期に完了させること。	<p>① 社会福祉施設の耐震化については、災害時に要配慮者の緊急受入先となる点も踏まえ、鋭意取り組んでおります。</p> <p>② 民営保育園等の耐震化については、「京都市民営保育園耐震化計画」に基づき、「子ども若者はぐくみ事業基金」も活用しながら、耐震化に係る事業者負担の軽減を図っております。</p> <p>また、民営保育園以外の民間社会福祉施設等についても、「京都市民間社会福祉施設等耐震化計画」に基づき、民営保育園等と同様、耐震化に係る事業者負担の軽減を図るとともに、施設種別ごとに抱える課題の解決に取り組みながら、耐震化を着実に進めているところです。</p> <p>令和元年度で京都市民間社会福祉施設等耐震化計画における耐震化集中取組期間（耐震改修に係る助成の本市負担割合を5%かさ上げ）が終了しますが、令和2年度からの3年間については、本市負担割合のかさ上げを年次ごとに逡減することで、できる限り早期に耐震化が図れるよう、取り組んでまいります。</p> <p>③ 引き続き、施設ごとに抱える課題の解消を図り、早期に耐震化が図れるよう、各施設と緊密に連携を取り、耐震改修を進めてまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	20
要 望 内 容	回 答		
	<p>(令和2年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所待機児童の解消 1,024,348千円  (うち 民間保育所等整備助成 1,019,000千円【政策的新規・充実】)</li> <li>・ 社会福祉施設等の耐震化の促進 455,950千円  (内訳) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民営保育園 56,000千円</li> <li>・ 民設高齢福祉施設 181,950千円</li> <li>・ 伝福連携推進等事業所整備助成(移転新築及び耐震化) 218,000千円【政策的新規・充実】</li> </ul> </li> </ul>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	21
要望内容	回答		
<p>21 ブロック塀の安全対策について、以下の項目を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間保育園、介護施設等について、子どもや高齢者の安全が確保される状況を京都市行政としてつくること。</li> <li>・民間ブロック塀除却助成を周知すること。民間ブロック塀の安全対策支援制度については、すべてのブロック塀を対象とするとともにフェンス設置等にも支援を拡充すること。</li> <li>・通学路のブロック塀の安全対策について、最後まで責任を持ってすすめること。</li> </ul>	<p>① 市営保育所、公設児童館、公設老人デイサービスセンター等の公共施設のブロック塀については、第一段階として、とりわけ危険性が高いと判断されるブロック塀の対策を最優先で進めることとし、平成30年9月補正予算において所要額を計上し、撤去等の対策に取り組んでおります。</p> <p>また、とりわけ危険性が高いブロック塀以外で不備が判明しているブロック塀についても、撤去等を行うまでの間、接近防止措置等の安全措置を徹底しながら、順次対策を進め、大半は令和元年度に完了する予定です。</p> <p>引き続き、令和2年度も対策が必要な箇所については、取組を継続し、施設利用者の安心・安全の確保に努めてまいります。</p> <p>② また、民間保育園、児童館、児童養護施設、特別養護老人ホーム等の民間社会福祉施設のブロック塀についても、公共施設と同様に、とりわけ危険性が高いと判断されるブロック塀の対策を最優先で進めることとし、平成30年9月補正予算において所要額を計上するとともに、「京都市民間社会福祉施設ブロック塀等撤去等促進事業補助金」を創設し、撤去等の対策に取り組んでまいりました。</p> <p>引き続き、施設利用者の安心・安全の確保に努めてまいります。</p> <p>③ 道等に面する民間所有のブロック塀等の安全対策については、平成30年7月にブロック塀等の除却工事に対する助成制度を創設し、地域と連携した普及啓発や市民しんぶんでのお知らせ、全戸回覧及び各区役所・支所等の窓口への当該制度のリーフレット配架等により制度周知を行っております。</p> <p>また、改善の進まないブロック塀等の所有者等に対して、個別に助成制度の活用</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 1
要 望 内 容	回 答		
	<p>を促すなど、安全対策の実施を粘り強く働き掛けているところです。</p> <p>令和 2 年度においても、引き続き、民間所有のブロック塀等における安全対策を進めてまいります。</p> <p>④ なお、民間ブロック塀等の除却助成については、これまでから道等に面するブロック塀等は全て助成対象としています。また、危険性を取り除くことを最優先にしているため、撤去後のフェンスの設置については、一律には助成制度の対象とはしておりませんが、密集市街地の細街路等に面しているものについては、除却に合わせて塀等の新設を行う場合にも補助を行う制度を設けております。</p> <p>⑤ 学校・教育機関のブロック塀については、大阪府北部地震の発生を受け、平成 3 0 年 7 ～ 8 月に建築士等の専門家による詳細調査を実施し、特に緊急性が高いと判断した 9 5 施設のブロック塀については、平成 3 0 年度に改修工事を完了しました。</p> <p>令和元年度においても、道路に面しているブロック塀を有する 7 1 施設で改修を進めており、令和 2 年度以降も、計画的に改修工事を進める予定です。</p> <p>⑥ 通学路上のブロック塀等については、全市立小学校の教職員等による目視点検を踏まえ、本市の緊急点検に係る専門家派遣制度を活用して点検を実施し、対応の必要性が高いと判断されるブロック塀等が存する通学路については、交通安全や防犯面等も踏まえながら、警察署等の関係機関とも協議し、経路変更も含め、児童生徒の安全確保に努めております。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	21
要望内容	回答		
	<p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設のブロック塀対策 1,071,647千円</li> <li>・ 民間社会福祉施設ブロック塀等撤去等促進事業 4,545千円</li> <li>・ 民間ブロック塀等の除却促進事業 19,292千円</li> <li>・ 歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進 62,520千円 (うち 危険ブロック塀等改善事業 6,000千円)</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成26年 6月 「京都市防災まちづくり推進事業(危険ブロック塀等改善事業等)」の創設</p> <p>平成30年 6月 大阪府北部地震に伴うブロック塀対策について災害対策本部長名で指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロック塀の緊急点検及び対応について</li> <li>・ ブロック塀への注意喚起ビラ等の掲出について</li> </ul> <p>ホームページにて、ブロック塀の安全点検等の注意喚起を実施</p> <p>7月 ブロック塀等の安全対策に関する専用窓口「ブロック塀等支援窓口」の開設及びブロック塀等の安全対策に係る支援制度の創設</p> <p>10月 ホームページにて、危険性のあるブロック塀の9月補正予算対象箇所の公表</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 2
要 望 内 容	回 答		
<p>2 2 消防分団施設（市や地域の施設と共用している、および 1 0 ㎡未満の消防団施設を含む）の耐震対策を市の責任において早期に完了すること。</p>	<p>① 消防団施設の耐震化については、消防団施設の補助金制度の優先的な活用によって促進を図っており、耐震診断を実施し、耐震化が必要と診断された消防団施設 5 6 施設のうち、令和元年度耐震化工事を完了した 1 施設を含めた 5 0 施設で耐震化工事が完了しております。</p> <p>令和 2 年度は、残る施設の耐震化に向け、消防署が該当分団と地域関係者の間に入り、調整を図るなど、積極的にサポートしてまいります。</p> <p>② 市や地域の施設と共用していること及び 1 0 ㎡未満であることが理由で、耐震診断を実施しなかった施設のうち、耐震化が必要な施設については、地域や分団と調整し、消防団施設の補助金制度の優先的な活用を促進してまいります。</p> <p><b>（令和 2 年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団施設新築等補助金 2 5, 0 0 0 千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 3
要 望 内 容	回 答		
2 3 排水機場の管理を直営に戻すこと。関係組織と職員体制を拡充すること。老朽化している排水機場等の整備計画を前倒しで進めること。	<p>① 排水機場の保守管理・運転監視業務については、委託によって行っておりますが、排水機場稼働時には、本市職員が現地に出動し、各排水機場の状況を把握するなどの対応を行っております。</p> <p>② 平成 2 8 年 4 月からは、排水機場集中監視システムの運用を開始し、ポンプの稼働状況や水位を一元的に把握するとともに、24 時間体制で監視を行うなど、監視体制を強化しております。</p> <p>③ また、排水機場長寿命化修繕計画に基づき、計画的な機器の整備、更新、適切な維持管理の実施及び長寿命化を進めております。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水機場維持管理 2 1 8, 0 9 1 千円</li> <li>・「排水機場長寿命化修繕計画」に基づく排水機場の老朽化修繕 8 0 2, 1 0 0 千円【政策的新規・充実】</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4
要 望 内 容	回 答		
<p>◆災害に備え，市・区役所の体制強化を</p> <p>2 4 防災担当職員を増員するなど区役所の常時の防災体制を抜本的に強化すること。消防署，土木事務所や上下水道局，保健福祉センターなど行政区単位で関係機関との連携を強化すること。</p>	<p>① 区役所・支所における災害対応に係る体制については，平成 2 4 年度以降，地域防災活動の拠点となる地域力推進室に「総務・防災課長」，「地域防災係長」及び「企画課長（又は企画係長）」を配置するなど，この間，4 0 名を増員するとともに，専門的な知識・経験を有する土木技術職員や消防職員も充てるなど，体制の充実・強化を徹底してきたところです。</p> <p>② 一方で，平時と災害時の体制については，分けて考えるべきであり，平時においては，簡素で効率的な執行体制に留め，災害時に突発的に増加する業務等について，区役所・支所の地域力推進室や，防災危機管理室だけでなく，全庁的に対応できる体制を構築することが重要です。</p> <p>このため，平時から，関係機関と顔が見える関係を構築するとともに，平成 3 0 年の災害対応を総括し，これまでから取り組んでいる区役所・支所への情報連絡員（リエゾン）の派遣に加え，防災担当以外の区職員による各種受付事務の体制の構築や，り災証明書発行における局区を横断する支援体制の構築など，自然災害への対策は確実に強化しており，引き続き，行政，関係機関が一体となった災害対応力の強化，更なる防災体制の構築に努めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	25
要 望 内 容	回 答		
<p>25 すべての町内会単位の防災行動マニュアルとマップについては住民への広報を徹底すること。自主防災会や消防団など住民との協議のしくみをつくり、随時必要な見直しを行い充実させること。</p>	<p>① 各自主防災会で策定した防災行動マニュアルについては、防災マップも含め防災訓練や防災研修などの機会を通じて実践・検証し、自主防災会や消防団をはじめとした各種地域団体等の意見を聞きながら、それぞれの地域の実情に応じて運用されるよう支援しております。自主防災部における防災行動マニュアルや防災マップについても、町内会単位で実施する地域発災型訓練等の実施時に随時内容を確認し、必要に応じて修正するよう指導しております。</p> <p>② 防災行動マニュアルに定められた災害時の避難行動のほか、各世帯の避難のタイミングや避難場所等を各世帯で記入し、情報共有していただくための「我が家の防災行動シール」については、防災啓発動画等の広報媒体も活用し、シールの周知啓発及び活用促進に努めてまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成27年度～ 防災行動マニュアル策定のためのガイドライン配布 防災行動マニュアル策定指導開始</p> <p>平成29年9月～ 「我が家の防災行動シール」及び「防災行動ポスター」作成・配布開始</p> <p>平成30年5月～ 水害ハザードマップの改訂に伴う防災行動マニュアル（水災害編）の見直し196/196自主防災会（平成31年4月末現在） （想定浸水深50cm以上又は立退き避難が必要区域を含む自主防災会，188自主防災会及び任意8自主防災会）</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	26
要 望 内 容	回 答		
26 自主防災会への補助金を増額すること。	<p>① 自主防災組織活動助成金については、地域住民の防火防災に関する連帯感の高揚及び平常時における自主防災組織の活動促進を目的に、年間5万円を上限として、防災訓練に必要な物品の購入や、防災知識の普及啓発などに活用いただいております。また、公設消防隊の到着に時間を要する北部等山間地域の自主防災会に対しては、初期消火活動に必要な器材の整備に助成金を交付しております（1箇所につき助成金上限4万円、助成率2分の1以内）。</p> <p>② 自主防災組織の活動に対しては、助成金の交付のほか、標旗の交付、防災器材等の修繕、訓練指導や研修の実施、防災行動マニュアル策定支援などを実施しており、いざというときに活動できる人づくり、組織づくりに引き続き努めてまいります。</p> <p><b>（令和2年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織活動助成金 11,350千円</li> <li>・ 北部等山間地域自主防災組織消火活動器材整備助成金 1,000千円</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>昭和62年度 活動助成金交付事業開始（1自主防災会当たり3万円）</p> <p>平成8年度 活動助成金交付増額（3万円→5万円）</p> <p>平成8・9年度 自主防災組織用器材の緊急整備事業（各自主防災会に1セット）</p> <p>平成10年度 自主防災リーダー養成事業開始（～平成25年度）</p> <p>平成12年度 身近な地域の市民防災行動計画づくり開始</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	26
要 望 内 容	回 答		
	平成 19 年度	住宅用火災警報器設置促進活動助成金 (1 自主防災会当たり 2 万円 (～平成 22 年度))	
	平成 20 年度	「自主防災活動ファイル」配布 北部等山間地域自主防災組織消火活動整備助成事業開始	
	平成 23 年度	地域の集合場所明示シール全戸配布	
	平成 24 年度	自主防災トップリーダー養成研修 (自主防災上級研修) 開始 (～平成 27 年度)	
	平成 27 年度～	防災行動マニュアル策定のためのガイドライン配布	
	平成 29 年 9 月～	「我が家の防災行動シール」及び「防災行動ポスター」作成・ 配布開始	
	平成 30 年 5 月～	水害ハザードマップの改訂に伴う防災行動マニュアル (水災害 編) の見直し 196 / 196 自主防災会 (平成 31 年 4 月末 現在) (想定浸水深 50 cm 以上又は立退き避難が必要区域を含む自 主防災会, 188 自主防災会及び任意 8 自主防災会)	

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	27
要 望 内 容	回 答		
<p>27 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設への情報伝達方法，避難・誘導體制の整備を定めた計画策定を京都市の責任において早期に完了させること。</p>	<p>① 施設等への連絡については，「京都市地域防災計画」に基づき，指定河川洪水予報や土砂災害警戒情報等が発表された場合には，速やかに対象となる区域や行政区の要配慮者利用施設に情報の伝達を行うこととしております。</p> <p>② また，「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月19日に施行され，浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等内に位置し，地域防災計画に名称及び所在地が記された施設については，避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されました。</p> <p>このため，本市においては，平成31年2月に，対象施設に対して避難確保計画の作成等について通知を行い，計画策定の助言及び内容の点検等を行っているところです。</p> <p>引き続き，対象施設における避難確保計画の策定等が円滑に進むよう適宜助言等を行ってまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	28
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅱ 憲法を守り，平和で民主的な日本と京都をつくるため，国に対し次の項目の実現を求めること</p> <p>28 憲法9条を改悪しないこと。現行憲法を生かすこと。</p>	<p>① 日本国憲法が制定されてから70年以上が経過しており，国内の社会情勢や，日本を取り巻く国際環境が大きく変化してきた状況において，現行憲法における基本的な理念，原則を大切にしつつ，憲法について国民が関心を高め，しっかりと議論がされることは意義のあることと考えており，その在り方については，国家，国民の基本に関わる事項として，国民全体で議論が深められるべきものと考えております。</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	29
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅱ 憲法を守り，平和で民主的な日本と京都をつくるため，国に対し次の項目の実現を求めること</p> <p>29 国連で採択された核兵器禁止条約に参加すること。</p>	<p>① 核兵器廃絶に向けましては，本市も加盟する平和首長会議の国内加盟都市会議において，毎年，国に対して，核兵器廃絶に向け力を尽くすよう，強く要請しており，国においても，「核兵器のない世界」の実現に向け，非核三原則を堅持しつつ，被爆の悲惨な実相への理解の促進と共に，核兵器の保有国と非保有国との橋渡し役を果たし，双方に働き掛けを行うことを通じて，国際社会を主導していく決意が示されているところです。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	30
要 望 内 容	回 答		
<p>II 憲法を守り，平和で民主的な日本と京都をつくるため，国に対し次の項目の実現を求めること</p> <p>30 憲法違反の戦争法（安保法制）を廃止すること。 「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回すること。</p>	<p>① 左記の項目については，事案の性格上，専ら政府又は国権の最高機関である国会において結論を出されたものであり，国において判断されるべきものと考えております。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	31
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅱ 憲法を守り，平和で民主的な日本と京都をつくるため，国に対し次の項目の実現を求めること</p> <p>31 日米安保条約を廃棄し，対等，平等，友好の日米関係を築くこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日米地位協定を抜本的に改定し，世界に例のない米軍優遇の特権をなくすこと。</li> <li>・京丹後市の米軍Xバンドレーダー基地を撤去すること。</li> <li>・辺野古の新基地建設を中止すること。高江のヘリパット建設を中止すること。</li> </ul>	<p>① 左記の項目については，事案の性格上，専ら政府又は国権の最高機関である国会において結論を出されたものであり，国において判断されるべきものと考えております。</p> <p>なお，米軍Xバンドレーダー基地については，地元自治体である京都府及び京丹後市が，国と真摯な協議を重ねられ，住民の安心・安全が確保されることを前提として，基地建設を受け入れられるに至ったものと認識しております。</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	32
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>32 自治体の機能と役割，住民自治と地域経済を破壊する，「自治体戦略2040構想」の具体化はしないこと。公務の産業化・集約化方針を撤回すること。</p>	<p>① 本市においては，少子高齢化の進展等により，社会保障費が増加し，財政状況が厳しさを増す中であっても，全国トップ水準の福祉・教育・子育て支援，災害対応をはじめとする市民生活の安心・安全の確保の推進や，50年後，100年後の京都の未来を見据えた先行投資をしっかりと実施しながら，同時に，持続可能な行財政の確立を図るために，「民間にできることは，民間に」を基本方針に，委託化・民営化などで業務量の減少が確実に見込める部分について，職員を削減しております。</p> <p>② 引き続き，委託化・民営化などで業務量の減少が確実に見込める部分について，職員数の適正化に取り組むと同時に，必要な部署には必要な人員をしっかりと配置し，市民のいのちと暮らしを守る執行体制の充実・強化に努めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	33
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ 市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>33 自治体の財源に必要な地方交付税を確保すること。</p>	<p>① 真の分権型社会の実現には、抜本的な権限と税財源の移譲と併せ、税源の偏在による地域間格差を是正する財政調整機能や財源補償機能を充実することが極めて重要です。</p> <p>地方交付税については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定過程を明らかにしたうえで、地方の財政需要や税収等を的確に見込むことで交付税の必要額を十分確保すること</li> <li>・ 税収等が急激に落ち込む局面での補てん措置を拡充すること</li> <li>・ 地方財源不足の解消は、法定率の引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること</li> <li>・ 観光地特有の財政需要を反映させる算定方法を定め、的確に配分することを、本市独自で、あるいは他の指定都市とも連携し、これまでから、国に対して強く求めているところであり、今後も強く求めてまいります。</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>令和 元年 6月 令和2年度国の施策・予算に関する提案・要望(京都市)</p> <p>7月 令和2年度国の施策及び予算に関する提案(指定都市)</p> <p>10月 令和2年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充について(指定都市)</p> <p>11月 令和2年度国の施策・予算に関する緊急提案・要望(京都市)</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	34
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>34 自治体に民間委託等の過度な「行革」を押しつけ、地方交付税総額を引き下げるトップランナー方式をやめること。</p>	<p>① 地方交付税については、必要額が確保されていないことが大きな問題と考えており、地方交付税の確保、併せて、臨時財政対策債の速やかな廃止、大都市特有の財政需要の的確な反映について、引き続き、あらゆる機会を通じて国に強く求めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 5
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>3 5 「中小企業憲章」を国会決議とすること。中小企業基本法については、「中小企業憲章」の立場で、「中小企業と大企業の格差是正」など中小企業を応援するものに見直すこと。小規模企業振興基本法の具体化を早急に図ること。</p>	<p>① 「中小企業憲章」は、中小企業の果たす経済的・社会的役割についての考え方を基本理念として示すとともに、中小企業政策に取り組むに当たっての基本原則や、政府の行動指針を定めたものであり、今後とも国の具体的な施策展開等を注視してまいります。</p> <p>② 小規模企業振興基本法において、中小企業、とりわけ小規模企業は地域における経済や雇用を支える重要な存在として、その成長発展のみならず、事業の持続的発展を図ることとされています。</p> <p>③ 本市では、京都商工会議所及び京北商工会と一体的に運営している市内5箇所の相談窓口において、様々なニーズにワンストップで応える経営相談や企業への個別訪問を実施し、利用者のほとんどが中小企業・小規模事業者です。また、平成31年4月に地域企業条例を施行するなど、小規模企業振興基本法が目指す地域を支える中小企業振興を推進しているところであり、今後とも国や産業支援機関と連携し、取り組んでまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	36
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ 市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>36 経済・景気・くらしを回復するために、消費税は5%に減税すること。中小零細企業の営業に深刻な打撃を与えるインボイス制度の導入をやめること。</p>	<p>① 消費税率については、社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとするため、あらゆる世代が広く負担を分かち合い、国・地方を通じた社会保障に要する財源を安定的に確保していくために10%への引上げが行われたものです。</p> <p>消費税率引上げの実施に当たっては、軽減税率制度や複数税率に対応したレジの導入経費等の一部を補助する制度が導入されるなど、低所得者や中小企業等への影響を最小限に留める対策に加え、経済全体への影響を抑えるための対策が講じられております。</p> <p>消費税率の引上げ分は、介護、年金、医療及び子育て等の社会保障に充てることとされており、本市としましても、こうした施策にしっかりと取り組み、市民のいのちと暮らしを守ってまいります。</p> <p>② インボイス制度は、軽減税率が導入されるに当たり、適正な課税を確保するため、令和5年10月1日から導入されるものと認識しております。</p> <p>インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者の登録を受けた課税事業者からの仕入れでなければ仕入れ税額控除ができないため、免税事業者については適格請求書発行事業者となるために課税事業者に転換するかどうかの判断が必要となります。このため、軽減税率の導入からインボイス制度の実施まで4年間の猶予期間が設けられるとともに、免税事業者が納入先企業等から短期間のうちに課税事業者への転換を求められたりすることのないよう、インボイス制度の実施後も、免税事業者からの仕入れについて一定割合の仕入れ税額控除を認める6年間の経過措置が設</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	36
要 望 内 容	回 答		
	<p>けられるなどの対策が講じられております。</p> <p>本市としても、商工会議所をはじめとする経済団体との連携を密にし、国や京都府とも一体となって、こうした制度の周知徹底を図るなど、円滑に制度が運用されるよう、取り組んでまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 26 年 4 月 消費税率 8 % への引上げ</p> <p>平成 27 年 3 月 消費税率 10 % への引上げ時期を 1 年半先送りする改正法が成立</p> <p>平成 28 年 11 月 消費税率 10 % への引上げ時期をさらに 2 年半先送りする改正法が成立</p> <p>令和 元年 10 月 消費税率 10 % への引上げ</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	37
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ 市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>37 「納税者権利憲章」を早急に制定すること。</p>	<p>① 平成23年度税制改正大綱において、「納税者権利憲章」を策定し、平成24年1月1日に公表することとされていましたが、国会における審議の結果、平成23年度における策定が見送られました。国においては、納税者権利憲章の制定よりも、納税者の利益の保護の観点も踏まえた措置を手当てしていくことの方が重要との考え方の下、平成27年度税制改正において、納税の猶予制度に関する手続の明確化が行われるなど、納税環境の整備が進められており、本市においても、市税条例の改正などの対応を行っております。引き続き、国における対応を踏まえ、納税環境の整備を含め、適正かつ公平な税務事務の推進に努めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	38
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>38 生活費非課税の原則に基づき、基礎控除・人的控除引き上げなど課税最低限を引き上げること。</p>	<p>① 個人所得課税における所得控除は、納税義務者の個々の事情に応じて税負担を調整するために設けられているものであり、その見直しについては、税負担の在り方や税体系の整合性の観点のほか、国民生活、地方自治体等に与える影響や給付措置等を踏まえ、国において総合的に判断された結果と認識しております。</p> <p>② また、国では、平成30年度税制改正大綱において、働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、令和3年度分以後の個人住民税について、基礎控除を一律10万円引き上げることとされており、今後も、国での検討状況の推移及び議論の動向を注視してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	39
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ 市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>39 累進課税を強化し、大企業・高額所得者に応分の負担を求めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税の累進制を復活すること。法人市民税の累進制を強化すること。</li> <li>・大企業優遇の税制度をあらため、中小企業並みの負担を求めること。</li> </ul>	<p>① 所得課税である所得税については、所得再分配機能が適切に発揮されるよう、累進的な税率構造が、個人市民税については、応益性や偏在度の縮小といった観点から、比例税率が採用されており、両税目で役割分担の明確化が図られております。そのため、個人市民税の税率については、国税である所得税等、所得課税全体の中で検討されるべきものと考えます。</p> <p>② 法人市民税については、本市では、資本金等の額が3億円を超える企業等に対し、法人税割の税率を8.2%（標準税率6.0%）とする超過課税を行い、その能力に応じた負担をお願いしているところです。</p> <p>③ 大企業・高額所得者の負担に関して、この間、国において、所得税の最高税率の引上げや大企業に対する欠損金繰越控除額の引下げがされたほか、平成30年度税制改正大綱において、令和3年度分以後の個人住民税について、高額所得者に係る基礎控除が逡減・消失する仕組みの創設や、給与所得控除の上限の引下げ、高額の所得がある年金受給者の公的年金控除の見直しを行うとされております。</p> <p>④ また、国においては、日本の立地競争力や企業の競争力を高める一環として、成長志向に重点を置いた法人税改革を進めており、法人実効税率の引下げが行われております。法人住民税については、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正により、配分割合の拡充を図ることを、指定都市共同で要望しております。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	40
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ 市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>40 雇用は正社員を基本とし、労働者派遣法は抜本改正すること。</p>	<p>① 正規雇用の拡大を図るためには、雇用の7割を占める中小企業の成長と下支えが重要であり、これまでから、中小企業の振興をはじめ、産業政策と雇用対策を一体的に取り組んでまいりました。</p> <p>② とりわけ、非正規雇用率が高い観光関連産業における正規雇用化を推進するため、令和元年度からは、観光関連産業担い手創造・育成プロジェクトを実施しております。</p> <p>③ また、令和元年6月には、国に対し、正規雇用化の一層の促進により、地域経済に好循環を確立し、更なる経済成長につなげるため、非正規から正規雇用への促進のための支援の充実について要望を行ったところです。さらに、12月には、「正規雇用の拡大と賃上げ、長時間労働の是正等」について、本市と労働局及び府が共同して経済団体に対して要請を行ったところです。今後とも、正規雇用の拡大、雇用の質の向上を図り、市民所得の向上に向けて取り組んでまいります。</p> <p>④ 就職氷河期世代に対しては、就職氷河期世代に当たる方を対象とした相談や地域企業とのマッチングを実施するなど、就職氷河期世代に当たる方の地域企業への雇用を促進する拠点をわかもの就職支援センター内に設置することとしております。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	40
要望内容	回答		
	<p>⑤ なお、労働者派遣法については、同一労働同一賃金の導入等の正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止を盛り込んだ改正法が令和2年4月（中小企業は令和3年4月）に施行されることとされております。本市としては、個々の企業の経営の安定や持続的発展のために、引き続き地域企業の経営支援を推進してまいります。</p> <p><b>（令和元年度2月補正予算額）</b></p> <p>・就職氷河期世代活躍支援事業 16,000千円</p> <p><b>（令和2年度予算額）</b></p> <p>・京都中小企業担い手確保・定着支援事業 54,300千円</p> <p>・観光関連産業担い手創造・育成プロジェクト 9,000千円</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成29年度～平成30年度 観光関連産業安定雇用促進事業の実施</p> <p>令和元年度～ 観光関連産業担い手創造・育成プロジェクトの実施</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	4 1
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ 市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>4 1 「残業代ゼロ」、過労死を増やす「働き方改革一括法」は廃止すること。</p>	<p>① 国は、働き方改革は、雇用の7割を占める中小企業において、着実に推進することが重要であるとともに、その推進を通じて魅力ある職場とすることで、中小企業の喫緊の課題である担い手不足の解消にもつながるとしております。</p> <p>② 本市では、これまでから「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画に基づき、仕事と家庭生活の両立支援等に積極的に取り組む企業の表彰や、ロールモデルの発掘、ふれあいまつりなどの機会を活用した広報啓発等に取り組むとともに、女性の活躍推進においても、オール京都体制で様々な取組を進めております。</p> <p>③ また、経済団体等と連携し、京の企業「働き方改革」自己診断制度の利用を促進するとともに、京の企業「働き方改革チャレンジプログラム」事例の周知啓発を行うことで、地域企業における働き方改革の主体的な取組を後押ししてまいります。</p> <p>④ 今後とも、国や京都府と密接な連携と適切な役割分担を図りながら、「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて、着実に取り組んでまいります。</p> <p>(令和 2 年度 予算額)</p> <p>・京の企業働き方改革総実践プロジェクト 13,600千円</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	41
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 24 年 3 月 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画策定</p> <p>平成 29 年 3 月 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画(改定版)の策定</p> <p>4 月 局を横断する「働き方改革」推進プロジェクトチームを設置</p> <p>平成 30 年 10 月 京の企業「働き方改革」自己診断制度を創設</p> <p>3 月 事例集「『働き方改革』で紡ぐ京都の未来 働きたくなる地域企業のつくりかた」を発行</p> <p>京の企業「働き方改革」自己診断制度説明会を開催(全2回)</p> <p>令和 元年 5 月～ 「働きたくなる地域企業のつくりかた」ランチタイム座談会を開催(全7回)</p> <p>7 月～ 京の企業「働き方改革チャレンジプログラム」モデル企業の取組を京都商工会議所会報誌で連載開始</p> <p>11 月～ 京の企業「働き方改革」自己診断制度の新システム稼動及び説明会を開催(全2回)</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	4 2
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ 市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>4 2 最低賃金は、全国一律時給 1 0 0 0 円を早急に実現し、1 5 0 0 円をめざすこと。引き上げにあたっては、社会保険料事業主負担分軽減のための効果的な支援策をはじめ、中小企業を支援すること。</p>	<p>① 最低賃金は、働く人々のセーフティネットとしての役割を担っており、地域における労働者の生計費や企業の賃金支払能力などを見極めたうえで、国において適切に判断されるべきものと考えております。</p> <p>② 本市では、令和元年 6 月、国に対して賃上げと一体となった生産性向上に取り組む企業への支援の充実について、要望を行ったところです。</p> <p>また、賃上げなど地域経済の好循環を生み出すためには、地域企業の成長と下支えが重要と考えており、国に対しては、引き続き担い手不足の解消や金融支援など、地域企業・中小企業の経営強化につながる支援を求めるとともに、地域に根ざした企業の活性化と持続的発展を支援することで、市民生活の豊かさへとつなげてまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	43
要望内容	回答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>43 食料自給率を当面50%（カロリーベース）に引き上げること。コメの需給調整政策を放棄しないこと。コメ直接交付金を復活させ、価格保障・所得保障をおこなうこと。コメの生産と流通に国が責任を持つこと。農業予算を大幅に増額し、後継者の育成、家族・集落営農への支援を強めること。</p>	<p>① 食料自給率については、関係機関と連携して新規就農者等の育成及び支援に取り組み、農地の有効利用を図るとともに、経営所得安定対策等の推進や価格安定制度の活用など農家の経営安定対策を実施し、その向上に努めてまいります。</p> <p>② コメの需給調整政策については、国のコメ政策改革により、農業者自らの経営判断で消費者ニーズに応じた水田農作物の生産を行うことが可能となりました。本市としては、生産農家に対して、コメの需要等に関する情報を提供するとともに、生産に必要な農業機械や施設の導入支援等を行うことで、農業経営の安定化を図り、農家の所得向上、後継者の育成に努めてまいります。</p> <p><b>（令和2年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田農業構造改革対策事業 10,063千円</li> <li>・農業生産振興対策 6,313千円</li> <li>・新規就農総合支援事業～農力開発～ 45,822千円</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>&lt;令和元年度の取組状況（12月末現在）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物価格安定対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>春キャベツ（洛南，上烏羽） 契約数量 435トン</li> <li>夏秋なす（大原野） 契約数量 180トン</li> </ul> </li> </ul>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	43
要 望 内 容	回 答		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜等経営安定対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>青とうがらし（京北） 契約数量 8.7トン</li> <li>みず菜（京北） 契約数量 5.9トン</li> <li>小豆（京北） 契約数量 1.4トン</li> </ul> </li> <li>・経営所得安定対策等交付申請件数 <ul style="list-style-type: none"> <li>京都市地域農業再生協議会 779件</li> <li>京北地域農業再生協議会 75件</li> </ul> </li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	4 4
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>4 4 地球温暖化対策については「1. 5℃を目指す京都アピール」の立場から、2020年までに1990年比で温室効果ガス排出量25%削減目標を堅持し、2050年温室効果ガス排出量ゼロへむけて目標とロードマップを明らかにすること。</p>	<p>① 本市においては、現行の「京都市地球温暖化対策条例」に掲げる「市内の温室効果ガスの総排出量を2020年度までに基準年である平成2年度（1990年度）比で25%削減する」という目標の達成を目指し、地球温暖化対策に積極的に取り組んでおります。</p> <p>② 令和元年5月には、IPCC第49回総会京都市開催を記念したシンポジウムにおいて、京都市長が日本の自治体首長で初めて「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」を目指す覚悟を表明し、当時の環境大臣をはじめとする各界の関係者とともに、「1. 5℃を目指す京都アピール」を発信しました。</p> <p>③ 本市においては、これを踏まえて、現在、「京都市地球温暖化対策条例」の見直し及び次期「京都市地球温暖化対策計画」の策定を進めており、京都市環境審議会などにおける議論や、市民・事業者などあらゆる主体からの御意見を踏まえ、「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」という目標に向けたロードマップを作成してまいります。</p> <p>④ 国に対しても引き続き、早期の脱炭素社会の実現に向け、実効性のある地球温暖化対策の取組と、地方自治体が発行する取組への支援を求めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	4 5
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ 市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>4 5 マイナンバー制度は廃止すること。</p>	<p>① マイナンバー制度については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」，いわゆる「マイナンバー法」に基づき実施するものであり、「国民の利便性の向上」，「行政の効率化」及び「公平・公正な社会の実現」を目指す重要な社会基盤となるものです。</p> <p>② また，令和元年6月に開催されたデジタル・ガバメント閣僚会議におきまして，「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」が決定されており，マイナンバーカードの一層の普及促進が求められております。</p> <p>本市としても，「マイナンバー法」に基づき，引き続き適切に対応してまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成25年 5月 「マイナンバー法」の制定</p> <p>平成27年10月 マイナンバーの通知開始</p> <p>平成28年 1月 マイナンバーの利用開始</p> <p style="padding-left: 100px;">マイナンバーカードの交付開始</p> <p style="padding-left: 100px;">9月 マイナンバーカードの日曜交付の実施</p> <p>平成29年10月 区役所・支所におけるマイナンバーカード申請受付の実施</p> <p style="padding-left: 100px;">11月 情報提供ネットワークシステムの本格運用開始</p> <p style="padding-left: 100px;">マイナポータルの本格運用開始</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	4 5
要 望 内 容	回 答		
	平成 3 0 年 4 月	子育てワンストップサービスにおける電子申請の開始	
	平成 3 1 年 1 月	証明書のコンビニ交付の開始	
	令和 元年 6 月	「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」の決定（令和元年 6 月 4 日 デジタル・ガバメント閣僚会議決定）	

令和 2 年度 予算要望に対する 回答		NO.	4 6
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ 市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること。</p> <p>4 6 年金のマクロ経済スライド制を廃止すること。最低保障年金制度を創設すること。</p>	<p>① 公的年金制度のマクロ経済スライドについては、少子高齢化により支え手となる現役世代が減少し、年金受給者が増加していく状況の中で、持続可能性を高め、将来世代への給付水準を確保する観点から、国において導入されたものと認識しております。本市としては、負担とのバランスを図りつつも公的年金制度そのものが高齢者等の生活を安心して支えるものとなるよう、老齢基礎年金等の支給額の改善を国に要望しております。</p> <p>② 最低保障年金制度については、国が設置した「社会保障制度改革国民会議」の報告書において、低所得者に対するセーフティネットの強化に関しては、年金制度だけで対応するのではなく、社会保障全体で対応することとされており、令和元年10月1日からは、消費税率の10%への引上げによる低所得の年金受給者の負担を緩和するため、年金生活者支援給付金法が施行され、同年12月から年金に上乘せして支給されているところです。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	4 7
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること。</p> <p>4 7 公的医療保険として国保制度を立て直すために、以下について求めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険制度の均等割・平等割をなくすこと。</li> <li>・国による保険料免除制度をつくること。</li> <li>・保険証取り上げの制裁措置を規定した国保法第9条を改正すること。強権的な取り立てを奨励する国の行政指導をやめること。</li> <li>・国保都道府県化で、自治体の一般会計からの繰入中止を強要・誘導しないこと。</li> </ul>	<p>① 国民健康保険制度については、全ての被保険者が等しく保険給付を受け、また、全ての被保険者に応分の負担をいただくことが基本的な考え方となっております。被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料軽減措置については、国において既に講じられており、本市では約8割の方が対象となっております。</p> <p>② 保険料は国保の事業運営の基幹的な財源であり、全ての被保険者に公平に負担していただくことが制度存立の前提であるため、現時点において、新たな保険料免除制度の創設に係る国への要望は考えておりません。</p> <p>なお、本市においては、独自の条例減免制度を設け、保険料の納付が困難な世帯に対して、きめ細かな相談を行っているところです。</p> <p>③ 保険料を滞納している世帯に対し被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することは、被保険者間の公平を確保し、保険料納付の促進を図ることを目的として、法令等に規定されております。従って、保険料を特別な理由もなく、長期にわたり滞納している世帯に対して、法に基づいて資格証明書を交付することは、やむを得ないものと考えております。</p> <p>なお、その交付に当たっては、滞納者に対して区役所・支所への来所を求める等、できる限りの接触を図り、保険制度の主旨を十分に説明するとともに、滞納に至った事情を十分に聴取して、条例減免制度の活用を含めたきめ細かな納付相談や納付指導を行っております。交付対象となった世帯に対しても、あらかじめ弁明書</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	47
要 望 内 容	回 答		
	<p>の提出を求める通知等を送付し、資格証明書について十分に説明を行ったうえで交付しております。</p> <p>④ 国民健康保険料については、国民健康保険法第76条において、「市町村は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主から保険料を徴収しなければならない」と規定されています。本市としては、当該規定に基づき徴収義務の履行のために法令に定められた範囲において徴収等を行っており、強権的な徴収を行うよう国から行政指導された事実はありません。</p> <p>⑤ 一般会計繰入れの取扱いについては、都道府県単位化後も法で禁止されているものではなく、市町村において個別に判断することとなっております。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	4 8
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ 市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>4 8 児童虐待に対応するため児童相談所や一時保護所の職員を増やすなど体制を強化するとともに、職員の専門性にふさわしい処遇改善を行うこと。そのための財源を確保すること。</p>	<p>① 本市では、これまでから虐待通告後 4 8 時間以内に児童の安否確認を行う「子ども虐待防止アクティブチーム」の増設や第二児童福祉センターの設置により児童福祉司等の増員を図るなど、児童相談所（第二児童相談所を含む。）及び一時保護所の体制強化に努めてまいりました。</p> <p>② さらに、令和元年度から、各区役所・支所子どもはぐくみ室による「課題や困りを抱えた家庭への寄り添い支援」を一層充実するため、全ての子どもはぐくみ室に子育て支援係長を 1 名ずつ配置し、係員 1 0 名の増員と合わせ、計 2 4 名増員しました。また、児童相談所による「子どもの安全確保及び虐待を受けた子どもへの自立支援」を一層充実するため、課長級 1 名及び児童福祉司 4 名を増配置したところです。</p> <p>③ 専門職の職員体制については、児童相談所に人口約 2. 4 万人に 1 人と全国トップクラスの児童福祉司を配置し、多角的かつ専門的な支援が可能となるよう、行政職だけでなく、心理職や保健師、保育士等の多様な職種で構成しております。</p> <p>④ また、令和 2 年度は、年々増加する児童虐待の通告や相談に迅速に対応するため、面前 DV や 1 1 9 番通報に伴う警察からの書面通告や、近隣住民等から寄せられる、いわゆる泣き声通告に係る初動調査・啓発業務等を専任で行う会計年度任用職員を新たに配置し、児童相談所の体制強化を図ってまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

⑤ 更なる体制強化，職員の処遇改善に当たっては，現在の地方交付税措置としてではなく，実質的な補助とするようあらゆる機会を捉えて，引き続き国に求めてまいります。

(令和2年度予算額)

- ・ 児童虐待対策 47,768千円
- ・ 児童福祉センター運営 418,006千円  
 (うち，急増する警察からの通告への対応のための児童相談所の体制の強化 24,700千円【新規】)

(経過・これまでの取組等)

<児童福祉センター（第二児童福祉センターを含む）における児童福祉司・児童心理司の配置数> (単位：人)

年度	25年度	26年度	27～30年度	令和元年度
児童福祉司	55	57	57	61
児童心理司	17(6)	17(6)	18(6)	18(6)

( ) 内は非常勤嘱託員の再掲

<児童相談所及び第二児童相談所の体制強化>

平成24年度 第二児童福祉センター開設

平成25年度 児童相談所及び第二児童相談所に児童福祉司を各1名増配置。一時保護所に児童心理司1名を配置

平成26年度 児童相談所及び第二児童相談所に児童福祉司を各1名増配置

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	4 8
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 2 7 年度 児童相談所に児童心理司 1 名増配置</p> <p>平成 2 8 年度 一時保護所運営担当課長を新設，直接処遇職員 1 0 名増員配置 本市と京都府警察本部との協定に基づき府警職員 1 名を担当課長として併任配置（平成 3 0 年度から担当課長 1 名に代え，課長補佐級職員 2 名に増員）</p> <p>令和 元年度 児童相談所と各区役所・支所子どもはぐくみ室の連携強化のため，児童相談所に連携調整担当課長を新設するとともに，児童福祉司 1 名を配置。第二児童相談所の「子ども虐待防止アクティブチーム」に主席児童福祉司 1 名を，児童相談所の「子ども虐待防止アクティブチーム」（2 チーム）に児童福祉司各 1 名を増配置</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	49
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ 市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>49 福祉現場での深刻な職員不足を一刻も早く解消するため、保育・介護・障害など福祉施設職員の大幅な賃金引き上げができるよう、財源を確保すること。</p>	<p>① 保育士については、全国トップクラスの保育水準を確保するため、いわゆるプール制において、厳しい財政状況の中、令和2年度も本市独自財源の予算を計上し、引き続き民間保育園における国基準を上回る保育士の配置と職員の処遇改善を図ってまいります。</p> <p>② また、平成29年度に国制度により創設された、保育士等のキャリアアップと連動した処遇改善を確実に実現するため、令和2年度においても、予算を計上するとともに、必要な知識及び技能の習得のための研修を実施しており、引き続き、副主任保育士や職務分野別リーダーといった施設の課題に対応できる保育の担い手の育成に取り組んでまいります。</p> <p>③ 国において平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」による保育士給与の1%引上げに対応し、令和元年度から本市においてもこれに対応する予算を確保しております。令和2年度も引き続き、保育士等の処遇改善を図ってまいります。</p> <p>④ 国においては、子ども・子育て支援における質の改善項目として、1歳児の職員配置基準の改善等を掲げていることから、本市が独自に加配している保育士分を含めて十分な財政措置がなされるよう、引き続き、要望してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	4 9
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑤ 介護職員については、国において、これまで年額 7 0 万円程度の改善が図られてきておりますが、令和元年 1 0 月からは、経験 1 0 年目程度のリーダー級職員について、他産業と遜色のない給与水準（年収 4 4 0 万円）となるよう新たに特定処遇改善加算が実施されたところです。</p> <p>⑥ 介護保険制度は全国一律の社会保険制度であるため、本市独自で処遇改善加算の拡充を行う考えはございませんが、介護職員の処遇改善は、重要な課題であると認識しており、今回の加算の効果等も注視しながら、引き続き、必要な処遇改善がなされるよう国に対して要望してまいります。</p> <p>⑦ また、障害者福祉に従事する職員については、障害福祉サービス事業者への報酬について、平成 2 9 年 4 月に + 1 . 0 9 %，平成 3 0 年 4 月に + 0 . 4 7 %，令和元年 1 0 月に + 0 . 4 4 % の報酬額改定がなされたところです。引き続き、安定的な事業運営や質の高いサービス提供を行うための人材確保及び定着が図られるために必要な報酬水準の確保が実施されるよう国に対し要望してまいります。</p> <p>⑧ このように、保育、介護、障害ともに、これまでから積極的に取り組んでおり、本市単独でのこれ以上の財源確保は困難な状況にあります。令和 2 年度も引き続き、十分な財政措置がなされるよう、国に対して、要望してまいります。</p> <p><b>（令和 2 年度 予算額）</b></p> <p>・ プール制補助金 3, 4 8 7, 9 2 7 千円</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	49
要望内容	回答		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設型給付費・委託費（市加配分） 1,730,663千円</li> <li>※ 歳児別保育士配置基準の条例化に伴うプール制補助金予算からの組替え分は 予算額全体1,730,663千円のうち1,540,260千円</li> <li>・「新しい経済政策パッケージ」を踏まえた保育士等の処遇改善 361,942千円</li> <li>・1歳児保育における保育士配置体制の充実 135,057千円 (うち充実分 23,900千円【政策的新規・充実】)</li> <li>・保育士確保対策事業 116,107千円 (うち、京都市民間保育園・認定こども園見学ツアー 3,000千円【政策的新規・充実】)</li> <li>※ 政策的新規・充実は予算額全体3,000千円のうち1,000千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>令和元年 6月 国への要望において「子ども・子育て支援の充実」を要望 7月 二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議において 国へ要望 大都市介護保険担当課長会議において国へ要望 11月 国への要望において「子ども・子育て支援と教育の充実」を 要望</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	50
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ 市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>50 介護保険の給付抑制・利用者負担を広げる要介護1・2の生活援助サービスの総合事業への移行はしないこと。</p>	<p>① 財務省の財政制度等審議会財政制度分科会及び経済財政諮問会議において、要介護1・2の方の生活援助サービス（訪問介護及び通所介護）について、地域支援事業への移行の検討が提言されました。</p> <p>② これを受け、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会で検討が行われ、令和元年12月27日付けで取りまとめられた同部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」では、「軽度者の生活援助サービス等に関する給付の在り方については、総合事業の実施状況や介護保険の運営主体である市町村の意向、利用者への影響等を踏まえながら、引き続き検討を行うことが適当である。」とされていることから、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間においては、要介護1・2の生活援助サービスが総合事業に移行することはないものと考えております。</p> <p>今後も、国の動きを注視し、必要な対応を進めてまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	51
要望内容	回答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること。</p> <p>51 後期高齢者医療保険制度に一部負担金の減免制度を創設すること。保険料の特例軽減措置を復活すること。</p>	<p>① 後期高齢者医療制度においては、「京都府後期高齢者医療広域連合一部負担金の減免及び徴収猶予に関する要綱」に基づき、既に一部負担金の減免を実施しております。</p> <p>② 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例は、平成20年の制度発足時に、急激な保険料の上昇を防ぐために、本来の軽減に上乘せする形で行われ、当面の暫定措置として特例的に実施されてきました。しかしながら、軽減特例措置には多額の国費が投入されており、制度の持続性を高め、世代間の負担の公平を図る観点で、段階的に見直しが行われています。</p> <p>今後も保険料に係る見直しが行われる際は、低所得者の負担が過重にならないよう十分に配慮し、被保険者に対する丁寧な説明と十分な周知を国の責任で行うよう求めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	5 2
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ 市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>5 2 重度訪問介護の対象に、通勤・就労への支援も加えること。</p>	<p>① 常時介護が必要な重度障害のある方に対して、介護、外出支援等を総合的に行う重度訪問介護については、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスであり、報酬告示において、通勤、営業活動等の経済活動に利用できないとされております。</p> <p>② 本市においては、常時介護が必要な障害のある方が働くことで生きがいを持てるよう、平成30年度に、さいたま市が内閣府の地域分権改革有識者会議に提案した、在宅就労時も重度訪問介護の利用を認める規制緩和について、追加共同提案団体として賛同しております。</p> <p>③ また、二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議による要望の一つとして、令和元年7月に厚生労働省に対し、重度訪問介護の運用緩和を図り、雇用機会の創出と継続的に就労するための支援体制を整えるべきとの要望書を提出しております。</p> <p>④ なお、厚生労働省は、就労時の介護支援の在り方について、令和元年7月に「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」を設置し、検討を本格化させる方針を示しており、引き続き、国の動向を注視してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	5 3
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ 市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>5 3 公営交通事業，上下水道事業に押しつけている「独立採算制」をやめること。高利率企業債の借り換えについては，5 %以下のものも含めて要件緩和と枠の拡大を行うこと。</p>	<p>① 公営交通事業については，地方公営企業法に基づき，サービス等の効果が特定の個人に帰属するものとして，サービス等の提供に要する経費を，料金として徴収することが原則とされておりますが，行政上必要な施策に対しては，国の支援や一般会計から適切な負担を得て運営しております。</p> <p>② 水道事業及び公共下水道事業は，地方公営企業法に基づいて，市民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する事業を独立採算制により円滑に運営しており，引き続き，公営企業として事業を推進してまいります。</p> <p>③ また，高金利の企業債の借換えについては，これまでからも国に対して求めてきたところであり，引き続き，要望してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	54
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>54 市バス・地下鉄事業，上下水道事業の消費税は非課税にすること。</p>	<p>① 消費税の課税対象については，国の施策として定められ，国の税制の根幹を成すものであり，制度の趣旨に則り，適切に対応してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	5 5
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>5 5 公営バス事業に対する補助金を確立すること。</p>	<p>① 公営バス事業に対する国庫補助金の拡充に向けた要望については、これまでから、あらゆる機会を捉えて要望しており、今後も引き続き、他都市等とも連携を図り国に働きかけてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	5 6
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>5 6 地下鉄改修・維持管理・安全対策・施設更新に対する国の補助制度を抜本的に拡充すること。</p>	<p>① 地下鉄改修に対する国の補助制度の改善については、あらゆる機会を捉えて、「鉄道施設の改修・更新事業に対する補助制度の拡充」を要望しており、今後も引き続き、要望してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	5 7
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>5 7 全鉄道駅へのホーム柵設置を急ぐこと。</p>	<p>① 鉄道事業者が実施する視覚に障害のある方をはじめとした利用者のホームにおける転落防止対策については、国及び京都府と協調して補助金を交付することにより、これまでに、山科駅、太秦駅、二条駅、JR藤森駅、稲荷駅（以上、JR西日本）及び向島駅（近鉄）における内方線付き点状ブロック整備並びにJR京都駅（新幹線ホーム）における可動式ホーム柵整備が完了しました。</p> <p>② 鉄道駅へのホーム柵設置については、車両の扉位置が統一されていないことや事業費が高額であることが大きな課題となっております。</p> <p>国土交通省の「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」が平成28年12月に発表した中間報告では、1日の利用者が10万人以上の駅に優先して設置することとされました。今後とも、国の検討会の動向を注視しつつ、令和2年度は、引き続きJR京都駅（在来線の一部ホーム）の可動式ホーム柵整備を進めてまいります。</p> <p><b>（令和2年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅等のバリアフリー化の推進 561,888千円 （うち JR京都駅 53,896千円）</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	5 8
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>5 8 水道・下水道などライフラインの耐震化，老朽管の布設・敷設替えを早急に行えるよう国の補助制度を抜本的に拡充すること。</p>	<p>① 市民のライフラインである水道及び公共下水道については，将来にわたって安全，安心，安定的に御使用いただけるよう，管路・施設の適切な維持管理を徹底し，老朽化した管路・施設の改築更新，耐震化のスピードアップを計画的に進めております。「京都市上下水道事業経営ビジョン（2018－2027）京（みやこ）の水ビジョン－あすをつくる－」においても，老朽化対策を重要事業の一つとして位置付け，限られた財源の中で優先度を見極め，計画的・効率的に進めてまいります。</p> <p>② 水道事業においては，平成28年度から老朽化した基幹管路の更新が新たに補助対象とされ，また，平成30年度までの時限措置であった水道管路の耐震化に係る一般会計からの出資制度が，令和5年度まで延伸されたため，これらを有効に活用し，財源確保に努めてまいります。</p> <p>公共下水道事業においても，国の補助制度を活用し，重要な管路の耐震化を着実に推進してまいります。</p> <p>③ しかし，老朽化した施設等の更新事業を推進するためには，更なる財源を必要とすることから，引き続き，全国の水道及び公共下水道事業体等と連携して，あらゆる機会を通じて国に対して，財政支援における現行制度の継続・拡充等を要望してまいります。あわせて，施設マネジメントの取組により効果的・効率的な更新事業を進めることで，一層の経営効率化，財政健全化を推進してまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	58
要望内容	回答		
	<p>(令和2年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>水道管路の改築更新・地震対策 12,350,000千円【充実】</li> <li>(うち 配水管の布設替え 10,840,000千円【充実】)</li> <li>水道施設の改築更新・地震対策 3,950,000千円【充実】</li> </ul> </li> <li>・公共下水道事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道管路の改築更新・地震対策 5,143,000千円【充実】</li> <li>下水処理施設の改築更新・地震対策 8,958,000千円【充実】</li> </ul> </li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度～ 水道配水管の更新をスピードアップ</li> <li>平成26年3月 洛西地域における配水管腐食対策工事完了 (平成24年度工事開始)</li> <li>平成30年3月 「京都市上下水道事業経営ビジョン(2018-2027) 京(みやこ)の水ビジョンーあすをつくるー」及び「京都市上下水道事業 中期経営プラン(2018-2022)」策定</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	59
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>59 「カジノ解禁推進法」及び「カジノ実施法」は廃止し、具体化しないこと。</p>	<p>① 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」を踏まえ、平成30年7月にIR実施法が成立し、令和2年1月には、国においてIR事業者の監督等を行う「カジノ管理委員会」が設置されることとなりました。また、令和元年9月には、カジノを含むIRを整備するための基本方針案が公表され、今後、パブリックコメントの結果を反映したうえで基本方針が正式決定される予定です。引き続き、国の動向を注視してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6 0
要 望 内 容	回 答		
<p>IV市民の福祉とくらし・営業を守る市政運営を</p> <p>6 0 市民生活を破壊し，自治体を変質させる「京プラン」後期実施計画路線は撤回すること。</p>	<p>① 「京プラン実施計画 第2ステージ」においても，「いのちとくらしを守る戦略」をはじめとする「1 1の重点戦略」の推進とともに，京都の未来を切り拓き，市民の暮らしをしっかりと守るため，これらを支える財政基盤の確立に向けた具体的な取組を進めております。</p> <p>② 「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画の最終年度となる令和2年度においても，取組の着実な推進により，徹底した市民参加の下，市会の御議決を得て策定した本市の「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」に掲げる「京都の未来像」の実現を図り，市民の安心・安全な生活をしっかりと支えてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6 1
要 望 内 容	回 答		
<p>6 1 公共施設の再編・集約化の方針を改めるとともに、区役所機能の強化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都市資産有効活用基本方針」は撤回し、市有地については住民の声を聞き、住民のために活用すること。市有地一般の「資産有効活用市民等提案制度」及び学校跡地の「事業者登録制度」など、民間事業者の公募制度はやめること。</li> <li>・民間活用を目的とした上下水道局本庁舎移転計画は撤回すること。</li> <li>・集約した医療衛生センター機能を各区役所に戻すこと。保健福祉センターに医師を配置し、公衆衛生体制を充実すること。</li> <li>・集約された税賦課業務を各区役所に戻し、市税事務所は廃止すること。徴収部門の集約・民間活力導入を撤回すること。</li> </ul>	<p>① 本市では、地域防災力の向上のため、区役所・支所が、地域や関係団体と密接に連携しながら「地域の防災拠点」としての役割を果たしていけるよう、平成24年4月に「地域防災係長」を配置しております。</p> <p>また、区長が総合調整機能を発揮し、区民主体のまちづくりを戦略的に推進するために、平成28年度から、企画課長・企画係長を順次配置する等、区役所・支所の政策立案機能強化に取り組んでいるところです。</p> <p>加えて、平成31年4月には、課題や困りを抱えた家庭への寄り添い支援の充実を図るため、全区役所・支所の子どもはぐくみ室に「子育て支援係長」を新たに配置するなど、必要な人員はしっかりと増員し、区役所機能の強化を図っております。</p> <p>② 市有地の有効活用にあたっては、「京都市資産有効活用基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき取組を推進しているところです。</p> <p>基本方針においては、市が主体となる事業のほか、貸付・売却により、他の公的機関や民間を主体とする事業を含めて検討し、公共性・公益性を重視した政策的な活用を図ることとしております。また、市民、事業者等からの提案を受け付ける「資産有効活用市民等提案制度」、基本方針の理念の下に策定した「学校跡地の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」に基づく提案募集等により、あらゆる角度から活用を検討し、推進しているところです。今後も、基本方針の考え方に基づき、市民の意見を踏まえながら、市有地の更なる有効活用を進めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	61
要 望 内 容	回 答		
	<p>③ 市内南部エリアに点在する水道・下水道の事業所や本庁舎を集約した上下水道局の事業・防災拠点（南部拠点）の整備については、上下水道事業を取り巻く経営環境が今後も厳しい見通しの中、効果的・効率的な業務執行体制の構築と災害等に備えた危機管理体制の強化を図ることを目的としており、客観的評価に基づく最適な事業手法を用いて整備を進めることで、今後も持続可能な経営を行い、市民の重要なライフラインである水道・下水道を将来にわたって守り続けてまいります。</p> <p>④ 医療衛生センターについては、衛生部門を集約化することにより、違法な民泊の適正化等の業務において、より専門性を高め、機動的かつ重点的な対応を図るとともに、医療部門との連携強化により、広域的に対応する必要がある感染症や食中毒等の健康危機管理業務等についても、より効果的かつ的確な対応を可能とするものです。</p> <p>⑤ 医師については、「健康危機対策」、「健康長寿」、「母子保健」の3つの分野ごとに、公衆衛生医師による医師専門チームを本庁に配置し、医師職の指揮命令の下で保健師、薬剤師等との他職種連携による組織力を強化するとともに、各医師職が担当の区役所・支所保健福祉センターを受け持ち、兼職とすることで、各区役所・支所の健康課題や特性を踏まえた地域保健の推進及び公衆衛生の向上に、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>⑥ 税務事務については、「税務行政の複雑化に対応するための専門性の維持向上及び人材育成」及び「より効率的な執行体制の確立」を図るため、平成26年11月に市税事務所を設置し、課税業務を集約しております。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6 1
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑦ また、徴収業務については、平成 2 7 年 4 月に各区役所・支所内に税務センターを設置した以降も、滞納者数・金額ともに大幅に減少しているなどの状況変化を踏まえ、より効果的かつ効率的な執行体制を構築するため、市民サービスの低下を招かないような措置を講じたうえで、令和元年 1 0 月 1 5 日に市役所分庁舎に集約を行いました。</p> <p>これらの集約後も、混乱なく適正かつ円滑に運用を行っております。</p> <p>⑧ さらに、軽自動車税業務等の窓口対応等について、民間事業者のノウハウを活かして実施することで、市民サービスの向上を図るとともに、業務の効率化を行うため、令和元年度の集約・再編に併せて、民間活力を導入しております。</p> <p>⑨ この集約・再編及び民間活力の導入により、職員が培った知識やノウハウの共有、蓄積を進めることによる職員の専門性の向上や効果的かつ効率的な執行体制の構築を図ることができ、ひいては、より適切かつ公平な税務事務の推進につながるものと考えております。</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 2
要 望 内 容	回 答		
<p>6 2 京都駅周辺に象徴される大企業呼び込み型開発はやめること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ・容積率の規制緩和をやめること。高さ規制の特例許可の基準を緩和しないこと。</li> <li>・都市再生緊急整備地域は、地域指定を解除すること。</li> </ul>	<p>① 平成 1 4 年度に都市再生特別措置法が制定され、本市では現在、京都駅周辺及び京都南部油小路通沿道で都市再生緊急整備地域の指定を受け、まちづくりを進めております。</p> <p>② 「京都駅周辺地域」においては、「都市再生安全確保計画」に基づき、鉄道会社等と避難誘導合同訓練を実施するとともに、緊急避難広場や一時滞在施設の指定を拡大するなど、市民や観光客の安心・安全の向上を図っております。</p> <p>③ 「京都南部油小路通沿道地域」においては、住民・企業にとって快適な都市環境の創出など、「新しい京都を発信するものづくり拠点」の形成を図るらくなん進都の魅力を高める取組を推進しております。</p> <p>④ 引き続き、それぞれの地域整備方針に基づき、戦略的な土地利用の促進と安心感の醸成により、新たな都市活力の創出と地域の活性化を図ってまいります。</p> <p>⑤ なお、都市再生緊急整備地域では、民間事業者による都市計画の提案が可能ですが、その場合でも、本市のまちづくりに係る各種の理念との整合性を持たせたいえ、住民説明会の開催や厳正な都市計画の手続を経る必要があることに変更はありません。</p> <p>⑥ また、高さ規制の特例許可については、景観の守るべき骨格を堅持しながら、地域ごとのビジョンの実現に向け、地域の魅力を高める優れた計画を誘導するため、</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 2
要 望 内 容	回 答		
	<p>「新景観政策の更なる進化検討委員会」の答申や市民意見募集結果を踏まえて特例制度の活用を検討してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する 回答		NO.	63
要 望 内 容	回 答		
<p>63 国の経済主権を脅かし、産業・医療・雇用等、国民生活を犠牲にするアメリカとの貿易協定やTPP, EPA, FFRは止めるよう、国に求めること。京都府における影響については、実態を把握し、必要な支援をすすめること。</p>	<p>① 平成30年12月のTPP協定発効により、関税の引下げ・撤廃や知的財産保護、貿易等の幅広い分野でルールが整備されたことで、中小企業の海外展開にプラスに働くと考えられております。一方で、安価な海外製品の輸入増加により、消費行動が多様化するなど、中小企業への影響も懸念されております。</p> <p>② 本市では、これまでから中小企業に対して、JETRO等と連携した中小企業の海外展開支援や、下支えによる企業体質強化に取り組んでおり、今後、より一層、これらの支援に努めてまいります。</p> <p>とりわけ、農林業分野では、国際的な市場競争力が一層求められるため、農家の体質強化、付加価値の高い農産物の生産体制の確立及び足腰の強い林業生産基盤の構築に向けた支援に取り組んでまいります。</p> <p>③ 本市としてもTPP等の影響について、引き続き、情報収集に努めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する 回答		NO.	6 4
要 望 内 容	回 答		
6 4 市民のプライバシー権を侵害する自衛隊への個人情報提供はやめること。	<p>① 自衛官募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条に「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されております。また、防衛省と総務省との間でも、自衛隊法に基づく情報提供を行った場合に、住民基本台帳法との関係において問題となることはないことが確認されております。</p> <p>② 平成30年度には、これらの規定等に基づき、防衛省からの協力依頼を踏まえ、個人情報保護の観点から、個人の住所、氏名、生年月日、性別が記載されている住民基本台帳全件の閲覧、書写しから、対象者を限定し、住所、氏名のみを宛名シールで提供する方法へと改めたところです。</p> <p>③ 自衛隊への情報提供に当たりましては、個人情報の複写・複製・委託の禁止、責任者の明確化、残った個人情報の返却など、必要な事項を覚書として締結し、個人情報の保護に万全を期しております。</p> <p>④ 令和元年5月には、防衛大臣及び自衛隊京都地方協力本部から、自衛官募集の推進についての依頼を受けたところであり、今後とも、法令に沿って、適切に取り組んでまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6 4
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 3 0 年 5 月 「自衛官募集等の推進について(依頼)」依頼文收受  1 1 月 個人情報保護審議会</p> <p>平成 3 1 年 1 月 「自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提出について(依頼)」自衛隊京都地方協力本部から依頼文收受  2 月 個人情報の取扱いに関する覚書の締結  4 月 宛名シール等引き渡し</p> <p>令和 元年 5 月 「自衛官募集等の推進について(依頼)」依頼文收受  自衛隊京都地方協力本部から 2 2 歳対象者に係る宛名シール複写等の返却  9 月 自衛隊京都地方協力本部から 1 8 歳対象者に係る宛名シール複写等の返却</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6 5
要 望 内 容	回 答		
6 5 文化庁移転に係る費用負担をしないこと。	<p>① 文化庁の移転は、国において、全国の多様な文化に光を当て、東京一極集中の是正と文化による地方創生を目指した歴史的な取組です。同時に、地元京都にとっても、都市格の向上や将来の発展に大きく繋がるものであり、京都もその目的の達成へ責任を担っていく必要があります。</p> <p>② 文化庁の誘致に当たっては、オール京都で、土地の提供、庁舎建設費の応分の負担、職員の受入に係る協力の3点をお約束しており、こうしたオール京都で示した地元の熱意と本気度が伝わり、現時点では、全国で唯一の中央省庁の地方移転となる、文化庁の全面的移転という国の英断に結びついたものと考えております。</p> <p>③ 今後とも、京都府、経済界と共にオール京都で、文化庁を受け入れる地元の協力について誠実に実行するとともに、文化庁との連携の下、衣食住などの生活文化をはじめ、京都の強みである「文化」を基軸に、あらゆる政策との融合・連携を図り、文化の力で日本を元気にする取組を展開してまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <p>・文化庁の京都移転の推進 7, 0 0 0 千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 2 9 年 4 月 「文化庁地域文化創生本部」発足 6 月 「文化芸術基本法」施行</p>		

令和 2 年度予算要望に対する回答		NO.	65
要 望 内 容	回 答		
	7 月	「文化庁移転協議会」(第 4 回)開催 ・「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」の取りまとめ	
	平成 3 0 年 2 月	「文化庁移転準備会議」(第 3 回)開催 ・新・文化庁の組織体制及び本格移転庁舎等について報告	
	6 月	「文部科学省設置法の一部を改正する法律」公布	
	8 月	「文化庁移転協議会」(第 5 回)開催 ・「新・文化庁における文化政策の展開と本格移転先庁舎の整備について」の取りまとめ	
	1 0 月	「新・文化庁」発足	
	平成 3 1 年 2 月	「文化庁移転準備会議」(第 4 回)開催 ・新・文化庁における文化政策の展開と本格移転先庁舎の整備等について報告	
	令和 元年 6 月	国への要望(平成 2 8 年度から毎年度実施)	
	9 月	「文化庁移転協議会」(第 6 回)開催 ・「京都移転シミュレーション実施計画」の取りまとめ	
	1 1 月	国への要望(平成 2 8 年度から毎年度実施)	

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6 6
要 望 内 容	回 答		
6 6 上下水道事業の民営化・コンセッション方式の導入は行わないこと。	<p>① 水道・下水道は、安全・安心な水を安定的に供給するとともに、快適で文化的・衛生的な生活を支える重要なライフラインであり、水道・下水道サービスを確実に提供していくためには、公共性と経済性を併せ持った公営企業において、事業を安定的に運営する必要があると考えています。</p> <p>② コンセッション方式は、今般の水道法改正において、多様な官民連携の選択肢を広げるため、地方公共団体に事業認可を残したまま導入することが可能となりましたが、今後も十分な調査・研究が必要であることから、現時点では、導入する考えはありません。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6 7
要 望 内 容	回 答		
6 7 市バス・地下鉄事業，上下水道事業の消費税は，料金に上乗せしないこと。	① 消費税は，消費一般に負担を求める間接税であり，市バス・地下鉄の運賃や水道料金等についても，適正に転嫁し，利用者が公平に負担すべきものと考えております。		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6 8
要 望 内 容	回 答		
<p>6 8 地下鉄烏丸線のホーム転落防止柵を，早急に全駅に設置すること。具体的な計画策定を行うこと。</p>	<p>① 烏丸線の全駅へ可動式ホーム柵を設置するためには，相互直通運転を行っている近鉄車両を含め烏丸線を走行する全ての列車に自動列車運転装置を搭載する必要があり，多額の費用と長期の事業期間を要することに加え，近畿日本鉄道株式会社の御理解・御協力が不可欠です。</p> <p>② 現在，本市の厳しい財政状況を踏まえたコスト削減策など，課題の解決に向けたあらゆる方策を検討しているところであり，令和元年度中に，全駅設置に向けた計画を取りまとめるとともに，令和 2 年度は自動列車運転装置を搭載した新型車両の製造に着手してまいります。</p> <p>③ 一方，令和 2 年度に着手する烏丸線の運行管理設備の更新にあわせて運行に工夫を凝らすことで，乗務員が手動で列車の停止と柵の開閉を行う現行の手法により，烏丸線で既に可動式ホーム柵が設置されている 3 駅に加え，あと 1 駅であれば，現行のダイヤを維持しつつ，可動式ホーム柵の追加設置が可能との判断に至りました。</p> <p>④ 令和 4 年度中に，視覚に障害のある方の御利用が多い北大路駅へ可動式ホーム柵を設置することを目指し，令和 2 年度は設計に着手してまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度予算額)</b></p> <p>・北大路駅の可動式ホーム柵の設計                    1 9, 6 0 0 千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	68
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 31 年 3 月 京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン策定  令和 元年 8 月 烏丸線新型車両 9 編成の入札・契約</p> <p>&lt;ホームの転落防止対策&gt;</p> <p>① 東西線 平成 9 年の開業当初より全駅にホームドアを設置</p> <p>② 烏丸線</p> <p>平成 26 年 12 月 烏丸御池駅に可動式ホーム柵を設置  平成 27 年 10 月 四条駅に可動式ホーム柵を設置  12 月 京都駅に可動式ホーム柵を設置</p> <p>平成 28 年 8 月 可動式ホーム柵未設置の 12 駅に「注意喚起ライン」を設置</p> <p>平成 28 年 9 月～令和 2 年 1 月  四条駅，京都駅等で啓発活動を 21 回実施</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6 9
要 望 内 容	回 答		
<p>6 9 京都社会福社会館用地の売却をやめること。現地で建て替え，入居団体の再入居を保障すること。建て替え中の代替施設について，入居団体や来場者が安全に利用できるよう対策をとること。</p>	<p>① 京都社会福社会館（以下「会館」という。）については，市有地を京都府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）に貸し付け，府社協が建物を所有し，京都社会福社会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）が管理・運営を行っております。</p> <p>② 会館は，建設から50年近くが経過し，耐震や老朽化の問題を抱える中，運営委員会において，会館の再整備について検討されてきましたが，資金確保の課題がありました。</p> <p>③ そのため，平成31年1月，運営委員会から，本市と府社協が共同して土地及び建物を売却し，府社協が得る借地権割合に相当する売却益を，運営委員会を母体とした新たな社会福祉法人に譲渡し，当該法人が公益性の高い社会福祉事業を実施するための会館を移転整備するという方法が，会館の設立経過も踏まえた最も現実的な対応策であるとして，本市に協力依頼がありました。</p> <p>④ 本市は土地を府社協に貸し付けているにすぎず，会館の建替えや再入居の保障等については，運営委員会において検討されるものですが，新たな社会福祉法人が新会館を整備し，社会福祉事業を実施することは，本市が目指す地域共生社会の実現に資することから，共同売却や本市委託事業を含む事業計画の策定に向けて，府社協及び運営委員会との連携の下，取組を進めているところです。</p> <p>⑤ また，現会館の入居団体への移転支援におきましては，本市，府社協，運営委員</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	69
要望内容	回答		
	<p>会の三者で交わした「京都社会福祉会館用地の共同売却実施に係る確認書」において、本市は運営委員会の求めに応じて可能な範囲で協力を行うこととしており、一部の福祉団体に対して元待賢小学校の紹介及び一時使用の許可を行うことで、会館による移転支援をサポートしているところであり、引き続き、必要な協力を行ってまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	70
要望内容	回答		
70 子どもの主体的権利を認め、意見表明権など子どもの権利や発達を保障する「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。子どもの権利救済機関を設けること	<p>① 児童福祉法では、全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること等を等しく保障される権利を有すると明記されております。さらに、これらの原理は、すべての児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならないとされております。</p> <p>② 本市においては、児童に関する各種施策の実施にあたり、児童福祉法の同原理を尊重するとともに、更に子どもの最善の利益の観点から、子どもたちのために、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として「子どもを共に育む京都市民憲章」（愛称：京都市はぐくみ憲章）、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を制定し、憲章の理念が浸透し、家庭、地域、学校、企業等、社会のあらゆる場で実践行動が広がるよう、取組を進めているところです。</p> <p>③ 令和2年度を始期とする「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」において、目指すべきまちの姿として「すべての子ども・若者・子育て家庭を大切に！笑顔あふれる『子育て・「共育」環境日本一』のまち」を掲げており、京都市はぐくみ憲章の理念の下、プランに掲げる施策を推進してまいります。</p> <p>④ また、子どもの権利救済については、京都市はぐくみネットワークとの連携などにより、法務省による子どもの人権110番の周知を進めるとともに、特化した機関は設けておりませんが、児童福祉センターにおける相談のほか、「教育相談総合センター（こどもパトナ）」や各区役所・支所の子どもはぐくみ室において相談対応に応じております。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	70
要望内容	回答		
	<p>⑤ さらに、教育委員会において、指導主事が学校と保護者の間の調整を図るとともに、児童相談所支援課併任の子ども支援専門官が学校の取組と児童相談所の家庭支援をつなぐ役割を担っているところであり、現在の体制で、子どもの権利救済に関する十分な対応が実施できているものと認識しております。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを共に育む京都市民憲章の推進 28,345千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7 1
要 望 内 容	回 答		
7 1 希望する全ての高齢者が入所できるよう特別養護老人ホームの施設整備を行うこと。	<p>① 特別養護老人ホームへの入所希望については、京都市老人福祉施設協議会等の参画を得てとりまとめた「京都市介護老人福祉施設入所指針」に基づき、各施設が共通の基準で適切な入所判定を行ったうえで、入所の必要性の高い方が優先的に入所できる仕組みとなっております。</p> <p>特別養護老人ホームの整備状況は現時点において、「第7期京都市民長寿すこやかプラン」の最終年度である令和2年度末には102施設6,644人分の整備を完了する予定であり、同プランにおける整備目標数6,717人に対して98.9%の進捗率となります。</p> <p>今後とも、特別養護老人ホームをはじめ入所系サービスの整備を着実に推進するとともに、できる限り住み慣れた地域での在宅生活が維持できるよう、在宅系サービスの充実にも注力し、入所系・在宅系サービスの両面から高齢者の生活を支援してまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域型特別養護老人ホーム整備助成 687,904千円 (うち 57,534千円【政策的新規・充実】)</li> <li>・ 地域密着型特別養護老人ホーム整備助成 437,966千円【政策的新規・充実】</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7 2
要 望 内 容	回 答		
<p>7 2 児童福祉センター，こころの健康増進センター，地域リハビリテーション推進センターの 3 施設一体化整備について，それぞれの機能が充実するものとなるよう，市民，関係者の意見を十分に反映させること。児童福祉センターは現在地で再整備をはかること。</p>	<p>① 本市では，地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター及び児童福祉センターの 3 施設に求められている役割の増大や，建物の老朽化，耐震性能不足の課題に対応し，3 施設の機能充実や連携の強化，専門的中核機関としての全市的な相談支援体制の充実，効率的な整備の実施などを目的として，京都市立病院の北側用地において，3 施設一体化整備事業を進めているところです。</p> <p>② 平成 3 0 年 3 月の 3 施設一体化整備基本計画策定に当たっては，有識者ヒアリングや関係団体への意見聴取を行うとともに，市民意見を踏まえて計画を策定しており，当事者をはじめとする市民の御意見をしっかりと反映しております。</p> <p>③ また，平成 3 1 年 4 月から着手している新施設の設計においても，利用者目線で使いやすく，3 施設の連携が円滑に行える施設となるよう，施設利用者，関係団体等も参加するワークショップの開催や，各施設の現場職員に対するヒアリングの実施等，市民，関係者の意見を十分に反映する取組を行っているところです。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター及び児童福祉センターの一体化整備事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">5 6 8， 1 5 0 千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7 2
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 3 0 年 3 月 「京都市地域リハビリテーション推進センター、京都市こころの健康増進センター、京都市児童福祉センター一体化整備基本計画」策定</p> <p>平成 3 0 年 6 月 建設予定地において埋蔵文化財試掘調査等各種調査を実施</p> <p>～平成 3 1 年 3 月</p> <p>平成 3 1 年 4 月 新施設の設計業務に着手</p> <p>令和 元年 5 月 土壌事前調査結果に関する住民説明会を開催</p> <p>7 月 設計に係るワークショップを実施 (2 日間開催)</p> <p>～ 8 月</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7 3
要 望 内 容	回 答		
<p>7 3 生活保護について、以下を国に求めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護基準の引き下げや、住宅扶助・冬季加算の引き下げは撤回し、引き上げること。夏季加算を創設すること。</li> <li>母子加算の削減は撤回すること。学習支援費は参考書・図書等も対象とすること。</li> <li>資産申告の通知を撤回すること。</li> <li>医療費一部負担、有期保護の導入は行わないこと。</li> <li>生活保護世帯の子どもが世帯分離をしなくても大学・専門学校への進学できるよう改善すること。</li> </ul>	<p>① 生活保護基準は、憲法 2 5 条の生存権を保障するため、健康で文化的な最低限度の生活水準を維持できるよう、社会経済情勢や物価の動向等を総合的に勘案し、国の社会保障審議会「生活保護基準部会」における評価と検証を経て、厚生労働大臣の裁量によって定めることとされています。</p> <p>平成 3 0 年 1 0 月の見直しについては、一般低所得世帯（下位 1 0 %）の消費水準と保護基準との均衡を図るという基本的な考え方のもと、同部会における議論等を踏まえ、引下げ幅を 5 % 以内にとどめるとともに、3 年間をかけて段階的に実施されるなど一定の配慮がなされており、また、令和元年 1 0 月の見直しでは消費税率の引上げを勘案して + 1 . 9 % の改定が行われるなど、適切に実施されており、国に対して引上げを求めることは考えておりません。</p> <p>また、住宅扶助の見直しについては、同部会での検証に加え、各地域における家賃実態や近年の家賃物価の動向等も踏まえて実施されたもので、冬季加算の見直しについても、一般低所得世帯における冬季の光熱費支出の地区別実態や近年の光熱費物価の動向等を踏まえ、地区別・世帯人数別・級地別の水準の適正化が図られたものです。</p> <p>いずれにつきましても、最低限度の生活維持に支障が生じないように、個別の世帯の事情に配慮した経過措置や特別基準の設定が可能となっております。</p> <p>また、夏季加算の創設については、近年の猛暑が続く状況等も踏まえ、引き続き国に対して要望してまいります。</p> <p>② 母子加算については、国において、ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる額に見直され、平成 3 0 年 1 0 月から 3 年間かけて段階</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7 3
要 望 内 容	回 答		
	<p>的に実施されるものであり、本市から国に対して撤回を求めることは考えておりません。</p> <p>また、同年10月の見直しにおいて、学習支援費は、クラブ活動に要する費用の実費を支給するものとされており、参考書・図書等の家庭内学習費用は、児童養育加算で対応することとされました。</p> <p>なお、児童養育加算は、3歳児未満等は月1万5千円から1万円に、3年間かけて減額されますが、加算対象が「中学生まで」から「高校生まで」に同年10月から拡大されています。</p> <p>③ 要保護者の方からの資産に関する申告は、生活保護の実施要領において、資産の有無、程度、内訳等について書面で行うこと、また、保護受給中の資産の申告についても、少なくとも12箇月ごとに行っていただくこととなっております。</p> <p>これらについては、保健福祉センターが預貯金等の資産の状況を適切に把握することにより、生活保護を受給されている方の生活維持向上の観点から、預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うためと認識しております。</p> <p>本市においても、実施要領の趣旨を踏まえ、要保護者の方に資産申告書の提出を求めているところですが、その際には、資産申告書の提出に係る趣旨目的を丁寧に説明し、説明責任を果たしてまいります。</p> <p>④ 医療費の一部負担については、医療扶助の適正化に向け患者本人が社会保険等の被保険者と同様のコスト意識を持っていただく効果的な手法と考えられ、制度導入の可否等について議論することは重要であると考えられますが、本市においては、実際に一部自己負担を導入した場合の受給者の方々の家計への影響や、医療機関や</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7 3
要 望 内 容	回 答		
	<p>保健福祉センターにおける事務的な負担等を総合的に勘案し、制度導入に向けた積極的な提言は行っておりません。</p> <p>⑤ 生活保護の実施に当たって、生活保護受給者本人が、自らの意思で自立を目指し、自己の能力等を最大限活用することが極めて重要と考えており、特に稼働可能な方に対しては目標となる期間を設定して、集中的かつ強力な就労支援を実施する仕組みを実現することが重要と考えておりますが、一方で、個別の世帯に応じた支援を実施していくためにも、全世帯一律の期限を設定することは適切ではないと考えております。</p> <p>⑥ 平成 3 0 年の法改正において、生活保護世帯の子どもが大学へ進学する際の「進学準備給付金」が創設され、平成 3 0 年 4 月以降、自宅から通学する子どもに 1 0 万円、自宅外から通学する子どもに 3 0 万円が給付されることになりました。</p> <p>また、生活保護世帯内から大学等へ通学する子どもは直ちに就労して収入を得ることが困難となるため「世帯分離」の対象となりますが、同年 4 月からは、世帯分離前の基準で住宅扶助費を支給できる取扱いとされました。</p> <p>さらに、令和 2 年度から、新たな高等教育費の負担軽減策として、授業料等減免制度の創設や給付型奨学金の支給の拡充の実施が予定されており、これらの新たな施策も活用して、子どもの貧困対策に努めてまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <p>・生活保護扶助費 6 9, 5 3 4, 0 0 0 千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7 4
要 望 内 容	回 答		
7 4 全ての生活保護世帯の一時扶助でエアコン設置と修理が行えるようにすること。	<p>① 平成 3 0 年 6 月 2 7 日付けの国通知により，保護開始又は長期入院・入所から退院・退所した方等で，初めて到来する熱中症予防が必要となる時期に冷房器具の持ち合わせがない場合に，5 万円以内の購入費と，設置費用の実費を支給できるものとされました。</p> <p>② 本市においても，従来から国に対して冷房器具購入費用の支給を求めてきたものであり，今般の通知改正は，本市の要望等が反映されたものとして一定評価していますが，支給対象に一定の制限があることから，平成 3 0 年 1 0 月 3 日には本市を含む 1 8 市の生活保護主管課長連名で，令和元年 1 0 月 2 8 日には 2 0 政令市及び東京都の生活保護主管課長連名で，支給対象を拡大するよう厚生労働省に対して要望書を提出しております。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7 5
要 望 内 容	回 答		
7 5 介護保険料・利用料の京都市独自の軽減措置を行うこと。減免制度の拡充を図ること。	<p>① 介護保険制度は全国一律の制度であり、介護保険料・利用料の負担軽減の拡充については、基本的には国の責任において、全国一律の考え方にに基づき適切な措置が取られるべきであり、これまでから国に要望しております。</p> <p>② 第7期（平成30年度～令和2年度）の介護保険事業計画では、第6期から行われている公費投入による保険料率軽減を継続するとともに、令和元年度については、令和元年10月からの消費税率引上げに伴う財源を活用した国の低所得者軽減強化の実施による公費投入により、第1段階（0.45→0.375）、第2段階（0.68→0.555）及び第3段階（0.75→0.725）の保険料率の引下げを実施しました。</p> <p>③ 令和2年度については、国の低所得者軽減強化の完全実施に伴い、第1段階（0.375→0.3）、第2段階（0.555→0.43）及び第3段階（0.725→0.7）の保険料率の引下げを実施する予定です。</p> <p>④ また、平成13年10月から、真に保険料の負担が困難な方に対し、本人の申請により保険料を減額する本市独自の減額制度を実施しております。以降、適宜対象者等を拡充し、所得の低い方の負担軽減に努めており、対象者となる第1段階～第3段階の方の保険料率について、最大で0.21まで引き下げております。</p> <p>⑤ なお、利用料については、所得に応じた上限が設けられており、上限を超えた部分については高額介護サービス費が支給される等、利用者に負担能力以上の負担が</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7 5
要 望 内 容	回 答		
	<p>生じないような制度も設けられています。</p> <p>⑥ 介護保険の保険料等の財源構成や利用料の負担割合は法令で定められており、一般会計からの繰入等により介護保険料や利用料の軽減を図ることは、負担と給付の関係を不明確なものとし、制度の根幹を揺るがしかねないことから、制度の趣旨や国の指導に照らしてもこれを行う考えはございません。</p> <p>⑦ 引き続き、他の政令指定都市等とも連携のうえ、国に対して、適切な措置を講じるよう要望してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7 6
要 望 内 容	回 答		
7 6 訪問介護における生活援助中心型サービスについては、利用抑制につながる回数制限の実施をやめるよう国に求めること。	<p>① 訪問介護における生活援助中心型サービスの回数につきましては、一定回数を超えるケアプランを作成した場合、市町村に届出を行うことが義務付けられ、市町村では、地域ケア会議等で検証し、必要に応じ、自立支援等の観点から是正を促すこととされているものであり、回数制限を目的とするものではございません。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7 7
要 望 内 容	回 答		
7 7 市独自に，介護労働者の処遇改善をはかること。	<p>① 介護職員の処遇改善については，国において，これまで年額 7 0 万円程度の改善が図られてきており，令和元年 1 0 月からは，経験 1 0 年目程度のリーダー級職員について，他産業と遜色のない給与水準（年収 4 4 0 万円）となるよう新たに特定処遇改善加算が実施されたところです。</p> <p>② 介護保険制度は全国一律の社会保険制度であるため，本市独自で処遇改善加算の拡充を行う考えはございませんが，介護職員の処遇改善は，重要な課題であると認識しており，今回の加算の効果等も注視しながら，引き続き，必要な処遇改善がなされるよう国に対して要望してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7 8
要 望 内 容	回 答		
7 8 敬老乗車証は応益負担を導入せず、現行制度を維持すること。全ての地域で民間バス・鉄道も含め共通化すること。	<p>① 敬老乗車証制度は、高齢者の社会参加を促進し、健康長寿のまちづくりを進めるうえで重要な施策であり、高齢化が進む中、将来にわたり持続可能で、より良い制度となるよう、またより幅広い世代の支持が得られるものとなるように検討することが必要であると考えております。</p> <p>② 平成 2 9 年 8 月には、制度の現状や課題について幅広い世代の市民からの御意見をいただくため、市民アンケートを実施するとともに、市民しんぶん区版への折り込みチラシを実施しました。</p> <p>この市民アンケート等の結果について、幅広い世代に御理解、御協力いただけるよう、平成 2 9 年 1 2 月には京都新聞に広告記事を掲載し、周知に努めました。</p> <p>③ また、この間、社会情勢の変化、とりわけ交通事業者を取り巻く経営環境の著しい変化などもあり、制度の在り方については、改めて幅広い観点から検討していく必要があると考えております。</p>		

令和 2 年度予算要望に対する回答

NO.

78

要 望 内 容

回 答

(令和 2 年度予算額)

		予算額 (千円)
歳出		6,007,975
内	交通局繰出金	4,746,000
	市バス撤退地域	960,676
	民営バス	196,137
訳	京北地域	731
	証更新事務費	104,431
歳入		764,085

(経過・これまでの取組等)

平成 25 年 10 月 「敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本的な考え方を策定

平成 29 年 8 月 市民しんぶん折り込みチラシを実施  
市民アンケートを実施

12 月 敬老乗車証制度の現状や課題に係る新聞全面広告の掲載

## 要 望 内 容

## 回 答

79 一般会計繰入を増額し、国民健康保険料を引き下げること。

保険料減免制度を拡充すること。資格証明書・短期証の発行をやめ、正規の保険証を交付すること。差押えが禁止されている給付金を原資とする預貯金、生活維持費の差押えはやめること。学資保険や給与の差押えをやめること。

① 令和2年度予算においては、京都府から示された納付金を基に収支計算を行ったところ、約172億円もの一般会計繰入金を確保すること（財政支援分の繰入金は大幅に増額した令和元年度予算と同額を確保）や、被保険者の御理解により、保険料徴収率が堅調に推移していることから、保険料率を据え置き、被保険者の負担増の抑制を図ってまいります。

また、中間所得者層の負担軽減を図るため、国の政令（国民健康保険法施行令）改正にあわせ、保険料の最高限度額の引上げを予定しております。

② 本市においては、独自の条例減免制度を設け、保険料の納付が困難な世帯に対して、きめ細かな相談を行っております。また、平成22年度には非自発的失業者に係る軽減制度を創設して失業等による保険料の納付困難世帯に対する負担軽減を図っています。本市国保の財政運営が非常に厳しい中で、これ以上の減免制度の拡充は困難な状況にあります。

③ 保険料を滞納されている方に対しては、可能な限り接触を図り、条例減免制度の活用を含めたきめ細かな納付相談を行っております。そのうえで、納付意思を示されず、特別な理由もなく長期にわたって保険料を滞納されている方に対しては、被保険者間の公平性を確保する観点から、法令に基づき、短期証・資格証明書を交付することはやむを得ないものと考えております。

④ 過去の判例を踏まえ、差押禁止財産のみが預金口座に振り込まれていることが明らかかな場合は、当該預金の差押えを行わないよう職員に対し周知徹底を図っており

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	79
要 望 内 容	回 答		
	<p>ます。また，給与・年金等については，源泉徴収される税や社会保険料の他，生活維持のための金額についても差押禁止の範囲として国税徴収法に定められており，差押に際しては，法を厳格に順守しております。</p> <p>⑤ 滞納処分の根拠としている国税徴収法では，学資保険は差押禁止財産とされておらず，給与についても，前述の差押禁止の範囲を除いて差押が可能な財産であることから，他の財産と区別して取り扱う合理的な理由はないと考えております。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	80
要 望 内 容	回 答		
80 保育園における給食費は、京都市が公費で負担すること。	<p>① 国においては、副食材料費を含む給食の材料にかかる費用（給食費）は、自宅で子育てを行う場合にも同様にかかる費用であることを踏まえて、これまでから、主食材料費は実費で徴収し、副食材料費は保育料の一部として保護者が負担することとされています。</p> <p>② 幼児教育・保育の無償化に係る国制度においても、この考え方は維持されており、無償化に伴い副食材料費は、月額4,500円を目安として、各園で使用した食材料費を保護者が各園に直接支払うこととされましたが、低所得世帯等への負担軽減策として、年収360万円未満相当世帯等や同時入所第3子以降の児童については副食材料費の徴収が免除される規定が設けられています。</p> <p>③ 本市としても、これまで市府協調で独自に保育料を無償としてきた「京都府第3子以降保育料無償化事業」の対象者については、幼児教育・保育の無償化に伴って新たに保護者負担が発生する、いわゆる逆転現象を避けるために、副食費徴収免除する対策を講じております。</p> <p>それ以外の給食費の取扱いについては、国において検討されるべきものであり、独自に公費で負担することは考えておりません。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 1						
要 望 内 容	回 答								
<p>8 1 子どもの医療費は、すべての子どもを対象として中学校卒業まで通院も無料にすること。</p>	<p>① 子ども医療費支給制度については、国による補助制度のない中、市府協調のもと、制度の拡充を順次図ってきており、令和元年9月診療分からは、3歳以上の通院医療費の自己負担額を3,000円から半額の1,500円とする8度目の拡充を行ったところです。</p> <p>② 今後の制度の在り方については、市会で決議いただいた真に持続可能な制度とする観点等を踏まえ、今回の制度拡充の効果等を検証しつつ、京都府とも連携を図りながら検討してまいります。</p> <p>なお、子ども医療費を中学校卒業まで無料にすることについては、新たに多額の経費が必要となることから、本市の厳しい財政状況のもとでただちに実施することは困難と考えております。</p> <p>③ また、子ども医療費の負担軽減については、国の責務として、全国一律に実施されるべきであり、これまでから補助制度の創設等の措置を求めており、令和元年6月にも国への要望を行ったところです。引き続き、国の動向を注視しながら他都市とも連携し、要望を行ってまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <table> <tr> <td>・子ども医療費支給事業</td> <td>医療費</td> <td>2,179,571千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務費</td> <td>79,153千円</td> </tr> </table>			・子ども医療費支給事業	医療費	2,179,571千円		事務費	79,153千円
・子ども医療費支給事業	医療費	2,179,571千円							
	事務費	79,153千円							

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 1
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 5 年 1 0 月 制度開始  (入院・通院とも 0 ～ 1 歳まで 1 月 1 医療機関 2 0 0 円)</p> <p>平成 8 年 1 2 月 ～ 2 歳児入院に拡大</p> <p>平成 1 1 年 1 月 ～ 2 歳児通院にも拡大</p> <p>平成 1 5 年 9 月 ～ 就学前入院・通院にも拡大  (3 歳以上の通院にかかる自己負担額 8, 0 0 0 円)</p> <p>平成 1 9 年 9 月 ～ 入院小卒まで拡大。3 歳以上通院負担金軽減  (自己負担額 8, 0 0 0 円⇒3, 0 0 0 円)</p> <p>平成 2 4 年 9 月 ～ 通院小卒まで拡大 (自己負担額 3, 0 0 0 円)</p> <p>平成 2 5 年 9 月 ～ 3 歳以上通院 1 医療機関 3, 0 0 0 円超を現物給付</p> <p>平成 2 7 年 9 月 ～ 通院入院とも中卒まで拡大</p> <p>令和 元年 9 月 ～ 3 歳以上通院負担金軽減  (自己負担額 3, 0 0 0 円⇒1, 5 0 0 円)</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 2
要 望 内 容	回 答		
<p>8 2 保育における公的責任を後退させる市営保育所の民間移管方針は撤回すること。市営保育所がない行政区に市営保育所をつくること。市営保育所・市立幼稚園は認定こども園に移行しないこと。</p>	<p>① 本市においては、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を対象期間とした「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」を策定のうへ、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、多様な子育て支援事業や保育の担い手確保も含めて、一層の支援の充実を図ることとしております。</p> <p>② この計画においては、公・民の役割分担について、財政面だけでなく、あらゆる場面で検討を進めることとしており、引き続き、公としての役割について不断の検証を行い、民間移管に取り組むことを掲げております。</p> <p>③ 民間移管に当たっては、入所する児童への影響や保護者の意見に十分配慮しながら、最長 2 年間の引継ぎ・共同保育により保育内容の引継ぎに取り組んでおります。また、崇仁保育所の民間移管に当たっては、移転を伴うことから、移管後最長 3 年間、本市職員を派遣のうへ、保育に従事することで、児童や保護者への影響が最小限となるよう取り組むこととしております。さらに、保護者・移管先法人・京都市からなる三者協議会を設置し、移管後の保育園の運営等について、保護者の意見を尊重しながら、課題等の解消に努めており、既に移管した 9 箇所の保育所においては、現在、円滑に保育が実施されているところです。</p> <p>④ 今後とも、公・民が一体となって本市全体の保育水準の向上を図ってまいります。</p> <p>⑤ なお、市営保育所を新設する場合、国の財政措置が見込めず、整備に要する費用</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	82
要 望 内 容	回 答		
	<p>の全額を本市独自の負担で賄うこととなることから、本市の厳しい財政状況の下で、市営保育所を新たに設置することは困難です。</p> <p>⑥ 市営保育所・市立幼稚園の認定こども園への移行については、引き続き、多様な幼児教育・保育ニーズに対応できるよう現在実施している全市立幼稚園での長時間預かり保育の継続や市立幼稚園と小規模保育事業所との連携推進等も含め、所要の検討を進めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 3
要 望 内 容	回 答		
8 3 保育士及び介護士等の福祉職新規就労者等の抜本的な処遇改善を行い就労者を確保すること。	<p>① 本市の民間保育園及び幼保連携型認定こども園に対しては、これまでから全国トップクラスの保育水準を確保するため、いわゆるプール制において、厳しい財政状況の中、本市独自の財源を投入し、国基準を上回る保育士の配置と職員の処遇改善を図っております。</p> <p>② 本市では、市内の民間保育園等への就職促進及び就労継続を図るため、民間保育園等が新規採用保育士のために借り上げた宿舍の費用の一部を補助する「保育士宿舍借り上げ支援事業」を平成 2 9 年度から実施しており、令和 2 年度は、実施期間を令和 2 年度から 5 年間、また借上げ期間を 3 年間から 5 年間にそれぞれ延長してまいります。引き続き、民間保育園等の保育士確保の支援に努めてまいります。</p> <p>③ 介護福祉士として就労を希望する養成施設の学生の支援については、国において修学資金等貸付制度が実施されており、学費（月額 5 万円以内）、入学準備金（2 0 万円以内）及び就職準備金（2 0 万円以内）の貸付のほか、生活保護世帯またはそれに準ずる世帯の方に対する生活費加算が設けられております。</p> <p>本制度を活用し、養成施設卒業の日から 1 年以内に介護福祉士又は社会福祉士として登録し福祉施設に就職する等、一定の要件を満たした場合には貸付金の返還が免除されます。</p> <p>本制度の実施主体は都道府県とされ、既に京都府が実施しております。本市としても制度の周知に協力してまいります。</p> <p>また、介護従事者等の処遇改善については、令和元年度、特定処遇改善加算が実施されたところであり、引き続き、その効果等を注視してまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	83
要望内容	回答		
	<p>④ 保育及び介護従事者等の処遇改善については、必要な措置を講じるよう引き続き国に求めてまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士確保対策事業 116,107千円  (うち、保育士宿舎借り上げ支援事業 76,055千円【政策的新規・充実】)</li> <li>※ 政策的新規・充実は予算額全体76,055千円のうち27,500千円</li> <li>・プール制補助金 3,487,927千円</li> <li>・施設型給付費・委託費(市加配分)  1,730,663千円</li> <li>※ 歳児別保育士配置基準の条例化に伴うプール制補助金予算からの組替え分は  予算額全体1,730,663千円のうち1,540,260千円</li> <li>・1歳児保育における保育士配置体制の充実  135,057千円  (うち充実分 23,900千円【政策的新規・充実】)</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 4
要 望 内 容	回 答		
8 4 安全安心な温かい全員制の中学校給食を実施すること。	<p>① 中学校給食については、家庭からの手作り弁当の教育的効果を生かしつつ、栄養のバランスに配慮した食事を提供するため、全生徒を対象とした「校外調理委託方式」・「完全自由選択制」の給食を導入し、本制度の下で、各中学校では、学校と保護者が生徒の昼食の在り方や家庭弁当の教育的効果等についてしっかりと話し合い、各校の実情や生徒一人一人の状況に応じて利用できる制度として定着しています。こうした中、令和元年度は、学校・生徒・保護者に対して、現行の中学校給食の充実と食育の充実に繋げることを目的としたアンケート調査を実施したところであり、その結果等も踏まえ、引き続き、中学校給食の更なる充実を図ってまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	85
要 望 内 容	回 答		
<p>85 職員削減をやめて、必要な正規職員を確保すること。市民サービスを低下させ、公的責任の放棄につながる事務の民間委託化はすすめないこと。計画されている介護認定給付にあたる嘱託員130人にも及ぶ削減はやめること。介護保険認定・給付業務の民間委託を行わないこと。</p>	<p>① 本市においては、少子高齢化の進展等により、社会保障費が増加し、財政状況が厳しさを増す中であっても、全国トップ水準の福祉・教育・子育て支援、災害対応をはじめとする市民生活の安心・安全の確保の推進や、50年後、100年後の京都の未来を見据えた先行投資を着実に実施しながら、持続可能な行財政の確立を図るために、「民間にできることは、民間に」を基本方針に、この間、ごみ収集・処理業務の委託化や福祉施設の民間移管など、市民サービスをしっかりと維持しながら、委託化・民営化などで業務量の減少が確実に見込める部分について、職員を削減しております。</p> <p>② 同時に、区役所・支所における地域防災対策の充実や「民泊」対策に特化したチームの設置、課題や困りを抱えた家庭への寄り添い支援の充実など、市民のいのちと暮らしを守り、本市の都市特性を踏まえた質の高い行政サービスを提供するため、各職場の繁忙状況等も考慮して、必要な部署には必要な人員をしっかりと配置しております。</p> <p>③ 引き続き、委託化・民営化などで業務量の減少が確実に見込める部分について、職員数の適正化に取り組んでまいります。</p> <p>④ また、介護保険認定・給付業務については、これまで要介護認定者数の増加に対応するため、非常勤嘱託員を順次増員してきましたが、今後も要介護認定者数が増加が見込まれる中、これに対応できる有資格者を確保し続けることは、介護現場の担い手不足が深刻化する中、極めて困難な状況にあります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	85
要望内容	回答		
	<p>⑤ このため、今後の業務量の増加に的確に対応するとともに、専門性の有無で業務を切り分け、委託することで効率的な執行体制を確保するため、令和2年4月から、認定給付業務を集約・委託化することとしました。</p> <p>⑥ 引き続き、介護保険認定・給付業務が円滑に行えるよう取組を進めてまいります。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所・支所要介護認定給付事業集約化事業 475,008千円</li> </ul>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	86
要望内容	回答		
86 職員募集・採用については、すべての障害種別に広く門戸を開くこと。障害者法定雇用率を早期に満たすこと。	<p>① 本市では、障害者の社会参画の一層の促進を図るとともに、「障害者の雇用の促進に関する法律」で定められた法定雇用率を確保し、事業主の責務を果たしていくため、平成15年度以降、身体に障害のある方を対象とした採用試験を実施しております。</p> <p>② また、身体に障害のある方を対象とした採用試験において、令和元年度からは、より多くの方に受験していただけるよう、試験の実施回数を増やすとともに、受験年齢や受験可能な障害等級の拡大などを行っております。</p> <p>③ また、令和2年度から、障害のある方を対象とした採用試験の受験対象に知的・精神障害者を追加するとともに、より柔軟に勤務時間や業務内容等を調整することが可能な会計年度任用職員としての雇用も進めてまいります。</p> <p>④ 引き続き、障害の種別にかかわらず、障害のある方が、その意欲、能力、適性に応じて働くことができる環境整備を進め、法定雇用率の達成に向けた取組を推進してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	87
要 望 内 容	回 答		
<p>87 市民税軽減制度の減免縮小方針を撤回するとともに、65歳以上の市民に対する減免制度の復活など、軽減制度の拡充を図ること。機械的な税徴収や差押えを行わず、納税の緩和制度の周知を図り実施すること。</p>	<p>① 市税の軽減措置は、地方税法による非課税や課税標準の特例といった全国一律の軽減措置に加えて、本市独自の判断により、公益性や担税力等の見地から、税負担の公平、中立、簡素という原則の例外として講じているものです。</p> <p>本市では、市税の軽減措置について、適正かつ公平な市税制度の確立及びこれに伴う市税収入の確保のため、制度創設時からの社会情勢の変化を踏まえ、現在、見直しを進めているところです。</p> <p>② こうした中、65歳以上の方に対する個人市民税の軽減措置については、地方税法上の65歳以上の方に対する非課税措置の廃止や、平成22年の「京都市財政改革有識者会議」からの見直しの提言を踏まえ、世代間で公平に税負担を分かち合うという考えの下、急激な税負担の上昇を緩和する経過措置を設けたうえで、平成25年度から平成26年度にかけて、段階的に廃止したものであり、同制度の復活は困難であると考えます。</p> <p>③ 今後も、市民税の軽減措置については、今日の厳しい社会経済情勢の中、市民生活へ与える影響などを十分に考慮しつつ、可否を検討してまいります。</p> <p>④ 市税徴収については、地方税法上、「市町村民税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。」とされています（地方税法第331条第1項等）。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	87
要 望 内 容	回 答		
	<p>本市においては、督促状及び催告書の発付や電話による催告を行っているにもかかわらず、それに応じず納付がなく、かつ、財産調査により納税する資力があると確認できた場合に、滞納者の実態を把握したうえで、差押えを執行することとしております。</p> <p>⑤ 納税の緩和制度については、市税を一時に納付できない方のための猶予制度（徴収猶予、換価の猶予）のチラシをホームページ及び納税相談の窓口に設置するとともに、猶予の相談を受けた納税者の方に対しては、個別に丁寧な説明を行ったうえで、要件に該当する方には適切に制度を適用しております。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 8
要 望 内 容	回 答		
8 8 宿泊税条例は，廃止すること。	① 宿泊税は市民及び入洛客双方の満足度を高め，都市格の向上と，持続可能な京都のまちづくりを進めていくための財源として必要なものと考えております。		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	89
要 望 内 容	回 答		
<p>89 中小企業振興のため以下の内容の具体化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業，小規模事業所，零細自営業者の実態把握に努めること。</li> <li>・ 自治体の役割発揮など小規模企業振興基本法の趣旨を取り入れること。</li> <li>・ 広く関係者の参加と討議を経て，市において中小企業，小規模事業所，零細自営業振興計画を立案すること。</li> <li>・ 市全体とともに，各局・各区役所など毎に官公需の中小企業への発注目標を設定しその実現をめざすこと。</li> <li>・ 横浜市のような「取組報告書」を作成し，同「報告書」を含め，条例の具体化について，各年度ごとに市民と議会に報告すること。</li> <li>・ 金融機関に対し，市内中小企業への融資割合向上目標設定など地域貢献策立案を働きかけること。</li> <li>・ 地元調達や雇用拡大，下請け単価や仕入値の改善等，大企業や大型店がその社会的役割を発揮されるよう働きかけること。</li> <li>・ 原材料の仕入先や製品の納品先・販路，単価の動向等，市として，実態を明らかにしデータ化する方向を強化すること。必要な財政措置を講じることも含め市</li> </ul>	<p>① 中小企業の実態把握については，中小企業800社を対象とした四半期ごとの景況調査に加え，経済団体との日常の連絡や定例会議を通じてタイムリーに情報収集するとともに，「京都市地域企業未来力会議」や業界団体等の懇談会等において，意見交換を活発に実施しております。</p> <p>② 中小企業は，地域経済の主要な担い手であると同時に，地域社会や市民生活に大きく貢献するなど重要な役割を果たしております。</p> <p>とりわけ小規模企業は，小規模企業振興基本法において，地域における経済や雇用を支える重要な存在として，その成長発展のみならず，事業の持続的発展を図ることとされております。</p> <p>引き続き，「京都市地域企業未来力会議」をはじめ，あらゆる場において「現場の声」をしっかりと聞きし，実効性ある振興策を推進してまいります。</p> <p>③ また，本市では，京都商工会議所及び京北商工会と一体的に運営している市内5箇所の相談窓口において，様々なニーズにワンストップで応える経営相談や企業への個別訪問を実施するなど，小規模企業振興基本法が目指す地域を支える中小企業振興を推進しているところであり，今後とも国や産業支援機関と連携し，取り組んでまいります。</p> <p>④ 公契約基本条例に基づき，市内中小企業の受注機会の増大に向けて，可能な限り分離分割発注するなど，全庁的に取組を徹底した結果，工事契約での市内中小企業の受注件数割合は，条例制定前の平成26年度と比べ，約7ポイント増の約9割に</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	89
要 望 内 容	回 答		
<p>の役割を一層，明らかにすること。</p> <p>・業者の団結を促進する方向での援助を強めること。</p>	<p>達しております。</p> <p>一方，発注の前提として，WTOなどの法令上の制約や，市内中小企業では受注し難い案件などもあり，市内中小企業の発注目標を設定することは困難と考えております。</p> <p>⑤ これらの中小企業振興に関する取組状況につきましては，事務報告書による市会への報告や個別の事業ごとの広報発表，成果発表等の実施により，広く市民への周知に努めており，今後も様々な機会を捉えて，本市の中小企業振興の取組状況を発信してまいります。</p> <p>⑥ 金融機関に対しては，市と府で連携して，年度末等で資金繰りに影響がないよう積極的な支援の要請を実施しており，引き続き，融資制度の運営等を通じ，オール京都体制で市内中小企業の資金繰りを下支えしてまいります。</p> <p>⑦ 大企業等に対しては，毎年，市・府等が連携してオール京都で，下請取引の適正化や正規雇用の拡大等の要請を実施しており，引き続き，中小企業・小規模企業の声を反映した働きかけを行ってまいります。</p> <p>⑧ 本市では，国の実施している各種統計を活用することと併せ，平成29年度には京都市産業連関表を作成し，市内経済活動における産業間の取引関係の把握，域外から稼ぐ産業や高い付加価値を生み出している産業，生産波及効果の高い産業の把握など，産業構造の分析に努めております。今後とも，産業連関表をはじめとする各種統計による分析の精度を高めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	89
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑨ 中小企業の連携に関しては、京都府中小企業団体中央会を通じて、各業界組合の販路拡大や人材育成等の活動を支援しているほか、「京都市地域企業未来力会議」では、事業者の連携によるビジネスアイデアの実現に向けて、相談や助言を行っています。</p> <p>(令和 2 年度 予算額)</p> <p>・ 地域経済構造分析事業 19,400 千円【政策的新規・充実】</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 29 年 12 月 平成 23 年京都市産業連関表を作成</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 0
要 望 内 容	回 答		
9 0 現在の中小企業会館を耐震補強し、利用者の活動が継続できるよう京都府に働きかけること。	<p>① 京都府中小企業会館は、昭和49年の設立以来、ホールや展示場、多くの会議室を備え、中小企業関係団体が集積する施設として、長らく府内の中小企業支援の一翼を担ってまいりましたが、京都経済センターにその機能が移ったことにより、所有者である京都府がその敷地及び建物を処分することとし、令和元年10月15日付けで入札公告が行われ、令和元年12月に売却が決定しております。</p> <p>② 四条室町という好立地にある京都経済センターには、幅広い利用者の用途に対応可能な会議室が用意されています。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成31年 1月 「京都経済センター」しゅん工  3月 「京都経済センター」グランドオープン  「京都府中小企業会館」閉館</p> <p>令和 元年10月 京都府が「京都府中小企業会館」の入札公告を実施</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 1
要 望 内 容	回 答		
<p>9 1 地域経済活性化と地域建設業者等の育成につながり、波及効果も大きい住宅リフォーム助成制度・商店リフォーム助成制度を創設すること。</p>	<p>① 耐震・省エネ等を目的とした住宅リフォームに関する助成制度では、市内事業者が工事を行うことを要件とし、地域の仕事起こしや雇用確保など地域経済の活性化及び地域建設業者の育成に繋がるものとしております。</p> <p>② 平成 2 9 年度からは、商店街空き店舗解消促進事業において、商店街への新規出店に伴う店舗改装工事費等の一部を補助する制度を実施してまいりました。</p> <p>また、住宅や商店のリフォームについては、市内産木材を活用した住宅・店舗等を増築する場合や、商店街が空き店舗をコミュニティ施設等に改装する場合の助成制度を設けております。</p> <p>③ 今後も、市民の安心・安全の確保や、低炭素社会の構築など、政策上の重要度・緊急度が高いものについて、優先的かつ重点的に取り組んでまいります。</p> <p>また、制度の周知に更に努めるとともに、窓口寄せられた市民や事業者からの意見を参考に、より使いやすい制度となるよう検討を重ねてまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅の省エネリフォーム支援事業 6 0, 4 7 2 千円</li> <li>・民間建築物の耐震化対策 5 0 2, 0 7 4 千円 (うち まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業 2 9 9, 2 4 4 千円)</li> <li>・商店街等支援事業 6 0, 3 0 0 千円 (うち 商店街等環境整備事業 2 8, 0 0 0 千円)</li> </ul>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	91
要望内容	回答		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木のあるまちづくりの推進 33,800千円</li> <li>（うち 市内産木材総合需要拡大事業 1,600千円）</li> <li>（うち 市内産木材を使った京のまちなみ推進事業のうち 非住宅施設の 木造・木質化支援 10,750千円【政策的新規・充実】）</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 2
要 望 内 容	回 答		
<p>9 2 公契約基本条例について、以下の項目の具体化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場労働者（いわゆる一人親方を含む）の報酬額の最低限度額を定める賃金条項を設けること。</li> <li>・雇用の継続についての項目を設けること。</li> <li>・条例の適正な運用を担保するための立ち入り調査を行う項目を設けること。</li> </ul>	<p>① 報酬額の最低限度額を定める条項については、条例制定の過程で、多くの団体等から意見を聴取した結果、賛否両論があったことや、賃金に関する必要な規制は法律に基づくことが基本であることなどを総合的に勘案し、本市としては熟慮のうえ導入しないこととしました。公契約基本条例に基づき、公契約の発注者として国の関係機関等とも連携し、公契約の下で働く労働者の良好な労働環境全般が確保並びに維持及び向上されるよう努めてまいります。</p> <p>② 雇用の継続については、それぞれの業務等の実態に応じて検討すべきものであり、条例で一律に規定するものではないと考えております。</p> <p>③ 平成 2 8 年 6 月からは、一定の公契約の受注者に対して、全ての下請事業者も含め、社会保険や最低賃金など労働関係法令遵守状況報告書の提出を義務付けており、違反者に対しては、事業者名の公表などの措置を採ることとしております。また、労働者等からの通報や相談のための窓口を設置することなどにより、適正な運用を担保しております。</p> <p><b>（令和 2 年度 予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公契約審査委員会 6 0 6 千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 3
要 望 内 容	回 答		
<p>9 3 観光客呼び込み型政策を改め、市民生活と観光の調和を図ること。その際に京都の地域経済への影響について検証し、地域経済が循環し、市民生活の向上に結びつく観光政策へ転換すること。</p>	<p>① 平成30年5月に「京都観光振興計画2020」に掲げる取組の追加・充実及び目標の修正を行い、「京都観光振興計画2020<sup>+</sup>」として取りまとめており、本計画では市民生活と観光との調和の確保を大前提として、持続可能で満足度の高い国際文化観光都市を目指しております。</p> <p>② 「京都観光振興計画2020<sup>+</sup>」に基づき、「市民生活と観光の調和」を最優先に、観光の効果を最大に高め、京都市域全体に還元し、地域経済の振興と地域活性化につなげることで市民生活の豊かさの向上に寄与するため、消費拡大に向けた取組の促進、事業者の人材育成支援、伝統産業や商店街等のより幅広い分野に観光の効果が行き渡るための施策を進めてまいります。</p> <p>③ また、近年の外国人観光客の急増等に伴い発生している一部の観光地での混雑、観光客のマナー問題等に対応するため、令和元年5月に「市民生活と調和した持続可能な観光都市」推進プロジェクトチームを庁内に立ち上げ、データの収集、分析を行うとともに、市民や有識者等からの御意見も把握しながら、課題解決に向けて取組の強化を図ってまいりました。</p> <p>こうした中、同プロジェクトチームでの検討を踏まえ、11月に市民の安心・安全、地域文化の継承を最重要視した市民生活と観光の調和に向けて、解決すべき課題を「混雑への対応」、「宿泊施設の急増に伴う課題への対応」、「観光客のマナー違反への対応」の3点に集約し、「市民・観光客・事業者・未来 四方よしの観光地マネジメントの実践」の考え方の下、基本指針と具体的方策について、取りまとめたところです。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	93
要望内容	回答		
	<p>④ さらに、京都観光総合調査において、観光消費額とその経済波及効果及び観光が市民生活に与える影響等の把握につとめるとともに、「日本版DMO」に登録されている京都市観光協会と共に、市民生活と観光との調和や、市民生活の豊かさ向上に寄与する政策を行ってまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅の本質を追求する京都観光総合調査の実施 14,432千円</li> <li>・京都観光を総合的に担う推進体制(DMO)の構築及び観光案内機能の強化 13,918千円</li> <li>・京都市DMOの推進事業(市民生活と観光の調和に向けた取組の推進) 8,000千円</li> <li>・市民観光総合調査アップグレード事業 ～市民生活を最重要視した持続可能な観光都市の実現に向けて～ 8,000千円【政策的新規・充実】</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成29年11月 (公社)京都市観光協会が「日本版DMO」に登録 平成30年 5月 「京都観光振興計画2020<sup>+</sup>」の公表 令和 元年 5月 「市民生活と調和した持続可能な観光都市」推進プロジェクトチームの設置 11月 「市民生活との調和を最重要視した持続可能な観光都市」の実現に向けた基本指針と具体的方策についての中間取りまとめを発表</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 4
要 望 内 容	回 答		
<p>9 4 市民生活に悪影響を及ぼしている、「宿泊施設拡充・誘致方針」及び「上質宿泊施設誘致制度」は撤回し、宿泊施設の総量規制をはかること。既存の旅館への支援を強化すること。</p>	<p>① 観光は、我が国全体の人口が減少している中、交流人口の増大を生み出し、京都経済の活力と市民の豊かさを牽引し、持続可能な社会の実現に寄与するものです。そのため、本市では、平成28年10月に、安全安心の確保と共に、地域との調和を前提とした「京都市宿泊施設拡充・誘致方針」を策定し、質の高い宿泊施設の拡充・誘致及び違法民泊の根絶に取り組んでまいりました。</p> <p>② 現在計画されている宿泊施設も含めると、施設数としては満たされていますが、一方で、農家民宿など、地域固有の魅力を活かした施設や地域文化の継承に繋がる施設は必ずしも十分ではありません。また、近年、本市の都市格の向上に伴い、オフィス・研究所や住宅等の必要性が大きくなっています。そこで、市民の安心・安全と地域文化の継承を重要視しない宿泊施設の参入はお断りしたいと考えており、地区計画の活用など、都市計画手法も駆使し、実効性ある対策を進めてまいります。なお、市民の安心・安全と地域文化の継承を重要視する宿泊施設については、「上質宿泊施設誘致制度」を活用し拡充・誘致に取り組んでまいります。</p> <p>③ 旅館については、旅館関係者としっかりと連携し、海外に向けた旅館の魅力発信や経営力向上に向けた専門家の派遣など、支援策の強化を図ってまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外への情報発信強化 41,900千円</li> <li>(うち、RYOKANブランドの更なる発信 5,000千円)</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 4
要 望 内 容	回 答		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅館をはじめとする宿泊施設の経営強化・魅力発信支援 2 2, 0 0 0 千円 (うち 7, 7 0 0 千円【政策的新規・充実】)</li> <li>・ 京都市宿泊施設拡充・誘致事業 7, 7 0 0 千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 8 年 1 0 月 「京都市宿泊施設拡充・誘致方針」の策定</p> <p>平成 2 9 年 5 月 「京都市上質宿泊施設誘致制度」の運用開始</p> <p>平成 2 9 年 1 2 月～ 「京都らしい宿泊施設表彰」の実施</p> <p>平成 3 0 年 4 月 京都の旅館の魅力を発信する動画の公開, 発信</p> <p>6 月～ 宿泊税徴収事務導入セミナー・個別相談会, 専門家派遣等の実施</p> <p>8 月～ 旅館振興支援のための経営, 広報, I T 等に係る各種専門家派遣の実施</p> <p>平成 3 1 年 3 月 京都の旅館の魅力を凝縮したマンガの作成, 発信</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 5
要 望 内 容	回 答		
<p>9 5 改正卸売市場法のもと、京都市卸売市場においては、京都市が設置者であることを維持し、「第三者販売禁止」「直荷引き禁止」「商物一致」などのルールを堅持しながら、公正・適正な価格形成に努め、市民に低価格で安全な食品の提供に努めること。</p>	<p>① 改正卸売市場法に基づき国の「認定」を受け、引き続き、本市が開設者として、京都市中央市場及び京都市中央食肉市場を運営してまいります。</p> <p>② 法改正に伴う取引ルールの設定に当たっては、取引参加者等の意見を十分に聴取するとともに、必要な議論を重ねてまいりました。その結果、第三者販売及び直荷引きについては引き続き原則禁止とし、市場の活性化に資する場合には柔軟に対応できるよう例外規定を設けるとともに、商物一致の原則については、物流環境の改善にも資することから規定を廃止することとしました。そして、これらの取引ルールを盛り込んだ京都市中央卸売市場業務条例の一部改正については、令和元年9月市会において御議決いただいたところです。</p> <p>③ 今後とも、京都市中央市場及び京都市中央食肉市場が、公正な取引等を通じ消費者に安全・安心な生鮮食料品等を適正な価格で安定的に供給する食品流通の核として、その社会的使命を果たしていけるよう、市場関係者と一丸となって、新たな条例の下で京都の強みを活かした市場運営に取り組んでまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成30年 6月 改正卸売市場法の公布</p> <p>11月 市場関係者の意見を聴取するための条例改正検討会議を設置 (京都市中央市場)</p> <p>平成31年 1月 市場関係者からの意見聴取を随時実施 (京都市中央食肉市場)</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	95
要 望 内 容	回 答		
	<p>3月 市場取引委員会（青果部，水産物部，食肉部）</p> <p>4月 市場取引委員会（青果部，水産物部）</p> <p>令和 元年 8月 運営協議会（第一，第二市場合同開催）</p> <p>11月 「京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例」の公布</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 6
要 望 内 容	回 答		
<p>9 6 民間まかせにせず職員を抜本的に増員し、「民泊」「簡易宿所」に対する監視・指導体制を強化すること。市民生活環境と調和せず、改善も見られない事業者に対しては、営業の許可を取り消すこと。</p>	<p>① 本市では、市民と観光客の安全安心及び市民生活との調和の確保を大前提に、違法、不適正な「民泊」を根絶するとともに、市内の宿泊施設の適正な運営を確保するため、徹底した取組を進めてまいりました。平成30年6月15日の住宅宿泊事業法及び改正旅館業法の施行に併せ、法律の範囲内で、全国で最も厳しいといわれる条例など、本市独自のルールを定め、その着実な運用を図っているところです。</p> <p>② 違法、不適正な「民泊」に対しては、効率的かつ効果的に適正化指導を行うため、平成29年4月に設置した「民泊」対策専門チームについても、当初18名であった体制を、平成30年4月には41名体制、平成31年4月には46名体制へ増員するなどの体制強化を図っており、民間委託による調査も活用しながら、本市職員による徹底した現地調査や指導を行っております。</p> <p>③ 違法、不適正な「民泊」については、「民泊通報・相談窓口」等に寄せられた情報を基に、旅館業法の改正に伴い新たに付与された監督権限も駆使し、違法「民泊」の所在地や営業者を調査・特定し、適正化指導を強力に進め、令和元年12月末までに違法「民泊」疑いにより通報のあった2,616施設のうち99%に当たる2,604施設について、営業中止等に至らしめました。</p> <p>また、繰り返しの指導にも従わないなど、悪質な事案に対しては、平成30年9月に全国初となる無許可営業施設に対する営業停止命令を発出、公表し、令和元年10月にも同様の命令を発出、公表するなど厳正に対処しているほか、京都府警察と連携の下、「京都市「民泊」対策等連絡協議会」を設置し、平成30年9月には厳罰化された法の下では初めてとなる摘発につなげるなど、違法「民泊」根絶に向</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	96
要望内容	回答		
	<p>けた取組を一層強力に進めております。</p> <p>④ 加えて、違法「民泊」対策においては、「民泊」仲介サイトの対策が不可欠であるため、令和元年6月、国に対して、適切な監督権限の行使により、「違法」民泊の掲載削除や仲介事業者の責任で掲載施設の適法性を確認すること等を指導するよう、文書により強く要請したほか、住宅宿泊仲介業者等14社に掲載された10,271件（平成31年3月末時点）を徹底して調査し、判明した203件の違法疑い施設の削除を国に要請し、直ちに指導等が行われました。</p> <p>⑤ 旅館業営業許可施設及び住宅宿泊事業法の届出住宅に対しては、「民泊通報・相談窓口」等も活用して、その運営状況を把握するとともに、重大なルール違反があった場合には、法令に基づく行政処分など、厳正に対処しております。</p> <p>平成30年6月には、旅館業営業許可施設について、宿泊者名簿の不備のほか、当該施設以外における無許可営業など、本市の指導に従わず、違法・不適正な営業を繰り返し行っていたことを理由として、2営業者5施設に対して営業停止命令を発出、公表しております。</p> <p>また、届出住宅については、法施行日以降、法令により義務付けられた2箇月に1回の定期報告により、宿泊実績、苦情対応、ごみの処理など、運営状況を確認するとともに、「民泊通報・相談窓口」等に寄せられた苦情への対応など、適正な運営を指導しております。</p> <p>引き続き、違法、不適正な「民泊」の根絶に向けた取組を強力に進めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 6
要 望 内 容	回 答		
	<p>(令和 2 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「民泊」 対策 事業 1 0 1, 7 5 0 千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 7 年 1 2 月 「 「民泊」 対策 プロジェクト チーム」 の 設置</p> <p>平成 2 8 年 7 月 「民泊 通報・相談 窓口」 の 開設</p> <p>1 0 月 「京都市 宿泊 施設 拡充・誘致 方針」 策定</p> <p>1 2 月 「京都市 旅館 業 施設 における 安心 安全 及び 地域 の 生活 環境 と の 調和 の 確保 に関する 指導 要綱」 施行</p> <p>平成 2 9 年 4 月 医療 衛生 センター 内に, 「民泊」 対策 専門 チーム を 設置 (同年 1 0 月に 2 0 名 に 体制 強化)</p> <p>6 月 違法 な 「民泊」 施設 の 適正 化 指導 の 強化 に向けた 調査 業務 の 開始</p> <p>1 2 月 京都市 の 「民泊」 の 適正 な 運営 等 に 係る 新た な ルール (案) に 関する 市民 意見 募集 の 開始</p> <p>平成 3 0 年 3 月 「京都市 住宅 宿泊 事業 の 適正 な 運営 を 確保 する ため の 措置 に関する 条例」 及び 「京都市 旅館 業 法 に 基づく 衛生 に 必要 な 措置 及び 構造 設備 の 基準 等 に関する 条例 の 一部 を 改正 する 条例」 の 制定</p> <p>住宅 宿泊 事業 法 届出 受付 窓口 の 開設 (京都府 行政 書士 会 への 委託)</p> <p>4 月 「民泊」 対策 専門 チーム の 体制 を 強化 (4 1 名 の 専任 職員, その 他 兼任 職員 も 多数)</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 6
要 望 内 容	回 答		
	<p>6 月 「京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部を改正する条例」の制定 住宅宿泊事業法及び改正旅館業法の施行 京都市「民泊」対策等連絡協議会の設置 違法、不適切な営業を行った旅館業営業者に対する営業停止命令及び業務改善命令の発出</p> <p>8 月 「民泊」に係る地域住民の支援事業（「民泊」地域支援アドバイザー派遣事業）の開始</p> <p>9 月 全国初となる無許可営業施設に対する緊急停止命令の発出 旅館業法改正後初となる無許可営業施設の摘発</p> <p>平成 3 1 年 4 月 「民泊」対策専門チームの体制を一層強化（4 6 名の専任職員）</p> <p>令和 元年 5 月 「市民生活と調和した持続可能な観光都市」推進プロジェクトチームの設置</p> <p>1 0 月 無許可営業施設に対する営業停止命令の発出</p>		

要 望 内 容

回 答

<無許可営業疑い施設に対する調査・指導状況（平成28年4月～令和元年12月末時点）>

（単位 施設）

年度	延べ 通報 等回 数※1	延べ 現地 調査 回数	調査指導 対象施設数※2		営業者 等の特 定調査 中	指導中	営業中 止・ 撤退	旅館業 に該当 せず※3
				新規				
28	1,901	2,143	1,159	1,159	505	222	352	80
29	1,337	2,996	1,339	612	746	260	228	105
30	870	2,564	1,689	683	16	8	1,482	183
令和元※4	183	467※5	186	162	<b>10</b>	<b>2</b>	98※6	76
			<b>【累計】</b>	2,616			2,160※7	444

合計**12**施設が指導  
中又は継続調査案件

- ※1 「民泊通報・相談窓口」及び本市関係機関への通報等があったもの
- ※2 前年度から継続調査の必要な施設を含む（平成28年度から集計開始）
- ※3 住居等として使用していたもの
- ※4 令和元年12月末時点
- ※5 過去の「民泊」施設の適正化指導の強化に向けた調査業務で実施した、現地調査167回（委託）を含む
- ※6 本市の取組により、営業実態が失われるなど、指導の必要性がなくなった施設数39施設を含む
- ※7 うち、旅館業の許可取得施設は、148件（平成28年度：52件、平成29年度：30件、平成30年度：54件、令和元年度：12件）、住宅宿泊事業の届出施設は、15件（平成30年度：10件、令和元年度：5件）

要 望 内 容

回 答

<民泊通報・相談窓口の通報等受付件数（平成28年7月13日～令和元年12月末時点）>

年度	通報	開業相談	その他意見等	計
28 <sup>※1</sup>	1, 148件	211件	364件	1, 723件
29	1, 010件	107件	843件	1, 960件
30	1, 095件	140件	899件	2, 134件
令和元 <sup>※2</sup>	404件	36件	302件	742件
累計	3, 657件	494件	2, 408件	6, 559件

※1 平成28年7月13日から受付開始

※2 令和元年12月末時点

<旅館業法に基づく許可施設数の推移について（令和元年12月末時点）>

年度	旅館・ホテル		簡易宿所				合 計	
	総施設数	新規許可件数	総施設数	新規許可件数		総施設数	新規許可件数	
				うち、京町家 <sup>※1</sup>	総数			うち、京町家 <sup>※1</sup>
27	532	9	696	145	246	106	1, 228	255
28	550	25	1, 493	370	813	231	2, 043	838
29	575	38	2, 291	543	871	181	2, 866	909
30	624	73	2, 990	684	846	171	3, 614	919
令和元 <sup>※2</sup>	650	50	3, 275	803	451	124	3, 925	501

※1 京町家は平成24年度から実施

※2 令和元年12月末時点

<住宅宿泊事業届出受付窓口対応状況（平成30年3月15日～令和元年12月末時点）>

年度	窓口対応件数	電話問合せ件数	対応件数合計	受理件数	廃業等届出件数
29 <sup>※1</sup>	193	320	513	0	0
30	2, 432	4, 921	7, 353	502	12
令和元 <sup>※2</sup>	783	1, 871	2, 654	240	48

※1 平成29年度計は、平成30年3月15日～3月31日分の集計

※2 令和元年12月末時点

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 7
要 望 内 容	回 答		
<p>9 7 環境衛生監視員を増員し，住宅宿泊事業法による届出「民泊」施設，旅館業法に基づくホテル・旅館業，簡易宿所について年 1 回の監査を行い衛生管理を徹底すること。</p>	<p>① 住宅宿泊事業の届出を行った施設や旅館業営業の許可を取得した施設において，不適正な運営に係る通報が「民泊通報・相談窓口」等に寄せられた場合，通報内容に応じて職員等が直ちに現地に赴くなど，適切に対処しているほか，民間委託による調査も活用して，各許可施設の運営状況を把握し，必要な指導を行うなどの取組を進めております。</p> <p>体制については，平成 2 9 年 4 月に，「民泊」対策の専門チームを設置して以降，逐次体制の強化を図り，令和元年度当初には，専任職員のみでも 4 6 名の体制に拡充し，徹底した現地調査や指導を行っております。</p> <p>② 住宅宿泊事業の届出を行った施設については，法令により義務付けられた 2 箇月に 1 回の定期報告により，宿泊実績，苦情対応，ごみの処理などの運営状況を確認し，適正な運営を指導しております。</p> <p>また，本市の指導に従わず，悪質なルール違反を繰り返す者に対しては，法令に基づく行政処分など，厳正に対処しております（平成 3 0 年 6 月：2 営業者 5 施設に対して営業停止命令を発出，公表）。</p> <p>今後とも，違法，不適正な「民泊」の根絶に向けた取組を強力に進めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 8
要 望 内 容	回 答		
9 8 小規模宿泊施設，京町家も含め，全ての宿泊施設内に玄関帳場設置と管理者の常駐を義務づけること。	<p>① 本市では，原則として全ての宿泊施設に玄関帳場等の設置を義務付けておりますが，小規模宿泊施設や京町家といった施設内への玄関帳場設置を免除する例外を適用する場合であっても，宿泊施設の適正な運営に必要なルールとして，面接による鍵の受け渡しや宿泊者名簿の正確な記載，迷惑行為を抑えるためのハウスルールの説明などを条例により義務付けており，その徹底を強く指導しております。</p> <p>② さらに，全ての宿泊施設において，迷惑行為に対する苦情や緊急事態などに的確に対応するため，人を宿泊させる間，営業者等が施設内又は直ちに駆け付けることができる場所に駐在することを本市独自ルールにより義務付けるなど，市民と宿泊客の安全安心の確保を図っております。</p> <p>引き続き，本市独自ルールの遵守を一層徹底し，地域住民と事業者の調和が確保された，安全安心な宿泊施設の運営が徹底されるよう取組を進めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	99
要 望 内 容	回 答		
<p>99 木造住宅密集地，路地奥，連棟，学校・社会福祉施設周辺での「民泊」「簡易宿所」の立地を制限する条例改正を行うこと。連棟での「民泊」「簡易宿所」は認めないこと。</p>	<p>① 旅館業施設については，建築基準法に基づき，用途地域等による規制が行われています。また，住宅宿泊事業については，営業期間や宿泊人数の制限等，本市独自のルールを定めております。</p> <p>さらに，住民意思を直接的に反映させる制度として，建築協定等の制度があり，引き続き，これらの制度について市民周知に努めるとともに，これらに取り組む地域を支援してまいります。</p> <p>なお，連棟であっても，旅館業法又は住宅宿泊事業法のほか，消防法，建築基準法等の関係法令に適合している場合には，営業が可能となります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	100
要 望 内 容	回 答		
100 全ての「民泊」「簡易宿所」にスプリンクラー及び消防署への通報機能のある火災報知器の設置を義務づけること。	<p>① スプリンクラー設備は、火災を感知し、自動的に放水して消火する設備であり、宿泊施設については、延べ面積が6,000㎡以上又は11階以上の建物に設置が義務付けられています。</p> <p>また、宿泊施設に設置するスプリンクラー設備は、大規模かつ複雑であるため、小規模な宿泊施設への設置が困難であることに加え、設置費用等も高額であり、スプリンクラー設備の設置を義務付けることは適当ではないと考えます。</p> <p>② 火災通報装置は、そのボタンを押下し、又は、自動火災報知設備と連動させて、自動的に、119番通報を行うことができる設備であり、宿泊施設については、延べ面積が500㎡以上で設置が義務付けられています。</p> <p>火災通報装置は、設置に際して、電話回線の開設や本体及び関連機器を購入する必要があり、一定の経費負担が発生するため、現時点では、全ての宿泊施設に対して火災通報装置の設置を義務付けるまでは考えていませんが、より有効な通報体制を確保し、一層安全な宿泊施設とするため、令和2年度から消防法令上義務付けのない施設に対して設置を指導してまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊施設に対する火災通報装置の設置指導の推進</li> </ul> <p style="text-align: right;">1,000千円【政策的新規・充実】</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	101
要望内容	回答		
101 旅館業への用途変更に伴う住宅改修は、面積にかかわらず建築確認申請を義務づけ、完了検査も実施すること。	<p>① 現行の建築基準法においては、用途変更のみの場合、用途を変更する部分が200㎡以下のものに対して建築確認申請の手続は不要であり、また、建築確認申請を要する用途変更に係る工事においては、工事を完了したときは、その旨を建築主事に届け出ることにより、完了検査は要しないこととなっております。</p> <p>② 旅館業への用途変更に伴う住宅改修については、今後も、関係部署と連携のうえ、適法に実施されるよう取り組むとともに、違反が確知された場合は、厳正に対処してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	102
要 望 内 容	回 答		
102 旅館業・「民泊」事業者，住民間の紛争を調整・調停する制度を設けること。	<p>① 宿泊施設の事業者と住民の間の紛争は，私人間の問題として，当事者間の話し合いをはじめ，民事的な手続きによって解決すべきものと考えております。</p> <p>② 地域住民の不安や具体的なお困りごとについては，医療衛生センター等の職員が相談に応じ，また，必要に応じて現地に直ちに赴いているほか，平成30年8月からは，「民泊」に係る不安や各種困りごとに対して専門アドバイザーが適切な助言等を行う「民泊」に係る地域住民の支援事業を開始しており，紛争に至る前に，「民泊」地域支援アドバイザーが専門的な知識やまちづくりの経験を生かして，協定の締結など地域住民の主体的な取組に対する助言等を行っております。</p> <p>引き続き，地域住民と事業者の調和の確保を図る取組をしっかりと進めてまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築協定等を活用したまちづくり支援事業 10,000千円</li> <li>（うち 地域に対する専門家派遣等の支援 5,500千円）</li> </ul>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	103
要望内容	回答		
103 近隣住民等から求められた際の協定書は義務規定とすること。	<p>① 協定書は、事業者と自治会等地域住民の間で信頼関係構築のため任意に締結される契約であるため、義務付けることは困難と考えております。</p> <p>② 地域住民の不安や具体的なお困りごとについては、医療衛生センター等の職員が相談に応じ、また、必要に応じて現地に直ちに赴いているほか、平成30年8月からは、「民泊」に係る不安や各種困りごとに対して専門アドバイザーが適切な助言等を行う「民泊」に係る地域住民の支援事業を開始しており、紛争に至る前に、「民泊」地域支援アドバイザーが専門的な知識やまちづくりの経験を生かして、協定の締結など地域住民の主体的な取組に対する助言等を行っております。</p> <p>引き続き、地域住民と事業者の調和の確保を図る取組をしっかりと進めてまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築協定等を活用したまちづくり支援事業 10,000千円</li> <li>（うち 地域に対する専門家派遣等の支援 5,500千円）</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	104
要 望 内 容	回 答		
<p>104 世界遺産を守るうえで、バッファゾーンにおけるホテルやマンションなどの建設を規制すること。景観デザインレビュー制度は、申出書が事業者から提出された段階で市民に公開するとともに、市民が協議に参加できるようにすること。</p>	<p>① 既に世界遺産の周辺においては、高さ規制のほか、建物のデザイン規制等によって、全国にも類のない厳しい景観規制を行っております。</p> <p>さらに、京都市眺望景観創生条例に基づく事前協議（景観デザインレビュー）制度を平成30年10月から運用し、世界遺産等の社寺等（27箇所）とその周辺の建築計画等に対し、本市や専門家との事前協議を義務付けることで、地域特性に応じた優れたデザインへと誘導しております。</p> <p>また、景観デザインレビュー制度における情報公開に関しては、申出書が事業者から提出された段階では建築計画等そのものが確立された内容ではなく、事業者の権利利益を侵害する恐れがあるため、公開することはできません。</p> <p>併せて、本制度は、自然、歴史的資産、町並み、伝統、文化等との調和を踏まえ、地域ごとの特性に応じた優れた眺望景観の創生を図ることを目的としており、それらの特性を読み解いたうえで良好なデザインへと誘導するための専門性が不可欠であることから、市民が協議に参加することは想定しておりません。</p> <p><b>（令和2年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社寺等及びその周辺の歴史的景観の保全 6,155千円</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成28年12月 「歴史的景観の保全に関する取組方針」の策定</p> <p>平成30年 3月 京都市眺望景観創生条例等の改正</p> <p>10月 事前協議（景観デザインレビュー）制度の施行</p>		

令和 2 年度予算要望に対する回答		NO.	105
要 望 内 容	回 答		
105 リニア中央新幹線建設計画を撤回し、税金投入はやめるよう国及びJR東海に求めること。京都駅ルートの誘致活動を中止すること。	<p>① リニア中央新幹線は、東海道新幹線の老朽化や災害リスクに備えるとともに、3大都市圏を約1時間で結ぶ「新たな国土軸」を形成するものであり、京都はもとより、国土の均衡ある発展にとって極めて重要なプロジェクトです。</p> <p>② 引き続き、京都府、経済界等と連携し、京都府中央リニアエクスプレス推進協議会と連携したリニア京都誘致の活動を行ってまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リニア中央新幹線の誘致及び北陸新幹線の円滑な整備の推進 2,100千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 2年 1月 「京都府中央リニアエクスプレス推進協議会」の設置</p> <p>平成22年 7月 「明日の京都の高速鉄道検討委員会」の設置</p> <p>平成24年 2月 「明日の京都の高速鉄道検討委員会」が「提言」を発表</p> <p>9月 「京都府中央リニアエクスプレス推進協議会総会」の開催</p> <p>平成26年 1月 「リニア中央新幹線の京都誘致に向けた決起会」の開催</p> <p>4月～ 「京都府中央リニアエクスプレス推進協議会」として、地下鉄各駅での広告掲出やPR事業等を実施</p> <p>7月 シンポジウム「みんなで考える、京都の未来 ～リニアを、京都へ。～」の開催（主催：公益社団法人京都青年会議所、本市）</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	106
要 望 内 容	回 答		
<p>106 北陸新幹線延伸については、国及び本市をはじめ地元自治体の財政負担が巨額になること、並行在来線の縮小廃止につながり、地下水など自然環境や住環境へ影響を与えること、残土処理の問題が不明確なことなど課題が山積している。延伸計画を京都市は進めないこと。</p>	<p>① 北陸新幹線は、近畿圏と北陸圏を結ぶ新たな国土軸を形成するものであり、移動時間の短縮により、経済活動や社会活動が大いに活性化することで、東京一極集中の是正や国土の均衡ある発展に寄与するとともに、災害時等において東海道新幹線の代替機能も果たす、極めて重要な国家プロジェクトです。</p> <p>② 北陸新幹線の延伸については、現在、環境影響評価の手続きが進められているところですが、今後、環境影響評価の各段階において、環境影響評価審査会の御意見もいただいたうえで、自然環境や生活環境、文化財、都市機能、建設発生土砂の処理など様々な点で影響を徹底して回避・低減していただくため、本市として、しっかりと必要な意見を提出してまいります。</p> <p>③ また、在来線がJR西日本から経営分離されないための措置、地元自治体に対する財政措置等については、京都府や関西広域連合と連携し、市民生活や経済活動への影響に最大限配慮した円滑な整備の推進等とあわせて、引き続き、国に要望してまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リニア中央新幹線の誘致及び北陸新幹線の円滑な整備の推進 2,100千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成27年11月～ 国への要望活動を実施（以降毎年度実施）</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	106
要 望 内 容	回 答		
	平成 28 年 4 月～	商店街関係者と連携したPR事業や、各局区の事業におけるブース出展など、きめ細かな活動をリニア京都誘致の取組と併せて実施	
	平成 29 年 3 月	「与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム」において、北陸新幹線の敦賀・大阪間は、「敦賀駅-小浜市（東小浜）附近-京都駅-京田辺市（松井山手）附近-新大阪駅」を結ぶルートとすることが決定	
	令和元年 5 月	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」）を公表	
	7 月	配慮書に対する京都市長意見を京都府知事と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に提出	
	11 月	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、北陸新幹線（敦賀・新大阪間）環境影響評価方法書を公表	

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	107
要 望 内 容	回 答		
107 市内高速道路の未着工3路線計画の廃止方針に もとづいて、速やかに都市計画の廃止手続きを完了す ること。	<p>① 京都高速道路の残る3路線の都市計画決定（廃止）については、堀川通（国道1号）の整備に向けた都市計画決定と併せて進めていくこととしております。</p> <p>② 堀川通（国道1号）の道路管理者である国土交通省と連携し、都市計画決定手続きが進むよう、引き続き取り組んでまいります。</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成28年 5月 「京都市京都高速道路検証専門委員会」からの意見書の受領</p> <p>平成30年 1月 「将来道路ネットワーク研究会」による意見書の取りまとめ （「京都市の将来を見据えた道路ネットワークの在り方について」）</p> <p>4月 都市計画法第53条第1項に基づく許可に係る審査基準の見直し</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	108
要 望 内 容	回 答		
108 堀川通・油小路通の五条～十条間のバイパストンネル計画は撤回すること。	<p>① 「京都市京都高速道路検証専門委員会」の意見書で示されたとおり、京都市都心部では、特に南北方向の自動車交通需要に対して容量が少なく、需要過多の状態が見受けられ、とりわけ、堀川通（国道1号）の京都駅付近は、道路車線数が6車線から4車線に絞られボトルネックの状態となっており、交通渋滞等の課題を抱えております。</p> <p>② また、平成30年1月には、将来の京都市の発展にとって真に必要な道路ネットワークの在り方について、広域的な視点から多様な意見を頂く場として設置した「将来道路ネットワーク研究会」において、堀川通の整備は喫緊の課題との意見が取りまとめられました。</p> <p>③ そのため、新たなバイパストンネル（堀川五条～十条油小路）の可能性などを含め、費用対効果や自動車利用の抑制、環境への配慮等の点を踏まえながら、堀川通の交通円滑化に向けた調査に着手するよう、国に要望してきたところです。</p> <p>④ 現在、国において、堀川通の交通円滑化に向けた調査を実施しているところであり、今後、国や近隣自治体等と議論を深めながら、南北方向の更なる機能強化に取り組んでまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	109
要 望 内 容	回 答		
109 国道1号線，9号線のバイパス計画を撤回するよう，関係各機関に働きかけること。	<p>① 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路では，交通渋滞が発生しているほか，積雪や大雨等の異常気象時及び災害時には，国道や高速道路が同時通行止めとなるなど，隣接都市の社会活動等に大きな影響を及ぼしています。</p> <p>② 平成30年1月には，将来の京都市の発展にとって真に必要な道路ネットワークの在り方について，広域的な視点から多様な意見を頂く場として設置した「将来道路ネットワーク研究会」において，京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ災害に強い道路については整備の必要性が高いとの意見が出されています。</p> <p>③ 空港や港を持たない本市において，広域的な道路ネットワークは，地域の経済活動や市民の日常を支える生命線であることから，国に対し，「京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討」について要望を行っており，引き続き，国や府等と議論を深めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	110
要 望 内 容	回 答		
110 区役所の権限と予算を拡充すること。	<p>① 本市では、区長が総合調整機能を発揮し、区民主体のまちづくりを戦略的に推進するために企画課長・企画係長を順次配置する等、区役所・支所の政策立案機能強化に取り組んでいるところです。</p> <p>② また、「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」により、各区の特性を發揮できる予算権限を区長・担当区長に与えるとともに、共汗型事業については、各区が配分額を超えて予算要求することも可能としており、区民にとって最も身近な区役所・支所が京都ならではの地域力を引き出し、自主的なまちづくり活動が一層活性化・活発化してきております。</p> <p>引き続き、区役所・支所の機能強化に努めてまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり 「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」 287,901千円【政策的新規・充実】</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 1 1
要 望 内 容	回 答		
<p>1 1 1 ヘイトスピーチを規制する「京都市の公の施設等の使用手続きに関するガイドライン」を活かし、運用については、市長の責任においてヘイトスピーチを規制し、実効性のあるものにする。</p>	<p>① 「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続きに関するガイドライン」においては、施設の使用許可の最終判断は施設管理者が行いますが、運用に当たっては使用許可の判断基準に違いが出ないように設置者となる本市の責任の下で行うべく、実際に事案が発生した場合は、総合企画局や文化市民局が各施設管理者と連携する庁内体制を整備しております。また、公の施設の管理者等を対象とした説明会でもその旨を周知しております。</p> <p>② ヘイトスピーチ解消法では、国や自治体の責務として、相談、教育、啓発の取組を行うことが定められており、関係機関と連携しながら、法の趣旨を踏まえた対策を進めております。また、同法において、禁止、罰則といった規制による対策は盛り込まれていないことから、更なる取組を進めるため、国に対しても実効性のある対策を要望しているところです。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生施策の総合的な推進 31,084 千円</li> <li style="padding-left: 2em;">(うち 災害時における外国籍市民等の防災体制整備事業</li> <li style="padding-left: 4em;">1,500 千円【政策的新規・充実】)</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 26 年 3 月 「京都市国際化推進プラン(改訂版)」の策定</p> <p>平成 30 年 6 月 「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続きに関するガイドライン」を策定</p>		

令和 2 年度予算要望に対する回答		NO.	111
要 望 内 容	回 答		
	令和 元年 6 月 「不当な差別的言動の解消に向けた実効性のある対策の推進」 について、国への要望を実施（平成27年度から毎年度実施）		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	112
要望内容	回答		
<p>112 「部落差別の解消の推進に関する法律」は、新たな差別をつくり出すとともに、市民の中に分断を持ち込み部落差別を固定化するものであり、国に対して廃止を求めること。京都市は、法律の具体化及び推進をしないこと。推進をはかるためのあらゆる調査活動を行わないこと。</p>	<p>① 本市では、これまでから「京都市人権文化推進計画」において、同和問題を解決すべき重要課題の一つに掲げ、人を「生まれ」や「住んでいる地域」を理由として差別する行為を許さない社会づくりを目指し、市民との協働により、人権意識の高揚に向けた人権教育・啓発の取組を進めております。</p> <p>② 「部落差別の解消の推進に関する法律」では、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることとされており、本市においては、引き続き、本法を踏まえ、人権文化推進計画に基づき、教育・啓発等に取り組んでまいります。</p> <p>③ また、法に基づく国による実態調査については、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討することとされており、令和元年5月には国からの調査依頼を受け、本市が把握している差別事象等を取りまとめて提出したところです。引き続き、法に基づき適切に対応してまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	113
要望内容	回答		
<p>V 青年がいきいきと住み続けられる京都市を</p> <p>113 大学の奨学金制度受給者数などの実態調査を行うこと。国に対し、給付制奨学金制度の抜本的な拡充を求めるとともに、京都市民を対象にした独自の給付制奨学金を創設すること。既卒者の奨学金返済の助成制度をつくること。</p>	<p>① 意欲のある学生が経済的理由により進学を断念することがないように、教育の機会均等を図ることは重要であると認識しております。</p> <p>② 学生を取り巻く実態については、日本学生支援機構などの調査や各大学との情報交換を通じて把握に努めております。</p> <p>③ 奨学金については、全国の学生の2人に1人が活用しており、京都で学ぶ学生は全国から来ておられ、京都の高校生は全国に進学をされている状況を踏まえると、公平性の観点から、国において統一的に充実が図られるべきであると考えております。</p> <p>④ このため、本市では、これまでから国に対し、給付型奨学金の創設や無利子奨学金事業等の充実等を強く要望してきており、京都市会におかれては、平成28年10月に、国への「返還不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書」が議決されております。</p> <p>⑤ こうした取組の結果、国において給付型奨学金の創設や、無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与などが実施されております。さらに、令和元年5月に成立した、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、令和2年4月より、高等教育の修学支援新制度が実施されることとなっております。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	113
要望内容	回答		
	<p>ます。</p> <p>⑥ 今後とも、学生が安心して学べる環境の更なる充実に向け、国に対して引き続きしっかりと要望してまいります。</p> <p>⑦ 既卒者の奨学金返済の助成制度については、京都府において「就労・奨学金返済一体型支援事業」が創設されており、平成31年1月には、支援対象者の要件である、従業員の府内居住要件を廃止し、他府県からの通勤者も対象者に追加するとともに、社会福祉法人の補助対象の要件を緩和するなど、制度を改正し、より使いやすくされたところです。</p> <p>また、令和元年10月に開催された「京都労働経済活力会議」においても、担い手確保と、若者の定着支援という課題解決の一つとして、改めて本事業が重要なものであり、積極的に運用を拡大すべきとの意見が出たところです。</p> <p>今後も、オール京都の取組として、関係機関との連携を密にし、本事業の活用促進に努めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 1 4
要 望 内 容	回 答		
<p>1 1 4 市立芸術大学の学費を引き下げること。現在の学生・院生の教育・研究・創作の環境・条件向上に向け、必要な整備・改善をはかること。公共交通を整備・拡充し、通学条件の向上をはかること。</p>	<p>① 市立芸術大学は、平成 2 4 年度から公立大学法人による運営に移行しており、学費をはじめ、「市立芸術大学が徴収する料金」は、地方独立行法律人法に基づき、法人がその上限を定め、議会の議決を経て、設立団体の長である市長の認可を受けるものです。学費の引下げは、この上限の範囲内において、法人の運営に委ねられております。</p> <p>なお、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯からの高等教育機関への進学を支援する「大学等における修学の支援に関する法律」が令和 2 年 4 月に施行されることに伴い、市立芸術大学においても、新たな授業料等減免制度を実施します。</p> <p>② 施設の整備・改善については、市立芸術大学の移転整備までの間、現在地において学校施設の機能や安全性を保持するとともに、更なる教育研究環境の向上を図るため、大学と協議しながら必要な工事・修繕等を見極めて実施しているところで</p> <p>③ 洛西地域における公共交通の在り方については、地域を運行する民間バス事業者及び鉄道事業者とも連携し、検討してまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術大学における新たな授業料等減免制度の創設 (高等教育の修学支援制度)</li> </ul> <p style="text-align: right;">8 3, 2 0 0 千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 1 5
要 望 内 容	回 答		
<p>1 1 5 ブラックな働き方を根絶し、わかもののが就労をすすめるため、以下の方策を採ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラック企業規制条例を早期に制定すること。</li> <li>・市内から労働法規違反の事業所をなくすよう、労働局等との連携を強化し、悪質企業名の公表など実効ある手立てを尽くすこと。</li> <li>・京都市として独自にアルバイトや非正規労働の実態調査をおこない、身近な相談窓口・対策室などを充実させること。</li> <li>・生徒・学生に対して、労働局・府・教育機関と連携し、労働法教育を行うこと。特に大学・専門学校の新生入生に対して、ガイダンスと合わせて教育をおこなうこと。</li> <li>・「わかもの就職支援センター」の周知と機能の強化、体制の充実をすすめること。大学政策室とも連携し、ブラックバイト対策を抜本的に充実すること。</li> </ul>	<p>① ブラック企業・ブラックバイトの根絶に向けては、京都労働局では、法律に基づく厳しい調査、監督指導の徹底を行うとともに、京都市と京都府では、民間企業とのネットワークを生かした周知、啓発を行うなど、各機関がそれぞれの役割を果たしながら、ブラック企業等の対策に取り組んでおります。</p> <p>② 国では、労働基準法などの労働関係法令の規定に違反し、是正指導があった事業所や、指導の後、企業名の公表に至った事業所については、ハローワークにおいて新卒求人は受け付けないこととするなど、ブラック企業等の対策を強化しております。</p> <p>③ 本市、京都府及び京都労働局により設置している「京都ブラックバイト対策協議会」では、平成 2 9 年度に「学生アルバイトの実態等に関するアンケート」を実施し、その結果、アルバイトに関する公的な相談窓口の周知や労働法制の啓発不足などの課題が明らかとなったところです。</p> <p>④ そこで、ブラックバイト等の相談窓口については、京都市内では、京都市わかもの就職支援センターをはじめとする市内 1 0 箇所を設置し、学生等の相談に対応しております。</p> <p>なお、大学の新生入生向けのガイダンスの際には、わかもの就職支援センターのブラックバイト相談窓口の周知カードを配布しているほか、自治会・町内会加入啓発チラシにも相談窓口の案内を記載するなど、周知・啓発を図っております。</p>		



令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 1 6
要 望 内 容	回 答		
1 1 6 京都市に関わる機関や団体等において、非正規労働者をなくすよう努力すること。市内各企業にも同様の趣旨を呼びかけること。	<p>① 本市の外郭団体等においては、それぞれの団体の実情に応じて、一般職員との適切な役割分担を踏まえ非正規職員の活用を図っているものであり、今後も適切な任用、配置に努めてまいります。</p> <p>② 本市では、京都府や経済界などとの連携の下、専門家による相談支援や、首都圏をはじめとする求職者を対象とした地域企業の魅力発信を行うなど、正規雇用化を促進する取組を実施しております。</p> <p>③ また、令和元年10月に開催された「京都労働経済活力会議」においても、正規雇用化・定着を推進することを確認しております。経済団体に対しては、令和元年12月に、本市、京都労働局及び京都府が共同して、「正規雇用の拡大と賃上げ、長時間労働の是正等」について要請を行ったところです。</p> <p>④ さらに、就職氷河期世代に対しては、就職氷河期世代に当たる方を対象とした相談や地域企業とのマッチングを実施するなど、就職氷河期世代に当たる方の地域企業への雇用を促進する拠点をわかもの就職支援センター内に設置することとしております。</p> <p>⑤ 今後とも、地域企業における正規雇用の拡大に向けて取り組んでまいります。</p> <p>(令和元年度2月補正予算額)</p> <p>・就職氷河期世代活躍支援事業 16,000千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 1 6
要 望 内 容	回 答		
	<p>(令和 2 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都 中小 企業 担い手 確保 ・ 定着 支援 事業 5 4 , 3 0 0 千 円</li> <li>・ 観 光 関 連 産 業 担い手 創 造 ・ 育 成 プ ロ ジ ェ ク ト 9 , 0 0 0 千 円</li> </ul> <p>(経過 ・ これ まで の 取 組 等)</p> <p>平成 2 5 年 3 月 本 市 , 労 働 局 , 府 が 共 同 で 経 済 団 体 に 対 し , 「 正 規 雇 用 の 拡 大 と 賃 上 げ , 長 時 間 労 働 の 是 正 」 に つ い て 要 請 ( 以 後 , 毎 年 実 施 )</p> <p>平成 2 9 年 度 ~ 平 成 3 0 年 度 観 光 関 連 産 業 安 定 雇 用 促 進 事 業 の 実 施</p> <p>令 和 元 年 度 ~ 観 光 関 連 産 業 担い手 創 造 ・ 育 成 プ ロ ジ ェ ク ト の 実 施</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

1 1 7 ニート・引きこもり・不登校など，社会生活を営む上で困難を有する青少年及びその家族への実態調査をふまえ，支援コーディネーターの増員等支援体制を抜本的に強化すること。必要に応じて関係各機関でのケース会議の開催等，集団的な支援体制を確立すること。就労その他社会的疑似体験・訓練の機会と場を，公的にまたは民間事業所の協力を得て設けること。

① ニート，ひきこもり，不登校など，社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者への支援については，「子ども・若者総合相談窓口」において，ひきこもり等の困難を有する当事者やご家族からの相談に対し，助言や支援機関の紹介等を行っているほか，本市独自の支援コーディネーターによる個別支援も行ってきました。

② また，社会生活を営むうえで困難を有する子ども・若者に関わる関係機関等からなる「京都市子ども・若者支援地域協議会」を設置し，課題の共有と支援の連携に取り組み，必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなど，各関係機関との連携を図っております。

③ 加えて，「NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業」により，困難を有する子ども・若者の社会的自立に向けた支援に取り組む民間団体を助成し，居場所事業や就労体験事業などの支援環境の充実を図るとともにNPO等と一体となった支援に努めております。

④ 一方で，ひきこもり支援に関しては，年齢によって相談窓口が分かれており，支援の継続性に問題があるといった課題や，複雑な要因を抱えているがゆえに，効果的な支援策を見出しにくいといった状況等が認められます。そのため，実効あるひきこもり支援を実施できるよう，施策ごとに分かれているひきこもりの相談窓口の再編について検討することとし，それを契機として，令和元年10月から京都市社会福祉審議会に新たに設置した「ひきこもり支援の在り方検討専門分科会」での議

令和 2 年度予算要望に対する回答		NO.	117
要 望 内 容	回 答		
	<p>論も踏まえ、これまで積み上げてきた本市のひきこもり支援の仕組みを抜本的に見直し、再構築してまいります。</p> <p>⑤ 具体的には、令和2年度早期に相談窓口を一元化し、各区役所・支所保健福祉センターと合わせて、「ひきこもり地域支援センター」として位置づけるとともに、相談窓口においては、保健福祉等の専門地域を有した有資格者等を配置することで、複合的な課題を有する支援対象者に対して、切れ目のない寄り添った相談支援を実施してまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者総合支援事業 21,760千円</li> <li>・若者サポートステーション 6,660千円</li> <li>・ひきこもりの相談窓口一元化等による支援の充実 72,300千円【政策的新規・充実】</li> <li>・ひきこもり支援の充実 25,000千円【政策的新規・充実】</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成22年 4月 「子ども・若者育成支援推進法」施行  10月 「子ども・若者総合相談窓口」開設</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 1 8
要 望 内 容	回 答		
1 1 8 青少年活動センターを全行政区・支所・出張所 単位に設置すること。	<p>① 青少年活動センターについては、市内に7箇所設置しており、現時点で新たに設置する考えはありませんが、相互の連携を図るなどのネットワーク化に努めるとともに、各種事業を進める中で、洛西及び向島地域へのアウトリーチ手法による事業等を通じて、全市の青少年の自主的な活動を支援しているところであり、引き続き、より効果的な事業を展開してまいります。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <p>・青少年育成の推進 3 1 7, 4 2 4 千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 1 9
要 望 内 容	回 答		
1 1 9 若い世帯や青年労働者などへの家賃補助制度を創設すること。	<p>① 本市では、これまでから特定優良賃貸住宅の家賃補助を実施しており、若年層の負担軽減に努めてまいりました。</p> <p>② また、民間賃貸住宅においては、平成30年度から「セーフティネット住宅供給促進モデル事業」として、低額所得の子育て世帯、高齢者及び障害者等の住宅確保要配慮者を対象とした入居可能な賃貸住宅として登録された住宅に対して、家賃や入居時に必要となる家賃債務保証料に対する補助、改修費に対する補助を試行的に実施しております。</p> <p>③ なお、市営住宅の家賃については、補助制度を設けておりませんが、応能応益家賃制度や減免制度により、低所得者について段階的に家賃が安くなる支援を既に講じております。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネット住宅供給促進モデル事業 8,400千円</li> <li>・地域優良賃貸住宅供給促進事業(旧特定優良賃貸住宅制度) 230,137千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>&lt;特定優良賃貸住宅の家賃減額補助件数&gt;</p> <p>令和元年度 61団地, 1,211戸</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 2 0
要 望 内 容	回 答		
<p>VI原発からの撤退を</p> <p>1 2 0 国・関西電力に対し、高浜原発 3・4 号機、大飯原発 3・4 号機の稼働停止を要請すること。</p>	<p>① 本市では、平成 2 4 年 3 月の市会決議「原子力発電に依存しないエネルギー政策への転換と再生可能エネルギーの普及拡大に関する決議」をしっかりと受け止め、脱原発依存の実現に向け、「原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けた、持続可能なエネルギー政策の抜本的な転換」を図るよう、国への要望を続けております。</p> <p>② また、関西電力に対し、平成 2 4 年度から株主提案を行い、株主総会の場合等において、会社の経営方針に「脱原発」を明確に据えるよう要請しております。</p> <p>③ 東日本大震災以降、再稼働した原子力発電所については、新規制基準に基づき、地震や津波想定に沿った対策を講じており、国の厳格な審査に適合したものであると認識しておりますが、引き続き、国や関西電力に対して万全の安全対策を求めてまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>令和元年 6 月 国への要望として「原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けた、持続可能なエネルギー政策の抜本的な転換」や「原子力災害対策の推進」などを要望（平成 2 4 年度以降継続実施）</p> <p>関西電力に対し、脱原発依存をはじめ、経営の透明性の確保、事業形態の革新など、5 項目の株主提案議案を提案（平成 2 4 年度以降継続実施）</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 2 1
要 望 内 容	回 答		
<p>1 2 1 「京都市地域防災計画」の「原子力災害対策編」について、以下の点を強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難計画は国の原子力災害指針に基づき、京都市全域を対象に変更すること。</li> <li>・市内に來ている観光客の避難計画を策定すること。京都市として独自の放射性物質の拡散、被害予測の手法を研究すること。</li> <li>・同意権など原発立地自治体並みの協定を締結するよう、関西電力と国に求めること。</li> <li>・安定ヨウ素剤の配備は福島第一原発事故時の放射能汚染の実態からも、UPZ内にとどめず、全市民分に拡大すること。</li> </ul>	<p>① 本市の避難計画については、国の原子力災害対策指針に基づく原子力災害対策重点区域を対象に作成しております。原子力災害対策重点区域であるUPZ（緊急防護措置を準備する区域）は、国の放射性物質拡散シミュレーション結果を考慮し、国や府と協議するとともに、専門家の意見も聞いて定めております。</p> <p>② なお、UPZ外の市内の地域についても、原子力災害対策上必要と認める場合は、この計画に準じて対応することとしております。また、京都市独自の予測手法を研究することは考えておりません。</p> <p>③ 関西電力との間で、「大飯発電所に係る京都市域の安全確保に関する通報連絡等協定」を平成29年8月に締結しております。また、同時に京都府とUPZ関係市町の確認書に基づき設置された地域協議会において、運転再開に当たって、国及び関西電力から安全対策の取組等の状況について説明を受け、しっかりと安全確保の議論を行うとともに、現地確認も実施したところです。</p> <p>国に対しても、原発の再稼働に当たっては、関係周辺自治体とその住民に対して、十分な説明を行い理解を得ること、また、同意を求める自治体の範囲等の制度的枠組みの整備を求めたところです。</p> <p>④ 平成27年4月の国の原子力災害対策指針改正に伴い、UPZ外の安定ヨウ素剤の予防服用は、効果的に実施可能な防護措置ではないため、UPZ外の自治体が安定ヨウ素剤を備蓄する必要はないとされております。</p> <p>また、関西広域連合と関西電力との覚書により、緊急時には安定ヨウ素剤が必要</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 2 1
要 望 内 容	回 答		
	<p>となる府県市に貸与されるとともに、国においては、万一、UPZ内外において安定ヨウ素剤が不足した場合に備え、全国で丸剤200万丸が備蓄されており、令和元年度末までに乳幼児向けゼリー剤15万包が備蓄される予定です。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災体制の充実 1,435千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 2 2
要 望 内 容	回 答		
1 2 2 琵琶湖の放射能汚染について、飲料水への被害想定を行い、対策を取ることを。	<p>① 「京都市地域防災計画原子力災害対策編」の細部計画である「京都市水道対策計画」に基づき、原子力災害が発生し、又は発生のおそれが生じた場合には、緊急時モニタリングや浄水処理の強化等を行い、水道水の安全を確保してまいります。</p> <p>また、水道水の摂取制限に至った場合には、応急給水槽・配水池における放射性物質に汚染されていない水の確保、「災害時協力井戸」の活用、民間企業との協定等による飲料水の供給等により代替水を確保してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 2 3
要 望 内 容	回 答		
1 2 3 東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者の検診について、自主避難者も対象とした支援を行うこと。	<p>① 福島第一原発事故による被災者への検診については、原発事故発生当時の県民を対象に、福島県が実施している「福島県民健康調査」により、健康状態の把握が行われています。</p> <p>この県民健康調査については、県外に避難されている方であっても指定医療機関で受診することが可能であり、京都市内においても、一部の指定医療機関で受診可能であることを福島県に確認しております。</p> <p>② 原発事故発生当時の県民である「福島県民健康調査」の対象となる方については、市内の指定医療機関において、既に健診の機会が確保されていること、それ以外の方については、福島近隣の県における有識者会議やWHOの報告書等において健康調査の必要性が認められていないことから、本市独自に検診に関する支援を行うことは考えておりません。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 2 4
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅶ再生可能エネルギー政策の抜本的強化を</p> <p>1 2 4 再生可能エネルギー政策の抜本的強化を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「原子力と石炭火力をベースロード電源」とする現行計画を踏襲する第 5 次エネルギー基本計画（閣議決定）を見直し、「主力電源化」をめざすにふさわしい再生可能エネルギーの大量導入、飛躍的普及をはかるよう国に求めること。再生可能エネルギー接続を制限・拒否する電力会社の姿勢に対し、厳しく指導するよう国に求めること。</li> <li>・公共性の高い送配電網は公的管理とするよう、国に求めること。</li> <li>・固定価格買い取り制度の堅持及び拡充などのインセンティブが働くよう引き続き改善し、事業者や市民の負担軽減を図るとともに、送電会社に送電網の増強義務を課すよう国に求めること。電源開発促進税は、原発の立地促進などには使用せず、買い取り費用など再生可能エネルギー対策推進の財源にあてるよう国に求めること。</li> </ul>	<p>① 国においては、平成 2 7 年 6 月に電気事業法を改正し、令和 2 年 4 月から法的分離による発送電分離を実施することとしております。</p> <p>② 本市では、平成 2 4 年 3 月の市会決議「原子力発電に依存しないエネルギー政策への転換と再生可能エネルギーの普及拡大に関する決議」をしっかりと受け止め、脱原発依存の実現に向け、「原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けた、持続可能なエネルギー政策への抜本的な転換」を図るよう、国への要望を続けております。</p> <p>③ また、関西電力に対し、平成 2 4 年度から株主提案を行い、株主総会の場合等において、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大や送配電部門の所有分離などを要請しております。</p> <p>④ そのほか、京都市長が会長を務める「指定都市自然エネルギー協議会」においても、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた対策として、脱炭素化と自然エネルギーの普及拡大や地産地消型の分散型エネルギーの普及拡大、固定価格買取制度の適切な運用のほか、電力系統問題も含めたエネルギーシステム改革の着実な推進などを求める提言を国に提出しており、引き続き働きかけてまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

分野別要求項目

1 福祉・医療の充実を

◆医療・保健の充実を

125 国民健康保険制度を改善すること。

- ・子どもの均等割を軽減すること。
- ・国保の一部負担金減免制度は収入基準額を引き上げ、拡充すること。資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。
- ・入院時の食事代負担などの軽減対策を拡充すること。
- ・限度額適用認定証の発行にあたっては、保険料納付要件を撤廃し、周知を徹底すること。所得区分については急激な収入の減少に対応すること。
- ・高額療養費・特定療養費など現金給付については、滞納保険料と相殺しないこと。
- ・高額療養費・高額介護医療合算療養費、居住費の限度額を元に戻すよう国に求めること。市として補助すること。

- ① 本市においては、独自の条例減免制度を設け、保険料の納付が困難な世帯に対して、きめ細かな相談を行っております。また、子育て世帯の負担軽減を図るため子どもに係る均等割保険料（税）（医療分及び後期高齢者支援分）の軽減措置等の制度を国の財政負担により創設されるよう、国に対して求めているところであり、引き続き、今後も強く求めてまいります。
- ② 災害その他特別の理由により一部負担金の支払いが困難な世帯に対しては、本市独自に条例等に規定を設け、一部負担金減免の取扱いを行っております。一部負担金減免制度の承認に係る収入基準額については、国の定める収入基準である「生活保護基準額」よりも広い基準を設けております。  
また、国において平成22年9月に一部負担金減免に係る取扱いに関する一定の基準が示されたことから、その基準に該当するものについても、一部負担金減免の取扱いを行っております。
- ③ 一部負担金減免の適用に当たっては、他の被保険者との負担の公平性の観点から、収入、資産及び保険料の納付状況等も含め、総合的に判断しているものであり、一部負担金の支払いが可能な預貯金等を保有している方には、その活用をお願いしております。

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 2 5
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ 入院時における食事代負担等については、日常生活でも要する程度の額に関して、自己負担をお願いしているものですが、低所得者の方に対しては、負担の軽減を図るため減額制度が設けられています。</p> <p>軽減対策の拡充については、他の被保険者との負担の公平性の観点から、困難であると考えています。</p> <p>⑤ 70歳未満の方への限度額適用認定証の交付にあたっては、法令上、保険料の滞納がないことが条件となっております。ただし、届出により、保険料を滞納していることについて、特別の事情があると認められる場合又は保険者が適当と認める場合については、限度額適用認定証を交付することとなっております。</p> <p>特別の事情については、滞納理由が災害・盗難・病気・事業廃止等による場合とされており、これに該当しない滞納（特別の事情の発生日より前の滞納）があれば限度額適用認定証が交付されないこととなります。</p> <p>しかしながら、本市においては、機械的な一律の対応を行っておらず、滞納がある場合においても、個々の世帯の状況等をお聞きしたうえで、きめ細かな対応を行っており、一定の納付意思が認められる場合は、限度額適用認定証の交付を行っております。</p> <p>また、限度額適用認定証の制度については、市民向けパンフレットである「国保ガイド」及び本市ホームページ「京都市情報館」に当該制度を掲載することにより周知を行っております。なお、「国保ガイド」については、毎年、被保険者全世帯に対して送付しております。</p> <p>⑥ 限度額適用認定証の区分判定は、法令により毎年8月1日を基準日として、前年度の市民税情報に基づき判定することとなっております。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 2 5
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑦ 保険料は国保の事業運営の基幹的な財源であり、全ての被保険者に公平に負担していただくことが制度存立の前提です。滞納されている方に対して現金給付を行う際は、このような制度の趣旨を説明させていただき、本人同意を得たうえで、滞納保険料に充てていただくようお願いしております。</p> <p>⑧ 70歳以上の方の高額療養費・高額介護合算療養費の見直しについては、医療保険制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から行われたものです。このため、低所得の方の限度額は据え置かれております。</p> <p>また、65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費については、医療と介護及び入院と在宅療養の負担の公平化を図る観点から、光熱水費相当額の負担を求めることとなりました。しかしながら、難病の方や居住費を負担すると生活保護が必要となる方については、引き続き居住費の負担を求めないこととする配慮がなされているところです。</p> <p>また、こうした見直しの趣旨を踏まえ、現時点で国への要望や本市としての補助は考えておりません。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 2 6
要 望 内 容	回 答		
1 2 6 無料低額診療事業の利用者に対し、院外処方による薬代の助成を市独自に行うこと。市として引き続き国への要望を強めること。	<p>① 患者が院外処方の施設を受診した場合の薬代については、現在、無料低額診療事業の対象外となっており、近年の医薬分業を踏まえ、事業実施機関からも院外処方による薬代について、事業の対象とするよう要望が寄せられております。</p> <p>② 無料低額診療事業の制度の在り方に関しては国の責任で検討されるべきと考えており、本市としては、引き続き国に必要な要望を行ってまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成30年度 利用実績 300,657人  &lt;内訳&gt; 生活保護 200,395人  生活保護以外 100,262人</p> <p>※ 上記実績は、市内32箇所の施設(平成30年度)における利用者数</p> <p>&lt;国への要望活動&gt;</p> <p>令和元年7月 大都市民生主管局長会議  8月 全国自治体ホームレス対策連絡協議会要望行動</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 2 7
要 望 内 容	回 答		
<p>1 2 7 市立京北病院が地域医療を支える公的医療機関として役割を果たすよう、以下の改善を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化対策を急ぐこと。正規職員を増やすこと。</li> <li>・常勤医師を増員し、医師の働き方を改善すること。</li> <li>・人工透析ができる体制を作ること。当面、市立病院への送迎体制を整えること。</li> </ul>	<p>① 市立京北病院については、医療、介護サービスの提供に支障がないよう、計画的に必要な施設修繕等が実施されております。</p> <p>② 市立京北病院の職員については、常勤医師を含め、市立病院との連携等により、引き続き、適切な人員配置が図られております。</p> <p>③ 市立京北病院において人工透析を行うのは、医師等の確保が難しく、医療設備等の課題もあることから、困難です。</p> <p>なお、市立病院との連携により人工透析等の受診環境を確保するため、両院を結ぶ患者送迎便を運行しております。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 2 8
要 望 内 容	回 答		
<p>1 2 8 市立病院・市立京北病院において独自の医療費等患者負担の減免制度を周知し適用すること。独自に財源を確保し無料低額診療事業を行うこと。初診時特定療養費はH 2 8 年診療報酬改定前の水準に戻すこと。</p>	<p>① 院内減免の取扱いについては、出生証明書、死亡診断書や胎盤処理料等、全額自己負担となっているものについて、患者又は家族の方からの申請に基づき、当該世帯の収入状況を把握し、その状態が、生活保護法による最低生活費の130%以下と認定される者に対し減免措置を講じております。また、院内減免制度を含む経済問題に関する相談についても、随時対応しております。</p> <p>なお、相談体制については、平成23年4月から医療ソーシャルワーカー(MSW)を配置しており、平成31年4月には10名に拡充しております。</p> <p>② 市立病院においては、感染症医療、災害医療などの政策医療の拠点として、また、高度な急性期医療を提供する地域の中核病院としての役割を担っており、また、京北病院についても、市立病院と一体的運営の下、地域に根差した医療を提供することとしており、既に市内32の医療機関において無料低額診療事業が実施されていることから、当該事業の実施は考えておりません。</p> <p>なお、本制度を必要とされる方に対しては、無料低額診療事業の実施医療機関を紹介するなど適切な対応を行っております。</p> <p>③ 初期診療は地域の「かかりつけ医」に担っていただき、市立病院は「かかりつけ医」からの紹介を受けて、高度かつ専門的な医療を提供するという地域医療連携を一層推進する観点から、平成28年度の診療報酬改定により、初診時選定療養費の義務化が行われ、併せて同療養費が改定(例：医科3,240円→5,400円、消費税率の引上げに伴い令和元年10月から5,500円)されました。今後も、国の医療政策の動向を注視しつつ、適切な医療を提供するよう努めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 2 9
要 望 内 容	回 答		
1 2 9 市立病院・市立京北病院が政策医療等公的責任を果たせるよう、運営費交付金を削減せず引き上げること。	<p>① 地方独立行政法人は、原則として独立採算により運営しなければなりません。感染症医療や救急医療、へき地医療等の政策医療の分野において、効率的な運営に努めてもなお性質上不採算とならざるを得ない部分が生じます。</p> <p>これら政策医療に係る収支不足部分を補てんする運営費交付金については、引き続き中期計画に基づき必要な予算を確保してまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方独立行政法人京都市立病院機構運営費交付金 1, 6 7 1, 0 0 0 千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	130
要 望 内 容	回 答		
130 市立病院院内保育所の運営は委託をやめ、京都市・病院が直接責任を持つこと。職員の安定的処遇や雇用継続で保育の質を確保すること。	<p>① 市立病院では、かつては、院内に設置した市立病院院内保育所運営センターに保育所運営を委託してきましたが、平成17年3月の包括外部監査人の指摘を踏まえ、効率的な運営と専門的な保育を両立させるため、平成23年4月から公募により選定した事業者にて委託されております。</p> <p>② 現委託事業者については、令和元年6月に子ども若者はぐくみ局が実施した監査において、平成30年度と同様、指摘事項はなく、問題なく保育所が運営されていると認識しております。</p> <p>③ 今後も、市立病院においては、医師、看護師が安心して仕事を続けていけるよう、保育の質を確保するため、委託事業者や保護者と密に連携を取り、適切な運営に取り組まれるものと認識しております。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 3 1												
要 望 内 容	回 答														
1 3 1 重度心身障害児者医療費支給制度・重度心身障害老人健康管理費支給制度の対象者を3級までに拡大すること。	<p>① 3級の身体障害者手帳の交付を受けている方を重度心身障害者医療費支給制度及び重度障害老人健康管理費支給制度の対象とすることについては、本市の厳しい財政状況において、極めて困難な状況です。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <table border="0"> <tr> <td>・重度心身障害者医療費支給事業</td> <td>医療費</td> <td>2, 3 0 7, 9 8 4 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務費</td> <td>2 9, 5 5 2 千円</td> </tr> <tr> <td>・重度障害老人健康管理費支給事業</td> <td>医療費</td> <td>1, 2 6 2, 6 2 9 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務費</td> <td>1 6, 3 3 0 千円</td> </tr> </table>			・重度心身障害者医療費支給事業	医療費	2, 3 0 7, 9 8 4 千円		事務費	2 9, 5 5 2 千円	・重度障害老人健康管理費支給事業	医療費	1, 2 6 2, 6 2 9 千円		事務費	1 6, 3 3 0 千円
・重度心身障害者医療費支給事業	医療費	2, 3 0 7, 9 8 4 千円													
	事務費	2 9, 5 5 2 千円													
・重度障害老人健康管理費支給事業	医療費	1, 2 6 2, 6 2 9 千円													
	事務費	1 6, 3 3 0 千円													

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 3 2
要 望 内 容	回 答		
<p>1 3 2 小児慢性特定疾病治療研究事業については、法改正により増大した患者負担の影響を調査し、軽減するよう国に求めると同時に、受療権を保障する独自の支援策をつくること。</p>	<p>① 平成 2 7 年 1 月の制度改正においては、より公平で安定的な制度としていくため、対象疾病の拡大とともに、自己負担額の見直しが図られましたが、国において、医療費負担が高額で長期に及ぶ世帯への軽減措置の特例が設けられているところであり、患者負担の影響調査や本市独自に負担軽減策を講じる考えはありません。</p> <p>② 制度改正後の患者の自己負担については、所得階層や利用状況等により負担の増減は様々であるため、状況を注視してまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児慢性特定疾病医療費等医療給付 4 7 4, 3 7 7 千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 1 7 年 2 月 小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱の制定</p> <p>平成 2 7 年 1 月 「児童福祉法の一部を改正する法律」施行 (小児慢性特定疾病医療費助成制度開始 対象疾病の拡大, 5 1 4 疾病が 7 0 4 疾病に整理・拡大)</p> <p>平成 2 9 年 4 月 対象疾病が 7 0 4 疾病から 7 2 2 疾病に整理・拡大</p> <p>平成 3 0 年 4 月 対象疾病が 7 2 2 疾病から 7 5 6 疾病に整理・拡大</p> <p>令和 元年 7 月 対象疾病が 7 5 6 疾病から 7 6 2 疾病に整理・拡大</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 3 3
要 望 内 容	回 答		
1 3 3 京都府と協議し、老人医療費支給制度は、負担割合と対象要件を元に戻し、74才まで拡大すること。	<p>① 我が国は、今や人口減少社会への対応が喫緊の課題となり、急速な高齢化・少子化の進行に対応した、世代間における負担と給付の公平性が確保された、持続可能な社会保障制度への改革が求められております。このような中、国において、平成26年4月から、新たに70歳に到達された方の医療保険における自己負担割合が1割から2割に引き上げられました。</p> <p>② このため、65歳から69歳までの所得の低い方等を対象に実施している本制度についても、全国的に同様の制度がほとんど廃止されている中、制度の存続を前提に京都府等と検証した結果、府内統一の制度として、平成27年4月から自己負担割合を2割に軽減するとともに、同年8月から対象要件を所得税非課税世帯のみとする見直しを実施しております。</p> <p>③ なお、従来制度のまま、対象者を74歳まで拡大することは、更に多額の経費を必要とすることから困難と考えております。平成26年の見直し後においても、他の政令市にはない充実した内容となっております。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人医療費支給事業 医療費 317,000千円</li> <li style="padding-left: 150px;">事務費 16,488千円</li> </ul>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	134
要望内容	回答		
134 国に対し、難病医療における自己負担の軽減を引き続き強く要望すること。	<p>① 平成27年1月の難病医療に係る制度改正においては、より公平で安定的な制度としていくため、対象疾患が56疾患から110疾患に整理・拡大されたとともに、自己負担額の見直しが図られました。また、同年7月には対象疾患が306疾患、令和元年7月には333疾患と順次拡大されております。</p> <p>本市としては引き続き、難病患者の医療費助成における対象疾患の更なる拡大・自己負担の軽減に向けた検討を進めるよう、国に対して要望してまいります。</p> <p><b>(令和元年度2月補正予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・難病対策総合推進事業 371,000千円</li> </ul> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・難病対策総合推進事業 2,861,749千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成25年6月 希少難病患者への支援など総合的難病対策の拡充について国へ要望</p> <p>平成26年6月 難病患者の医療費助成について、対象疾患の拡大・自己負担の軽減に向けた更なる検討、大都市特例の施行に向けた早期の制度設計及び準備並びに市町村への権限移譲後における市町村の財政負担を前提としない明確な財政措置について国へ要望（以降毎年実施）</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	134
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 27 年 1 月 「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行  (医療費助成対象疾患の拡大, 56 疾患が 110 疾患に整理・拡大)</p> <p>7 月 医療費助成対象疾患が 196 疾患追加, 306 疾患に拡大</p> <p>平成 29 年 4 月 医療費助成対象疾患が 24 疾患追加, 330 疾患に拡大</p> <p>平成 30 年 4 月 医療費助成対象疾患が 1 疾患追加, 331 疾患に拡大  京都府から難病医療費助成事務の権限が移譲  「京都難病相談・支援センター」を京都府と共同設置</p> <p>令和 元年 7 月 医療費助成対象疾患が 2 疾患追加, 333 疾患に拡大</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 3 5
要 望 内 容	回 答		
1 3 5 生活保護世帯の検診受診率を高めること。75歳以上の高齢者の検診率をさらに向上させること。ガン検診は希望者全員が受けられるようにすること。	<p>① 生活保護世帯の健診受診率を高めるため、40歳以上の生活保護受給者（健康保険未加入の方）を対象に、年1回を上限として、無料で健康診査及び保健指導を実施しています。</p> <p>また、毎年3月に送付している生活保護決定通知書とあわせて、健康診査のお知らせをすべての対象者に通知したうえで、各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課の窓口において、地区担当員から、対象となる生活保護受給者に対し、健康診査受診の手引き等を配布することにより、受診推奨に努めております。</p> <p>② また、平成27年度以降は、生活保護医療扶助相談支援事業として、保健師資格を有する医療扶助相談支援員を各保健福祉センターに配置し、被保護者健康管理支援事業の一環として、専門職の立場から健康診査の受診勧奨を実施しております。</p> <p>③ 75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者健康診査については、疾病の早期発見、早期治療のための健康診査は重要であるとの認識に立ち、京都市国民健康保険が実施する特定健康診査と同様の健康診査を実施し、平成30年度の受診率は15.7%となっております。令和2年度も、健診の実施時期や場所を工夫する等、対象者のニーズに応えた取組を進めることにより、受診率の向上に努めてまいります。</p> <p>④ がん検診については、早期発見、早期治療によるがんの死亡率の減少を目的として、国の指針等に基づき、一定の年齢にある方を対象に、胃、大腸、肺、前立腺、乳房、子宮頸部の各がん検診並びに胃がんリスク層別化検診を実施しており、引き</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	135
要望内容	回答		
	<p>続き、多くの方に受診いただけるよう広報や受診勧奨を進めてまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者等健康診査事業 10,159千円</li> <li>・生活保護医療扶助相談支援事業 27,362千円</li> <li>・がん対策 486,191千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成19年 9月 最大5種類のがん検診（胃・大腸・肺・乳房・子宮）を1日で受診できる「がんセット検診」を開始</p> <p>平成20年 4月 生活保護受給者を対象にした健康診査及び保健指導を開始</p> <p>平成24年10月 「前立腺がん検診」を開始</p> <p>平成27年 4月 「生活保護医療扶助相談支援事業」を開始</p> <p>平成28年 4月 「生活保護医療扶助相談支援事業」の対象エリアを全市に拡大</p> <p>平成29年 6月 「胃がんリスク層別化検診」を開始</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 3 6
要 望 内 容	回 答		
1 3 6 後期高齢者医療保険料の引き下げを行うよう、京都府後期高齢者医療広域連合、国に強く求めること。	<p>① 後期高齢者医療制度は、高齢者医療を社会全体で支える観点に立って、被保険者の療養の給付等に要する費用の約 5 割を公費で、約 4 割を現役世代が加入する医療保険からの支援金で、残り約 1 割を被保険者に納めていただく保険料で賄う仕組みとなっています。</p> <p>京都府後期高齢者医療広域連合においては、保険料の増加抑制のために、国、京都府、広域連合が拠出する財政安定化基金等の活用を行っており、引き続き本市としても、広域連合及び国の動向を注視してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 3 7
要 望 内 容	回 答		
1 3 7 後期高齢者医療保険料の滞納を理由とした差押えはやめること。	<p>① 後期高齢者医療保険料は、年金からの特別徴収が原則であり、大多数の被保険者には、納期限内に保険料を負担していただいております。</p> <p>② 納付書による納付の対象となる被保険者の方に対しては、保険料の通知書をお送りする封筒に、納付書が同封されている旨を分かりやすく記載することで、納め忘れの防止に努めております。</p> <p>③ 保険料を滞納している方には、督促状を送付し、なおも滞納が続いている場合は、全市一斉催告のほか、必要に応じて催告書等を送付し、納付勧奨を行っております。また、納付が困難な方には、区役所・支所への来所を求め、個々の被保険者等の状況を十分に聴取し、きめ細かな対応を行っております。</p> <p>④ 一方で、資力がありながら、特別な事情もなく未納保険料を放置している滞納者に対しては、特別徴収等により納期限内に納付をいただいている大多数の方との負担の公平性を確保する観点から、差押等の処分を実施することは必要であると考え、法に基づく適正な滞納処分を執行することとしております。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 3 8
要 望 内 容	回 答		
<p>1 3 8 高齢者インフルエンザ予防接種は、所得金額 1 2 5 万円超の対象者について接種料金を 1 5 0 0 円に戻すこと。煩雑化した手続きを簡略化すること。</p>	<p>① 高齢者インフルエンザ予防接種については、平成 2 5 年度から、所得区分に応じた接種料金の設定とするとともに、所得区分の確認方法を見直し、接種料金軽減の対象となる方に窓口又は郵送にてあらかじめ申請していただき、本市が確認したうえで自己負担区分証明書を発行する方法に変更しております。</p> <p>② 今後も高齢者人口の増加に伴う予防接種の需要の増大が見込まれることから、従来の接種料金に戻すことは困難ですが、市民の負担軽減のため、自己負担区分証明書の発行申請については、郵送での申請も可能としており、多くの方に御利用いただいているところです。</p> <p>③ なお、平成 2 7 年度から、これまでよりも多くのインフルエンザウイルスに対応することができるよう 4 価ワクチン（平成 2 6 年度：3 価ワクチン）が導入されたことに伴い、ワクチン単価が 5 0 0 円引き上げられましたが、本市が引上げ分を負担することにより接種料金は据置きにしております。</p> <p><b>（令和 2 年度予算額）</b></p> <p>・ 高齢者インフルエンザ予防接種 9 1 7, 5 1 7 千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 3 9
要 望 内 容	回 答		
<p>1 3 9 薬物等依存症根絶の取り組みを強化するとともに、民間更生団体への支援を強めること。アルコール依存症対策を進めるために、断酒会等自助グループへの会場提供や各区における企画協賛など支援を強めること。ギャンブル依存症対策を強化し、ゲーム依存症について対策を具体化すること。</p>	<p>① 本市では、薬物依存症に関する普及啓発のための各種講演会の開催、リーフレット作成のほか、本人及びその家族等への電話・来所相談を実施するとともに、平成28年度からは依存症者家族支援プログラムを、平成29年度からは依存症者本人向けの再発予防プログラムを開始し、平成30年度には本人向けプログラムの実施回数を6回から16回に拡充しております。</p> <p>② 平成28年度からは、医療機関や京都DARCなどの民間更生団体職員等をメンバーに「依存症者支援実務者連絡会議」を開催しており、平成29年12月に閣議決定された国の「再犯防止推進計画」に掲げる薬物依存症対策関係機関の連携強化等を踏まえ、引き続き、地域での依存症に関する情報や課題の共有、ネットワーク構築に取り組んでまいります。</p> <p>③ 断酒会等自助グループへは、これまでから本市施設の会場提供を行うとともに、自助グループがメンバーとして参画している各区役所・支所の精神保健福祉連絡協議会における依存症に係る啓発や講演会の共同開催を行っております。</p> <p>④ さらに、ギャンブル依存症をはじめとする専門医療機関や相談機関の少ない依存症対策として、平成30年度から「薬物依存症・ギャンブル等依存症外来」をこころの健康増進センターに設置し、月1回専門医による相談や診察の場を設けています。また、依存症に対応可能な医療機関を明確化し、早期に適切な依存症医療につなげるため、京都府と共同でアルコール・薬物・ギャンブル等の依存症専門医療機関を選定する協定書を締結し、平成30年11月には医療法人稲門会いわくら病院</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	139
要 望 内 容	回 答		
	<p>を，平成 3 1 年 4 月には京都府立洛南病院をそれぞれ選定するとともに，ホームページ等で周知を行っております。今後とも，依存症者の回復支援に努めてまいります。</p> <p>⑤ なお，現在，ゲーム依存症に特化した対策は行っておりませんが，思春期・青年期のこころの健康やひきこもりの相談等の中で，本人及びその家族等の支援に取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康増進センター管理運営 20,350 千円  (うち依存症対策事業 3,073 千円)</li> </ul>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	140
要望内容	回答		
140 40歳～64歳のひきこもり実態調査をおこな い、早期に支援体制を確立すること。	<p>① 本市においては、内閣府の「生活状況に関する調査」から、本市における40歳～64歳のひきこもり状態にある方を推計するとともに、平成30年度には、ひきこもり支援に取り組んでいる関係団体へのヒアリング調査等を実施し、実態把握に取り組んだところです。</p> <p>② 社会経済情勢の変化等を背景として、地域住民が抱える福祉的な課題はますます多様化・複合化してきており、高齢の親とひきこもりの子どもが同居する「8050問題」の顕在化など、ひきこもり対策は、現下、社会的に取り組むべき大きな課題となっております。</p> <p>③ この困難な課題を解決していくためには、これまでの本市のひきこもり支援の仕組みを抜本的に見直し、再構築する必要があることから、まずは、年齢や施策ごとに分かれているひきこもりの相談窓口の再編について検討することとし、それを契機として、令和元年10月に、京都市社会福祉審議会に「ひきこもり支援の在り方検討専門分科会」を設置しました。この専門分科会における議論も踏まえ、令和2年度から、ひきこもり支援体制の充実に取り組んでまいります。</p> <p>④ 具体的には、令和2年度早期に相談窓口を一元化し、各区役所・支所保健福祉センターと合わせて、「ひきこもり地域支援センター」として位置付けるとともに、相談窓口においては、保健福祉等の専門知識を有した有資格者等を配置することで、複合的な課題を有する支援対象者に対して、多角的な視点で、切れ目のない寄り添った相談支援を実施してまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	140
要望内容	回答		
	<p>⑤ また、保健福祉センターにおいては、相談窓口からのつなぎや関係機関からの支援要請を受け止め、支援のためのアセスメントを行う職員を新たに配置し、保健福祉センター長の下、「支援調整会議」を開催することにより、組織的に支援方針及びセンター内の各部署や支援機関の役割分担を策定・決定することで、分野横断的かつ効果的な支援の実施に結び付けてまいります。</p> <p>⑥ さらに、ひきこもり世帯への年齢を問わない寄り添い支援を行う「よりそい支援員（仮称）」を、新たに配置するとともに、制度のはざまや複合的な福祉課題を抱える世帯への手厚い寄り添い支援を行う地域あんしん支援員を2名増員することにより、ひきこもりの方やその家族に寄り添った支援を充実してまいります。</p> <p><b>（令和2年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり支援の充実 25,000千円【政策的新規・充実】</li> <li>・地域あんしん支援員設置事業 83,412千円【充実】</li> <li>・ひきこもりの相談窓口一元化等による支援の充実 72,300千円【政策的新規・充実】</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成30年 9月 ひきこもり支援に取り組んでいる関係団体へのヒアリング調査 ～12月</p> <p>令和 元年10月 京都市社会福祉審議会ひきこもり支援の在り方検討専門分科会 設置</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 4 1
要 望 内 容	回 答		
1 4 1 中央斎場は直営を堅持し、衛生職員を採用すること。火葬技術の伝承、後継者育成に努めること。	<p>① 本市においては、「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」に基づき、技能労務職業業務の再構築に取り組んでおり、全ての業務について、その必要性や業務執行体制、費用対効果等をゼロベースで見直し、「民間でできることは、民間へ」を基本方針として、ごみ収集業務以外の技能労務職業業務については、今後、採用を行わないこととしています。</p> <p>② 中央斎場の運営については、平成 2 5 年 2 月の「京都市中央斎場のあり方検討委員会」の提言に基づき、行き届いた市民サービスを安定的に提供するため、受付部門を平成 2 6 年度からノウハウを持つ民間へ委託しております。今後も、民間の力も活用しながら、御遺族の方々に安心して御利用いただけるように、適切な管理運営に努めてまいります。</p> <p>③ 中央斎場の火葬業務については、「京都市中央斎場のあり方検討委員会」において、衛生業務員の高い技術力と意識を評価したうえで、「その技術を今後とも活用すべきである」と示されており、今後も職員による火葬技術の伝承を確実にを行い、引き続き、後継者育成に努めてまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b>  ・中央斎場運営 2 7 1, 5 0 5 千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成 1 8 年度 「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」を策定</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	141
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 4 年 8 月 「京都市中央斎場のあり方検討委員会」を設置 平成 2 5 年 2 月 「京都市中央斎場のあり方検討委員会」が提言書を提出		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 4 2
要 望 内 容	回 答		
<p>◆介護保険制度，高齢者福祉施策の充実を</p> <p>1 4 2 介護予防・日常生活支援総合事業に係る生活支援型訪問介護の単価を，介護型と同じにすること。</p>	<p>① 平成 2 9 年度から実施している「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）については，市町村が中心となり地域の実情に応じて，多様なサービスを充実することで，要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものです。</p> <p>② 本市では，これまでのサービスに加え，高齢者一人ひとりの状況に応じた多様なサービスを提供するため，「基準緩和型サービス」として，掃除や買い物代行などの日常生活の支援のみを行うヘルプサービス等を設け，適切なケアマネジメントの下で，必要なサービス提供に努めているところです。</p> <p>③ 本市の生活支援型ヘルプサービスの報酬は，国における要介護 1 以上の方への生活援助 4 5 分以上の報酬と同額で，介護給付と比べて遜色がなく，サービス内容に見合った報酬であると考えており，単価を見直す考えはございません。</p> <p>④ 引き続き，介護予防の推進，生活支援サービスの充実，多様な担い手の活躍を目指し，総合事業の取組を進めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 4 3
要 望 内 容	回 答		
1 4 3 地域支え合い活動創出コーディネーターを「日常生活圏域ごと」「学区ごと」に配置すること。	<p>① 各区社会福祉協議会に配置している地域支え合い活動創出コーディネーターについては、令和元年10月から、地域共生社会の実現に向けて効果的に事業を展開する体制を構築するために、コーディネーターの配置体制を、各行政区に常勤専従職員1名の配置から、各行政区に常勤換算1.0名（員数は最大2名）の配置に変更し、コーディネーター業務と区社会福祉協議会業務との兼務を可能としたところであります。これにより、他施策と連携しやすくすることで、より効果的に高齢者支援の取組を進めてまいります。</p> <p>② また、これまで1名で従事していたコーディネーター業務を最大2名体制としたことによる兼務配置の効果や、複数名で活動するための効果的な連携方法等を検証し、適切なコーディネーター配置について検討してまいります。</p> <p><b>（令和2年度予算額）</b></p> <p>・生活支援サービスの基盤整備 80,305千円</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成28年 5月 各行政区単位で地域支え合い活動創出コーディネーターを配置  平成30年 4月 伏見区において、コーディネーター1名を増員  令和 元年10月 各行政区のコーディネーター配置体制を変更</p>		

令和２年度予算要望に対する回答		NO.	144
要 望 内 容	回 答		
<p>144 介護保険制度について、以下の項目の改善を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護施設における補足的給付，限度額認定証発行の際の資産要件をやめること。</li> <li>・昼間独居の生活援助や医療機関への通院・院内介助等の利用は，それぞれの利用者の実態や心身等の状況等を勘案した個別マネジメントをふまえて，居宅サービス計画に基づき提供できることを居宅介護支援事業所へ徹底すること。</li> <li>・保険料の滞納による給付制限は行わないこと。</li> <li>・市独自に福祉施策として限度額以上の介護を上乗せすること。</li> <li>・新たな認知症初期集中支援チーム，在宅医療介護連携支援センターとの連携，相談件数の増加，困難事例等個別地域ケア会議の開催等多忙化する業務に対応するため，全ての地域包括支援センターの体制を早急に増員すること。</li> <li>・緊急ショートステイ事業については，介護者や家族の疾病等，利用対象を元に戻すこと。</li> </ul>	<p>① 介護保険の補足給付における限度額認定証発行の際の資産要件の追加は，食費や居住費を負担して在宅で生活する方との負担の公平性を図る必要があることや，預貯金等の資産を保有し負担能力が高いにもかかわらず，保険料を財源とした補足的給付が行われる負担の不公平を是正する必要があることから，全国一律の措置として行われているものです。</p> <p>本市としては，引き続き，適切に運用してまいります。</p> <p>② 生活援助や通院・院内介助等のサービスは，それぞれの利用者の生活実態や心身の状況等を勘案した個別のケアマネジメントを踏まえて作成される居宅サービス計画に基づき，適切にサービス提供できているものと認識しております。</p> <p>③ 保険料滞納による給付制限は，介護保険法により規定されており，本市においても，その規定に基づき運用しております。</p> <p>本市では保険料滞納による給付制限について，被保険者に送付する文書に掲載して周知に努めるとともに，保険料を滞納されている方に対して分割納付に応じる等のきめ細かな納付相談を行い，できる限り給付制限措置が生じないよう取り組んでおります。</p> <p>④ 居宅サービスに設けられた利用限度額は，介護が必要な度合いに応じて，提供されるサービスに差が生じないよう，制度の公平性を確保するための仕組みです。</p> <p>介護保険制度は国が定めた全国一律の社会保険制度であることから，利用限度額の在り方についても，国の考え方に基づき定められるべきであると考えておりま</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 4 4
要 望 内 容	回 答		
	<p>す。</p> <p>⑤ 本市においては、各「高齢サポート」（地域包括支援センター）（以下「高齢サポート」という。）の担当圏域の高齢者数及び単身高齢者世帯数に応じて、これまでから、国基準を上回る人員配置を行ってきたところです。</p> <p>具体的には、平成19年度から平成28年度にかけて、担当する地域の高齢者が6,000人以上は1名、8,000人以上は2名、10,000人以上は3名の職員の加配を段階的に実施するとともに、平成20年度からは、単身世帯数に着目した加配を行ってまいりました。このような高齢者人口等の増加に対する加配基準による増員のほか、平成24年度には、一人暮らし高齢者の訪問活動等を行うため、全高齢サポートに1名ずつ増員するなど、体制の充実に努めております。</p> <p>また、平成27年の介護保険制度改正を踏まえて設置している認知症初期集中支援チームや在宅医療・介護連携支援センター等と連携を図り、高齢化に伴い増加する一般相談や困難事例を抱える高齢サポートがより一層機能的に業務に取り組める体制の構築に努めてまいります。</p> <p>⑥ 短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）については、国の制度改正に伴い、国の補助金の対象外とされたことを受けて、本市独自に確保した財源の中でより効果的・効率的に運用していくため、平成28年7月から見直しを実施したところです。</p> <p>具体的には、介護者や家族の疾病等による利用は対象外とし、虐待等のより緊急性の高いケースに対応できるようにするとともに、介護保険制度との整合性を図る観点から、介護保険給付の枠外での利用は対象外とし、また、最長2箇月の利用期</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	144
要望内容	回答		
	<p>間も、原則14日（最長1箇月）としました。</p> <p>現在では、虐待等の緊急性の高いケースの受け入れが適正に行われている状況であり、引き続き、同事業を適切に運用してまいります。</p> <p><b>（令和2年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター運営事業 1,745,364千円</li> <li>・在宅医療・介護連携推進事業～在宅医療・介護連携支援センターの地域展開～ 126,960千円</li> <li>・～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業 95,696千円</li> <li>・短期入所生活介護緊急利用者援護事業 1,610千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 4 5				
要 望 内 容	回 答						
<p>1 4 5 サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームでの見守りの実施や適正なサービス給付が行われているか等について、指導・監督を徹底すること。未届けの施設をなくし、入居者が不利益を被らないよう指導を徹底すること。</p>	<p>① サービス付き高齢者向け住宅については、本市への登録申請の際、契約書の確認やハード面の確認等、関係局が連携し、書類審査や現地確認等の事前チェックを行っております。届出後は年一回、重要事項説明書の提出を求め、運営のチェックを行っているところです。</p> <p>また、登録数の増加に伴い、平成26年度から、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく立入検査を実施しているところです。</p> <p>さらに、平成27年7月から、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法及び有料老人ホーム設置運営標準指導指針に基づく有料老人ホームとしての立入検査も併せて実施しております。</p> <p>② 有料老人ホームについても、サービス付き高齢者住宅と同様に、書類審査や立入検査を行う等、関連部署が連携して指導を行っております。</p> <p>また、平成30年4月に老人福祉法の法改正が行われ、未届出有料老人ホームを含めた悪質な事業者に対する事業停止命令の新設等、指導の強化が図られたところであり、未届施設への粘り強い指導の結果、平成30年度中にすべての施設から届出を得て、本市内において覚知されている未届有料老人ホームはありません。</p> <p>今後も、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームについては、関係部署が連携して指導を行ってまいります。</p> <p>※ 市内の施設数（登録数）（令和元年12月末時点）</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>サービス付き高齢者向け住宅</td> <td>108棟</td> </tr> <tr> <td>有料老人ホーム</td> <td>66施設</td> </tr> </table>			サービス付き高齢者向け住宅	108棟	有料老人ホーム	66施設
サービス付き高齢者向け住宅	108棟						
有料老人ホーム	66施設						

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	146
要 望 内 容	回 答		
146 養護老人ホームを増設・充実すること。	<p>① 心身の状況や置かれている環境の状況等から、在宅において日常生活を営むことに支障のある高齢者に対しては、引き続き、養護老人ホームへの入所等の措置を適切に実施してまいります。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <p>・老人ホーム入所事業 2,280,846千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 4 7
要 望 内 容	回 答		
1 4 7 配食サービスは昼間独居世帯も対象とすること。	<p>① 配食サービス事業については、栄養バランスのとれた食事を提供するだけでなく、事業対象者の安否確認を行うことを目的とした事業でもあるため、要支援・要介護認定を受けた高齢者世帯又は当該高齢者のほか身体状況等により買物及び調理ができない方のみの世帯等を対象として、引き続き、事業を実施してまいります。</p> <p>(令和 2 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配食サービス事業 9 1, 6 7 8 千円</li> <li>・ 配食サービス事業 (6 0 ~ 6 4 歳) 6 2 4 千円</li> </ul>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	148
要望内容	回答		
148 加齢性難聴に対する補聴器の購入補助をおこなうこと。	<p>① 加齢に伴う難聴は、症状が進行すると、コミュニケーションが難しくなり、社会から孤立することで、認知症やうつ病につながるとの指摘もあり、現在、国において補聴器を用いた場合の認知機能低下予防に関する研究が進められております。</p> <p>② 本市独自の補助制度創設については、加齢に伴う難聴は誰にでも起こりうるものであることや、多くの対象者が見込まれ、多額の経費を要することから、本市の厳しい財政状況の下では、直ちに実施することは困難ですが、国に対し、早期に研究を進め、その有用性を確認したうえで、全国一律の補助制度の創設を検討するよう要望してまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	149
要望内容	回答		
149 緊急通報システム利用料の負担を軽減し、高齢者の地域生活を支えること。	<p>① あんしんネット119（緊急通報システム）については、生計中心者の合計所得金額に応じて4段階の階層に区分し利用料を御負担いただいております。</p> <p>② また、負担額については、年度途中であっても生活実態や経済状況に変化があった場合においては、負担軽減措置を実施しているところです。</p> <p>引き続き、必要とされる方が本事業を御利用いただけるよう取り組んでまいります。</p> <p><b>（令和2年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急通報システム事業 92,551千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	150
要 望 内 容	回 答		
150 外国籍市民に対する、高齢者・重度障害者特別給付金を増額し、対象を拡大すること。	<p>① 国が必要な対応を行うまでの措置として、「外国籍市民重度障害者特別給付金」及び「高齢外国籍市民福祉給付金」を本市独自事業として実施し、無年金者等に対する福祉の向上を図っているところですが、その増額及び対象者の拡大については、本市の厳しい財政状況の下、極めて困難であると考えております。</p> <p>② 無年金者の救済については、本来は国が制度化を図り、公平に解決されるべきものと考えており、今後も、他の政令指定都市と協力し、国に対して必要な要望を行ってまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国籍市民重度障害者特別給付金事業 12,476千円</li> <li>・高齢外国籍市民福祉給付金支給事業 6,936千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成16年4月 対象者を拡大し、精神障害者保健福祉手帳1級所持有者を追加</p> <p>平成19年4月 「外国籍市民重度障害者特別給付金」支給月額を増額 36,000円→41,300円(+5,300円) 「高齢外国籍市民福祉給付金」支給金額を増額 10,000円→17,000円(+7,000円)</p> <p>平成21年4月 年金制度の改正(障害基礎年金と老齢厚生・遺族年金との併給可能)の趣旨を踏まえ、給付金の支給要件を同様に緩和</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	150
要 望 内 容	回 答		
	令和元年 7 月 二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議の「令和元年度 国に対する要望書」により要望 大都市民生主管局長会議の「令和元年度 社会福祉関係予算に関 する提案」により要望		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 5 1
要 望 内 容	回 答		
1 5 1 高齢者雇用安定法に基づき、シルバー人材センターに限らず非営利・公益団体を支援し、積極的に仕事を発注すること。	<p>① 高齢者の生きがいづくり及び社会参加の推進のため、高齢者がこれまで家庭、地域、職場の各分野で長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に生かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供している公益社団法人京都市シルバー人材センターに対する支援を行うとともに、雇用行政、労働行政を担う国や京都府、経済界等とも連携を図りながら、高齢者の就労機会の拡大に努めてまいります。</p> <p>(令和 2 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー人材センター運営補助等 77,780 千円</li> </ul>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	152
要望内容	回答		
152 老人クラブへの助成金を増額し、単位老人クラブの事業に対する支援を強めること。	<p>① 単位老人クラブへの支援については、国における「老人クラブ活動等事業実施要綱」に基づき、引き続き、活動を支援してまいります。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <p>・すこやかクラブ京都(老人クラブ)補助等事業 76,153千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 5 3
要 望 内 容	回 答		
1 5 3 老人福祉センターを増設すること。	<p>① 本市においては、市内 1 7 箇所に老人福祉センターを設置し、レクリエーション等の活動の場として、市内の高齢者に広く御利用いただいております。</p> <p>② 増設については、本市の厳しい財政状況の中で、建設等に係る費用や運営に要する経費などをさらに確保することは困難であることから、予定はしておりません。</p> <p>③ 本市では、平成 2 7 年度の改正介護保険法において創設された介護予防・日常生活支援総合事業に基づき、「健康長寿サロン」等の、より身近な地域において気軽に利用できる通いの場の充実に取り組んでいるところです。</p> <p>④ 高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、引き続き、「健康長寿サロン」をはじめ、より身近な通いの場の拡充に取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉センター運営 2 2 4, 5 1 4 千円</li> <li>・地域における高齢者の居場所づくり支援事業 1 1, 2 9 0 千円</li> </ul>		



令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 5 5
要 望 内 容	回 答		
1 5 5 児童福祉法 2 4 条 1 項に基づいて、京都市の保育実施責任を果たすこと。小規模保育事業所からの移行や途中入所を含め、入所を保障するため、認可保育所増設を行うこと。	<p>① 保育の実施責任については、保育を必要とする全ての児童に対して適切に保育が提供されるよう市町村が利用調整を行うこととされており、引き続き公的な役割と責任を果たしてまいります。</p> <p>② 保育提供体制の確保にあたっては、令和 2 年度を始期とする「第 2 期京都市子ども・子育て支援事業計画」において、既存施設の活用を第一とし、それでは保育ニーズの増加に対応できない地域においてのみ、保育園、小規模保育事業所等の創設を検討することとしており、同計画に基づき、国の補助制度を活用しながら、必要な整備を行ってまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所待機児童の解消 1, 0 2 4, 3 4 8 千円</li> <li>(うち、民間保育所等整備助成 1, 0 1 9, 0 0 0 千円【政策的新規・充実】)</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 5 6
要 望 内 容	回 答		
<p>1 5 6 0～2歳児の保育料を値下げすること。第三子以降の保育料無料化は所得制限をなくすこと。所得減少世帯の減免制度を拡充し、市民にわかりやすく周知すること。保護者に過大な負担を招く保育料への上乗せ徴収は認めないこと。</p>	<p>① 本市においては、国基準では8階層となっている階層区分を独自で22階層に多段階化するとともに、利用時間区分を8時間以下の区分と、8時間を超えて30分単位で区切った6区分の、合計7区分に細分化するなど、世帯の所得や利用時間に応じたきめ細かい保育料設定とすることで、保護者の保育料負担を大幅に軽減しております。</p> <p>② また、保育所等の同時入所を要件としない、第3子以降の保育料無償化については、国に先んじて、平成27年4月から市府協調により実施するとともに、国制度よりも幅広く、概ね年収640万円未満の世帯を対象としております。</p> <p>③ さらに、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについては無償となっております。</p> <p>令和2年度予算においては、本市独自に公費を計上し、保護者の保育料負担は、全体として国基準の約71%まで軽減しているところであり、本市の財政状況を考慮すると、これ以上の保育料の軽減拡充を本市独自で実施することは非常に困難です。</p> <p>④ 多子世帯に対する施策の充実をはじめ、利用者負担の軽減策については、国を挙げて取り組んでいくべきものであると考えており、今後とも国へ要望するとともに、本市としての取組を進めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 5 6
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑤ また、保育料の減免制度については、各区役所・支所の窓口での案内や保育利用申込みの案内冊子、ホームページへの掲載等によって、引き続き市民に周知してまいります。</p> <p>⑥ 上乗せ徴収については、各施設が教育・保育の質の向上に向けた取組等に必要であると判断する場合に、本市にあらかじめ届出を行い、保護者から文書による同意を得たうえで行うことを認めており、徴収内容等が不適切な場合には指導を行うなど、引き続き取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 子以降保育所等保育料免除事業 1 4 1, 2 7 6 千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 5 7
要 望 内 容	回 答		
1 5 7 民間保育園で働く職員が安心して働き続けられるように公私間格差を是正し、どの保育園で働いても定期昇給を保障すること。小規模保育事業も対象とすること。	<p>① 民間保育施設で働く職員の給与水準等の勤務条件については、本市が統一的に定めるものではなく、それぞれの事業主において定められるものと認識しております。</p> <p>民間保育施設に対する処遇改善等について、具体的には、これまでから全国トップクラスの保育水準を確保するため、いわゆるプール制において、厳しい財政状況の中、本市独自の財源を投入し、民間保育施設における国基準を上回る保育士の配置と職員の処遇改善を図っております。</p> <p>なお、職員配置基準において、公私間格差があるという状況にはありません。</p> <p>② また、平成 2 7 年度からは、毎月の施設型給付費（委託費）及び地域型保育給付費に保育士の処遇改善のための加算が含まれております。</p> <p>さらに、平成 2 9 年度には保育士のキャリアアップと連動した処遇改善の仕組みが国制度により創設されたことから、本市においても必要な知識及び技能の取得のための研修の実施により、確実な処遇改善を支援しています。</p> <p>③ これらの制度の活用により、各園においては、保育士の経験年数だけではなく、保育現場における役割・職責に応じた給与体系とすることで、職責等をより正當に評価できるようになることに加え、職員においても中長期的に身に付けていくべきスキルや専門性を理解することができ、自身の将来ビジョンの形成や自己啓発意識の醸成、ひいては保育の質、児童処遇の向上に繋がっていくものと考えています。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	157
要望内容	回答		
	<p>(令和2年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プール制補助金 3,487,927千円</li> <li>・施設型給付費・委託費(市加配分) 1,730,663千円</li> </ul> <p>※ 歳児別保育士配置基準の条例化に伴うプール制補助金予算からの組替え分は 予算額全体1,730,663千円のうち1,540,260千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育給付費 4,779,466千円</li> <li>・キャリアアップに連動した保育士等の処遇改善 1,159,415千円</li> <li>・保育士確保対策事業 116,107千円 (うち 京都市民間保育園等見学ツアー 3,000千円【政策的新規・充実】)</li> </ul> <p>※ 政策的新規・充実は予算額全体3,000千円のうち1,000千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 5 8
要 望 内 容	回 答		
<p>1 5 8 民間社会福祉施設産休等代替職員制度，特殊健康診断廃止の影響を把握し，復活すること。メンタルケア相談を保障すること。民間社会福祉施設の妊婦通院・時間短縮をそれぞれ補償すること。</p>	<p>① 民間社会福祉施設産休等代替職員制度については，健康保険の給付等を活用することにより，産休や病休職員の休暇の保障を図りつつ，児童処遇の確保が保たれることから，本市の厳しい財政状況の中，限られた財源を有効に利用するため平成 2 3 年度末で廃止したものです。</p> <p>特殊健康診断については，頸肩腕障害・腰痛症を発症する職員が大幅に減少してきたことを受け，腰痛・頸肩腕障害の予防の方に事業をシフトするとともに，平成 2 5 年度から新たにメンタルヘルス対策事業を実施するよう，見直しを行ったものです。</p> <p>なお，腰痛・頸肩腕障害の予防事業においては，アンケート方式の調査により，民間社会福祉施設職員の腰痛・頸肩腕障害に係る健康状態に大きな変化が生じていないかを確認したうえで，健康管理委員会に報告し，必要となる対策，取組について協議することで，民間社会福祉施設職員の健康保持増進に努めております。</p> <p>また，メンタルヘルス対策事業については，京都市内の民間社会福祉施設職員に対するメンタルヘルス対策研修や，悩み事等を相談できる相談室を開設することで，職員の健康管理を図るとともに人材確保に努めております。</p> <p>② 妊婦通院・時間短縮については，男女雇用機会均等法において母性健康管理の措置として事業主に義務づけられているものであり，賃金の取扱いについては各事業主の定めるところによるものです。本市の厳しい財政状況の中，民間社会福祉施設に対して，本市が独自に補償することは困難です。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 5 9
要 望 内 容	回 答		
<p>1 5 9 認可保育園の保育士配置基準は緩和せず，引き上げること。また，朝夕の保育士配置基準の緩和をやめて元に戻すこと。どの時間帯も正規職員で配置すること。</p>	<p>① 認可保育所及び幼保連携型認定こども園については，「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例」及び「京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例」において，国の基準を上回る職員配置基準を規定しており，その引き上げ分については本市独自に運営費を充実させております。</p> <p>② さらに，発達の著しい時期である1歳児のうち，特に月齢の低い児童については，保育士等の負担が大きくなることから，平成28年度から職員加配に要する費用の助成を行っております。また，令和2年度予算においては，加配対象児童を従来の「1歳6箇月未満児」から「1歳7箇月未満児」へ拡充するための経費を上乗せすることで，1歳児保育における保育士配置のさらなる充実を図ってまいります。</p> <p>③ このように，本市においては国基準を上回る職員配置基準を適用しておりますが，全国的な課題として，保育士確保が厳しい状況にあり，平成28年3月に，保育士以外の者の活用（保育士配置の弾力化）により保育の担い手確保を図る特例措置が国から示され，本市においても，平成29年度から3年間の時限措置として，保育士配置の弾力化を活用できるよう条例を改正しました。</p> <p>④ 時限措置については令和元年度で終了するものの，現時点において，特例措置を活用している施設が存在しており，特例措置を直ちに終了した場合，これらの施設の保育に影響が生じることや，保育の担い手確保が依然として厳しい状況にあるこ</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	159
要望内容	回答		
	<p>とを踏まえると、特例措置を延長することが適切と考えております。</p> <p>⑤ 職員の配置については、プール制により、民間保育園等における常勤職員の処遇改善を図っており、常勤職員を基本とした保育の支援に取り組んでいます。</p> <p>しかし、保育士確保が厳しい状況にあることや、多様な働き方に応じた保育士の短時間勤務に対するニーズ等を踏まえれば、非常勤職員である保育士を確保・活用することは必要と考えております。</p> <p>今後とも、現場の実情に応じた保育体制を確保するとともに、保育の質の向上に努めてまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1歳児保育における保育士配置体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>135,057千円</li> <li>(うち対象児童拡充分 23,900千円【政策的新規・充実】)</li> </ul> </li> <li>・ プール制補助金 3,487,927千円</li> <li>・ 施設型給付費・委託費(市加配分) <ul style="list-style-type: none"> <li>1,730,663千円</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 歳児別保育士配置基準の条例化に伴うプール制補助金予算からの組替え分は  予算額全体1,730,663千円のうち1,540,260千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャリアアップに連動した保育士等の処遇改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>1,159,415千円</li> </ul> </li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	160
要 望 内 容	回 答		
160 小規模保育事業の職員配置は認可保育所の基準と同様にし、財源は市が保障すること。	<p>① 小規模保育事業A型・B型の職員配置基準については、保育園（所）及び認定こども園の国基準上の職員配置に加え、更に1名分が公定価格における基本分単価に組み込まれており、事業者が十分に保育の質を確保し、安定した経営ができる水準として制度設計されていると判断しております。</p> <p>② また、小規模保育事業C型及び家庭的保育事業については、本市条例による独自基準として、家庭的保育者にも保育士資格を有することを義務付けることで、保育の質を確保しております。</p> <p>③ そのため、小規模保育事業の職員配置は十分な質を確保できていると考えられることから、認可保育所の基準と同様とすることは考えておりません。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 6 1
要 望 内 容	回 答		
1 6 1 民間保育園でのプール事故防止のために監視員が配置できるよう市が責任を果たすこと。	<p>① 本市においては、これまでから、保育園等における安全対策については、民間保育園等向けの運営説明会等で、事故報告をはじめ、衛生管理、感染症対策などへの対応の徹底を求めてまいりました。</p> <p>② 平成 2 6 年度に重大な事案が発生したことを踏まえ、監視員と指導員を分けて配置すること等、プール活動・水遊びを行う場合の留意点についてのハンドブックを作成し、全保育施設・事業所に配布するとともに、指導監査においてプール活動をはじめとする安全対策の実施状況を確認しております。</p> <p>③ また、平成 3 0 年度には、水遊び中を含む事故防止のために必要な備品の導入に係る補助を実施したとともに、保育補助者雇上げのための貸付事業を継続して実施するなど、プール活動の監視を含む保育士の負担軽減の取組を推進しております。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	162
要望内容	回答		
162 小規模保育事業、家庭的保育事業の耐震化率100%となるよう対策をとること。	① 小規模保育事業、家庭的保育事業の事業所の耐震化につきましては、小規模な保育事業所という特色から、多くが、賃貸物件を活用し、事業を運営されているため、耐震性がある建物への移転を促すなど、今後とも耐震化率の向上に努めてまいります。		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 6 3
要 望 内 容	回 答		
1 6 3 全学区に児童館を設置し，必要に応じて複数設置すること。児童館事業の専任職員を 2 人にすること。	<p>① 本市では，平成 2 5 年度の一元化児童館の整備完了をもって，地域における児童の健全育成・子育て支援の拠点としての児童館は，山間地域を除きおおむね児童の生活圏に設置できたものと考えております。</p> <p>② 児童館未設置学区への対応については，平成 2 8 年度に採択された請願の趣旨を踏まえて平成 2 9 年度に実施した実態調査や，平成 3 0 年度に実施した市民ニーズ調査・意識調査において，市民の子育てに係るニーズや意識，現状や課題等の実態把握を行いました。その結果，身近な地域で特に求められる子育て支援機能は，「乳幼児の子育て支援機能」と「学童クラブ機能」とであると判明しました。</p> <p>③ 今後も身近な地域で必要な機能を確保・維持していくため，令和 2 年度を始期とする「京都市はぐくみプラン(京都市子ども・若者総合計画)」に基づき，ハード整備を必ずしも前提とせず，既存の施設や社会資源を活用しながら，特にニーズの高い両機能について重点的に施策の充実を進めてまいります。</p> <p>④ 児童館の職員配置については，子ども・子育て支援新制度施行に伴い，学童クラブ事業は利用児童数おおむね 4 0 人以下のクラスごとに 2 名の職員を配置，児童館事業は，館長を含めて 2 名の職員を配置し，事業を実施しています。</p> <p>さらに，児童館事業については，学童クラブの利用がない平日の午前中は学童クラブ事業担当の職員も児童館事業に従事させる等，手厚い体制としており，専任職員を 2 人とすることまでは考えておりません。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 6 3
要 望 内 容	回 答		
	<p>(令和 2 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童育成施設運営 4, 4 6 4, 7 0 4 千円</li> <li>・ 子育てを支え合える地域社会づくり 3 0 1, 7 8 2 千円</li> <li>・ 子育て支援ネットワーク 2 3 5, 0 1 1 千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 6 4
要 望 内 容	回 答		
1 6 4 学童保育所は、複数設置も含め全学区に設置すること。	<p>① 今後も身近な地域で必要な機能を確保・維持していくため、令和 2 年度を始期とする「京都市はぐくみプラン(京都市子ども・若者総合計画)」に基づき、既存の施設や社会資源を活用しながら、平成 3 0 年度に実施した市民ニーズ調査・意識調査等の結果により判明した、身近な地域で特に求められる子育て支援機能である「乳幼児の子育て支援機能」と「学童クラブ機能」について重点的に施策の充実を進めてまいります。</p> <p>② 学童クラブ事業については、児童や子育て世帯の日常生活圏域ごとに設置してきた一元化児童館での実施をはじめ、小学校区ごとの状況を考慮したうえで、放課後ほっと広場、地域学童クラブ等の児童館以外での取組も含め、市内各地で実施しております。</p> <p>特に、平成 2 7 年度以降は、新たな実施場所を令和元年 1 2 月末時点で 2 7 箇所確保する等、子どもたちが安心安全に過ごす環境づくりを進めており、引き続き、学童クラブの登録児童数やニーズの動向を見極めながら、学童クラブ事業の充実に取り組んでまいります。</p> <p>(令和 2 年度予算額)</p> <p>・児童育成施設運営 4, 4 6 4, 7 0 4 千円</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

- 165 学童保育事業は、放課後の遊び、生活の場にふさわしく整備し抜本的に改善すること。
- ・高学年児童の利用も考慮して条件整備をすること。
  - ・大規模学童保育所を分割して、新設の学童保育所を増設すること。
  - ・職員は全て正規とすること。支援の単位ごとに2人の専任職員を配置すること。
  - ・施設外クラスは、単独の学童保育所として設置すること。
  - ・放課後ほっと広場については、正規職員を2名配置し、学校閉鎖期間中も開所すること。
  - ・共同学童保育に対する助成を、市委託の学童保育所の水準に引き上げること。

- ① 学童クラブ事業については、一元化児童館での実施をはじめ、小学校区ごとの状況を考慮したうえで、放課後ほっと広場等の児童館以外での取組も含め、市内172箇所を実施しております。
- また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、学童クラブ事業の対象年齢を小学校6年生まで拡大するとともに、利用児童数おおむね40人ごとのクラス編成、1クラスにつき2名の職員配置や、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上の面積の確保等、新たに定めた基準に基づき運営し、事業の充実を図っております。
- さらに、面積の確保に当たっては、基準を満たすため、小学校の余裕教室等の活用により、新たに実施場所を確保しております。今後も、学童クラブの登録児童数やニーズの動向を見極め、必要に応じて、施設外クラス等の設置も含め、児童の過ごす環境の充実に取り組んでまいります。
- なお、前述のとおり、大幅な職員体制の拡充を図っておりますが、登録児童数の変動により、必要なクラス数と職員数が増減するため、職員の全てを正規職員で対応することは困難です。
- ② 放課後ほっと広場については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う新たな基準に則り、利用児童数おおむね40人ごとにクラスを編成したうえで、1クラスにつき2名の職員を配置し、事業実施しております。学校閉鎖期間中の開所については、各小学校の状況も考慮したうえで、引き続き、検討してまいります。
- ③ 地域学童クラブについては、国の補助基準に基づき各実施主体に補助金を交付しており、これまでから、国の基準改定を踏まえ、交付基準の改定を行っております。

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 6 5
要 望 内 容	回 答		
	<p>す。</p> <p>今後も、各クラブにおいて安定的な運営が図れるよう、国の運営基準の改定状況を踏まえ、補助の充実を図ってまいります。</p> <p>(令和 2 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童育成施設運営 4, 4 6 4, 7 0 4 千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 6 6
要 望 内 容	回 答		
1 6 6 学童保育利用料及び実費負担分の軽減を図ること。	<p>① 学童クラブ事業における利用料金については、これまでから、本市が単費で負担することにより、保護者負担を国基準より軽減した料金の設定を行っております。料金の設定に当たっては、保護者の所得に応じた1 1段階の料金とするとともに、ひとり親世帯、障害のある方がおられる世帯等の場合は、利用料金を減免するなど、世帯の状況を踏まえた料金体系としております。</p> <p>なお、学童クラブ事業でのおやつ代や行事参加に係る交通費、傷害保険料等の実費負担分については、利用料金に一律に含むことなく、利用状況に応じて所要額を精査し、必要な額のみを別途御負担いただく仕組みで運用しているため、必要額以下に軽減することは困難です。</p> <p>(令和 2 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童育成施設運営 4, 4 6 4, 7 0 4 千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 6 7
要 望 内 容	回 答		
<p>1 6 7 学童保育の安定運営を保障するため、年度当初の登録児童を算定の基礎とするよう改めること。職員の休憩や休暇を保障する代替職員配置の加算を設けること。引き続き、全ての職員に対する抜本的な処遇改善を行うこと。</p>	<p>① 本市では子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、利用児童数がおおむね40人以下のクラスごとに2名の職員を配置することとしておりますが、実際の学童クラブ事業の利用状況に即した運営を行うべく、児童の出席率を踏まえた利用人数を基にクラス編成を行っています。また、一元化児童館においては、職員が休憩や休暇を取ったときも含め、児童館事業担当職員と学童クラブ事業担当職員が相互に応援できる体制を整えております。今後も、各施設の利用状況や職員の勤務体制等の実態把握に努め、施設ごとに必要な体制の確保に努めてまいります。</p> <p>② 登録児童数の増加に応じた職員体制を確保するため、本市職員の給与改定に準じた給与や期末勤勉手当の改定に加え、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、基本給の平均3.9%の増額改定を行うとともに、平成29年度には、平均3%の基本給の増額改定及び経験年数等に応じた「経験手当」を創設するなどの処遇改善を図ってまいりました。さらに、平成30年度及び令和元年度には、子ども子育て支援交付金交付要綱の改正に伴い、「経験手当」の支給金額の増額を行いました。</p> <p>本市の厳しい財政状況の下ではありますが、引き続き財政支援の充実について国に要望を行い、今後も職員の処遇改善に努めてまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b> ・児童育成施設運営 4,464,704千円</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	168
要 望 内 容	回 答		
168 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。介助者に対する謝金を直ちに賃金として位置づけ、最低賃金を保障すること。	<p>① 障害のある児童の学童クラブ事業への受入れについては、介助者の派遣や児童館等への事業費の加算、経験豊かな主任厚生員による巡回指導等により支援を行っております。</p> <p>② 平成27年4月からの、学童クラブ事業の対象年齢拡大に伴う、障害のある児童の登録増加に対応するため、介助者の確保に向けて、児童福祉等に関する学部を設置する大学との、学生派遣に関する協定の締結や、介助者謝金の増額（500円/時間→700円/時間）を行いました。</p> <p>また、平成28年度からは、障害のある児童を5人以上受け入れている児童館等において臨時職員を配置できるよう、学童クラブ事業への委託料の事業費加算を増額するなど、受入体制の強化を図っております。</p> <p>引き続き、介助者確保に向けた取組及び障害のある児童の受入体制の充実に努めてまいります。</p> <p>③ なお、令和2年度は、これまで看護師の確保等を課題として医療的ケア児を受け入れることが困難であった児童館等の学童クラブ事業において、新たに、児童の症状や医療行為が必要な時間に合わせた看護師の配置等を行うこととしており、これにより、医療的ケア児とその家族にノーマライゼーションの理念に基づく多様な選択肢を提供し、児童が住み慣れた地域で安心して過ごすことができる環境を整え、令和2年度を始期とする「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」に掲げる「切れ目ない支援」を更に推進してまいります。</p> <p>さらに、引き続き、国に対して、医療的ケア児に対する支援の拡充について要望</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	168
要 望 内 容	回 答		
	<p>してまいります。</p> <p>(令和 2 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童育成施設運営 4,464,704 千円</li> <li>(うち、学童クラブでの医療的ケア児受入支援 8,400 千円【政策的新規・充実】)</li> </ul>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	169
要 望 内 容	回 答		
169 京都子ども文化会館は今後も存続させ、機能の充実をはかること。	<p>① 京都子ども文化会館は、開設から30年以上が経過し、施設の利用実態、類似施設の存在及び施設の老朽化等、施設を取り巻く状況が変化していることや、施設の耐震性能が不足していることを踏まえて、「京都子ども文化会館あり方懇談会」を市府共同で設置し、専門的な見地等から幅広く意見を求め、今後の在り方を検討してまいりました。</p> <p>同懇談会は、第3回の開催をもって終了し、その後、懇談会から市府に対して報告書が提出されており、提出された報告書の内容を踏まえ、会館の今後の在り方について、引き続き、市府で検討を進めてまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都子ども文化会館運営助成 27,744千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成28年12月 懇談会設置</p> <p>平成29年 1月 第1回懇談会開催</p> <p style="padding-left: 100px;">3月 第2回懇談会開催</p> <p>平成30年 8月 第3回懇談会開催</p> <p style="padding-left: 100px;">9月 懇談会から報告書の提出</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	170
要望内容	回答		
<p>170 「子ども・若者に係る総合的な計画（仮称）」の策定にあたって、子どもの権利を守り、子どもの貧困を解決するため、以下の項目を盛り込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校卒業までの医療費を無料にすること。</li> <li>・全員制の中学校給食を実施すること。学校給食を無料化すること。</li> <li>・教材費、クラブ活動費を含む、義務教育に係る教育費を無償化すること。</li> <li>・生活支援事業等、ひとり親家庭に対する支援を強め、母子家庭の自立支援事業をいっそう拡充すること。</li> <li>・生活困窮世帯、一人親世帯の子ども・若者への学習支援を拡充すること。</li> <li>・子ども食堂の立ち上げ資金の増額と運営資金の補助を創設すること。</li> </ul>	<p>① 貧困家庭の子どもに対する支援については、保護者や子ども・子育て支援事業従事者、学識経験者等により構成される「京都市はぐくみ推進審議会」やパブリックコメントにおける意見を踏まえ、令和2年度を始期とする「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」に基づき、取り組んでまいります。</p> <p>② 子ども医療費支給制度については、国による補助制度のない中、市府協調のもと、制度の拡充を順次図ってきており、令和元年9月診療分からは、3歳以上の通院医療費の自己負担額を3,000円から半額の1,500円とする8度目の拡充を行ったところです。今後は、市会で決議いただいた真に持続可能な制度とする観点等を踏まえ、今回の制度拡充の効果等を検証しつつ、京都府とも連携を図りながら検討してまいります。</p> <p>なお、子ども医療費を中学校卒業まで無料にすることについては、新たに多額の経費が必要となることから、本市の厳しい財政状況のもとでただちに実施することは困難と考えております。</p> <p>③ 中学校給食については、家庭からの手作り弁当の教育的効果を生かしつつ、栄養のバランスに配慮した食事を提供するため、全生徒を対象とした「校外調理委託方式」・「完全自由選択制」の給食を導入し、本制度の下で、各中学校では、学校と保護者が生徒の昼食の在り方や家庭弁当の教育的効果等についてしっかりと話し合い、各校の実情や生徒一人一人の状況に応じて利用できる制度として定着しています。こうした中、令和元年度は、学校・生徒・保護者に対して、現行の中学校給食の充実と食育の充実に繋げることを目的としたアンケート調査を実施したところで</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	170
要 望 内 容	回 答		
	<p>あり、その結果等も踏まえ、引き続き、中学校給食の更なる充実を図ってまいります。</p> <p>④ 給食費については、要保護（生活保護費）及び準要保護（就学援助費）児童生徒には、全額を補助しておりますが、学校給食法で、食材費は保護者の負担とすると定められる中、毎年約50億円もの経費を要する小・中学校における給食費の一律無償化の実施は困難と考えております。</p> <p>⑤ 我が国では、児童・生徒に直接還元される副教材等の学用品費等については、保護者負担が原則であり、本市でも、これまでから保護者負担をお願いしております。</p> <p>一方で、保護者負担軽減の観点から、教材の使用や校外活動の実施においては、必要性や効果を十分精査するとともに、教材費等の予算確保に努めており、今後とも、就学援助制度の活用も含めた、保護者負担の軽減に努めてまいります。</p> <p>⑥ ひとり親家庭に対する支援については、区役所・支所の子どもはぐくみ室及びひとり親家庭支援センターにおいて、児童扶養手当の支給をはじめ、ひとり親家庭等日常生活支援事業や高等職業訓練促進給付金等事業など、生活や就労に関するきめ細かな取組を実施しており、今後とも、国の動向を注視しながら、必要に応じて事業の拡充を検討してまいります。</p> <p>⑦ 学習支援の取組については、貧困の連鎖を防止する目的で、「生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援」を市内18箇所で実施しております。</p>		



令和２年度予算要望に対する回答		NO.	170
要 望 内 容	回 答		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭自立支援対策 121,766千円 (うち、ひとり親家庭等日常生活支援事業の充実 400千円【充実】)</li> <li>・生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援 17,629千円</li> <li>・子育てを支え合える地域社会づくり 301,782千円 (うち、子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業 12,000千円【政策的新規・充実】)</li> <li>・子ども医療費支給事業 医療費 2,179,571千円 事務費 79,153千円</li> <li>・就学援助費 1,333,705千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>&lt;ひとり親家庭等に対する支援・子どもの居場所づくり&gt;</p> <p>平成21年 4月 母子福祉センター移転・再整備 ひとり親家庭生活支援事業(講習会事業,交流会事業)</p> <p>平成22年 4月 高等技能訓練促進費事業制度改正(対象資格の拡大) 5月 生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の実施</p> <p>平成24年 4月 母子福祉センターの名称変更 (京都市ひとり親家庭支援センター)</p> <p>平成25年 4月 高等技能訓練促進費事業,自立支援教育訓練給付金事業制度 改正(支給対象拡大,支給対象期間変更(高等技能))</p> <p>平成26年10月 母子寡婦福祉資金貸付制度の父子家庭への対象拡大</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	170
要 望 内 容	回 答		
	<p>1 2 月 児童扶養手当と公的年金等の併給制限の見直し</p> <p>平成 2 7 年 4 月 高等職業訓練促進給付金等事業（※平成 2 6 年 4 月に「高等技能訓練促進費事業」から名称変更）における対象資格追加</p> <p>6 月 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施</p> <p>平成 2 8 年 4 月 高等職業訓練促進給付金等事業における対象資格追加</p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業の定期利用（未就学児）の実施</p> <p>1 1 月 高等職業訓練促進資金貸付事業の実施</p> <p>平成 2 9 年 5 月 「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」の実施</p> <p>8 月 「京都市子どもの居場所づくりアドバイザー事業」の実施</p> <p>平成 3 0 年 3 月 「京都市子どもの居場所づくりのすゝめ」の発行</p> <p>4 月 高等職業訓練促進給付金等事業制度改正（一部対象者の支給対象期間拡大）</p> <p>平成 3 1 年 4 月 生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の充実（ボランティアに対する 1 回当たりの交通費の増額）</p> <p>高等職業訓練促進給付金等事業制度改正（支給額の引き上げ，一部対象者の支給対象期間拡大）</p> <p>自立支援教育訓練給付金事業制度改正（対象講座の追加，支給上限額の引き上げ）</p> <p>&lt; 子ども医療費支給制度（制度改正経過） &gt;</p> <p>平成 5 年 1 0 月 制度開始</p> <p>（入院・通院とも 0 ～ 1 歳まで 1 月 1 医療機関 2 0 0 円）</p>		



令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	171
要 望 内 容	回 答		
171 学童う歯対策事業は継続し、未就学児にも拡充すること。	<p>① 乳歯から永久歯に生え変わる小学生の時期は、最もむし歯になりやすい時期であり、早期治療は、生涯にわたり歯の健康を守るために大変重要であることから、本市では、学童期のう歯治療費を全額公費負担しております。</p> <p>今後とも、関係局等と連携しながら、総合的な視点で、より効果的な事業となるよう検討してまいります。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学童う歯対策 359,471千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>昭和43年～ 市内の小学生を対象に、学童期のう歯治療費を公費負担</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	172
要 望 内 容	回 答		
172 子どもの歯列矯正の保険適用を国に求めること。	<p>① 保険適用の範囲や診療報酬額など、診療報酬体系全般につきましては、保険者、被保険者の代表や、医師、歯科医師等の診療に携わる方の代表も参画されている中央社会保険医療協議会において議論され、その答申に基づき厚生労働大臣が決定し、告示することとなっています。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 7 3
要 望 内 容	回 答		
1 7 3 児童福祉センターは、児童福祉司配置の拡充など体制の強化をはかり、一時保護所の環境を抜本的に改善すること。	<p>① 児童相談所（第二児童相談所を含む）においては、これまでから、京都府警察本部との協定に基づき、府警職員 2 名を担当課長補佐に併任するなど、体制を強化しております。さらに、令和元年度に、子どもの安全確保及び虐待を受けた子どもへの自立支援を一層推進するため、主席児童福祉司 1 名を含む児童福祉司 4 名を増員し、また、児童相談所と各区役所・支所子どもはぐくみ室の連携を円滑に図るための連携調整担当課長を新たに 1 名配置しております。</p> <p>② 専門職の職員体制については、児童相談所に人口約 2.4 万人に 1 人と全国トップクラスの児童福祉司を配置し、多角的かつ専門的な支援が可能となるよう、行政職だけでなく、心理職や保健師、保育士等の多様な職種で構成しております。</p> <p>③ また、令和 2 年度は、年々増加する児童虐待の通告や相談に迅速に対応するため、面前DVや119番通報に伴う警察からの書面通告や、近隣住民等から寄せられる、いわゆる泣き声通告に係る初動調査・啓発業務等を専任で行う会計年度任用職員を新たに配置し、児童相談所の体制強化を図ってまいります。</p> <p>④ さらに、一時保護所については、青葉寮の移転後の空スペースを活用し、環境改善に取り組むとともに、平成 28 年 4 月には一時保護所運営担当課長を新設するなど、職員体制を強化しているところです。</p> <p><b>（令和 2 年度 予算額）</b>  ・児童虐待対策 47,768 千円</p>		

要 望 内 容

回 答

・児童福祉センター運営 418,006千円  
 (うち,急増する警察からの通告への対応のための児童相談所の体制の強化  
 24,700千円【新規】)

(経過・これまでの取組等)

<児童福祉センター(第二児童福祉センターを含む)における児童福祉司・児童心理司の配置数> (単位:人)

年度	25年度	26年度	27~30年度	令和元年度
児童福祉司	55	57	57	61
児童心理司	17(6)	17(6)	18(6)	18(6)

( )内は非常勤嘱託員の再掲

<児童相談所及び第二児童相談所の体制強化>

平成24年度 第二児童福祉センター開設

平成25年度 児童相談所及び第二児童相談所児童福祉司を各1名増配置。一時保護所に児童心理司1名を配置

平成26年度 児童相談所及び第二児童相談所に児童福祉司を各1名増配置

平成27年度 児童相談所に児童心理司1名増配置

平成28年度 一時保護所運営担当課長を新設,直接処遇職員10名増員配置  
 本市と京都府警察本部との協定に基づき府警職員1名を担当課長として併任配置(平成30年度から担当課長1名に代え,課長補佐級職員2名に増員)

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	173
要 望 内 容	回 答		
	<p>令和 元年度 児童相談所と各区役所・支所子どもはぐくみ室の連携強化のため、児童相談所に連携調整担当課長を新設するとともに、児童福祉司 1 名を配置。第二児童相談所の「子ども虐待防止アクティブチーム」に主席児童福祉司 1 名を、児童相談所の「子ども虐待防止アクティブチーム」（2 チーム）に児童福祉司各 1 名を増配置</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	174
要 望 内 容	回 答		
174 鑑別診断の待機を解消するため、医師・職員の体制を更に拡充すること。	<p>① 児童福祉センター及び第二児童福祉センターでは、これまでから児童精神科医を確保して発達障害の診断を行っております。</p> <p>また、センターと連携した民間の小児科医に確定診断を行っていただく取組も行っており、今後とも発達障害の確定診断の待機解消に努めてまいります。</p> <p>② なお、児童発達支援、放課後等デイサービスをはじめとする必要な福祉サービスにつきましては、児童福祉センターにおいて発達検査等を行い、必要性が認められれば診療の有無にかかわらず提供しているところであり、待機の影響はありません。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <p>・児童福祉センター運営 418,006千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 7 5
要 望 内 容	回 答		
<p>1 7 5 児童養護施設と乳児院の職員配置基準をさらに引き上げ、賃金・労働条件の抜本的改善をはかること。宿直勤務を夜勤勤務として位置づけ、法定労働時間が守れるよう配置基準の抜本的改善を図ること。</p>	<p>① 児童養護施設等の職員配置基準については、国の平成 2 7 年度予算において、「社会的養護の課題と将来像」（平成 2 3 年 7 月）に掲げられた水準まで配置基準（直接処遇職員等の措置費基準）が引き上げられたことで、大きく改善が図られたところです。</p> <p>② 児童養護施設の夜間体制は、措置費制度上、「宿直体制」が想定されておりますが、実際には処遇困難児童への対応など昼夜を問わない業務があり、「夜勤体制」をとらざるを得ない実態等があります。こうしたことを踏まえ、これまでから本市が独自に実施している、入所児童の処遇水準の向上に資する取組として、民間児童福祉施設職員の夜勤手当の改善を図るために必要な経費（労働基準法上の基本額と措置費に含まれる手当額との差額）を補助してきました。</p> <p>③ 平成 2 9 年度には、「ニッポン一億総活躍プラン」において、児童養護施設等に勤務する職員の処遇改善が掲げられ、本市においても、引き続き、国が示した処遇改善に沿って、社会的養護処遇改善加算等を実施し、改善を図っているところです。</p> <p>④ 今後も、措置費制度において、職員の処遇改善に係る十分な財政措置が行われるよう、国に対して引き続き要望してまいります。</p> <p><b>（令和 2 年度 予算額）</b>  ・児童養護施設、障害児通所施設等運営 1 0, 1 2 5, 1 1 2 千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	175
要 望 内 容	回 答		
	<p>・ 民間社会福祉施設単費援護 111,487千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成21年度 乳児院における個別対応職員，基幹的職員の配置乳児等受入加算費創設</p> <p>平成22年度 児童養護施設入所児童等自立支援事業の実施</p> <p>平成23年度 地域小規模児童養護施設増設</p> <p>※ 児童養護施設定員増による受入体制確保</p> <p>平成24年度 乳児院，児童養護施設，児童自立支援施設，情緒障害児短期治療施設に個別対応職員，家庭支援専門相談員の配置義務化</p> <p>乳児院，児童養護施設における里親支援専門相談員職員の配置配置基準（直接処遇職員の措置費基準）の引上げ</p> <p>※ 設備運営基準（省令）については平成25年度に引上げ</p> <p>平成27年度 配置基準（直接処遇職員等の措置費基準）の引上げ</p> <p>平成29年度 職員の処遇改善（民間施設給与等改善費の処遇改善分及び社会的養護処遇改善加算）の創設</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 7 6
要 望 内 容	回 答		
1 7 6 児童養護施設入所者の大学進学時の学費等の支援をさらにすすめること。	<p>① 児童養護施設等の退所者への支援については、これまでから、本市独自に、就職・就学支度金の支給、施設と連携した自立拠点確保事業の実施や大学等への進学支援事業の実施等に加え、国の補助金を活用した、就職時や賃貸借契約時の保証人確保のための身元保証人確保対策事業や、入所中から退所後を見据えた切れ目ない支援のための社会的養護自立支援事業を実施する等、社会での自立に向けた支援に取り組んでおります。</p> <p>また、修学困難な生徒に対する奨学費として設置している山下奨学基金を活用し、退所後も親元に帰れない等の理由により、経済的に困窮している者に対して修学費を支給し、進学を後押しする児童養護施設等退所者修学費支給事業を平成30年6月から実施しております。</p> <p>さらに、令和2年度からは、退所後、大学進学や就職する際に必要な家具什器類の購入経費及び住居・生活費等の経費について、施設退所時の年齢にかかわらず支給できるよう拡充することで、施設等に居住しながら安心して進学・就職できるよう支援してまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設入所児童等支援事業 1 6, 6 5 0 千円</li> <li>・児童養護施設、障害児通所施設等運営 1 0, 1 2 5, 1 1 2 千円</li> <li>・民間社会福祉施設単費援護 1 1 1, 4 8 7 千円</li> <li>・児童養護施設退所者等支援 3 5, 0 1 3 千円</li> </ul> <p>〔うち 社会的養護自立支援事業 3 2, 0 1 3 千円【充実】〕</p> <p>〔 児童養護施設等退所者修学費支給事業 3, 0 0 0 千円 〕</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 7 6
要 望 内 容	回 答		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的養護関係施設機能強化補助事業 1 6 , 5 0 0 千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 4 年度 児童養護施設等退所児童就職・就学支度金支給事業開始 母子生活支援施設退所者住宅支度金支給事業開始</p> <p>平成 2 0 年度 身元保証人確保対策事業開始</p> <p>平成 2 2 年度 児童養護施設入所児童及び退所児童に対する自立支援事業開始</p> <p>平成 2 6 年度 児童養護施設退所児童等進学支援事業開始</p> <p>平成 2 8 年度 養護施設・母子生活支援施設退所者支援事業における就職・就学支度金及び児童養護施設退所児童等進学支援事業について、母子生活支援施設及び児童心理治療施設への適用を開始 貧困家庭の子ども・青少年に係る実態調査</p> <p>平成 2 9 年 3 月 「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」の策定</p> <p style="padding-left: 40px;">6 月 児童養護施設退所者等支援事業実施</p> <p style="padding-left: 40px;">6 月～7 月 施設等退所者の生活状況及び支援に関する調査</p> <p style="padding-left: 40px;">1 1 月～ 施設退所者等を対象とした交流事業を青少年活動センターにおいて実施（以降毎月 1 回実施）</p> <p>平成 3 0 年 3 月 施設等退所者向け生活ハンドブック「船出のためのナビ」を発行し、入所者や退所者に配布</p> <p style="padding-left: 40px;">4 月 社会的養護自立支援事業開始（自立支援コーディネーターの配置、居住費の支給等）</p> <p style="padding-left: 40px;">6 月 児童養護施設等退所者修学費支給事業開始</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 7 7
要 望 内 容	回 答		
1 7 7 里親会への活動支援を強めること。制度の周知は、里親会と協力し、実施すること。児童相談所に里親専任担当者をおくこと。	<p>① 里親支援の取組については、これまでから、賠償保険の公費負担や里親のレスパイト・ケア等の実施に加えて、訪問支援や里親サロン等の実施により、支援の充実を図っているところです。また、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識を深めるため、リーフレットの配布や出前講座等を行っており、市民向け里親公開講座の開催や広報啓発活動については、里親会と協力して実施しているところです。</p> <p>② また、本市が所管する全ての乳児院（2箇所）及び児童養護施設（7箇所）に里親支援専門相談員を配置するなど、施設による里親支援体制の充実を図ってまいりました。</p> <p>③ 家庭的な養育環境の充実のため、本市では、平成27年度からの15年間を取組期間とする、「京都市家庭的養護推進計画」に基づき、児童養護施設等の小規模ユニット化・地域分散化や里親委託を中心とした家庭的養護及び家庭養護の推進の2つの観点から、取り組んできたところです。平成29年度に国において、「新しい社会的養育ビジョン」が示されたことから、令和2年度を始期とする「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」と一体的に、同ビジョンで示された考え方等を踏まえた「京都市社会的養育推進計画」を策定し、令和2年度からは、同計画に基づき、効果的かつ効率的な里親制度の普及啓発の取組を進めるとともに、児童相談所を里親のリクルートから委託後の相談まで包括的に支援するフォスタリング機関として位置付け、より一層、養育里親をはじめとした里親委託の推進に取り組んでまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	177
要 望 内 容	回 答		
	<p>(令和 2 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉センター運営 418,006 千円</li> <li>・ 養育里親の推進をはじめとした社会的養育推進事業 53,400 千円【政策的新規・充実】</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 21 年度 賠償保険の公費負担開始 レスパイト・ケア開始</p> <p>平成 23 年度 里親支援事業開始</p> <p>平成 24 年度 第二児童相談所開設に伴う里親担当主席増員 (兼任 1 名→兼任 2 名)</p> <p>平成 25 年度 乳児院 1 箇所及び児童養護施設 3 箇所に里親支援専門相談員配置 ※平成 25 年 9 月からはさらに児童養護施設 1 箇所に配置</p> <p>平成 26 年度 市所管乳児院 (2 箇所) 及び児童養護施設 (7 箇所) の全てに里親支援専門相談員を配置</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	178
要 望 内 容	回 答		
178 「こんにちは赤ちゃん」事業を担っている助産師等が安定して確保できるよう、報酬を引き上げること。	<p>① 本市では、生後4箇月までの乳児のいる全ての家庭を対象として「こんにちは赤ちゃん事業」を実施し、区役所・支所子どもはぐくみ室職員又は母子保健訪問指導員が家庭を訪問することで、保健指導や子育てに関する不安や悩みに対する相談対応を行っております。</p> <p>② 同事業に従事する母子保健訪問指導員については、保健師、助産師、小児科又は産婦人科で勤務経験のある看護師を非常勤嘱託員として任用しており、子どもの発育発達に関する一般的な確認のみならず、高度な専門性や経験を生かしながら、医療的判断や健康障害への予防的介入、虐待の未然防止といった視点からも、きめ細かな支援を提供しております。</p> <p>③ 母子保健訪問指導員は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、令和2年度から会計年度任用職員へと任用形態を移行しますが、引き続き、必要な体制を確保してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	179
要 望 内 容	回 答		
179 乳幼児健診については午前中の実施とし、早期療育の観点から5歳児健診も実行すること。	<p>① 乳幼児健診については、従事可能な医師を確保するため、午後の時間帯に実施している場合がありますが、地域の子育て支援機関と連携した子育て情報の提供等、待ち時間の有効活用に努めながら、子どもの普段の様子や相談したいこと等について、あらかじめ保護者に記入をしていただいた質問票をもとに、問診、診察及び個別相談等を通じて総合的かつ正確な健診を実施しております。</p> <p>② また、5歳児健診については、平成21年3月厚生労働省が発表した「乳幼児健康診査に係る発達障害のスクリーニングと早期支援に関する研究成果」において、5歳児健診の実施の有無に関わらず、地域の実情に応じた幼児期発達障害支援体制の整備が求められているところです。</p> <p>③ 本市においては、定期の健診終了後も保護者から相談があった際は心理発達相談につなげ、相談結果に応じ、継続的な心理発達相談の実施や、早期療育の必要性の観点から、必要時は速やかに精密検査を促す等の対応に努めております。</p> <p>④ また、乳幼児健診がより精度の高いものになるよう、令和2年度から、健診の流れや体制を改善し、心理発達スクリーニングの強化を図ってまいります。 引き続き、多職種の専門性を活かしたきめ細かな支援を実施してまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b> ・乳幼児健康診査 105,714千円</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	179
要望内容	回答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>昭和37年～ 順次、4箇月児健診、8箇月児健診、1歳6箇月児健診、3歳児健診を開始</p> <p>平成25年度 発達障害等の早期発見及び必要な支援につなぐために乳幼児健診の見直しを実施</p> <p>平成26年7月 上記の見直しについて運用開始。自閉症、広汎性発達障害の早期発見を目的に米国で開発されたスクリーニング項目であるM-CHATを、1歳6箇月児健診に導入</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	180
要 望 内 容	回 答		
<p>180 障害児相談支援事業について、以下の改善をはかること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉センター及び保健福祉センターで支援計画を策定し、公的責任を果たすこと。</li> <li>・発達支援事業所と幼稚園・保育所等の併行通園の場合の負担軽減を図ること。</li> </ul>	<p>① 障害児通所支援事業の利用については、児童福祉法により相談支援事業所が作成する利用計画又は利用者自身が作成するセルフプランが必要であると定められており、障害児相談支援事業所でのプラン作成を進めていく必要があると考えています。</p> <p>今後とも、障害児相談支援事業所による専門的な見地に基づいた、適切なサービスの提案やモニタリングを受けることが重要であるという認識のもと、平成30年度に実施した障害のある児童に係る実態把握の調査結果を踏まえ、障害児相談支援事業所による取組が進むよう、取り組んでまいります。</p> <p>② 障害児通所支援事業等については、国が示した費用負担の上限額について、所得に応じた本市独自の費用負担の軽減策を実施しているところです。</p> <p>また、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、満3歳以降の就学前障害児の児童発達支援の利用者負担も無償化されており、必要な負担軽減を実施しております。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	181
要 望 内 容	回 答		
<p>181 児童発達支援施設の運営の日払い方式をやめ、定員払い等、施設の安定した運営を保障すること。発達検査の待機期間の短縮に向け、児童福祉センターの担当職員を増員すること。医療型児童発達支援センターの新設、または既存の施設で医療的ケアを必要とする児童を受け容れる場合、必要な財政的措置をとること</p>	<p>① 児童発達支援など障害児通所支援事業については、国制度に基づき、運用しているところであり、本市独自の運営保障等を実施することは、本市の財政状況を踏まえると、非常に困難です。</p> <p>② 発達検査については、児童福祉センターにおいて業務改善等に取り組むとともに、療育施設や教育委員会等と連携し、協力を得ながら、適切な時期に実施できるよう取り組んでいるところです。</p> <p>今後とも、関係機関との連携及び協力をを行い、発達検査の待機期間短縮に努めてまいります。</p> <p>③ 重症心身障害児、医療的ケアを必要とする児童への支援に当たっては、平成28年度から重症心身障害児放課後等デイサービス事業運営補助金に加え、児童通所支援事業所の従業員に対し、喀痰吸引第3号研修の受講費用を補助する喀痰吸引等研修受講支援事業補助金を設けており、重症心身障害児、医療的ケアを必要とする児童の受入体制の整備に取り組んでおります。</p> <p>今後とも、医療的ケアを必要とする児童や重症心身障害児が安心してサービスが受けられるよう、様々な形態のサービス提供体制整備を検討してまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重症心身障害児放課後等デイサービス事業運営補助 7,956千円</li> <li>・喀痰吸引等研修受講支援事業補助 150千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	182						
要 望 内 容	回 答								
<p>◆障害者福祉の充実を</p> <p>182 障害が重く、支援が必要な人ほど負担が増える「応益負担」をやめるよう国に求めること。障害者福祉サービス利用支援策「新京都方式」を拡充し負担の軽減に努めること。自立支援医療については、非課税世帯の無料化を早急に実現すること。</p>	<p>① 平成25年4月から施行されている障害者総合支援法において、原則応能負担とされているものですが、本市としては、利用者や事業者、地方公共団体に過度の負担を生じない、また、将来にわたって安定し、利用者に分かりやすい制度となるよう、他の政令指定都市とも連携しながら、引き続き国に対し、必要な意見を述べてまいります。</p> <p>② 本市では、これまでから自立支援医療の利用者負担の抜本的な軽減を国に対して要望しておりますが、現時点では国において軽減措置は行われていないことから、本市独自で実施している総合上限制度や独自軽減などの「新京都方式」については、令和2年度も継続して実施してまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <table border="0"> <tr> <td>・障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」の継続</td> <td>345,752千円</td> </tr> <tr> <td>    内訳 保健福祉局分</td> <td>226,315千円</td> </tr> <tr> <td>          子ども若者はぐくみ局分</td> <td>119,437千円</td> </tr> </table> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>令和元年6月 令和元年度国への要望（平成22年から毎年実施）</p>			・障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」の継続	345,752千円	内訳 保健福祉局分	226,315千円	子ども若者はぐくみ局分	119,437千円
・障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」の継続	345,752千円								
内訳 保健福祉局分	226,315千円								
子ども若者はぐくみ局分	119,437千円								

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 8 3
要 望 内 容	回 答		
<p>1 8 3 6 5 歳以上の障害者に対して、これまで受けていた障害福祉サービスが継続できるようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険のサービス利用枠を超える障害者福祉サービスの利用について、条件を大幅に緩和して周知を図ること。</li> <li>・介護保険優先の原則を廃止するよう、国に求めること。</li> </ul>	<p>① 障害福祉サービスに対する介護保険優先原則は障害者総合支援法第 7 条に規定されており、介護保険で同様のサービスが利用できる場合は、介護保険サービスの利用を優先することが基本とされております。</p> <p>② また、国においては、これまで障害福祉サービスを利用されていた方の介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、平成 3 0 年 4 月施行の障害者総合支援法改正において、6 5 歳に達する前に 5 年以上、定められた障害福祉サービスを利用していた障害のある方に対し、所得の状況や障害の程度等を考慮し、介護保険サービスの利用者負担を償還する制度を設けております。</p> <p>③ 一方、障害のある人の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であるため、その意向等を把握したうえで、必要としている支援の内容が、介護保険サービスでは受けられないと認められる場合は、障害福祉サービスの支給ができるとされているため、本市において基準を定めて対応しております。ただし、国において明確な取扱基準が定められておらず、各自治体によって基準が異なっており、居住地によって利用できるサービスに差が生じるため、国に対して、明確な基準を示すよう要望しております。</p> <p>④ さらに、本市では障害福祉サービスの利用者が介護保険の対象年齢となった際、利用者及び支援者の制度の理解や利用者に応じたサービスの検討が適切かつ円滑になされるよう、平成 2 6 年度から京都市障害者自立支援協議会に「介護保険部会」を設置し、現状の課題や対応策等について検討しているところです。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	184
要望内容	回答		
184 障害者施設については、待機者が増え続けている入所施設やグループホームを、公的責任で計画的に増やすこと。短期入所枠については、不足している実態をふまえ更に拡大すること。	<p>① 障害のある方の自立と社会参加を進める観点から、福祉施設入所者については地域生活への移行を進めており、入所施設の増設予定はありません。</p> <p>地域生活への移行や親元からの一人暮らしに向け、障害のある人が地域で生活するための基盤となるグループホームについては、国等の整備費補助の活用による開設費用の負担軽減や、開設に当たり必要となる情報の運営法人に対する提供等、設置促進に取り組んでまいります。</p> <p>② 短期入所については、令和元年度はこれまで1箇所（空床型、最大10床）の事業所が開設しております。今後も事業者に対して設置促進の働き掛けを行ってまいります。</p> <p>③ なお、保護者の急病・その他のやむを得ない理由により、障害のある方が一時的に保護を必要とする場合に緊急利用できる短期入所枠を確保するため、あんしん生活緊急サポート事業（障害者緊急短期入所事業）を実施しております。</p> <p><b>（令和2年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者生活介護事業所等整備助成 149,100千円【政策的新規・充実】</li> <li>・伝福連携推進等事業所整備助成（移転新築及び耐震化） 218,000千円【政策的新規・充実】</li> <li>・あんしん生活緊急サポート事業（障害者緊急短期入所事業） 1,395千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 8 5
要 望 内 容	回 答		
1 8 5 地域生活支援事業の移動支援については、施設入所者も対象とすること。日常生活用具の対象にパソコン等を加えること。	<p>① 移動支援については、同じガイドヘルプサービスとして国の制度で設けられている同行援護、行動援護及び重度訪問介護に準じた取扱いを行っております。</p> <p>② 施設入所者の外出支援は、当該入所施設で対応されるべきものとして報酬上の評価がされており、重複報酬を避けるため、原則として同行援護、行動援護及び重度訪問介護の利用は対象外となっておりますが、一時帰宅する場合で施設入所に係る報酬が全く算定されない日は利用することが可能とされており、移動支援においても同様の取扱いです。</p> <p>③ 国の通知において、給付できる日常生活用具については、「用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」とされており、パソコンについては、上記の要件を満たさないものと考えており、日常生活用具の対象に加えることは困難です。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	186
要望内容	回答		
<p>186 障害者スポーツ施設の増設を行うこと。精神・知的障害者も含めてすべての障害者のスポーツの機会を保障すること。障害者が利用しやすいように、スポーツ施設の宿泊機能や駐車場設備の充実をはかること。</p>	<p>① 障害者スポーツ施設は、障害者スポーツセンター（左京区）、障害者教養文化・体育会館（南区）の2施設を拠点に、スポーツを通じ、障害のある方の健康づくりや、社会参加、障害の有無を問わない幅広い方々の交流等、障害のある方が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種別、等級を問わず、その振興に取り組んでおります。</p> <p>また、全京都障害者総合スポーツ大会や全国車いす駅伝競走大会を関係団体と連携して開催し、より多くの方がスポーツに参加できる機会を提供しております。直前に迫った東京パラリンピックを契機に、更に多くの障害のある方にスポーツや体を動かすことの楽しさを知ってもらう取組を充実し、障害者スポーツの裾野拡大、ひいては障害者の社会参加の推進を目指すために、幅広く障害者スポーツを体験できる機会を設けてまいります。</p> <p>② なお、本市の厳しい財政状況から、障害者スポーツ施設の増設については困難であり、今後も2つの施設を拠点に障害者スポーツの振興を図ってまいります。</p> <p>③ 障害者スポーツセンター及び障害者教養文化・体育会館に、宿泊機能を付加する予定はありませんが、駐車場設備を含め障害のある方が利用しやすいような施設のあり方を検討してまいります。</p> <p><b>（令和2年度予算額）</b></p> <p>・2020年東京パラリンピックに向けた障害者スポーツ振興 6,213千円</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	186
要望内容	回答		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京パラリンピック2020大会開催記念事業 3,000千円【政策的新規・充実】</li> <li>・障害者スポーツ振興 3,323千円</li> <li>・全国車いす駅伝競走大会 14,401千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	187
要 望 内 容	回 答		
<p>187 手話言語条例の趣旨に基づき、手話通訳者を養成し、聴覚に障害のある方の社会参加をさらにすすめること。手話通訳者派遣事業を拡充し、利用を促進すること。</p>	<p>① 手話通訳者養成事業を引き続き実施するとともに、将来的に手話通訳者を目指す方を増やしていくために、はじめて手話を学ぶ方向けの講座も継続して実施し、手話通訳者の養成につなげてまいります。</p> <p>② また、手話通訳者派遣事業をはじめとする各種派遣事業についても引き続き実施し、聴覚に障害のある方への利用を促進するとともに社会参加の機会を保障してまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市手話言語条例の施行に伴う手話の普及啓発、聴覚障害者の社会参加推進に関する事業の実施 59,018千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 28 年 4 月 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」施行</p> <p>平成 29 年 3 月 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針」の策定</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	188
要 望 内 容	回 答		
188 福祉乗車証の適用地域は敬老乗車証と同一にするとともに、磁気カード化をすすめること。	<p>① 福祉乗車証の適用地域を敬老乗車証の適用地域まで拡大することについては、多額の経費を要するため、本市の厳しい財政状況の中、実施は困難です。</p> <p>② 現在の福祉乗車証は、障害者手帳に福祉乗車証シールを貼付する形で交付しておりますが、磁気カードは、磁気の劣化に伴い年度ごとの更新が必要となり、多額の財政負担を伴うことや介護者への交付の在り方といった課題があり、導入は困難と考えております。</p> <p>(令和 2 年度 予算額)</p> <p>・市バス・地下鉄等福祉乗車証交付事業 1, 330, 547 千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	189												
要 望 内 容	回 答														
189 重度心身障害者医療費助成制度，重度障害老人健康管理費支給制度について精神障害者も対象とすること。	<p>① 精神障害者の方を重度心身障害者医療費支給制度及び重度障害老人健康管理費支給制度の対象とすることについては，本市の厳しい財政状況において，実施は極めて困難です。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 重度心身障害者医療費支給事業</td> <td>医療費</td> <td>2,307,984千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務費</td> <td>29,552千円</td> </tr> <tr> <td>・ 重度障害老人健康管理費支給事業</td> <td>医療費</td> <td>1,262,629千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務費</td> <td>16,330千円</td> </tr> </table>			・ 重度心身障害者医療費支給事業	医療費	2,307,984千円		事務費	29,552千円	・ 重度障害老人健康管理費支給事業	医療費	1,262,629千円		事務費	16,330千円
・ 重度心身障害者医療費支給事業	医療費	2,307,984千円													
	事務費	29,552千円													
・ 重度障害老人健康管理費支給事業	医療費	1,262,629千円													
	事務費	16,330千円													

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	190
要 望 内 容	回 答		
190 福祉タクシーのチケットについては、利用実態を把握し、利用者の声を聞いて使いやすいものに改善すること。	<p>① 重度障害者タクシー料金助成事業については、これまで、交付対象者の拡大や助成額の変更など、制度を安定的・継続的に運営するための見直しを行ってきております。利用状況等を注視しつつ、より良い制度運用ができるよう努めてまいります。</p> <p>(令和 2 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障害者タクシー料金助成事業 163,707 千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 22 年 10 月 交付対象者拡大(精神障害者保健福祉手帳 1 級も対象)</p> <p>助成額の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用券 1 枚当たり小型基本料金相当額→500 円</li> <li>・利用券 1 乗車 1 枚使用→最大 2 枚まで使用可</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

## ◆生活保護・生活支援の充実を

- 191 憲法 25 条に基づく生活保護行政を行うこと。
- ・生活扶助、住宅扶助を引き上げるよう国に強く求めること。
  - ・申請権を保障すること。生活保護申請用紙としおりを保健福祉センター窓口置くこと。
  - ・生活保護制度について、生活困窮者が気軽に利用できる制度として周知すること。
  - ・生活保護世帯における就労指導は、受給者の健康状態について十分配慮すること。
  - ・保護期限を定めた「就労指導」はやめること。医療扶助への自己負担導入を求める指定都市市長会と本市の対政府要望は撤回すること。
  - ・ジェネリック薬品への移行を強制しないこと。
  - ・高齢加算の復活を国に求めること。
  - ・窮迫状態にある場合には速やかに職権による保護を行うこと。
  - ・ケースワーカーは 80 世帯に 1 名の配置とすること。必要に応じて集団検討・研修等でケースワークに集団的に責任を持てるようにすること。
  - ・保護開始に当たっての法定期限（14 日）を厳守すること。

① 生活保護基準は、憲法 25 条の生存権を保障するため、健康で文化的な最低限度の生活水準を維持できるよう、社会経済情勢や物価の動向等を総合的に勘案し、国の社会保障審議会「生活保護基準部会」における評価と検証を経て、厚生労働大臣の裁量によって定めることとされています。

平成 30 年 10 月の見直しについては、一般低所得世帯（下位 10%）の消費水準と保護基準との均衡を図るといった基本的な考え方のもと、同部会における議論等を踏まえ、引下げ幅を 5% 以内にとどめるとともに、3 年間をかけて段階的に実施されるなど一定の配慮がなされており、また、令和元年 10 月の見直しでは消費税率の引上げを勘案して +1.9% の改定が行われるなど、適切に実施されたものと考えていることから、国に対して引き上げを求めることは考えておりません。

② 本市では、専任の面接員を市内全保健福祉センターに配置し、保健福祉センターに相談に来られた方の困っておられる状況を詳しくお聴きし、利用できる施策等を案内するとともに、生活保護制度についてもしおりを交付して説明し、保護を受給するうえで発生する様々な義務や制約についても理解いただいたうえで、保護の申請をされるかどうかを判断していただいております。そのため、生活保護の申請書は、カウンター等に置くのではなく、御事情を詳しく聴かせていただき、必要な情報をもれなくお伝えしてから申請していただくため、面接室に準備させていただいております。

③ 生活保護制度については、生活にお困りの方が保健福祉センターに相談していた

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	191
要 望 内 容	回 答		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産調査を強要しないこと。預貯金の保有を理由とする制度適用除外はしないこと。</li> <li>・夏季歳末見舞金を復活すること。</li> <li>・「医療券」方式を改め「医療証」にすること。</li> <li>・捕捉率を調査すること。</li> <li>・中高生への学習援助をさらに強化すること。支援者への適正な報酬を保障すること。</li> <li>・加齢性難聴の補聴器を、治療材料として給付するよう求めること。</li> <li>・必要な市民が安心して暮らしの相談や生活保護制度が受けられるように、専門職員の配置率を高め、新規職員への教育を充実すること。</li> </ul>	<p>だく機会が失われることがないように、その周知方法については適宜点検してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、「京都市生活ガイドブック」暮らしのてびき（平成25年2月以降発行分）において、『生活に関するご相談』先として各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課を御案内するとともに、生活保護制度の説明を掲載させていただいております。</p> <p>④ 就労支援に当たっては、身体状況以外に生活歴、職歴等や育児、介護など様々な条件を考慮したうえで、その方の能力等に応じた就労に向けた努力を支援しており、あらかじめ保護の期限を設定し、期限までに自立を求めるような指導は行っておりません。</p> <p>なお、働く力があるにもかかわらず、理由なくその活用を怠る場合は、生活保護法第27条に基づき文書で指示を行うなど、けじめのある指導を行っております。</p> <p>⑤ 医療費の一部負担については、医療扶助の適正化に向け患者本人が社会保険等の被保険者と同様のコスト意識を持っていただく効果的な手法と考えられ、制度導入の可否等について議論することは重要であると考えられますが、本市においては、実際に一部自己負担を導入した場合の受給者の方々の家計への影響や、医療機関や保健福祉センターにおける事務的な負担等を総合的に勘案し、制度導入に向けた提言は行っておりません。</p> <p>⑥ 平成30年10月の生活保護法改正により、医師又は歯科医師が使用可能と認められたときは、後発医薬品を処方するものとされました。生活保護受給者が後発医薬品</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	191
要 望 内 容	回 答		
	<p>の使用に不安を感じる場合等は、医師又は歯科医師に御相談いただくか、薬剤師を通じて疑義照会していただくなどにより、先発医薬品の処方を検討することができます。</p> <p>⑦ 老齢加算の廃止については、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会・福祉部会に設置された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」での議論を踏まえて決定されたと聞いており、直ちに廃止するのではなく3年間で段階的に引き下げ廃止するという激変緩和措置が設けられたことなどから、一定の配慮が行われたものと考えており、本市として、これを元に戻すよう求めることは考えておりません。</p> <p>⑧ 本市では、常に漏給も濫給もない「必要な人に必要な保護」を実施するため、生活相談時には、相談者の心情に配慮した懇切丁寧な対応を行うとともに、急迫状態にあると認められる場合は職権による保護を検討するなど、今後とも適切な生活保護の運用に努めてまいります。</p> <p>⑨ ケースワーカーの配置については、適切な自立支援をより一層推進していくため、厳しい財政状況の中で人員確保が可能となるよう、効率的かつ重点的に配置しております。</p> <p>また、本庁課が主体となり生活保護法に関する内容に加え、他法他施策に関する内容など幅広い分野において研修を実施することにより、生活保護業務に携わる職員の知識の習得及び能力の向上を図ることに努めるとともに、各福祉事務所においても、自主的な研修の実施に努めております。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	191
要 望 内 容	回 答		
	<p>加えて、ケースワーカーが行う業務のうち、専門的な内容について、就労については福祉・就労支援コーナーやキャリアカウンセラー、年金については年金検討員、健康については医療扶助相談支援員を配置して生活保護を受給されている方の支援を行うことで、ケースワーカーの業務を補完するとともに、適切なケースワークが行えるよう取り組んでおります。</p> <p>⑩ 生活保護の決定に当たっては、法定期間である14日以内に決定するよう努めるとともに、申請者宅への家庭訪問や資産・収入及び扶養義務に関する調査など保護の要否判定に必要な調査に日時を要し法定期間を超える場合は、その理由を申請者に懇切丁寧に説明するなど、引き続き適正な保護の実施に努めてまいります。</p> <p>⑪ 生活保護の実施要領において、要保護者の方からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について書面で行うこと、また、保護受給中の資産の申告についても、少なくとも12箇月ごとに行っていただくこととなっております。</p> <p>これらについては、保健福祉センターが預貯金等の資産の状況を適切に把握することにより、生活保護を受給されている方の生活維持向上の観点から、預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うためと認識しております。</p> <p>本市においても、実施要領の趣旨を踏まえ、要保護者の方に資産申告書の提出を求めているところですが、その際には、資産申告書の提出に係る趣旨目的を丁寧に説明し、説明責任を果たしていくことが重要であると考えております。</p> <p>保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらず、保有することが可能であるとされており、生活保護受給者の方の預貯金を一律</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	191
要 望 内 容	回 答		
	<p>禁止するものではありません。</p> <p>⑫ 現在の生活保護基準の水準に照らし、「生活保護基準を補う」という見舞金事業の目的は既に達成されたと考えられること、また本市の極めて厳しい財政状況から、夏季歳末見舞金を復活することは考えておりません。</p> <p>⑬ 医療証方式では、保健福祉センターとして、受診希望者の医療の要否が事前に確認できない、適切な受診先医療機関の選定を行うことができないといった問題があることから、同方式の導入については、国において慎重に検討されるべきものと考えております。</p> <p>⑭ 生活保護制度の捕捉率に関する調査は、ナショナルミニマムに関する調査として国において実施すべきものであり、本市として独自に調査することは考えておりません。</p> <p>⑮ 学習支援の取組については、貧困の連鎖を防止する目的で、「生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援」を市内18箇所で実施しております。 本事業は、令和元年度に、継続的にボランティアを確保し、子ども達にとってより良い学習環境を提供できるよう、1回当たりの交通費を増額する等の充実を行っており、今後とも、国の動向を注視しながら、必要に応じて事業の拡充を検討してまいります。</p> <p>⑯ 補聴器については、聴覚障害のある方に対する障害者施策としての給付は認めら</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	191
要望内容	回答		
	<p>れていますが、近年、生活保護世帯の中で高齢者世帯の割合も50%を超え、障害があるとまでは言えないものの、聴覚に不自由のある方が多数いらっしゃることも認識しているところです。</p> <p>このため、本市としましても、例えば、聴覚の低下を原因として被保護者の日常生活に著しい支障がある場合は、生活保護医療扶助の治療材料としての給付を認めることができるよう、国に検討することを要望してまいります。</p> <p>⑰ 本市では、福祉行政の根幹を担うことができる職員を確保・育成することを目的として、平成24年度から一般事務職（福祉）（以下、「福祉職」という）を採用しており、平成31年4月18日時点での総数は90名となっております。</p> <p>今後も、福祉職を生活保護分野へ引き続き配置し、福祉職の職員が保有する知識や経験、専門性を新規職員を含めた所属全体で共有・発信し、活用することで、組織力の強化を図るとともに、市民サービスの維持・向上に努めてまいります。</p> <p>また、新規職員の教育については、配属先にて現業活動に直結した内容について研修やOJTサポート制度を通じて、業務に必要な知識や技能の早期習熟と業務を進めるに当たっての不安軽減を図るなど、職員の知識の習得及び能力の向上を図っております。</p> <p><b>（令和2年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護扶助費 <span style="float: right;">69,534,000千円</span></li> <li>・生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 <span style="float: right;">17,629千円</span></li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	192
要 望 内 容	回 答		
192 市民のいのちを守るために、電気・ガス・水道料金及び税等の滞納状況を把握し、生活困窮実態の有無をつかみ対策をとること。	<p>① 生活にお困りの方が相談等で訪問することがあると思われる各区の社会福祉協議会やハローワーク、また、地域の身近な相談相手として活動する民生・児童委員などはもとより、上下水道局とも協議を行うなど、生活困窮者支援制度について周知を図り、関係機関との連携体制を構築しております。</p> <p>② 今後とも、各区役所・支所の保健福祉センターをはじめ、市民の方からの相談を受け付ける様々な関係機関や事業所に対して、生活困窮者支援制度についての周知、連携に努め、生活困窮者の把握や早期支援につなげていけるように努めてまいります。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <p>・生活困窮者自立支援事業 24,424千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 9 3
要 望 内 容	回 答		
1 9 3 生活困窮者に対する上下水道料金の福祉減免制度を創設すること。	<p>① 水道料金及び下水道使用料の生活困窮者等への福祉減免制度の創設については、特定の利用者の料金を減免することにより他の利用者とその負担を転嫁することになることから、料金負担の公平の原則の下、実施する考えはございません。</p> <p>② また、生活保護制度では、生活扶助の支給内容に水道料金及び下水道使用料をはじめとする光熱水費が含まれており、生活保護世帯に対する減免を行う必要はないものと考えております。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	194
要望内容	回答		
<p>194 ホームレスの生活を保障すると共に、自立支援を強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームレスの生活保護適用に当たっては、居宅確保を原則とすること。</li> <li>・自立支援センター等利用者の処遇改善と施設改善を行うこと。</li> <li>・ホームレスを支援する民間団体への財政支援を拡充すること。</li> <li>・中央保護所については、機能を高め充実させること。救護施設については、市の責任で利用者が活動しやすい場所に設置し、運営は市が責任を持つこと。</li> <li>・緊急一時宿泊事業については、必要とする全ての人を利用できるよう、施設を増やし、個室化・バリアフリー化など、施設整備を行うこと。日用品費を支給すること。</li> </ul>	<p>① ホームレスの方への自立支援については、これまでの生活歴や今後の希望等をお聞きしたうえで、その方に適した支援方針を定めております。このため、本人が居宅生活を希望されるとともに、国の通知に基づき居宅生活が可能と判断された場合については、速やかな居宅確保に努めているところであり、今後も適切に対応してまいります。</p> <p>② 自立支援センターについては、実態に即した定員設定や支援体制等の整備を行い、ハローワークとの連携による就労支援等に取り組んでいるところです。今後も、入所者の住環境の改善を図るとともに、就労による意欲や能力を持っているホームレスに対して、就労による自立に向けた支援を進めてまいります。</p> <p>③ 本市のホームレス支援を推進していくに当たっては、ホームレスを支援する民間団体等が有するノウハウ等を活用し、連携して取り組むことが重要であると考えております。引き続き、事業委託等の形で民間団体等と連携を深めてまいります。</p> <p>④ 中央保護所については、引き続き、指定管理者と連携し、入所者の自立の支援に取り組みますが、近年、ホームレスが抱える課題が複雑化してきていることに対応できるよう、民設民営による一時宿泊機能を備えた救護施設への転換を図ってまいります。</p> <p>なお、救護施設等の整備用地については、民間の事業者が確保することとしております。事業者から提案のあった用地について、地域住民の理解が得られるよう、丁寧に説明してまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	194
要望内容	回答		
	<p>⑤ 緊急一時宿泊事業については、現在、民間の宿泊施設を借り上げて実施しておりますが、施設の住環境等に課題を抱えていることから、今後、現施設の課題の解消を図るため、より一層利用しやすい施設となるよう検討してまいります。また、就職活動等の理由により日用品が必要な利用者の方に対しては、必要に応じて日用品を現物で支給しております。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームレス自立支援センター事業      44,264千円</li> <li>・中央保護所運営経費                      105,257千円</li> <li>・宿泊援護事業                              123,812千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	195
要 望 内 容	回 答		
195 厳しさを増す市民生活に鑑み、市営葬儀事業を復活させること。	<p>① 市営葬儀事業については、年間利用件数が2,000件前後（昭和25年開設当時）から200～300件程度（廃止直前10年間）へと大幅に減少するとともに、収支状況も、廃止直前の利用料収入は10%程度で、残り90%は公費で賄う状況であったことから、平成17年度に廃止したものであり、本市の財政状況がより厳しさを増す中、事業を復活する考えはありません。</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成12年11月 「京都市新世紀市政改革大綱」において、「事業そのものの在り方を見直す」とこととされた。</p> <p>平成13年 9月 「市政改革推進本部幹事会」において、「平成16年末廃止が適当」との意見が出された。</p> <p>平成17年 2月 廃止に係る条例を議会に上程 4月 事業廃止</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	196
要 望 内 容	回 答		
196 夏季歳末貸付資金の限度額を引き上げ、生活保護受給者も貸付対象とすること。貸付は通年化すること。	<p>① 夏季歳末特別生活資金貸付事業は、盆や越年に必要となる生活資金に充てることを目的に実施しておりますが、制度を開始した昭和42年と比較し、世帯のライフスタイルや家族構成等、社会を取り巻く状況が大きく変化しており、利用者は平成10年度の2,584件から平成30年度は777件と約7割減少しております。</p> <p>また、無利子・無担保・無保証人という貸付条件により、未償還金の問題が常に発生しております。</p> <p>本市においては、平成27年度の生活困窮者自立相談支援事業の開始に伴い、経済的困窮に関する相談支援を行うとともに、相談内容に応じて、生活福祉資金貸付が利用できる仕組みが構築されています。</p> <p>こうしたことを踏まえ、令和元年度をもって、同事業を廃止することとしました。</p> <p>② 今後は、生活困窮者自立相談支援事業において、対象者への寄り添った支援を行うとともに、必要な方は、生活福祉資金貸付につなぐなど、引き続きしっかりと取り組んでまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度 貸付件数 777件 貸付金額 44,390千円</li> <li>・令和元年度(夏季) 貸付件数 245件 貸付金額 12,945千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	197
要 望 内 容	回 答		
197 生活福祉資金は、要件を緩和し、審査期日が短縮できるように、必要な手だてを講じること。	① 生活福祉資金貸付制度は、京都府社会福祉協議会が実施主体であり、審査についても京都府社会福祉協議会において実施されております。今後も制度の円滑な運営のため、必要な働きかけを行ってまいります。		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	198
要 望 内 容	回 答		
198 各内職会の補助金を復活・拡充すること。年度当初に交付すること。内職の条件を生かした働き方を考慮し、認定基準を拡充し、支援を強めること。	<p>① 本市では、これまでから要綱に基づき、各内職会の運営事務費に対し、補助金を支出してきておりますが、依然として厳しい本市財政状況や内職就労を取り巻く状況に鑑み、補助金支出の必要性を含め検証し、団体の自助努力による存続が可能となるよう団体とも協議しながら、段階的な見直しを行ってまいります。</p> <p>② 内職会の認定基準については、各内職会が補助金を適正に執行するとともに、貸付金を期限内に償還できることなど、継続的かつ適切な事務処理を行うことができる体制および財政基盤を有していることが求められますので、拡充することは考えておりません。</p> <p>(令和 2 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内職授産事業 500 千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	199
要 望 内 容	回 答		
<p>2] 競争と格差拡大の教育を改め、どの子も伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を</p> <p>199 教育予算を増額し、すべての学校で教育条件を整備・改善すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市独自の予算で小学校3年生の35人学級を実現すること。</li> <li>・すべての小学校で、3年生以上に専科教育を実施すること。</li> <li>・全ての学校図書館に、専任の司書を配置すること。</li> <li>・学校経常運営費を増額すること。光熱水費は別予算とし、保障すること。</li> <li>・老朽校舎等の改築と改修を急ぐこと。</li> <li>・全ての小中学校の特別教室及び体育館にエアコンを設置すること。</li> <li>・学校のトイレは施設改善や洋式化を早急に進めること。全ての棟・階ごとに直ちにトイレを設置すること。</li> </ul>	<p>① 小学3年生の35人学級については、本市の厳しい財政状況の下、独自実施は困難であり、学級編成基準の見直しは、国の責任のもと実施されるべきであり、今後とも、国に対して定数改善の実施について強く要望してまいります。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数教育の推進 4,204,554千円</li> </ul> <p>② 小学校での専科教育については、教科指導の充実と教員の負担軽減に向け、平成11年度から専科非常勤講師を独自予算により配置し、専科教育(音楽・図工・体育・家庭・算数・理科・英語のうち1教科)を実施しており、平成30年度からは、これまで原則6年生としていた対象学年を5年生に拡大しております。今後とも、国に対し定数改善を引き続き要望するとともに、効果的な人員配置に努めてまいります。</p> <p>③ 子どもたちが最も身近に本や資料にふれることができるよう、学校図書館の読書センターとしての機能はもとより、学習・情報センターとしての機能を充実させるため、司書や司書教諭の資格を有する「学校司書」を、平成21年度から各校に配置し、平成27年度には、配置が必要な全小・中・総合支援学校への配置を完了しております。今後、令和2年度を目途として、全小・中・総合支援学校へ複数日配置の実現を目指してまいります。なお、専任化については、国の財源措置が必要で</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	199
要望内容	回答		
	<p>あり，要望してまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <p>・学校司書配置事業 195,380千円</p> <p>④ 学校経常運営費については，本市の財政状況が極めて厳しい中，この11年間は同水準を確保しております。また，光熱水費は平成16年度（2004年度）以降，16年間同水準を維持するとともに，猛暑などに対応するため必要な追加配分を実施しております。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <p>・学校経常運営費 4,009,206千円</p> <p>⑤ 本市では，平成29年3月に「京都市学校施設マネジメント基本計画」を，平成30年1月には，同基本計画を踏まえた具体的な「行動計画」を策定し，平成30年度から，校舎の構造躯体である壁などの耐久性を確認する「構造躯体の健全性調査」を実施しております。</p> <p>また，平成23年度から，年3校程度のペースで取り組んでいる環境に配慮した校舎の長寿命化改修については，令和元年度基本計画分から年6校程度に加速させることで，可能な限り財政支出の平準化を図りつつ，学校施設マネジメント基本計画及び行動計画を踏まえたメンテナンスサイクルの実現に向けた取組の推進に努めてまいります。</p> <p>さらに，屋根や窓枠，外壁等をはじめとする「非構造部材」の予防保全について</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	199
要 望 内 容	回 答		
	<p>も鋭意進めており、建築基準法に基づく点検をはじめとする法定点検や、教職員による日常的な点検を行い、点検結果については学校と教育委員会が共有し、危険度の高いものから順次改善に努めております。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化改修を核とする学校施設マネジメントの推進 2, 177, 100千円【政策的新規・充実】</li> </ul> <p>⑥ 本市では全国に先駆け、小中学校全ての普通教室の冷房化を完了し、特別教室への空調設備についても、コンピューター室のほか、平成14年度に図書館、平成25年度には第一音楽室への設置を完了しております。</p> <p>その他の特別教室については、校舎の改築やリニューアル改修等、効率的に整備できる機会を捉えて進めているところであり、小中学校における特別教室の冷房化率は71.6%と、全国平均(48.5%)を大きく上回っています(令和元年9月1日現在)。</p> <p>また、体育館の空調設置については、高額の予算を伴うため、現時点で設置する計画はございませんが、「防災機能強化型体育館」整備においては、外断熱や複層窓ガラスによって暑さ寒さを緩和し館内温度の安定化を図るとともに、立地条件等で通風が十分確保できない場合には、エア搬送ファンを設置しております。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内運動場老朽化等対策改築事業 719, 573千円</li> <li>・体育館防災機能強化リニューアル事業 1, 509, 390千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	199
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑦ 体育館を含む学校施設のトイレについては、令和 5 年度末までに全市平均の洋式化率を 60%以上とすることとしており、全面的な改修である「快適トイレ整備事業」と「便器の洋式化」に特化した改修を併せて実施しており、令和元年度末で約 59%となる見込みです。令和 2 年度以降も、国への財源確保を求めながら、順次、取組を進めてまいります。</p> <p>トイレの増設については、その必要度や施設の状況を勘案し検討してまいります。</p> <p>(令和元年度 2 月補正予算額)</p> <p>・ 快適トイレ整備事業 59,000 千円</p> <p>(令和 2 年度予算額)</p> <p>・ 快適トイレ整備事業 306,900 千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	200
要 望 内 容	回 答		
200 学校公演に対する補助事業を創設し、学校公演を学校行事として位置づけ、子どもたちが学校で演劇や音楽などの舞台芸術を鑑賞する機会を増やすこと。	<p>① 本市では、「第2期 京都文化芸術都市創生計画」及び「京都文化芸術プログラム2020+」等に基づき、子どもたちの豊かな人間性と多様な個性を育むことを目的として、「子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出」事業を実施しており、特に中学生が能楽堂等本格的な文化芸術の舞台で伝統芸能公演を鑑賞する機会を平成30年度から増やしていることのほか、例年、京都芸術センターにおいて、公益財団法人京都市芸術文化協会との共催により、子どもたちが文化芸術に触れ体験する「夏休み芸術体験教室」や「藝文京芸術教室」を実施しております。</p> <p>② 加えて、令和元年度は、日常生活の中で伝統文化に触れる機会を創出し、未来の「担い手」、「支え手」の育成に繋げていくことを目的に、子どもたちが能の謡の合唱に取り組む「中学生の能楽大連吟～未来～」事業を実施しました。</p> <p>③ また、子どもたちが優れた文化芸術に触れる機会の確保は重要であるとの認識の下、令和2年度についても、「中学生の能楽大連吟～未来～」事業に取り組むとともに、「子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出」事業では、一流の芸術家を学校等に派遣し、ワークショップを開催する実施回数を増やす等、子どもたちが舞台芸術に触れる機会を充実させてまいります。</p> <p>④ さらに、市立小学校では、ミュージカルを鑑賞する「演劇鑑賞教室」や京都市交響楽団によるオーケストラの演奏を鑑賞する「小学生のための音楽鑑賞教室」を学校行事として実施しているところです。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	200
要望内容	回答		
	<p>(令和2年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出 34,852千円【政策的新規・充実】</li> <li>・芸術文化協会事業助成 24,824千円</li> <li>・京都芸術センター運営 130,579千円</li> <li>・中学生の能楽大連吟～未来～の実施 4,000千円</li> <li>・演劇鑑賞教室 1,880千円</li> <li>・小学生のための音楽鑑賞教室 13,854千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	201
要 望 内 容	回 答		
201 学校の序列化や過度な競争につながる全国学力テストには参加せず，国にやめるよう求めること。学校ごとの結果は公表しないこと。	<p>① 全国・学力学習状況調査は，児童・生徒の学力実態や学習・生活習慣等を的確に把握し，指導改善に活かせる有意義なものであると認識しております。</p> <p>本市では，教育委員会から全市の平均点や分析結果などを公表するとともに，各校においても，自校の子どもたちの観点別の課題や取組の方向性などを保護者・地域と共有し，授業改善や家庭学習の充実などに取り組んでおります。</p> <p>今後とも有効に活用するとともに，学校の序列化や過度な競争につながることはないよう配慮してまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	202
要望内容	回答		
<p>202 高校教育無償化の所得制限をやめること。私立高校も無償化をめざすこと。朝鮮学校にも無償化措置の適用を府に求めること。</p>	<p>① 「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が50万7,000円（世帯年収910万円程度）以上の世帯については授業料を徴収することとなっており、所得制限の導入は、限られた予算の中で、低所得者世帯への経済的支援の一層の拡充を図るためのものと考えております。</p> <p>また、前述の世帯以外については、国の「高等学校等就学支援金制度」に基づき公立高校の授業料は市府ともに徴収しておりません。</p> <p>加えて、府においては「あんしん修学支援制度」により、年収が500万円未満程度の世帯では私立学校授業料の実質無償化が、また生活保護世帯又は市民税所得割非課税世帯を対象とした「奨学のための給付金」制度が設けられるなど、高校生が安心して進学できるよう手厚い支援が行われているところです。</p> <p>また、国の「高等学校等就学支援金制度」については、令和2年度から私立高校分について、就学支援金の支給上限額の引き上げにより、年収590万円未満世帯を対象とした、私立高校授業料の実質無償化を実現する方針が閣議決定されました。</p> <p>今後とも、国の動向を注視しつつ、引き続き、支援のより一層の充実や、経済的な負担軽減などを国及び私立学校を所管する京都府に対して要望してまいります。</p> <p>② なお、朝鮮学校等の各種学校は京都府の所管であり、京都府の権限と責任の下に検討されるものと認識しています。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	202
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 22 年度～ 「私立高等学校あんしん修学支援事業」(京都府制度)を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯…授業料全額無償化</li> <li>・年収 500 万円未満程度の世帯 <ul style="list-style-type: none"> <li>…府内平均授業料(65 万円)まで実質無償化</li> </ul> </li> <li>・年収 500 万円～900 万円程度の世帯 <ul style="list-style-type: none"> <li>(平成 26 年度からは 910 万円以下)</li> <li>…年間 168,800 円を負担</li> </ul> </li> </ul> <p>平成 25 年 11 月 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」が成立</p> <p>平成 26 年 4 月 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」を施行</p> <p>平成 30 年 7 月 所得制限の基準が変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(平成 30 年 6 月支給分まで)市町村民税所得割額が 30 万 4,200 円未満の世帯</li> <li>(平成 30 年 7 月支給分から)都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が 50 万 7,000 円未満の世帯</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	203
要 望 内 容	回 答		
203 公立高校入試については、前期選抜は止めること。地元の高校に進学できるよう、定員を確保すること。	<p>① 平成 26 年度から、複数回の受検機会や、複数校志願を可能とするなど、進路保障も十分に踏まえた新しい教育制度の下、京都市・乙訓地域の公立高等学校入学者選抜を実施しております。</p> <p>② 全日制の公立高校に入学した全ての高校生とその保護者を対象に実施したアンケート調査結果によると、新しい教育制度について、肯定的な意見が約 9 割を占めており、評価・理解いただいたと判断しております。</p> <p>また、中学校からは、「中学生が将来の夢や希望を見据え、志望する高校の合格に向けて意欲的に学習に取り組んでいる」、高校からは、「入学後、生徒がこれまでより、いきいきと目的意識を持って充実した高校生活を送っている」などの報告がなされるとともに、中退者数も減少傾向が続いており、新制度は着実に定着してきていると考えております。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 23 年 6 月 「京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度に係る懇談会」設置</p> <p>平成 24 年 8 月 「まとめ」が提出</p> <p>11 月 「まとめ」に対する市民意見募集</p> <p>平成 25 年 1 月 「新しい高校教育制度」を府・市両教育委員会にて策定</p> <p>平成 26 年 2 月 「平成 26 年度京都府公立高等学校入学者選抜（前期選抜）」を実施</p> <p>3 月 「平成 26 年度京都府公立高等学校入学者選抜（中期選抜）」を実施</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	204
要 望 内 容	回 答		
204 定時制高校は、希望者全員の入学を保障し、充実させること。西京高校定時制は残すこと。新定時制単独高校は、新卒以外の希望者も全員対象とすること。	<p>① 平成31年度入学者選抜においては、京都市内に位置する公立夜間定時制で約190名の欠員が生じております。そうした状況の中でも、令和2年度の定時制の募集定員については、市府協調の下、定時制希望者に対して十分対応できるよう、前年度と同数としております。</p> <p>② また、伏見工業高校定時制と西京高校定時制（以下、「両校」）の再編・統合により設置する新定時制高校については、令和元年度から教育委員会事務局内に開設準備室を設置し、中学校、生徒、保護者など幅広い意見を聞きながら、令和3年度の開校に向け両校の教職員とともに、具体的な検討を進めています。</p> <p>③ 新定時制高校では、中学校までの段階における不登校経験者や特別な支援を要する生徒、高校中退者など、様々な困りを抱えながら学び直しを必要とする生徒に多様な学びを保障したいと考えております。なお、高等学校において既卒者の再入学を禁止する法規定はなく、京都府公立高校入学者選抜要項に基づき、志願資格が認められる方についても、他の受検生と同様の入学者選抜を実施する予定です。</p> <p><b>（令和2年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新定時制高校開校準備室運営 3,900千円</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成26年 7月 「京都市立定時制単独高校の創設に関する基本方針」策定 10月 「新しい定時制高校創設プロジェクト」設置</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	204
要 望 内 容	回 答		
	平成 27 年 3 月	「新しい定時制高校創設プロジェクト」まとめ（案）に対する市民意見募集	
	7 月	「新定時制単独高校の創設に向けたまとめ」作成	
	8 月	「京都市立定時制単独高校の創設に係る基本構想」策定	
	9 月	「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」設置	
	平成 28 年 12 月	「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」まとめ（案）作成	
	平成 29 年 1 月～	「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」まとめ（案）に対する市民意見募集	
	6 月	「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」まとめ策定	
	平成 29 年度～	「新定時制単独高校の創設に係る開校準備チーム」設置	
	令和 元年度～	「新定時制高校開設準備室」を設置	

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	205
要 望 内 容	回 答		
205 すべての市立高校にエレベーターを設置し、バリアフリー化を推進すること。	<p>① 市立学校においては、これまでからすべての人が利用しやすい学校をめざし、増改築工事の実施にあわせてエレベーターの設置等のバリアフリー化を進めており、高校については、全9校のうち6校にエレベーターを設置しております。</p> <p>② 未設置校である銅駝美術工芸高校、塔南高校については、これまでから学校の要望等を踏まえ、必要に応じてトイレの洋式化等の改修を進めておりますが、校舎移転の計画があることから、新校舎の整備計画の中で、エレベーター設置を含むバリアフリー化の推進を図ってまいります。</p> <p>③ また、紫野高校については、現時点において増改築等の計画はありませんが、これまでにも多目的使用のトイレの改修や、段差解消のための修繕、車いす用階段昇降機の設置等、適宜改修等を行っており、引き続きバリアフリーに配慮しながら、必要に応じて改修等を行ってまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	206
要 望 内 容	回 答		
206 学校，教育現場から体罰を一掃すること。いじめ，暴力，薬物乱用，学級崩壊の現状を正確に把握し，困難な事例については教育委員会として学校への支援体制を強化すること。	<p>① 体罰については，生徒指導や指導力向上の研修を行う中で，教員一人一人の意識改革と指導力の向上及び組織的な生徒指導体制の確立を図るなど，根絶に向けた取組を推進してきたところであり，今後とも，その充実に努めてまいります。</p> <p>② いじめをはじめ，暴力，学級崩壊等の教育課題の解決に向けては，年2回の記名式アンケートの実施や，本市独自に開発した「クラスマネジメントシート」，「生徒指導の三機能（「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的な人間関係を育成する」）チェックリスト」の活用により，児童生徒の個々の状況や学級の課題等について，教職員間の情報や課題の共有を図ってまいります。</p> <p>また，多様化する問題行動に対しては，各校のいじめ対策委員会や生徒指導委員会等で指導方針を検討・共通理解するとともに，全教員へ配布している本市独自の「生徒指導ハンドブック」や，全市立学校の児童・生徒及び保護者へ配布している「いじめ防止啓発パンフレット」も活用し，迅速かつ組織的に対応できる体制を整えており，引き続き，「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底してまいります。</p> <p>③ 青少年の非行や深刻化する薬物乱用の防止については，引き続き非行防止教室と薬物乱用防止教室を全小・中・高等学校で実施してまいります。</p> <p>とりわけ，京都府警察など関係機関との緊密な連携の下，薬物乱用防止教室については，各校で学校保健計画に明確に位置付けたうえで，①薬物乱用についての基礎知識，②薬物乱用が心身にもたらす影響，③薬物乱用が社会にもたらす影響，④断り方とその後の対応，⑤悩んだ時の相談機関等の5つの視点を盛り込んだ内容で</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	206
要 望 内 容	回 答		
	<p>実施を徹底するとともに、実施回数・学年の拡大に取り組むなどさらに充実に努めてまいります。</p> <p>さらには、令和元年度、児童生徒の発達段階に応じた取組が各教科等で一層体系的に実施できるよう「薬物乱用防止教育スタンダード（指導計画）」を作成し、取組を充実させてまいります。</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成 25 年 6 月 クラスマネジメントシート活用マニュアルを全市小中学校へ配布 教職員向けの説明会を実施（～7月）</p> <p>平成 27 年 1 2 月 府市連携の取組として、「高校生自らが考える『薬物乱用防止シンポジウム in 京都』」の開催（27年度以降、毎年実施）</p> <p>平成 28 年 6 月 薬物乱用防止教育を中心となって担う全市立学校の教職員を対象とした『「薬物乱用防止教室」実施に向けての研修会』の開催（28年度以降、毎年実施） 教員用の指導資料として、「薬物乱用防止教室」実施に向けての指導資料を作成・活用</p> <p>平成 31 年 4 月 「生徒指導の三機能チェックリストの活用」冊子を小・中・義務教育学校全教員（高校・総合支援学校は生徒指導主任）へ配布</p> <p>令和 元年 6 月 「薬物乱用防止教室」の学校保健計画への位置付け、5つの視点による実施の徹底、実施回数・学年の拡大への取組</p> <p>1 2 月 「薬物乱用防止教育スタンダード（指導計画）」の作成・活用</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	207
要 望 内 容	回 答		
207 スクールカウンセラーの配置日数を増やすこと。スクールソーシャルワーカーを全校に配置し、配置日数を増やすこと。	<p>① スクールカウンセラーについては、平成27年度に全ての小・中・高・総合支援学校に配置するとともに、それ以降、配置時間の拡大を進め、週8時間勤務の学校の増加を図っており、令和2年度も引き続き、配置時間数の拡大を進めてまいります。スクールソーシャルワーカーについては、令和元年度に全中学校区への配置を当初の計画から1年前倒しで完了したところであり、引き続き、よりきめ細かな支援の充実や一層の体制強化に向けて取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーの配置                    381,234千円【充実】</li> <li>・スクールソーシャルワーカーの配置        89,528千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	208
要 望 内 容	回 答		
208 学校の中に不登校の児童・生徒がいつでも行ける居場所を確保し、教職員を配置すること。	<p>① 不登校及びそうした傾向のある児童生徒に対して、各学校では、当該児童生徒に関わる教職員だけでなく、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めて構成する「登校支援委員会」において情報と取組の共有を図り、一人一人の子どもの背景まで見立てた支援を行うとともに、登校はできても、教室に入りにくい児童生徒に対しては、教室外の別室等を利用した指導や支援を行うなど校内での居場所づくりを進めております。</p> <p>② 教職員の配置については、支援が必要な児童・生徒の状況に応じて、別室指導などきめ細かな学習支援を行うための配置をするなど、子どもたちが安心して過ごすことのできる学校づくりに努めており、今後とも、学習支援の充実に向けて、国に対し定数改善を要望するとともに、効果的な人員配置に努めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	209
要 望 内 容	回 答		
209 総合支援学校高等部職業科は入学希望者全員を受け入れること。職業科に限らず高等部卒業後の発達・進路を保障すること。	<p>① 総合支援学校高等部職業学科の定員については、企業就職を希望する障害のある生徒及び保護者のニーズにより多く応えるため、順次拡大してきたところであり、職業学科定員は開設当時の約2倍（92名/学年）となっております。</p> <p>② 卒業後の進路保障については、企業就労をはじめ、就労移行支援事業所、就労支援A型・B型事務所への福祉就労、進学など、一人一人のニーズに応じた進路の実現を目指し、産業界や労働・福祉機関と連携して取り組んでおります。とりわけ、就労に向けては、職業学科では3年間で30週程度の実習を行う「デュアルシステム」を推進するとともに、学校、PTA、企業、労働・福祉関係機関等が参画する「巣立ちのネットワーク」においても、進路開拓やアフターケア等の取組を進めております。今後とも個別の包括支援プランを活用しながら、生徒一人一人の進路希望の実現に向け取り組んでまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成25年4月 白河総合支援学校東山分校（地域総合科）開校  （平成28年度より東山総合支援学校として本校化）</p> <p>&lt;総合支援学校高等部職業学科の定員拡大&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度 48名 → 60名</li> <li>・平成23年度 60名 → 72名</li> <li>・平成25年度以降 72名 → 92名</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 1 0
要 望 内 容	回 答		
2 1 0 市内中心部に、総合支援学校を直ちに新設すること。	<p>① 総合支援学校の施設整備については、これまでから旧学習施設（楽只，壬生）や旧福ノ川保育所等の既存施設の活用を図るとともに、東山総合支援学校の新設や、校舎増築など、充実に努めてきたところであり、現在、呉竹総合支援学校の再整備に取り組んでいるところです。</p> <p>また、北総合支援学校では、既に平成26年に教室棟を増築するなどの対応を図ったところですが、更なる児童生徒数の増加に対応するため、令和2年度に給食室の拡張・設備増設を行うとともに、教室増設等の対策を検討してまいります。</p> <p><b>（令和2年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校増収容・老朽化対策 604,513千円  （うち呉竹総合支援学校 解体工事・実施設計等  303,513千円）</li> <li>（うち北総合支援学校 給食室改修等  24,400千円【政策的新規・充実】）</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成25年4月 白河総合支援学校東山分校（地域総合科）開校  （平成28年度より東山総合支援学校として本校化）</p> <p>平成26年2月 北総合支援学校新校舎増築  3月 西総合支援学校新校舎増築</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 1 1
要 望 内 容	回 答		
2 1 1 育成学級の学級編成の基準については、低学年加配、発達差加配などを加味して市独自に改善すること。	<p>① 育成学級については、平成9年度から、対象児童・生徒が1名であっても地域の小中学校に設置してきたところです。また、国から配当された教員定数を活用した難聴学級等での柔軟な学級編制や支援が必要な児童・生徒の状況に応じた非常勤講師の配置、総合育成支援教育ボランティアの活用など、市独自の措置や工夫も行ってありますが、財政状況が厳しい中、更なる改善は困難です。</p> <p>なお、義務教育における教員定数は国の責務でなされるべきであり、今後とも、障害のある児童・生徒の教育の場の充実につながる、定数改善を国に強く要望してまいります。</p>		

令和 2 年度予算要望に対する回答		NO.	2 1 2
要 望 内 容	回 答		
2 1 2 発達障害など支援の必要な児童・生徒にきめ細やかな対応ができるよう教員を増やすこと。LD等通級指導教室をすべての小中学校に設置すること。	<p>① 発達障害等支援の必要な児童・生徒への指導・支援のため、小・中・総合支援学校においては、国から配当された教員定数の活用により加配や非常勤講師を配置しており、幼稚園においては、本市独自予算により非常勤講師を配置しております。また、総合育成支援員を必要とする全学校・園に配置するとともに、支援を要する児童・生徒の実態や人数に応じて追加配置をしております。</p> <p>今後とも、支援の在り方について工夫・検討を重ね、きめ細やかな対応ができるよう努めるとともに、教職員の定数改善を国に強く要望してまいります。</p> <p>② LD等通級指導教室については、国からの定数措置のもと、現在、小学校71校、中学校23校、高等学校2校の計96校に設置しており、学校数に占める設置校数の割合は政令市トップとなっております。</p> <p>また、令和2年度は、外部専門家1名及びLD等通級指導担当者を指導・支援する教員2名を配置する（支援体制の整備）とともに、これまでから行ってきた、通級指導担当教員に対する研修に加え、新たに育成学級担任等も対象とした研修を実施する（教員の専門性向上）ことにより、本市の総合育成支援教育全般の充実を図ってまいります。引き続き、困りを抱える児童生徒に対して必要な支援を行ってまいります。</p> <p><b>（令和2年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合育成支援員配置 271,928千円</li> <li>・総合育成支援教育充実事業 18,900千円【政策的新規・充実】</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 1 3
要 望 内 容	回 答		
2 1 3 「教員評価にもとづく給与査定」はやめること。教育実践功労表彰等はやめること。指導力判定委員会，資質判定委員会は廃止すること。	<p>① 「教員評価に基づく給与査定」については，発揮された能力や業績を認め，処遇上も報われることにより，職務遂行能力の向上と学校組織の活性化につながるものであり，管理職については，京都府と同時期の平成 2 1 年 1 2 月から，一般教職員についても，京都府と同じく平成 2 5 年 4 月から教員評価を給与に反映しております。また，平成 2 8 年 4 月には地方公務員法が改正され，人事評価を任用・給与などの人事管理の基礎として活用することが，より一層強く求められており，今後とも，制度の適正な実施に努めてまいります。</p> <p>② 教育実践功績表彰等については，一部の教職員を対象としたものではなく，全ての教職員を対象とし，教職員の意欲と情熱溢れる取組に対して表彰しているものであり，今後とも，「努力をしている教職員が正しく評価される」表彰制度の運用に努めてまいります。</p> <p>③ 指導力や資質に課題のある教職員に対しては，子どもや保護者及び市民から信頼される学校教育の実現のため，継続的に学校へ訪問し指導を行うなど，適切に対処していく必要があることから，教育公務員特例法に基づき，指導が不適切な教諭等の認定及び指導の改善の程度に関する認定を行っております。これらを行うに当たっては，同法及び指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修等に関する規則に基づき，保護者や専門家，教育関係者から構成される京都市教員指導力判定委員会の意見を聴くこととされております。</p> <p>また，京都市教職員資質等判定委員会については，京都市職員の分限に関する条例に基づき，公正に客観的かつ専門的な立場から教職員の分限処分に関する事項を</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	213
要 望 内 容	回 答		
	<p>決定するために設置しております。今後とも、保護者・市民や子どもたちから信頼される学校教育の実現を目指し適切に対処してまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	214
要 望 内 容	回 答		
<p>214 食育充実に向けて、栄養教諭は複数校兼務ではなく1校1名の配置を行うこと。府内産も含め地産地消を広げ、安全な学校給食を実施すること。学校給食食材の放射能検査を継続すること。給食のパンや食材の小麦は国産を使用すること。</p>	<p>① 国から措置される定数については、栄養教諭を全校配置できるものとなっております。そのような中、食物アレルギーのある児童へのきめ細かな対応や和食の推進など、京都ならではの食育のさらなる推進に向け、平成28年度から、本市独自予算による栄養教諭の配置を進め、平成29年度には全小学校へ配置（複数校勤務）を完了したところです。</p> <p>今後も、国の定数措置として、全校に配置できるものとなるよう、国に強く要望してまいります。</p> <p>② 学校給食については、京野菜を献立に取り入れるなどの地産地消を進めるとともに、添加物を極力使用しない献立作成や調理中の衛生管理の徹底など、引き続き、安全な給食の実施に努めてまいります。</p> <p>③ 宮城・福島・茨城・栃木・群馬・千葉県産の農産物、岩手・宮城・福島・茨城・千葉県産の水産物及び牛乳については、随時、京都市衛生環境研究所において放射性物質の検査を実施し、検査結果を速やかにホームページで公開しているほか、牛肉においても使用前日までに、生産者等が実施している放射能検査の結果を確認しており、引き続き、こうした取組を継続してまいります。</p> <p>④ パンや食材への国産小麦の使用については、国産小麦の収穫量等が少ないため、国の検査に加え、本市独自の検査により安全性を確認した外国産の小麦を使用しています。なお、平成28年度から国産小麦を100%使用したパンの使用を始めて以降、順次拡大しており、令和元年度は9回の使用を予定しております。今後と</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	214
要望内容	回答		
	<p>も、可能な限り国産を使用するよう努めてまいります。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自予算による栄養教諭の配置 35,000千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 1 5
要 望 内 容	回 答		
2 1 5 正規の学校給食調理員の採用を再開し、給食調理は直営とすること。アレルギー除去食をさらに進めること。給食調理員の熱中症対策に万全を期すこと。	<p>① 技能労務職の業務については、民間委託又は廃止を基本方針として、全市的に徹底した見直しを行っており、学校給食調理員についても、採用を行わないこととしております。</p> <p>② なお、必要な人員については臨時的任用職員の雇用で対応するとともに、一部の学校において、調理業務の民間委託を行い、安定的な学校給食の供給に繋げているところです。</p> <p>③ アレルギー対応については、学校長、給食主任、養護教諭、栄養教諭、給食調理員、アレルギー専門医（学校医会）等で構成する「食物アレルギー対策検討会議」を設置し、「京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引」を策定しております。「手引」では、アレルギー調理専用区画の確保が困難などの現状においても、適切な除去対応ができる品目として卵（鶏卵、うずら卵）、牛乳（パック入り牛乳）が挙げられており、平成 2 7 年度 1 年間の試行を経て、平成 2 8 年 4 月から全市立小学校で除去対応を開始したものです。除去食実施状況を踏まえ、引き続き安心安全な給食の提供に努めてまいります。</p> <p>④ 給食調理員の熱中症対策としては、平成 1 8 年度に全小学校の給食室にエアコンを設置しておりますが、給食室には釜などの熱源もあるため、こまめな水分補給や休憩を取るなど熱中症予防の注意喚起をするなど、衛生管理に万全を期しつつ、作業環境の改善に努めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 1 5
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 8 年 8 月 全小学校の給食室にエアコンを設置</p> <p>平成 2 1 年 4 月 3 校で調理業務委託開始</p> <p>平成 2 5 年 4 月 新たに 4 校で調理業務委託開始</p> <p>9 月 「食物アレルギー対策検討会議」を設置</p> <p>平成 2 6 年 2 月 「食物アレルギーの緊急対応に関する研修会」実施</p> <p>平成 2 7 年 1 月 「京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引」策定</p> <p>平成 2 8 年 4 月 全小学校給食における卵除去食の提供開始</p> <p>平成 2 9 年 4 月 新たに 5 校で調理業務委託開始</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 1 6
要 望 内 容	回 答		
2 1 6 教職員は正規を原則とすること。当面、非正規の教員の身分保障と待遇改善等，格差是正を図ること。会計年度任用職員導入は，国に撤回を求めること。	<p>① 市立小・中・総合支援学校の教員の給与は，児童生徒数や学級数を基に国から本市へ直接配当される定数に応じて，平成 2 9 年度以降，本市が給与を負担しますが，児童生徒数等の変動が見込まれる中で，過員を生じさせないためには，これまでと同様に，一定数の臨時的任用職員の任用が必要です。</p> <p>なお，常勤講師や非常勤講師などの給与等の勤務条件については，平成 3 0 年度から常勤講師の任用に係る改善（新たな任用と前の任用との間に一定の期間を設けるいわゆる「空白期間」の解消）を行うなど，今後とも，国の通知や人事委員会勧告等も踏まえ，適切に措置してまいります。</p> <p>また，地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う会計年度任用職員制度の導入については，法改正の趣旨を踏まえ，本市人事委員会の報告にある適正な任用・勤務条件の確保に向け，必要な準備を進めてまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	217
要望内容	回答		
<p>217 教職員の長時間・過密な働き方の改善を急ぐこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の出退勤時間など働き方の実態を把握し、時間外労働を減らすこと。</li> <li>・持ち時間の上限を決めること。事務職員等学校職員の定数を増やすこと。</li> <li>・休憩時間を確保すること。</li> </ul>	<p>① 教職員の勤務実態については、平成23年12月より時間外勤務チェックシートにより、把握に努めておりますが、教職員の勤務時間をより客観的に把握することを目的に、これまでの時間外勤務状況チェックシートを継承した、バーコード活用による教職員出退勤管理システムを平成31年4月から導入しております。</p> <p>また、教職員の負担軽減については、校長会をはじめ多くの関係者の参画による「時間外勤務縮減部会」で、教員の時間外勤務縮減に向けた取組全般についての検討を進めており、校務支援員や部活動指導員の配置拡大、小学校の専科教員（スクールサポーター）の配置拡充、教育委員会からの学校・園への通知等の精選、学校閉鎖日に加えて年休取得推進期間の拡大などに取り組んでいます。</p> <p>令和2年度は、校務支援員、部活動指導員及び小学校の専科教員の配置を更に拡大するとともに、若年教員に対する重点的な訪問指導・助言を行うため、総合教育センターに新たに研修支援サポーター（退職校長等）を配置し、教員の資質・指導力向上と教職員の働き方改革推進のための環境整備を進めてまいります。</p> <p>② 教職員定数の配当は、持ち時間数に基づくものではなく、児童生徒数や学級数に基づくものであり、また各校において教科指導やその他の校務分掌の分担比率も異なることから、一律に持ち時間数の上限を示すことは困難です。</p> <p>また、事務職員については、国から配当された定数を最大限有効に活用するとともに、厳しい財政状況のもと、本市独自予算により臨時事務員を任用するなど、各校の実情を考慮のうえ配置を行っているところです。今後とも、国に対し定数改善を要望するとともに、効果的な人員配置や教職員の負担軽減に向けた取組の実施に努めてまいります。</p>		

令和 2 年度予算要望に対する回答		NO.	217
要 望 内 容	回 答		
	<p>③ 教職員の健康・増進に向けては、休憩時間の確保や勤務時間の振替制度等の活用の徹底、勤務状況・健康状態の把握と健康管理医による面談の利用、事務の効率化、部活動休止日の設定等について全校通知を行い、その中でノー残業デーの設定や行事及び会議・研修の精選等の具体的な方法もあわせて例示するなど、取組を進めております。</p> <p>(令和 2 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校・幼稚園における働き方改革」のより一層の推進 509,700千円 【政策的新規・充実】</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成19年度 「事務効率化プロジェクトチーム」設置</p> <p>平成21年度 タイムカード方式により10校園で試行実施</p> <p>平成22年度 ICカード方式により5校園で試行実施</p> <p>平成23年度 表計算ソフト方式により全校園で実施</p> <p>平成29年6月 「学校現場の業務改善プロジェクト」に「時間外勤務縮減部会」を設置(小中学校)</p> <p>平成30年4月 学校・幼稚園における働き方改革推進校園の指定(40校園) 校務支援員を36校園49名配置 専科指導教員の配置時間数を約1.5倍に拡大</p> <p>5月 部活動指導員を50校51名配置</p> <p>8月 出退勤管理システムを2校で試行実施</p> <p>10月 出退勤管理システムを32校園で試行実施</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 1 7
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 3 1 年 4 月 出退勤管理システムを全校園に導入  学校・幼稚園における働き方改革推進校園の拡大（8 1 校園）  校務支援員を 7 5 校園 9 8 名に配置拡大</p> <p>令和 元年 5 月 部活動指導員を 5 5 校 8 7 名に配置拡大（※）  ※ 以降も順次任用しており，令和元年 1 1 月現在，5 7 校 9 7 名に配置拡大</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 1 8
要 望 内 容	回 答		
<p>2 1 8 「中学校運動部活動ガイドライン」「小学校運動部活動等ガイドライン」にもとづく実施状況を検証し、以下の措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休養日は週 2 日以上、土日のどちらかは休む、などガイドラインを関係団体、保護者や生徒を含む関係者の議論を通じて定着させること。</li> <li>・部活動指導員の活用、科学的知見、教育の条理をふまえた指導を重視すること。</li> <li>・部活動の成績を内申書や人事評価に反映しないこと。</li> <li>・顧問の強制はやめること。</li> </ul>	<p>① 小学校については、「京都市立小学校運動部活動等ガイドライン」、中学校については「京都市立中学校部活動ガイドライン」を作成、運用し、各校において適切な部活動運営を行っているところです。引き続き、各校の取組状況を把握、検証し、部活動が子どもたちにとっても指導者にとっても、より安全で充実した活動となるよう、引き続きガイドラインの遵守を徹底してまいります。</p> <p>② 平成 3 0 年度から本格導入した大会等の引率を教員に代わって行うことができる「部活動指導員」については、部活動の充実と教員の負担軽減を図るため、令和元年 1 1 月現在、5 7 校に 9 7 名を配置しており、令和 2 年度については 1 5 0 名程度に配置拡大を行い、引き続き教員の負担軽減を図ってまいります。</p> <p>また、部活動での指導力向上については、指導方法や心構え、望ましい部活動運営の在り方などについての正しい知識を持てるようスポーツクラブの指導者や医療関係者等を講師として、部活動顧問、部活動指導員、外部コーチを対象とした研修会を継続的に実施しており、引き続き、部活動指導者の指導力向上に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>③ 高等学校入学者選抜の出願提出資料である報告書（内申書）については、生徒の個性をより多面的に捉えるために、総合所見欄にて、学校教育においては、各生徒の実態に応じて特別活動・部活動、また、学校外でのボランティアの活動状況等を記入することとしております。</p> <p>また、部活動を含む勤務時間外の活動は、人事評価の対象外となりますが、企画・立案や準備の状況など、可能な範囲でそのプロセスを把握することは大切であ</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 1 8
要 望 内 容	回 答		
	<p>り，勤務時間外の地道な取組の成果として，他の教職員への自己啓発，さらに，子どもたちの学力向上や規範意識の向上など，学校園全体に大きな教育的効果をもたらした場合などは，一連の教育活動として評価することもあると考えております。</p> <p>④ 部活動の顧問を含めた校務分掌については，学校の状況，教員体制等を総合的に勘案のうえ，校長の責任において決定するものであり，教職員に過重な負担が生じないよう組織しております。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	219
要望内容	回答		
219 教育リストラを進める学校統廃合・小中一貫校推進はやめること。京北の学校統廃合計画は、中止すること。	<p>① 本市の学校統合及び統合に伴う小中一貫教育校の創設については、小規模校の教育環境の課題解決を目的として、地域住民・保護者の方々の意思を最大限に尊重しながら、各校・各地域の状況に応じて取組を進めております。</p> <p>また、全ての中学校ブロックにおいて、目指す子ども像を共有し、小中合同の研修や授業研究などを通して、互いの良さを取り入れるなど、引き続き、全市において、各中学校区の状況に応じた小中一貫教育の一層の充実に努めてまいります。</p> <p>② 京都京北小中学校については、平成30年11月市会において、新校舎整備工事契約の議決をいただき、平成31年1月に、新校舎建設工事に着手するとともに、平成31年2月市会において、新校名を「京都京北」とする義務教育学校条例改正議案を議決いただき、令和2年4月の開校に向け準備を進めているところです。</p> <p>今後も、地元住民の御意見等を踏まえながら、子どもたちの教育環境の充実と京北地域全体の活性化につながるよう、取組を進めてまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中一貫教育 6,037千円</li> <li>・京北地域小中一貫教育校施設整備事業 200,600千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成20年度 小中一貫教育・京都市の5つの視点を策定  平成23年度 小中一貫教育を全中学校ブロックへ展開</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 1 9
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 2 7 年度 小中一貫教育・京都市の 5 つの実践を策定</p> <p>平成 2 8 年度 全中学校ブロックにおいて、小中一貫教育構想図を策定</p> <p>平成 2 9 年 4 月 下京雅小学校 開校</p> <p>向島二の丸小学校・二の丸北小学校 一次統合</p> <p>平成 3 1 年 4 月 向島秀蓮小中学校開校</p> <p>紫野小学校・楽只小学校の統合</p> <p>※ 幼稚園 1 1 園を 3 園に、小・中学校 7 6 校を 2 0 校とする統合が実現</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 2 0
要 望 内 容	回 答		
<p>2 2 0 厳しい市民生活をふまえ、就学援助制度の所得基準額を引き上げ、対象を広げること。援助額の増額・早期支給を行うこと。就学援助項目を拡大すること。マイナンバーを申請要件としないこと。案内は、全児童・生徒に配布すること。対象者に対して、無料低額診療についての情報提供を行うこと。</p>	<p>① 本市では、児童生徒が市立小・中学校へ就学するにあたり、経済的理由により、就学に困難を有する世帯に対し、就学援助制度を設けており、令和2年度は、約13億円の予算を確保しております。</p> <p>所得基準額についても、生活保護基準や物価水準等に準じた引下げを行わず、実質的には基準を緩和しております。</p> <p>援助内容についても、学力の定着と自学自習の習慣化を目指す本市独自の小中一貫学習支援プログラムの経費をはじめ、校外活動費は長期宿泊事業の実施に伴い限度額を撤廃し費用のほぼ全額を支給しているところです。</p> <p>また、食物アレルギーに伴う診断書作成費の支給項目追加や、学校給食費及び修学旅行費の改定に伴い就学援助費の支給上限金額を増額するとともに、平成29年度から新入学学用品費をほぼ倍額とし、平成31年度入学予定者からはさらに1万円の増額を行うなど保護者負担の軽減に努めております。</p> <p>厳しい財政状況の下、こうした本市独自予算による制度の充実及び保護者負担の軽減に加え、これ以上の新たな措置は困難であり、引き続き国に対して就学援助費に係る財政措置を講じるよう要望しております。</p> <p>さらに、新入学学用品費については、平成30年度入学予定の児童・生徒から入学前の早期支給を実施しております。</p> <p>② 平成29年度から認定にあたっては、証明書の提出が不要など手続が簡易となるマイナンバー制度を活用しておりますが、本市に課税情報がない等マイナンバーが利用できない場合には、公的機関が発行する証明書の提出を求める等の対応を行っております。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	220
要望内容	回答		
	<p>③ また、制度の案内・周知については、新入学児童生徒全員と市外からの転入生の保護者に制度案内を配布のうえ、各校が配布する「学校だより」や全家庭配布の「PTAしんぶん」への掲載を行うとともに、保護者懇談会や家庭訪問等の機会を通じて、学校から保護者に直接周知することにも取り組んでおります。さらには、全校の学校ホームページ並びに教育委員会事務局調査課ホームページに基準額・支給内容等も含む詳細の掲載及び各区役所・支所に通年リーフレットを配架して周知を図っております。</p> <p>なお、令和2年度入学予定の児童への新入学学用品費の入学前年度での支給に係る案内は、入学届の提出時に全保護者に直接配布するほか、各区役所・支所でのリーフレットの配架や「市民しんぶん」への掲載により、周知しております。</p> <p>④ 無料低額診療についての情報提供は、既に本市のホームページに事業実施医療機関を掲載するなど、一定の周知を行っておりますが、就学援助対象者が、無料定額診療の対象と一致せず、適切な情報提供とならないこと等から就学援助対象者への周知は困難です。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <p>・就学援助費 1,333,705千円</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 1
要 望 内 容	回 答		
2 2 1 義務教育に係る副教材や給食費は無償とすること。遠距離通学費補助については、地域や所得にかかわらず全ての小中学生を対象とすること。	<p>① 我が国では、児童・生徒に直接還元される副教材等の学用品費等については、保護者負担が原則であり、本市でも、これまでから保護者負担をお願いしております。</p> <p>一方で、保護者負担軽減の観点から、教材の使用や校外活動の実施においては、必要性や効果を十分精査するとともに、教材費等の予算確保に努めており、今後とも、就学援助制度の活用も含めた、保護者負担の軽減に努めてまいります。</p> <p>また、給食費については、要保護（生活保護費）及び準要保護（就学援助費）児童生徒には、全額を補助しておりますが、それ以外の給食費の無償化は多額の経費がかかる課題であり、他に優先すべき課題も多く国の財政措置がない中、京都市単費での実施は困難と考えております。</p> <p>② 市立小・中学校における通学費補助については、要保護（生活保護費）及び準要保護（就学援助費）児童生徒には全額を補助し、就学援助児童生徒以外にも、1箇月の定期代が基準額（※）を超える者に基準額を超える部分の補助を実施しております。さらに、同一世帯に対象者が2人以上いる場合、1箇月の定期代が最も高い者以外の通学費負担を全額補助するなど制度の充実も図っております。</p> <p>※ 市バスの均一区間定期運賃を基準額とし、平成元年度以降の運賃値上げに際しても基準額を引き上げず、保護者負担を増やさないよう対応している。</p> <p>③ また、学校統合によって通学が遠距離になる場合については、統合の経緯を勘案</p>		



令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 2
要 望 内 容	回 答		
<p>2 2 2 適正規模を超える学校は新設をはかるなど早急に解消すること。生徒数 1 0 0 0 人を超す神川中学校については、学校の分離新設をはかること。</p>	<p>① 大規模校については、教室数が不足する等、教育上支障が出ると予想され、かつ児童・生徒数の増加傾向の継続が見込まれるなどの国庫補助金の対象となる条件を満たした場合に増築に着手しております。</p> <p>② 神川中学校における生徒数増加への対策では、運動場面積の拡大や、普通教室、特別教室 1 6 教室分を有する新校舎の建設など、必要な教育環境の整備を順次行っています。</p> <p>なお、現状では、生徒数の推移についてはピークを過ぎ、今後は減少していくものと見込んでおりますが、引き続き、生徒数の推移を注視してまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>&lt;神川中学校における施設整備の取組等&gt;</p> <p>平成 1 5 年度 校舎・プール一体型施設を整備</p> <p>平成 2 0 年度 運動場を 2 倍に拡張</p> <p>平成 2 4 年度 普通教室・多目的室等 1 6 教室分を有する新校舎を建設</p>		

令和 2 年度予算要望に対する回答		NO.	2 2 3
要 望 内 容	回 答		
2 2 3 元小学校については、トイレ等の改修、耐震改修を行い、地域の避難場所等地元活用施設として維持・管理を行うこと。元新洞小学校体育館の耐震化を行うこと。	<p>① 避難所等に指定されている閉校施設の体育館・講堂については、災害発生時の地域住民等の避難施設として重要な役割が期待されており、整備の在り方については、今後の跡地活用の状況等を十分に見極めるとともに、防災関連部署とも連携しながら、個々の施設の利用状況や老朽化度合い等を踏まえ、修繕や耐震化等を行うなど適切な維持・管理に努めてまいります。</p> <p>元新洞小学校の体育館については、コンクリート強度が耐震補強工事に適さないことが判明し、適切な耐震改修工事が施工できないため、今後「学校跡地活用に係る市民提案制度」に基づく事業者提案による跡地活用の中で対応を検討してまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閉校施設の維持・管理 5, 5 8 9 千円</li> <li>・ 避難所指定施設の耐震補強 3 7 0, 1 0 0 千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 2 6 年度 元聚楽小学校の体育館トイレを改修</p> <p>平成 2 7 年度 元堰源小学校体育館耐震改修工事实施 元有隣小学校体育館耐震改修工事实施 元安寧小学校体育館トイレ改修工事实施</p> <p>平成 2 8 年度 元有隣小学校校舎耐震改修工事实施</p> <p>※ 元格致小学校については、平成 2 9 年度から下京雅小学校の仮校舎として使用するための改修工事を実施</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 3
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 9 年度 元生祥幼稚園園舎耐震改修工事实施 令和 元年度 元月輪小学校・元梅逕中学校体育館耐震改修工事設計 学校歴史博物館耐震改修工事設計		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 2 4
要 望 内 容	回 答		
2 2 4 教育委員会は、首長からの独立性を確保すること。市民からの請願・意見を審議すること。	<p>① 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 条の規定に基づく、首長から独立した合議制の執行機関であり、平成 2 7 年 4 月からの改正法施行後も、その位置づけは変わっておりません。</p> <p>また、首長が主催する総合教育会議において、市長と教育委員会のそれぞれの権限に関する事項について協議・調整を行うなど、市長部局との一層の連携による総合行政としての教育を推進しつつ、これまでと同様、教育委員会の権限と責任の下で、教育改革を一層進めてまいります。</p> <p>② 市民からの請願や意見については、これまでから、適宜、教育委員会会議等において担当所属からの報告等に基づき審議・検討されており、今後とも、広く市民の意見等を反映した教育行政の実現を目指してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 2 5
要 望 内 容	回 答		
<p>2 2 5 憲法に保障された内心の自由をおかす「日の丸」「君が代」の押しつけ、教職員への「職務命令」による指導の強制は行わないこと。道徳教育によって、特定の「徳目」の押しつけや内心の評価をしないこと。</p>	<p>① 各学校においては、法規としての性質を有する学習指導要領を基準として、校長が教育課程を編成し、これに基づき教員が指導するものであり、国旗・国歌についても、児童・生徒が、日本人としての自覚と国際社会の一員としての資質を高めるとともに、我が国はもとより、他国の国旗・国歌を尊重する態度の育成を趣旨とする学習指導要領に基づき、指導の徹底を図っております。</p> <p>② また、道徳教育を通じて育成される道徳性は、「豊かな心」や「確かな学力」「健やかな体」の基盤となり、児童生徒一人一人の「生きる力」を根本で支えるものであると認識しています。平成30年度から小学校、令和元年度から中学校において教科化が始まっておりますが、これまでの教科化に向けた実践研究も踏まえ、教科書だけでなく地域教材や各校が独自に開発した教材等を活用しながら、学校の実態等に応じて、創意工夫を凝らした授業が展開されております。</p> <p>③ 道徳の評価については、文部科学省通知において「学習状況や道徳性に係る成長の様子」を丁寧に見取り、児童生徒を認め励ますため、記述で表現することが適切とされております。これを踏まえ本市では、数値によらない評価のあり方等について、研究指定校において研究実践を進めてきており、こうした取組に基づく冊子「特別の教科 道徳 評価について」を平成30年2月に作成し各学校に配布しております。今後とも、学校・家庭・地域が一体となった本市ならではの道徳教育を引き続き推進してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 2 6
要 望 内 容	回 答		
<p>③ 環境対策とごみ減量の推進を 2 2 6 あらゆる焼却灰溶融施設計画を撤回すること。</p>	<p>① 焼却灰溶融施設は、全国で200施設余りが整備されており、溶融技術は確立されたものです。最終処分場の延命策について、考え得る様々な延命策を比較検討した場合、溶融技術の活用は優れた延命効果が得られるということは事実であり、東部山間埋立処分地の延命策の選択肢の一つであると考えております。</p> <p>今後も、平成27年1月の京都市廃棄物減量等推進審議会からの答申を踏まえ、ごみ減量の目標達成と合わせて、様々な方策について、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成26年 2月 京都市廃棄物減量等推進審議会に「東部山間埋立処分地の延命策の在り方」について諮問</p> <p>3月～12月 京都市廃棄物減量等推進審議会に新たに設置した「東部山間埋立処分地延命策検討部会」を開催(全5回)</p> <p>平成27年 1月 京都市廃棄物減量等推進審議会から「東部山間埋立処分地の延命策の在り方について」を答申</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 2 7
要 望 内 容	回 答		
2 2 7 ごみゼロ社会をめざすこと	<p>① ごみ量をピーク時からの半以下での 3 9 万トンとする目標に向けて、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（愛称：ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」）及びこれを具体化した「新・京都市ごみ半減プラン」を推進した結果、平成 3 0 年度のごみ量は、平成 1 2 年度のピーク時から半減の 4 1 万トンを切り、1 8 年連続での減少となりました。</p> <p>② 一方、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」の施行から約 4 年が経過し、減量ペースが大幅にダウンしていることから、危機感を持って、生ごみの約 4 割を占める手つかず食品や食べ残しといった食品ロス及び紙ごみの約 3 割を占めるリサイクル可能な雑がみ等の削減をターゲットに、深掘りした取組を進めております。</p> <p>③ さらに、令和元年 1 0 月には、プラスチックによる海洋汚染防止や地球温暖化対策、生物多様性の保全等を図るため、京都市廃棄物減量等推進審議会からの御意見を踏まえて、「すぐに実施すべき・すぐに実施できる・すぐに効果が出現する」重点施策を「京都市プラスチック資源循環アクション～プラスアクション 1 2～」としてとりまとめたところであり、市民・事業者の御理解のもと、速やかに実施してまいります。</p> <p>④ また、現在、京都市廃棄物減量等推進審議会において、令和 3 年度から令和 1 2 年度を計画期間とする次期京都市循環型社会推進基本計画の策定に向けた議論を行っており、長期的な将来社会も見据えたごみ減量施策に係る計画を令和 2 年度中に策定する予定です。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 2 7
要 望 内 容	回 答		
	<p>(令和 2 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新・京都市ごみ半減プラン」の進捗管理 <span style="float: right;">1 3, 4 3 3 千円</span></li> <li>・ 生ごみ減量推進事業 <span style="float: right;">1 1, 5 0 0 千円</span></li> <li>・ 食品ロス削減等推進事業 <span style="float: right;">3 1, 6 0 0 千円【充実】</span></li> <li>・ 紙ごみ削減推進事業 <span style="float: right;">2 1, 7 0 0 千円</span></li> <li>・ 使い捨てプラスチック削減推進事業 <span style="float: right;">2 8, 2 0 0 千円【政策的新規・充実】</span></li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 2 8
要 望 内 容	回 答		
<p>2 2 8 O E C D が 提 唱 す る 拡 大 生 産 者 責 任 ( E P R ) 及 び デ ポ ジ ッ ト 制 度 に つ い て , 早 期 に 導 入 を 図 る よ う 引 き 続 き 国 に 強 く 要 望 す る こ と 。</p>	<p>① 拡 大 生 産 者 責 任 ( E P R ) を よ り 重 視 し た 経 費 負 担 の 枠 組 み づ く り に つ い て は , 市 独 自 で の 要 望 に 加 え , 全 国 都 市 清 掃 会 議 , 全 国 市 長 会 等 を 通 じ て , 引 き 続 き 国 に 要 望 し て ま い り ま す 。</p> <p>② ま た , デ ポ ジ ッ ト 制 度 は 地 域 単 位 で の 実 施 は 難 し い た め , 全 国 的 な 制 度 と し て 実 施 す る よ う , 全 国 都 市 清 掃 会 議 , 全 国 市 長 会 等 を 通 じ て , 引 き 続 き 国 に 要 望 し て ま い り ま す 。</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	229
要 望 内 容	回 答		
229 「燃やすごみ」袋代を値下げすること。「資源ごみ」の指定袋制度を廃止すること。「財源活用事業」をやめること。	<p>① 有料指定袋制は、家庭ごみの減量促進と費用負担の公平化を図るために導入しており、市民の御理解と御協力により、家庭からのごみ量は、導入前と比較して30%削減でき、家庭ごみの収集運搬に係る直接経費だけでも年間約40億円もの大幅なコスト削減を実現することができました。</p> <p>② 現在、ごみ減量を加速させ、ピーク時の半分以下である39万トンの達成に向け、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」とこれを具体化した「新・京都市ごみ半減プラン」を推進しております。</p> <p>③ 今後、本市唯一の最終処分地である東部山間埋立処分地を少しでも長く使用し、次世代につなげていくためにも、ごみ減量を更に力強く進めていく必要があり、家庭ごみの減量に大きな効果を上げてきている有料指定袋の価格の引き下げ等は適切でないと考えております。</p> <p>④ 家庭ごみ有料指定袋制による有料化財源については、京都市廃棄物減量等推進審議会からの答申や市民の御意見を踏まえ、ごみ減量・リサイクルの推進、まちの美化の推進及び地球温暖化対策の三つの分野の事業に活用しており、今後とも、活用事業の点検、見直しを行うとともに、「見える化」を推進することで、市民に御理解をいただきながら、有効に活用してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 3 0
要 望 内 容	回 答		
2 3 0 かん・びん・ペットボトルの混合収集を改めること。雑紙・せん定枝の収集回数を増やすこと。分別品目を拡大し、拠点回収場所を増やすこと。	<p>① 缶・びん・ペットボトルの収集については、三種類を別々に収集することに比べて、収集運搬が効率的で、大幅な低コスト化が図れることや、収集運搬により発生する排ガス等の環境負荷の低減を図れること、また、市民の分別の取組に過度な負担をかけないことなどから、合わせて収集しているものです。</p> <p>② 雑がみについては、平成 2 6 年 6 月から、(1)地域の「コミュニティ回収」等による回収、(2)古紙回収業者による回収、(3) ((1)及び(2)が難しい場合)「小型金属類・スプレー缶」の定点収集日での回収（毎月 1 回）を 3 つの柱とした、京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」を全市で実施しております。</p> <p>この間、市民の御理解・御協力により、着実に雑がみの分別・リサイクルが進んでおりますが、引き続き、まち美化事務所やエコまちステーションの職員が地域へ出向き、きめ細かな啓発や相談・支援を行っていくとともに、当面は現行の回収の仕組みを継続しつつ、コミュニティ回収など、市民、事業者の主体的な分別・リサイクルを推進してまいります。</p> <p>③ せん定枝については、平成 2 8 年 1 0 月から、「せん定枝の分別・リサイクル推進モデル事業」を開始し、毎月 1 回の収集を行っております。</p> <p>④ 資源物の分別について、本市では、定期収集及び拠点回収により、政令市で最多の 2 6 品目を分別回収しております。</p> <p>拠点回収においては、1 5 品目を回収する拠点がエコまちステーション 1 4 箇所、1 6 品目を回収する拠点がまち美化事務所及び上京リサイクルステーションの</p>		



令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	230
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 26 年 6 月 京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」の全市展開</p> <p>11 月 移動式拠点回収事業の拡充</p> <p>平成 27 年 2 月 雑がみ保管袋の市内全世帯への配布開始</p> <p>10 月 ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」の施行による、リサイクルできる紙類の分別義務化</p> <p>平成 28 年 10 月 せん定枝の分別・リサイクル推進モデル事業の開始</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	231
要望内容	回答		
231 事業系ごみの適正排出を徹底するために、雑紙・厨芥類の分別、食品ロスの取り組みを指導すること。搬入物の調査、立ち入り調査を引き続き強化すること。	<p>① 事業ごみの減量に向け、排出事業者に対する訪問やチラシの配布を通じて、事業所内でのごみの分別の実施方法、減量方法、再資源化ルートの構築等について指導等するとともに、特に、平成28年4月から事業者に対して義務化した雑がみ等の分別を中心に周知・徹底しているところです。</p> <p>さらに、各クリーンセンターにおける搬入物検査によって、不適物の混入や分別が不十分であることが判明した場合は、当該排出事業者を訪問のうえ、適正なごみ排出に向けた指導や啓発を実施するほか、延べ床面積1,000㎡以上の大規模事業所(2,545件(令和元年12月末現在))及び市内の店舗等の延べ床面積の合計が3,000㎡以上の食品関連事業者(49社1,167事業所(令和元年12月末現在))に対し、減量計画書の提出を求め、立入調査を行うなど、直接、指導等を実施しております。</p> <p>② 令和2年度においても事業ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組む事業所を拡大していくなど、きめ細かな指導・啓発を行ってまいります。また、収集運搬業者に対しても、引き続き、各事業所への立入りやクリーンセンターにおける事業ごみの搬入物検査を通じて分別指導を行ってまいります。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新・京都市ごみ半減プラン」の進捗管理 13,433千円</li> <li>・事業ごみ減量、分別・リサイクル対策 15,026千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 3 1
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 4 年 7 月 クリーンセンターにおける紙ごみ分別回収を実施</p> <p>平成 2 6 年 1 0 月 事業所における紙ごみ等のごみ減量モデル事業を実施</p> <p>平成 2 7 年 9 月 中小企業向け紙ごみ減量対策事業の実施</p> <p>1 0 月 ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」施行</p> <p>平成 2 8 年 4 月 事業者による雑誌以外の雑がみ及び紙パックの分別の義務化実施</p> <p>&lt;令和元年度の立入指導件数（令和元年 1 2 月末現在）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模事業所 8 6 7 件</li> <li>・特定食品関連事業者 4 6 件</li> </ul> <p>&lt;令和元年度の搬入物検査に係る事業所訪問指導（令和元年 1 2 月末現在）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問指導実施件数 3 0 1 件</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 3 2
要 望 内 容	回 答		
2 3 2 商品の過剰包装やプラスチック製品の製造抑制，コンビニ等のレジ袋を廃止するよう業界に働きかけること。	<p>① 商品の過剰包装については，ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」に小売業者の努力義務として，商品の販売時に包装が簡易な商品の推奨や包装の簡素化に努めることを規定し，事業者の取組を促しております。また，消費生活条例においても，事業者が守るべき適正な包装の基準（包装基準）を定め，過大包装を禁止するとともに，百貨店等小売店に対して，過大・過剰包装の追放を文書により，強く要請しております。</p> <p>② プラスチックごみについては，国において，令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し，2030年までにワンウェイプラスチックを累積で25%排出抑制する目標等を掲げるとともに，令和元年12月に関係省令（容器包装リサイクル法関連）を改正し，あらゆる業種におけるレジ袋有料化の義務化（令和2年7月実施予定）に向け，国民・事業者への周知が行われているところです。</p> <p>③ 本市においても，京都市廃棄物減量等推進審議会からの御意見を踏まえ，令和元年10月に，「すぐに実施すべき・すぐに実施できる・すぐに効果が出現する」重点施策を「京都市プラスチック資源循環アクション～プラスアクション12～」としてとりまとめたところです。</p> <p>④ レジ袋有料化義務化についても，全国一斉の実施に向け，これまでの取組成果や経験をいかし，啓発等により，市民の理解の向上及び実施に向けた事業者との連携を図り，円滑な導入を推進してまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	232
要望内容	回答		
	<p>(令和2年度予算額)</p> <p>・使い捨てプラスチック削減推進事業 28,200千円【政策的新規・充実】</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 3 3
要 望 内 容	回 答		
2 3 3 交通の安全確保を条件に防鳥用柵の無償貸し出しを行うこと。	<p>① スペースを要する折り畳みごみボックスの使用については、本市には狭あい道路が多く、ごみの収集定点を主として公道上に設置していることから、通行への支障や安全面の問題、また、作業効率の低下、さらには、カラスネットと比較して経費上の課題等があるため、十分な検討が必要であると考えております。</p> <p>(令和 2 年度 予算額)</p> <p>・家庭ごみの防鳥用ネット貸出事業 1 4, 1 0 0 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 8 年 8 月 家庭ごみの防鳥用ネット貸出事業開始</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 3 4
要 望 内 容	回 答		
<p>2 3 4 住民から寄せられる不法投棄の相談に、責任をもって対応すること。「空き缶持ち去り禁止」を規定する「京都市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の第 4 1 条（1）は削除すること。</p>	<p>① 「世界一美しいまち・京都」の実現を目指し、地域住民、関係行政機関との連携により、不法投棄に係る相談や通報に対し迅速に対応し、まちの美化を推進しております。</p> <p>② 空き缶等の資源ごみの持ち去り行為に対しては、市民のごみ減量・リサイクル意識の後退の防止、資源ごみ収集場所の清潔の確保の観点から、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正を行い、平成 2 3 年 4 月から禁止しております。</p> <p>③ また、毎週水・木・金曜日に資源ごみ持ち去り防止パトロールを行っており、持ち去り行為の状況把握と持ち去り行為者に対する禁止の指導を行うとともに、ホームレス支援（福祉施策）を記載したチラシを配布し、周知・啓発を行っております。</p> <p>④ 今後とも、不法投棄に係る相談等への迅速かつ丁寧な対応、持ち去り行為の防止及び福祉施策への誘導に取り組んでまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 3 5
要 望 内 容	回 答		
<p>2 3 5 岡田山については全量撤去を行うこと。市の責任で民間事業者の整備計画を見直し、岡田山及び周辺の環境調査を常時行い公開させること。鎮守池周辺の不法投棄対策、環境の再生にとりくむこと。</p>	<p>① 岡田山撤去事業については、地権者の1人である事業者が他の地権者の同意を得て、自らの責任と費用負担により実施しているものであり、基本的に民有地の形質変更の範囲については、土地所有者において決定されるべきものであると考えております。</p> <p>なお、事業者の撤去計画では、現状の地盤面から上部を撤去し、跡地利用を可能とする内容となっております。</p> <p>② 撤去事業に係る環境調査については、周辺地域の生活環境保全の観点から、事業者が定期的実施しております。本市としても、事業者の調査結果を検証するとともに、自ら周辺環境の調査を実施しており、調査結果の概要を本市ホームページで公表しております。</p> <p>今後、撤去事業が安全かつ適正に実施されるよう、事業者への指導・監督を行うとともに、環境調査の実施及び公表に努めてまいります。</p> <p>③ 鎮守池周辺の不法投棄対策については、フェンスを設置するとともに、除草を行うなど、不法投棄を防止する取組を行っているところです。</p> <p>今後も住民、事業者及び大学生との共汗により清掃活動等に取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岡田山撤去関連事業 5, 6 3 1 千円</li> <li>・ 鎮守池周辺の不法投棄対策 4, 1 0 0 千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 3 6
要 望 内 容	回 答		
2 3 6 醍醐陀羅谷の産廃処分場計画は認可しないこと。	<p>① 当該処分場の設置に必要な廃棄物処理法（以下「法」という。）に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可については、本市が所管しておりますが、施設の構造基準や維持管理基準などの法に定める基準を満たせば許可しなければならないものとされています。</p> <p>② また、当該計画は、1ヘクタールを超える民有林の開発を伴うことから、京都府林地開発行為の手続に関する条例に基づく手続を経て、森林法に基づく林地開発行為の許可及び農地法に基づく農地転用の許可が必要であり、これらはいずれも京都府の所管となっています。</p> <p>③ 今後、本市への最終処分場の設置許可の申請があった際には、関係部署と十分に連携を図ったうえで、法に基づき厳正に審査してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 3 7
要 望 内 容	回 答		
<p>2 3 7 自動車流入抑制を強め、NO<sub>2</sub>の市環境保全基準を達成しさらに、観測地点を増やし、基準を引き上げることを。</p>	<p>① 京都市内における二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の濃度は減少傾向にあり、平成30年度は、平成29年度に引き続き、測定を実施した全箇所（平成30年度は13箇所）の大気常時監視測定局で国の環境基準及び市環境保全基準を達成しております。測定地点は、本市への自動車の流入状況等を考慮したうえで適正に配置しております。</p> <p>なお、市環境保全基準については、京都市公害対策審議会（現在の京都市環境審議会）の答申に基づく適正な基準であり、現行の基準を維持したうえで、継続的に全測定局で達成できることを目指してまいります。</p> <p>② 市内への自動車流入抑制策としてのパークアンドライドについては、平成29年度からは、国から提供があったETC2.0データも活用し、一部の大規模駐車場を重点利用促進駐車場として選定しており、令和元年度は観光シーズンである11月を中心に、ラジオ放送や国道等の道路情報板を活用した広報を実施するとともに、路上看板を活用した誘導等を実施することで、重点的に利用促進を実施しました。</p> <p>③ 令和2年度も、これまでの取組結果を踏まえ、市内への自動車の流入抑制がより効果を発揮するようなパークアンドライド駐車場への誘導強化を継続してまいります。また、駐車場事業者や周辺自治体と連携して、パークアンドライドの利用促進に向けた新たなインセンティブやICT等を活用したより効果的な広報・周知の手法を検討してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	237
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ さらに、「京都市自動車環境対策計画&lt;2011～2020&gt;」に基づき、市内を走行する自動車のエコカーへの転換を図るため、引き続き、事業者に対する天然ガス自動車等への導入補助を行うとともに、エコドライブの普及啓発等、NO2の排出削減に努めてまいります。</p> <p>⑤ NO2の固定発生源であるばい煙発生施設を設置している工場・事業場については、大気汚染防止法や本市独自で燃料指導基準等を定めた京都市大気汚染対策指導要綱に基づく届出審査や立入調査を行うことにより、排出基準や指導基準の遵守を指導し、ばい煙の削減に努めてまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市低公害車普及促進事業 <span style="float: right;">600千円</span></li> <li>・エコドライブ推進事業 <span style="float: right;">1,534千円</span></li> <li>・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦） <span style="float: right;">32,614千円</span></li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 3 8
要 望 内 容	回 答		
<p>2 3 8 地産地消型の分散化エネルギーの普及を強化し、再生可能エネルギー比率を飛躍的に高めること。当面、「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に掲げた3倍化の目標を逆算方式で早期達成すること。再生可能エネルギーによる発電事業に、幅広い事業者や市民が参入できるよう、予算規模と各種支援制度を抜本的に拡充し、周知すること。</p>	<p>① 「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に掲げる再生可能エネルギーの飛躍的普及拡大、住宅における創エネ・省エネを進めるため、引き続き、令和2年度も太陽光発電システム設置等に対する助成を実施するなど、自立分散型エネルギー活用の比重を高めるうえでも有効な再生可能エネルギーのあらゆる導入可能性を追求し、目標の達成に向けて取り組んでまいります。</p> <p>② また、市民の誰もが発電事業に参画することができる市民協働発電制度や、市内事業者により本市の公共施設の屋根等を有償で貸し出す太陽光発電屋根貸し制度を実施するとともに、地域のコミュニティ組織が主体となって太陽光発電や小水力発電などの再生可能エネルギー利用設備を設置しようとする意欲的な取組を支援する市民協働発電制度地域コミュニティ版において、コーディネーターが地域に出向き再生可能エネルギーについての地域の関心を高めていくことで、地域主体の取組の更なる普及に、引き続き、努めてまいります。</p> <p>③ 令和2年度は、最大の再生可能エネルギー源である太陽光発電のポテンシャルを最大限活用するために施設所有者と再エネ事業者のマッチングを図る取組を新たに実施してまいります。また、これまで価格面等の理由から太陽光発電の導入等に至らなかった市民の需要をまとめ、太陽光発電設備や再生可能エネルギー由来の電力の価格低減を図り、価格面で有利になるサービスを得る機会を提供します。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <p>・すまいの創エネ・省エネ応援事業 180,900千円</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	238
要望内容	回答		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市市民協働発電制度の普及支援 2,500千円</li> <li>・2050年CO2ゼロをめざす再エネ最大化アクション 6,300千円【政策的新規・充実】</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成15年 4月 住宅用太陽光発電システム設置助成制度を創設</p> <p>平成25年12月 「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を策定</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	239
要 望 内 容	回 答		
239 2030年までに温室効果ガス排出量を1990年比で40%削減とするという本市独自の目標達成へ、逆算で取り組むこと。	<p>① 本市では、「京都市地球温暖化対策条例」において、温室効果ガス排出量の削減目標として2030年度までに1990年度比で40%削減することを掲げるとともに、それを達成するための当面の目標として、2020年度までに1990年度比で25%削減することを掲げ、これまでからバックキャストの考え方を基に地球温暖化対策に積極的に取り組んでまいりました。</p> <p>② 引き続き、バックキャストの考え方を基に、京都市環境審議会における議論等を踏まえ「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」の実現に向けて、地球温暖化対策条例の見直し及び次期「京都市地球温暖化対策計画」の策定を進めてまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	240
要望内容	回答		
<p>4 文化芸術・市民活動の振興，スポーツ環境整備の拡充を</p> <p>240 財団法人になった京都市交響楽団について，これまでの待遇を後退させないこと。巡回演奏を小学校にも拡大すること。</p>	<p>① 京都市交響楽団楽団員の(公財)京都市音楽芸術文化振興財団(以下「財団」という。)職員化に当たり，労働条件については，平成21年2月の付帯決議の趣旨を尊重したものとすることを基本方針とし，現在の水準を基本に財団と協議を行っています。</p> <p>② 令和元年度に，今後の京響が「目指す姿」やそれを「実現するための戦略」を記載した京都市交響楽団ビジョンを策定しました。ビジョンにおいて，「子どもたちの豊かな心をはぐくむ教育プログラムの積極的な展開」や「より多くの幅広い市民に京響の音楽を届ける鑑賞機会の提供」を掲げており，今後も，子どもはもとより，より多くの市民に京響の音楽を届ける取組を進めてまいります。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <p>・京都市交響楽団運営費 860,000千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成31年 3月 京都市交響楽団条例制定</p> <p>令和 元年 6月 第1回京都市交響楽団ビジョン(仮称)検討会議</p> <p>7月 第2回京都市交響楽団ビジョン(仮称)検討会議</p> <p>8月 第3回京都市交響楽団ビジョン(仮称)検討会議</p> <p>9月 京都市交響楽団ビジョン(仮称)策定に係る市民意見募集</p>		

令和 2 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	240
要 望 内 容	回 答		
	1 1 月 第 4 回京都市交響楽団ビジョン（仮称）検討会議 1 2 月 京都市交響楽団ビジョン策定		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	241
要望内容	回答		
<p>241 京都市美術館の再整備にあたっては、以下の項目に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付属棟を変更したレストラン設置計画を見直し、展示スペースとして活用すること。大型エレベーターは、セキュリティを改善し、利用団体が使用できるようにすること。</li> <li>・京都市美術館は、直営で運営し、学芸員をはじめ職員体制の拡充をはかること。運営にあたっては、公募団体を含めた運営協議会（仮称）を設置し、専門家や美術団体の意見を聞き、反映させること。公募展をはじめ、展覧会等の充実を図ること。</li> <li>・美術館所蔵品の保全に万全を尽くすこと。</li> <li>・再整備後の入館料及び使用料の値上げを撤回すること。公募展及び教育関係の展覧会の使用料は、減免制度を設けること。</li> <li>・元市民アトリエなど、市民の創作活動が行える場所を確保すること。</li> </ul>	<p>① レストランは、観覧者の利便に加えて、美術館で開催される展覧会の授賞祝賀式の会場としてもニーズが高く、アンケート調査でも半数以上の方が支持されており、美術館再整備基本構想においても必要な施設と位置付けられています。また、収益向上に繋がることから、将来に渡って美術館を安定的に運営していくうえでも必要な施設です。</p> <p>なお、付属棟はもともと執務室として設計されており、専用の空調・照明や搬出入の設備もないため、貴重な美術作品の展示に適していません。展示スペースとして整備する場合、大幅な改修を行う必要があり、財政的な負担が大きいため困難です。</p> <p>② 大型エレベーターは、美術館の収蔵庫からの美術品の搬出入を主たる目的とする設備です。ただし、再整備後は様々な展覧会が並行して開催され、搬出入作業が輻輳することから、使用可能な場合は大型エレベーターも含めて各利用団体の搬出入作業を行うよう調整しています。</p> <p>③ 美術館の運営については、京都市が運営に責任を持ちつつ、専門的なスキル、ノウハウを有する民間人材の活用も含めて必要な執行体制を整えてまいります。</p> <p>美術館を適切に運営していくため、美術団体に所属される作家を含めて、美術又は美術館運営に関して学識経験のある委員による美術館協議会を設置し、運営に関する事項について審議いただいています。</p> <p>展覧会については、美術館が企画する常設展示及び企画展、マスコミ各社等との共催による海外作品巡回展などの共催展、美術団体による公募展、グループ展など様々な展覧会をバランスよく開催してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4 1
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ 所蔵品の保全については、再整備工事において、館全体に最新の消火設備を導入しており、特に展示室や収蔵庫等の作品が入るエリアについては、水を使わないハロン消火ガス設備を設置し、所蔵品のみならず展覧会で使用されている作品の保全に万全を尽くしております。</p> <p>⑤ 再整備後の美術館の観覧料及び使用料については、施設機能の充実など再整備に伴う管理・運営経費の増加、他都市類似施設との均衡、また、受益者負担の観点から踏まえつつ、教育機関による展覧会には割増規定を適用しないなど、適正なものとなるよう改定しました。そのため、減免制度を幅広く適用することは考えておりません。</p> <p>⑥ 市民の創作活動については、それぞれの自主努力の中で活動いただくことが原則と考えており、新たな施設を整備又は設置することや、恒久的に活動場所を保障することは極めて困難ですが、平成 2 9 年度末の元白川小学校の使用許可の終了までに今後の活動場所を確保できなかった彫塑教室については、過去の経過に鑑み、令和元年度末までに限り、元新洞小学校を利用いただくこととしております。</p> <p>なお、京都市京セラ美術館において、より幅広い市民が利用でき、美術に親しんでいただけるよう、展示環境を整備してまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <p>・京都市京セラ美術館オープニングプロジェクト 3 5 4, 0 0 0 千円【政策的新規・充実】</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4 1
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 6 年 3 月 京都市美術館将来構想策定</p> <p>平成 2 7 年 3 月 京都市美術館再整備基本計画策定</p> <p>平成 2 8 年 3 月 京都市美術館再整備基本設計策定</p> <p>1 0 月 ネーミングライツ契約候補事業者の選定</p> <p>平成 2 9 年 2 月 ネーミングライツ契約締結，施設通称の決定</p> <p>3 月 工事・実施設計の契約締結</p> <p>1 0 月 各施設通称決定・公表</p> <p>平成 3 0 年 1 月 再整備工事着工</p> <p>令和 元年 1 0 月 再整備工事竣工</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	242
要望内容	回答		
<p>242 音楽、演劇、伝統芸能などに、市民が日常的に親しめるようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鑑賞機会と鑑賞施設を増やすこと。</li> <li>京都市が主催する文化事業の鑑賞料金は、さらに低くし、子どもの料金は、無料とすること。</li> <li>子ども舞台芸術鑑賞支援事業などは、身近に舞台芸術にふれられるよう、地元や演劇関係者と連携し進めること。</li> <li>施設のバリアフリー化、多目的トイレの設置を急ぐこと。</li> <li>地域文化会館を全行政区に設置すること。民間文化施設への補助制度をつくり、市民が低料金で使えるようにすること。</li> </ul>	<p>① 京都市交響楽団では、市内5箇所の文化会館を会場に、低料金で身近に生のオーケストラ演奏に親しめる「みんなのコンサート」（プログラムにより0歳児から入場可能）や京都市内の中学生や高校生を対象とした京響楽団員による楽器講習会、普段コンサートホールで鑑賞することが難しい福祉施設等の方への訪問演奏を実施しており、令和2年度も引き続き実施してまいります。</p> <p>② また、市民が身近に伝統芸能に親しめるよう、市民狂言会において、子ども（初心者）向けの夏休み特別編を開催するとともに、大学生を対象に、京都市キャンパス文化パートナーズ制度による観覧料の減額を行っております。令和2年度は、上記の取組を引き続き実施するとともに、中学生を対象とした伝統芸能の公演鑑賞事業等にも取り組んでまいります。</p> <p>③ 施設のバリアフリー化、多目的トイレの設置については、未対応の施設において、厳しい財政状況の中ではありますが、老朽化に伴う機能低下への確実な対応も含めた修繕全体の中で、優先順位を検討して進めてまいります。</p> <p>④ 新たな文化会館の開設については、本市の財政状況から、困難であると考えております。現在運営している各文化会館については、市民にとって使い心地の良いものであるよう、効率的な点検及び修繕を行ってまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4 2
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑤ 文化会館では、市民の文化芸術活動をより一層活性化する拠点となるよう、「文化芸術活性化パートナーシップ事業」を実施し、文化会館とパートナー団体が協働で、市民に魅力ある舞台芸術を披露する「無料公演」や、未来を担う子どもたちを対象にワークショップ等を行う「教育プログラム」に取り組んでおります。また、当該事業においては、パートナー団体に対する支援として、練習場所として文化会館を利用する場合の会場利用料金の一部負担、公演等の情報発信、地域での活動機会のコーディネートを実施しているところであり、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>⑥ なお、民間文化施設への補助制度については、本市財政状況が厳しい中、困難であると考えております。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出 3 4, 8 5 2 千円 <b>【政策的新規・充実】</b></li> <li>・市民狂言会 1, 6 0 0 千円</li> <li>・文化会館運営（指定管理料） 2 4 5, 9 6 7 千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4 3
要 望 内 容	回 答		
2 4 3 市民が気軽に利用できるスポーツ施設について、大幅な拡充を行うこと。全行政区で1カ所以上の市立体育館を建設すること。	<p>① 本市では、競技大会も開催できる体育館として、京都市体育館（ハンナリーズアリーナ）、武道センター、横大路運動公園体育館、宝が池公園運動施設体育館のほか、地域体育館13箇所に加え、グラウンド、テニスコート、プールなど計41箇所のスポーツ施設を有しており、それぞれ多くの市民、競技団体に御利用いただいております。</p> <p>② また、「京都府・市町村共同公共施設案内予約システム」により市内のほぼ全てのスポーツ施設をインターネットで予約することが可能となっており、手軽に御利用いただける環境を整えております。</p> <p>③ 現在、市府協調による西京極総合運動公園の計画的改修、横大路運動公園の再整備・防災機能強化を進めているほか、既存の施設の維持改修にも取り組んでおります。</p> <p>④ 厳しい財政状況ではありますが、国の補助金等の確保に努めつつ、引き続き、多くの市民、競技団体にスポーツ施設を気軽に御利用いただけるよう、施設の維持・改修、利用環境の改善に取り組んでまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4 4
要 望 内 容	回 答		
<p>2 4 4 スポーツ施設の改修や設備・機器類の充実，人員の配置や体制，市民から寄せられる相談については，施設の設置者である京都市が責任を持って対応すること。バリアフリー化と多目的トイレの設置を急ぐこと。</p>	<p>① スポーツ施設の管理運営や維持修繕，市民から寄せられる要望や相談等については，施設を日常管理している指定管理者と情報共有するとともに，本市も自ら状況の把握に努めております。今後とも指定管理者と連携して，責任を持った対応を行ってまいります。</p> <p>② 各施設において，市民の方が気持ちよく，楽しく御利用いただけるよう，立地条件等の実情を踏まえ，それぞれの施設が持つ特色も活かしながら，指定管理者と共に創意工夫を重ね，市民目線に立った運営を行ってまいります。</p> <p>③ また，西京極総合運動公園の計画的改修において，既存の多目的トイレの機能向上などの改修も行っており，今後も，既存施設の老朽化対策に当たっては，バリアフリー化等の観点も踏まえながら進めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4 5
要 望 内 容	回 答		
<p>2 4 5 横大路運動公園の再整備，水垂運動公園の整備にあたって，P F I手法ではなく，京都市直営で早期に整備・管理・運営を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分地場跡地の環境汚染対策を講じること。</li> <li>・当面，屋外トイレの改修を急ぐこと。</li> <li>・体育館の改修や設備機器等の充実についても計画をつくること。</li> <li>・グランドゴルフの施設を拡充すること。</li> </ul>	<p>① 横大路運動公園については，災害時の広域防災拠点としての機能を付加するとともに，京都府内の運動公園として準広域・準基幹的な利用が図れるよう，市府協調により，硬式野球場や多目的グラウンド，園路，駐車場の整備を行う計画ですが，体育館の大規模な改修等は予定しておりません。</p> <p>② しかし，体育館は開設から約30年が経過し，部分的な改修や設備機器の更新等が必要な状況であることから，今後も，指定管理者との連携を密にして，必要な対応を実施してまいります。</p> <p>③ また，再整備の中で屋外トイレの改修を計画しており，完了するまでの間については，仮設トイレを設置し，御利用いただいております。</p> <p>このほか，横大路運動公園について，今後，改善が必要な箇所については，必要な対策を講じるよう努めてまいります。</p> <p>④ 水垂運動公園（仮称）の整備については，市民のスポーツ活動に応じた施設の充実に向け，本市の費用負担を抑えるため，民間活力を導入する事業手法により，グラウンド・ゴルフも含めた幅広いスポーツニーズに対応できる運動公園となるよう検討してまいります。</p> <p>⑤ 水垂運動公園（仮称）の用地については，水垂埋立地の跡地であり，埋立地として廃止した翌年の平成11年度からモニタリング調査を継続して実施し，周辺環境へ影響のないことを確認しております。運動公園の整備時には，環境省が定める最</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4 5
要 望 内 容	回 答		
	<p>終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインに基づき、適正に環境汚染対策を講じてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4 6
要 望 内 容	回 答		
<p>2 4 6 文化・スポーツ施設の使用料を引き下げること。高校生を含む青年や高齢者の割引制度を導入し、拡充すること。キャンパス文化パートナー制度については、スポーツ施設などへ利用施設の拡大を行うこと。対象を専門学生にも拡大すること。</p>	<p>① 文化施設やスポーツ施設の運営に当たっては、利用者に御負担いただく使用料（利用料金）に加えて、多額の一般財源を投入して運営しております。</p> <p>② 文化施設の使用料については施設の維持管理のため、利用される方にも応分の負担をお願いしているものであり、その引下げは本市の厳しい財政状況を考慮すると困難であると考えております。</p> <p>一方、こうした状況の中でも、市内小中学生、満70歳以上の高齢者及び身体障害者等に対する京都市美術館、京都市動物園、元離宮二条城、無鄰菴、岩倉具視幽棲旧宅及び旧三井家下鴨別邸の観覧料等の免除を実施しております。</p> <p>また、京都の大学生に対する優待制度である「京都市キャンパス文化パートナーズ制度」の対象を48大学（（公財）大学コンソーシアム京都加盟大学数）の学生に拡大するなど、青年が各施設を利用しやすい環境づくりに取り組んでおります。引き続き、運用状況を適宜検証し、必要に応じて改善していくとともに、新たなPR方法、周知媒体の工夫や新規施設の開拓に努めるなど、制度の充実に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>③ スポーツ施設の利用料金についても、文化施設と同様、その引下げは困難な状況ですが、既に中学生以下の子どもを対象に利用料金の5割減免を実施するとともに、身体障害者等及びその介護者については利用料金の一部免除を行っております。一方、利用促進を目的として、利用率の低い施設や時間帯において、利用料金の引下げを行い、年齢等にかかわらず、スポーツに親しみやすい環境づくりにも取り組んでおります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4 6
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ 引き続き，各施設において指定管理者による意見箱設置，利用に関してのアンケートを行うなど，利用者の意見を参考にしながら，より一層親しみやすく利用しやすい施設となるよう改善に努めてまいります。</p> <p>⑤ なお，京都市キャンパス文化パートナーズ制度については，公益財団法人大学コンソーシアム京都からの協力金を財源に事業を行っており，同法人に加盟する大学等の学生を制度の対象者として限定しているものです。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <p>・登録・情報発信システム管理運営費等 1, 7 4 8 千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 9 年度 市内在住満 7 0 歳以上の高齢者について美術館主催展の入館料，動物園入園料，元離宮二条城入城料等を免除</p> <p>平成 1 7 年度 中学生以下の子どもについてスポーツ施設使用料の 5 割減免を実施</p> <p>平成 2 1 年度 市内高校生等について美術館主催展の入館料を無料化</p> <p>スポーツ施設の利用率の低い施設や時間帯における料金減額を実施</p> <p>平成 2 2 年度 全ての中学生について動物園入園料を無料化</p> <p>平成 2 5 年度 「京都市キャンパス文化パートナーズ制度」の対象者拡大</p> <p>市内小中学生について，元離宮二条城入城料，無鄰菴・岩倉具視幽棲旧宅入場料を無料化</p> <p>障害のある方の利用に係るスポーツ施設利用料金の減免を条例化</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4 7
要 望 内 容	回 答		
<p>2 4 7 学区ごとに，市民が低料金で気軽に使える集会所をつくること。区役所の会議室等も市民に広く開放すること。</p>	<p>① 地域の集会所については，自治会等による地域活動の拠点や災害時の避難所として利用される重要な役割を担う施設であると考えております。</p> <p>そのため，住民福祉の向上及び地域社会の活性化を図ることを目的として，自治会・町内会が行う集会所の新築や老朽化，災害等に伴う修繕，耐震工事などに要する費用の一部を補助してきたところです。</p> <p>本市の財政状況が厳しい中，市内各所から集会所の新築，改修等に係る多くのお問合せをいただいております，お待ちいただいている地域が多数あるなど，直ちに御要望に沿うことが難しい状況であり，年間の交付対象先については，区役所・支所における希望団体とのヒアリング結果等を踏まえ，緊急性等を考慮して決定しているところです。</p> <p>今後も，自治会等の地域からの要望に基づき，自主的な地域活動の一助となるよう支援を継続してまいります。</p> <p>② また，区役所・支所の会議室については，公務使用の予定がある場合や，公序良俗に反する恐れがある場合を除き，基本的には，広く市民に御利用いただいております。</p> <p>なお，セキュリティ確保の観点から御利用いただける時間が異なるなど，会議室利用に関しては，各区役所・支所が庁舎管理者として要綱を定め，対応しております。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4 7
要 望 内 容	回 答		
	<p>(令和 2 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集会所 新築 等 補助 金 1 7, 2 5 0 千 円</li> <li>※ 補助 金 交 付 限 度 額 及 び 補 助 率</li> <li>新 築 : 総 工 事 費 の 1 / 2 以 内 , 限 度 額 8, 0 0 0 千 円</li> <li>増 改 築 ・ 修 繕 : 総 工 事 費 の 1 / 2 以 内 , 限 度 額 4, 0 0 0 千 円</li> </ul> <p>(経 過 ・ こ れ ま で の 取 組 等)</p> <p>&lt; 補 助 金 交 付 件 数 実 績 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平 成 2 6 年 度 7 件</li> <li>平 成 2 7 年 度 1 6 件</li> <li>平 成 2 8 年 度 7 件</li> <li>平 成 2 9 年 度 1 6 件</li> <li>平 成 3 0 年 度 1 7 件</li> <li>令 和 元 年 度 1 9 件 (予 定)</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4 8
要 望 内 容	回 答		
<p>2 4 8 すべてのいきいき市民活動センターの施設全体のバリアフリー化を行い、多目的トイレの設置は完了させること。施設の見直しにあたっては、増設すること。</p>	<p>① いきいき市民活動センターについては、平成 2 5 年度から順次トイレの和式便器を洋式便器に取り替えるバリアフリー化工事を進め、平成 2 9 年 2 月には、全センターへの設置が完了いたしました。多目的トイレについても、スペースや経費の課題はありますが、一部のセンターに設置しております。</p> <p>② また、令和元年度から、施設全体の在り方について検討を行っておりますが、いきいき市民活動センターは、コミュニティセンター廃止後の既存施設を市民共有の貴重な社会資源として有効に活用するという観点から転用したものであり、その経過及び本市の厳しい財政状況から、新たな施設を増設することは考えておりません。</p> <p>(令和 2 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民活動センター修繕費 1 5, 0 0 0 千円</li> </ul>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	249
要望内容	回答		
249 既存の施設の活用も含め、早期に文学館を設立すること。	<p>① 本市出身の作家や本市を舞台にした作品も多く、市内にはそれらのゆかりの地も多くあります。これらを一つの施設で集約する文学館を建設することは極めて困難ですが、インターネット等により市内各所の文学ゆかりの地を広くお知らせするなど、文学に関する取組を進めてまいります。</p> <p>② また、令和元年度からは、新たに京都文学賞を創設し、京都を題材とする小説を募集、表彰することにより、新人作家の発掘や、広く市民が文学に親しむ機会の創出を図っており、京都における文学の振興に寄与してまいります。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都文学賞の実施 18,000千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	250
要 望 内 容	回 答		
<p>5] 中小企業，伝統産業・商工業の振興と雇用・労働対策の強化を</p> <p>250 以下の雇用対策に取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・失業者・転職者・労働者の相談窓口の充実，懇切丁寧な就労支援・労働相談への対応を強化すること。</li> <li>・市独自の雇用創出，企業への要請など，さらに取り組むこと。</li> <li>・雇用創出担当部長を復活させるなど，体制強化をはかること。</li> <li>・労働者の雇用形態，賃金・労働時間等の実態把握とデータの収集・整理・公開に努めること。</li> <li>・高齢者・障害者などへの独自の雇用対策を強めること。</li> </ul>	<p>① 雇用対策については，京都労働経済活力会議を中心としたオール京都体制で，正規雇用の拡大と非正規雇用労働者の処遇改善等に取り組んでおり，本市では，「京都市わかもの就職支援センター」に相談窓口を設置し，大学の低年次生から卒業後3年以内の方などを対象に，就職活動に関する様々な相談への対応，情報の提供，就職後のフォローアップを行うなど，若者の地域企業への就職・定着を支援しております。</p> <p>また，就職氷河期世代に当たる方を対象とした相談や地域企業とのマッチングを実施するなど，就職氷河期世代に当たる方の地域企業への雇用を促進する拠点をわかもの就職支援センター内に設置することとしております。</p> <p>② 雇用創出に向けた取組としては，特に担い手不足が深刻な建設業，ものづくり産業，非正規雇用率の高い観光関連産業を対象として，質の高い安定的な雇用を創出することを目的とした「京都の未来を拓く次世代産業人材活躍プロジェクト」に，産学公・公労使の「オール京都」体制の下，取り組んでおります。</p> <p>中でも，観光関連産業については，京都市が主となり，民間転職サイト等への求人情報の掲載や，就職フェアへの出展のほか，大学や専門学校と連携し，企業と，学生及びキャリアセンターとのマッチングを行うなど，担い手の確保に向けた取組を行うとともに，経営者を対象としたセミナーの開催や専門家の派遣，従業員を対象とした能力向上，語学研修，モチベーションアップのための出前研修の実施など，企業の生産性の向上と，担い手の定着・育成に繋がる取組を支援しておりま</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	250
要 望 内 容	回 答		
	<p>す。</p> <p>また、経済団体への要請はこれまでから行っており、令和元年12月には、「正規雇用の拡大と賃上げ、長時間労働の是正等」について、本市と京都労働局及び京都府が共同して経済団体に対して要請を行ったところです。</p> <p>③ 体制については、平成29年度に、長時間労働の是正、不本意な非正規雇用の解消、ブラック企業・ブラックバイトの根絶などに向け、雇用の質の向上を図る「ひとを大切にす京都ならではの働き方改革」の取組をより一層推進するため、産業戦略部に「ひと・しごと環境整備担当部長」を、同部産業政策課に「ひと・しごと環境整備係長」をそれぞれ増員するとともに、同課雇用創出等担当課長を「ひと・しごと環境整備担当課長」に改称するなど、体制を強化しました。</p> <p>また、令和元年度には、「ひとを大切にす京都ならではの働き方改革」等を進めることで、中小企業における担い手不足を解消し、中小企業振興を推進するため、産業企画室が所管していた雇用創出等に関する事務を商工部地域企業振興課に移管しました。</p> <p>雇用行政は本市の重要課題であるとの認識の下、社会経済情勢に応じた体制の在り方について、今後も適宜検討してまいります。</p> <p>④ 労働者の雇用形態、賃金・労働時間等については、国の統計等のデータを収集・分析する中で、実態の把握等に努めているところです。</p> <p>⑤ 高齢者雇用については、引き続き、公益財団法人京都市シルバー人材センターへの支援を行うとともに、雇用行政、労働行政を担う国や京都府との連携を図りなが</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	250
要望内容	回答		
	<p>ら、雇用の維持、確保に努めてまいります。</p> <p>⑥ 障害者の就労支援については、国・府・本市の関係行政機関や民間企業など様々な機関等が参画する「京都市障害者就労支援推進会議」を核として、福祉施設から一般就労への移行や福祉的就労の底上げ等に取り組むとともに、長期就労に向けた定着支援のため、「京都市障害者職場定着支援等推進センター」において、就職先の訪問や相談等により、障害のある人に寄り添った支援を進めております。</p> <p>引き続き、障害のある方の就労支援及び定着支援の推進に取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和元年度2月補正予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職氷河期世代活躍支援事業 16,000千円</li> </ul> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都中小企業担い手確保・定着支援事業 54,300千円</li> <li>・観光関連産業担い手創造・育成プロジェクト 9,000千円</li> <li>・シルバー人材センター運営補助等 77,507千円</li> <li>・障害者就労支援推進事業 60,420千円</li> </ul> <p>&lt;内訳&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者就労支援プロモート事業 12,208千円</li> <li>障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業 1,700千円</li> <li>障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業 2,276千円</li> <li>はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業 22,093千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	250
要 望 内 容	回 答		
	<p>障害者職場定着支援等推進センター事業 22,143千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成28年度～平成30年度 京都次世代ものづくり産業雇用創造プロジェクト</p> <p>平成29年度～平成30年度 観光関連産業安定雇用促進事業の実施</p> <p>令和 元年度～ 観光関連産業担い手創造・育成プロジェクトの実施</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 5 1
要 望 内 容	回 答		
<p>2 5 1 市直営の中小企業支援センターを復活させ、中小企業の経営相談を行うこと。区役所に中小企業・商工業振興対策の窓口を設置し、専門の相談員を配置すること。</p>	<p>① 平成 2 4 年 4 月から、中小企業の視点に立った経営支援をより効率的かつ効果的に実施するため、本市の相談窓口を京都商工会議所中小企業経営支援部の各ビジネスサポートデスク及び京北商工会の市内 5 箇所の経営相談窓口と一体的に運用しております。</p> <p>この中で経営支援員による窓口・訪問相談の実施をはじめ、中小企業診断士による専門相談や経営、法務、財務、税務、労務、技術等様々な分野における専門家派遣を実施しており、中小企業が抱える多様な課題や様々なニーズにワンストップで応える相談体制を構築し、きめ細やかな対応を実施しているため、区役所へ専門の相談員を配置することは検討しておりません。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業経営支援体制の強化 7 2, 0 0 0 千円</li> <li>・ 中小企業創業・経営支援事業 1 2, 2 0 0 千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 5 2
要 望 内 容	回 答		
2 5 2 中小零細業者を対象にした、貸し工場等の家賃・光熱水費などの固定費の補助、固定資産税の減免、設備投資への助成などの施策を実施すること。	<p>① 中小企業の固定費については、健全な経済活動の中で個々の事業者が自己負担すべきものであり、こうした費用を幅広く助成すべき性質のものではないと考えており、本市では、中小企業のコスト削減や販売不振への対応などの様々なニーズに、専門家がきめ細やかに対応する経営相談や低利の融資制度を通じて、中小企業が固定費を自ら負担できるように健全経営の確立を支援しております。</p> <p>また、固定資産税についても、固定資産の保有という事実に着目し、その資産価値に応じて公平に課税されるべきものと考えております。</p> <p>② 設備投資への助成としては、平成 2 6 年度から「京都市伝統産業設備改修等補助制度」により、伝統産業製品等の製造に支障が生じることのないよう、助成を実施しており、引き続き、既存の支援制度を活用してまいります。</p> <p>③ また、平成 3 0 年度からは、中小企業の設備投資を支援するため、「生産性向上特別措置法」に基づき中小企業が作成する「先端設備等導入計画」の認定を行い、当該認定計画によって取得した一定の設備について、固定資産税（償却資産）を 3 年間ゼロとする支援措置を実施しております。</p> <p>④ さらに、「京都市企業立地促進制度」を創設し、本社、工場、開発拠点、研究所の新增設に対して支援しており、特に平成 2 7 年度からは、中小企業に対する支援内容の充実を図り、より一層の事業拡大等を支援する制度としております。引き続き、京都経済の活性化のため、中小企業の市内での事業展開を支援してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 5 2
要 望 内 容	回 答		
	<p>(令和 2 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戦略的企業誘致の推進            5 2 2, 4 0 0 千円  (うち 企業立地促進助成    4 9 2, 0 0 0 千円)</li> <li>・ 伝統産業設備改修等補助制度    4 5, 0 0 0 千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 4 年 4 月 「企業立地促進制度」の創設 (1 7 0 件指定)  (令和元年 1 2 月末現在)</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 5 3
要 望 内 容	回 答		
2 5 3 中小企業に対する本市制度融資の保証料及び利子のさらなる軽減・補給を行うこと。返済猶予期間を3年に延長し、利子補給を実施すること。	<p>① 保証料や利子については、本来、融資を利用する者が負担すべき性質のものであること、多額の財政負担を伴うものであることから、本市独自に一律にその軽減や補給を実施する考えはありませんが、国に対しては、「信用保証協会が日本政策金融公庫へ支払う保険料率の引き下げ等による中小企業者の信用保証料の負担軽減」等について要望しています。</p> <p>② 経営改善に取り組む中小企業への支援施策として、経営支援と合わせた保証料割引制度、一定の要件を満たすことで利用できる国の「経営力強化保証」に対応した「あんしん借換資金」や「開業・経営承継資金」において保証料の引下げを実施しており、中小企業の負担軽減に努めています。</p> <p>また、返済猶予期間の長期化による負担軽減は、後年度の返済負担金額が大きくなり、中小企業の経営を圧迫するおそれがあることから実施は考えておりません。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 5 4
要 望 内 容	回 答		
2 5 4 市に融資受付窓口を設置し、市が責任をもつ「あっせん融資制度」を復活させること。	① 本市融資制度の利用に際しては、市内 2 0 0 店舗を超える金融機関の窓口で直接申込みが行える方式を採用することで、利用者の利便性の向上や融資手続の迅速化を図っていることから、本市による融資あっせん業務を再構築することは検討しておりません。		

令和 2 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 5
要 望 内 容	回 答		
2 5 5 企業立地促進助成制度については、大企業を除外し、中小企業のみを対象とした制度に見直すこと。	<p>① 企業立地促進制度は、産業振興、雇用の増加、税収の増加を目的に、「市内企業の移転流出防止」及び「市外からの企業誘致」を図るため、企業の本社、工場、開発拠点、研究所の新增設等を促進する支援制度として、平成14年度の制度創設以降、170件の指定を行ってきました。</p> <p>② 平成27年度には、中小企業について助成期間を5年とするとともに、京都市産業技術研究所「知恵創出“目の輝き”認定企業」を「京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金」の対象とするなど、中小企業に対する支援内容の充実を図り事業拡大をより一層支援する制度としております。引き続き、京都経済の活性化のため、中小企業の市内での事業展開を支援してまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <p>・戦略的企業誘致の推進 522,400千円  (うち 企業立地促進助成 492,000千円)</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成14年4月 「企業立地促進制度」の創設(170件指定)  (令和元年12月末現在)</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 5 6
要 望 内 容	回 答		
<p>2 5 6 公共事業・物品購入について、下請けも含め地元中小企業への発注率・発注額ともに引き上げること。さらなる分離・分割発注につとめること。「中小企業取組状況報告書」を作成し、中小企業支援を強めること。</p>	<p>① 公契約基本条例において、「本市は、法令上の制限がある場合、専門的な能力を有する者に発注する必要がある場合その他特別の事情がある場合を除き、市内中小企業へ発注するよう努めるものとする」と定めており、条例に基づき、分離・分割発注など市内中小企業の受注機会の増大が図られるよう努め、地域経済の活性化及び雇用の創出に寄与してまいります。</p> <p>② 公共事業について、法令上の制約のある政府調達協定の対象となる案件でも、市内中小企業が元請として参画しやすくなるよう、共同企業体方式を採用するなどの工夫を重ねております。</p> <p>こうした取組の結果、平成 3 0 年度の市内中小企業との契約件数の割合は、約 9 割となっております。</p> <p>③ 市内中小企業の下請への参入については、入札公告、契約約款等で下請契約の相手方には、市内中小企業を選定するように努めることを明記するなどの取組の結果、平成 3 0 年度の下請企業に占める市内中小企業の割合は、約 7 割となっております。</p> <p>④ なお、市内中小企業の受注状況等については、ホームページで公表しているところです。今後とも、市内中小企業の受注機会の増大などに取り組んでまいります。</p> <p>⑤ 中小企業振興に関する取組状況については、事務報告書による市会への御報告や個別の事業ごとの広報発表や成果発表等の実施により、広く市民への周知に努めて</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 5 6
要 望 内 容	回 答		
	<p>おり、今後も様々な機会を捉えて、本市の中小企業振興の取組状況を発信してまいります。</p> <p>⑥ 中小企業の実態把握については、中小企業800社を対象とした四半期ごとの景況調査に加え、経済団体との日常の連絡や定例会議を通じてタイムリーに情報収集するとともに、「京都市地域企業未来力会議」や業界団体等の懇談会等において、意見交換を活発に実施しております。</p> <p>⑦ また、中小企業支援について、本市では、京都商工会議所等と一体となって、58名の経営支援員が、市内の身近な5箇所の相談窓口に加え、企業活動の現場を訪問しての巡回相談において、様々なニーズにワンストップで応える経営相談や、支援策の案内等に努めております。</p> <p>⑧ 引き続き、「京都市地域企業未来力会議」や業界団体との意見交換をはじめ、あらゆる機会を通して、現場の声を反映した実効性ある振興策を検討・推進し、中小企業支援を強化してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 5 7
要 望 内 容	回 答		
<p>2 5 7 伝統産業実態調査を行い、職人の後継者育成をはかり、従事者の賃金及び工賃の底上げをはかること。伝統産業従事者設備改修等事業補助制度については通年で申請できるようにし、拡充を図ること。新商品の開発、販路の拡大を支援すること。</p>	<p>① 伝統産業に係る実態調査については、伝統産業設備改修等補助制度において、申請事業者に対する個別訪問による聞き取り、過年度の制度利用者へのアンケート、また業界への需要調査等、幅広く実施しております。また、西陣織工業組合では、昭和30年から3年に1度、西陣機業の全数調査を行っており、平成30年度には市府による支援の下、実施いたしました。これらの調査結果を踏まえ、後継者育成をはじめとする業界の諸問題に対し、より効果的な後継者育成の施策を検討・実施してまいります。</p> <p>② 伝統産業設備改修等補助制度については、業界に対する次年度の需要調査の結果を踏まえ、一定のニーズに応えることができる予算を計上するとともに、計画的に申請いただけるよう、周知に努めてまいります。</p> <p>③ 新商品の開発、販路拡大については、令和2年度も、パリ市と共同で実施している「京ものアート市場開拓支援事業」を引き続き実施し、海外での新たな市場開拓の支援に取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都×パリ」京ものアート市場開拓支援事業 22,220千円</li> <li>・伝統産業設備改修等補助制度 45,000千円</li> <li>・技術後継者育成事業 4,000千円</li> <li>・販路開拓、産地商品宣伝事業 16,242千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 5 7
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>&lt;京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト&gt; (平成30年度) 延べ30事業者32名に対し、新規雇用者の指導等に対する費用に補助金を交付</p> <p>&lt;京ものアート市場開拓支援事業&gt; (令和元年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨーロッパにおける展示会等</li> </ul> <p>会期：2月6日～16日 (パリ市での展示会) 2月27日～3月1日 (ロンドン市でのアートフェア出展予定)</p> <p>参画者数：10組</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 5 8
要 望 内 容	回 答		
<p>2 5 8 西陣織物産地の絹織物職人の工賃の引き上げ，道具類の確保，織機等のメンテナンスを担う人材の養成と確保を行うこと。これらを具体化する「西陣織産地振興協議会（仮称）」をつくること。</p>	<p>① 工賃の引上げについては，西陣織工業組合が京都市内の組合員に対し，丹後地区絹織物業最低工賃基準以上の金額で業務を委託するよう周知しているところであり，本市においてもホームページ等での周知を行っております。</p> <p>② 道具類の確保，織機等のメンテナンスの担い手養成と確保については，稀少道具類の確保と需給安定化を目的に，府内 1 5 の伝統産業産地組合によって構成される「京都伝統産業道具類協議会」において，道具類に関する調査・回収及び貸出制度を実施していることに加え，平成 2 7 年度から，同協議会の事務局である西陣織工業組合が，織手の技術力養成を目的とした研修を実施しており，引き続き，これらの取組を支援してまいります。</p> <p><b>（令和 2 年度予算額）</b></p> <p>・ 販路開拓，産地商品宣伝事業 1 6 ， 2 4 2 千円</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	259
要望内容	回答		
259 友禅職人の工賃の引き上げ，各種工程の維持のための後継者育成等の支援をさらにすすめること。	<p>① 本市支援の下，京手描友禅協同組合が構築した京手描友禅のトレーサビリティシステムを運用し，手描友禅の価値を高めることで，需要と販路の拡大を図るべく引き続き支援してまいります。</p> <p>また，後継者育成については引き続き，育成資金の交付や「伝統産業技術後継者育成研修」を実施するなど，積極的に取り組んでまいります。</p> <p>② さらに，伝統産業業界における後継者確保や技術継承と，障害のある方の就労支援・職域拡大という社会的課題の解決を図るため，両者のマッチングを通じた伝福連携を推進しているところであり，令和2年度も引き続き工程の維持や後継者育成等を支援してまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術後継者育成事業 4,000千円</li> <li>・伝統産業技術後継者育成研修（地方独立行政法人京都市産業技術研究所） 15,672千円</li> </ul> <p>※法人予算により実施（京都市産業技術研究所運営費交付金の一部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市伝福連携担い手育成支援事業 1,276千円</li> <li>・伝福連携推進等事業所整備助成（仮称） 218,000千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 5 9
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>(令和元年度)</p> <p>&lt; 伝統産業技術後継者育成研修 (地方独立行政法人京都市産業技術研究所) &gt;</p> <p>京友禅 (手描) 受講者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎コース : 8 名</li> <li>・プロ養成コース : 8 名</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	260
要 望 内 容	回 答		
260 事実上の大型店誘致策である「商業集積ガイドプラン」は撤回すること。大規模小売店舗立地法は需給調整が可能となるよう法改正を国に求めること。	<p>① 平成18年のいわゆる「まちづくり三法」の見直しでは、大規模小売店舗立地法が法の目的である周辺生活環境保持の機能を果たしていると評価されております。</p> <p>② また、小売業を行う店舗の立地に関しては、地域的な需給調整を勘案しないという国の経済政策の方向性は堅持されております。</p> <p>③ 一方、本市では、「京都市商業集積ガイドプラン」を平成12年6月から運用し、無秩序な商業開発の抑制に大きな効果を上げております。</p> <p>④ 今後とも、「京都市商業集積ガイドプラン」を適切に運用し、地域の特性に応じた魅力ある商業集積の実現を図ってまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 6 1
要 望 内 容	回 答		
<p>2 6 1 「商店街振興条例」の具体化，推進に当たっては，一つひとつの商店の実態調査を行い，小売店・商店街の振興をはかるものとする。総合的な商業振興策を確立し，具体化をはかること。空き店舗の効果的活用をはかること。</p>	<p>① 本市においては，これまでから京都府とも連携し，市内全商店街へのヒアリングを行い，各商店街の現状について把握しております。</p> <p>このヒアリング結果も踏まえ，平成 2 9 年度から，商店街の活性化に取り組む担い手が不足している商店街にコーディネーターを派遣し，学生団体等とのマッチングを図り，その知恵やアイデア等を活かした事業に取り組んでまいりました。</p> <p>② その他，これまでから商店街の空き店舗を活用したコミュニティ施設の整備に対する補助をはじめ，イベントなどの商店街の賑わいづくりや消費喚起への取組，アーケード・街路灯の設置などの商店街の魅力を向上させる取組，さらに，防犯カメラの導入や街路灯の L E D 化などの安心・安全で快適な買い物環境を創出する整備に対する補助等，商店街の活性化への支援を行ってきたところです。</p> <p>中でも，空き店舗対策については，平成 2 7 年度から，出店希望者と空き店舗所有者とのマッチング事業の他，新規出店に伴う店舗改装工事費等の補助制度や物件見学会の開催等にも取り組んでおり，延べ 3 7 件の成約につなげてまいりました。</p> <p>③ 令和 2 年度からは，全商店街に新たにヒアリングを行うとともに，地域資源の活用やブランド化が期待できる商店街にコーディネーターを派遣して，文化・教育・福祉等との融合による取組を進めることで，商店街の活性化や空き店舗の解消等を目指してまいります。</p> <p>④ 本市では，今日のめまぐるしい商業環境の変化に対応するため，長期の商業振興計画を策定するのではなく，平成 2 8 年度に学識者等で構成する商業振興アドバイ</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	261
要 望 内 容	回 答		
	<p>ザリー会議を設置し、実施施策の検証や新規施策の立案等、本市の商業施策全般について幅広い御意見をいただきながら、施策を推進する体制を整備しました。</p> <p>今後とも、商業者や市民の生の声をお聞きしながら、商店街の賑わい創出を支援し、京都らしい魅力ある商業の活性化を進めてまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店街等支援事業 <span style="float: right;">60,300 千円</span></li> <li>&lt;内訳&gt;</li> <li>    商店街等環境整備事業</li> <li>    商店街等競争力強化事業</li> <li>    商店街地域資源活用事業【政策的新規・充実】</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 22 年 4 月 「京都市商店街の振興に関する条例」施行</p> <p>平成 23 年 3 月 「京都市商業活性化アクションプラン 2011」策定</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 6 2
要 望 内 容	回 答		
<p>2 6 2 買物弱者について実態調査を行い，産業観光局・保健福祉局・都市計画局・区役所等関係局が連携を強め，地元の事業者，団体と協議し対策を早急に具体化すること。</p>	<p>① 買物弱者対策については，近年，大手スーパーや中小小売店等による移動販売や宅配サービス等のほか，社会福祉協議会やNPO団体等による家事支援を含めた買物代行など，福祉的な観点を含めた多様なサービスが実施されており，本市としましても，商店街をはじめとする民間事業者と連携し，買物環境の向上に努めてまいります。</p> <p>② 支援が必要な高齢者に対しては，現在，介護保険による訪問介護サービス及び京都市総合事業の訪問型サービスの一環としてホームヘルパーが買物の代行等を行っており，引き続き，適切な生活支援サービスが提供されるよう，関係機関とも連携を図ってまいります。</p> <p>③ 加えて，平成28年度から，各区単位で配置した「地域支え合い活動創出コーディネーター」の活動や「地域支え合い活動調整会議」の開催を通して，買物支援を含む高齢者の多様なニーズに対応するため，地域ケア会議と連携しながら，地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手養成等の資源開発に取り組んでいるところであり，今後とも住民が主体となる地域における支え合い体制の構築を進めてまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援サービスの基盤整備 80,305千円</li> </ul>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	263
要望内容	回答		
263 日本映画発祥の地にふさわしい映画振興へ、商店街、大学、地元住民や関係者と連携し、具体的な取り組みの支援を行うこと。	<p>① これまでから実施している「映画のまち・京都」にふさわしいロケ支援の充実やフィルムツーリズムの推進に加え、平成28年度から新たに、市民にエキストラとして映画・ドラマ等に出演していただくボランティア・エキストラ登録制度を立ち上げ、制作者、市民、双方に活用いただくことにより、撮影環境の改善とシビックプライドの醸成を図っております。</p> <p>② 今後も「京都市メディア支援センター」におけるロケ支援や、「京都映画祭」の成果を継承されている「京都国際映画祭」への支援等を通じ、映画文化・産業の振興、地域の活性化に取り組んでまいります。また、令和2年度は、京都が培ってきた映画文化の継承と更なる振興を図るため、時代劇をはじめとする映画を対象とした映画に係る新たな顕彰制度の創設に取り組んでまいります。</p> <p>③ また、マンガ・アニメ、ゲーム、映画などの京都のコンテンツ産業の更なる発展と振興及びクロスメディア展開を促進するため、オール京都の産学公連携の下に実施している「KYOTO CMEX (KYOTO Cross Media Experience)」を、各種イベントが連携して実施される世界最大規模の統合的フェスティバル「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」の一環として、引き続き開催してまいります。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <p>・ 京都国際映画祭 5,000千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	263
要 望 内 容	回 答		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都映画賞（仮称）の実施～時代劇の担い手を未来へ～ 16,000千円【政策的新規・充実】</li> <li>・ ロケ地情報の発信強化・作品誘致支援事業 10,700千円</li> <li>・ コンテンツ産業推進事業 63,600千円</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 9年12月 第1回京都映画祭の開催（～平成24年度）</li> <li>平成17年 2月 京都市ロケーション・ヘルプデスクの設置</li> <li>平成21年12月 京都市フィルム・オフィスの開設 9月, 10月 KYOTO CMEX2009の開催（以降, 毎年開催）</li> <li>平成25年11月 京都市メディア支援センターの開設 10月 第1回京都国際映画祭の開催（以降, 毎年開催）</li> <li>平成28年10月 京都市ボランティアエキストラ登録制度を開始</li> <li>令和 元年12月 京都映画賞（仮称）公開シンポジウムの開催</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 6 4
要 望 内 容	回 答		
<p>2 6 4 国・府・市の中小・小規模事業者への支援制度をわかりやすく紹介・周知するために、制度紹介パンフレットの作成・普及や、インターネットホームページ「京都市情報館」の内容の改善をすすめること。</p>	<p>① 本市では、京都商工会議所等と一体となって、58名の経営支援員が、市内の身近な5箇所の相談窓口に加え、企業活動の現場を訪問しての巡回相談において、様々なニーズにワンストップで応える経営相談や、支援策の案内等に努めており、補助金申請に関する相談のほか、売り上げ増加、販路開拓等の経営力強化、創業に関する相談など、きめ細やかな対応を行っています。</p> <p>② これらの窓口以外でも、様々な場所で気軽に支援策の情報を得られるよう、パンフレットはもとより、京都市情報館をはじめ、SNSやメールマガジンなどを活用し、事業者へ直接的に情報発信を実施しております。</p> <p>③ また、本市では、日頃から、京都経済センターを核として、オール京都での中小企業・地域企業支援を進めており、同センターにおいて、あらゆる支援制度をわかりやすく紹介・周知するとともに、公益財団法人京都高度技術研究所（ASTEM）や京都市産業技術研究所、200店舗を超える制度融資の取扱金融機関などの産業支援機関と支援情報を共有し、密に連携を図るなど、市内のどの機関で御相談いただいてもタイムリーな情報がワンストップで御案内できるよう取り組んでいるところです。</p> <p>④ 今後とも、気軽に相談が受けられる相談体制や、利用しやすい制度の構築により、必要な支援策が確実に事業者が届くよう、関係団体や市内産業支援機関等とも連携して取り組んでまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	264
要望内容	回答		
	<p>(令和2年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業経営支援体制の強化 72,000千円</li> <li>・ 中小企業創業・経営支援事業 12,200千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 6 5
要 望 内 容	回 答		
2 6 5 建設業や環境関連産業（グリーンエコノミー）等，各業別・業種別の振興政策を立案すること。	<p>① 本市では，グリーン（環境・エネルギー）分野，ライフ（医工薬・食品）分野，コンテンツ（マンガ・アニメ・ゲーム等）分野等の新産業分野をはじめ，商業，伝統産業，観光業，農林業等を重点的に振興するため，専門の部署を設置し，政策立案を行っています。</p> <p>② また，各業種・業界が抱える課題等については，中小企業経営動向実態調査等により把握に努め，必要な施策の立案につなげているところです。</p> <p>③ なお，あらゆる業種・分野を横断的に支援するため，京都商工会議所等と一体となって，58名の経営支援員が，市内の身近な5箇所の相談窓口に加え，企業活動の現場を訪問しての巡回相談において，様々なニーズにワンストップで応える経営相談や，支援策の案内等に努めており，補助金申請に関する相談のほか，売り上げ増加，販路開拓等の経営力強化，創業に関する相談など，きめ細やかな支援を行っています。</p> <p><b>（令和 2 年度 予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業経営支援体制の強化 7 2，0 0 0 千円</li> <li>・ 中小企業創業・経営支援事業 1 2，2 0 0 千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 6 6
要 望 内 容	回 答		
2 6 6 総合企画局や政府各機関等との連携を密にし、 経済・工業・商業・雇用等の実態調査と実態把握に努 めること。	<p>① 本市ではこれまでから、市内産業間における取引状況等をまとめた産業連関表の 分析により、産業構造の俯瞰的な把握や、国や府、さらには経済団体等が実施する 統計調査等のデータを活用し、経済等の実情把握に努めております。</p> <p>② 特に中小企業の実態把握については、中小企業 8 0 0 社を対象とした四半期ごと の景況調査に加え、経済団体との日常の連絡や定例会議を通じてタイムリーに情報 収集するとともに、「京都市地域企業未来力会議」や業界団体等の懇談会等におい て、意見交換を活発に実施しております。</p> <p>③ 引き続き、統計データも併せて活用するとともに、関係機関等とも連携を図りな がら、経済の実態把握等に努めてまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b> ・地域経済構造分析事業 1 9 , 4 0 0 千円【政策的新規・充実】</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	267
要 望 内 容	回 答		
<p>〔6〕 農林業の振興を</p> <p>267 国連「家族農業の10年」キャンペーンに取り組み、家族農業・小規模農業への支援をすすめること。農業・農民・市民団体などによるイベントなどを支援すること。</p>	<p>① 市内農業の大部分を支える小規模農業は、京野菜を主に生産する家族農業が中心であり、本市では、これまでから京の旬野菜推奨事業の実施や新京野菜の開発・普及に取り組み、小規模農業における所得向上に努めております。</p> <p>② また、各地域で開催される農産物品評会において、市長賞等の表彰を行うことで、小規模農業を含む農業全体の技術研鑽や営農意欲の向上を図っています。</p> <p>③ 京都府や本市等が主催するイベントの情報については、農業協同組合や各種農業団体を通じて、農家等へ周知するとともに、出展に関する支援を行っております。</p> <p>④ 今後も、家族農業を含む小規模農業全体における所得向上や営農意欲向上に繋がるような取組を継続するとともに、各種団体等が実施するイベント等の開催を支援してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	268
要 望 内 容	回 答		
268 中山間地の集落営農を守るため、耕作放棄地対策、担い手支援、域内販路拡大、農業施設整備等を強めること。	<p>① 中山間地域では、平成12年度から「中山間地域等直接支払制度」を導入し、集落で行う耕作放棄地発生防止の取組や共同利用機械の導入等の支援を行い、集落営農の維持を図っています。</p> <p>② また、令和元年度は、水尾地域における地元が実施する柚子加工施設の整備及びブランド化推進のための新商品開発等の取組や、京北地域における農業生産に必要な機械の導入に対して支援を行い、担い手の確保や農家の所得向上を図っているところです。</p> <p>③ 今後も、中山間地域での営農が継続的に行われるよう、地域の実情に即した効果的な支援を実施してまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域等直接支払制度 29,800千円</li> <li>・農業生産振興対策 6,313千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>&lt;令和元年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域等直接支払制度 実施数 34団体</li> <li>・水尾地域の柚子加工施設の整備等 一式</li> <li>・京北地域へのコンバインの導入 1台、穀物乾燥機の導入 3台</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 6 9
要 望 内 容	回 答		
<p>2 6 9 生産緑地の保全・拡大とともに、市内の農地を守る対策を強めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定生産緑地制度の趣旨を農業者に徹底し、申請・適用を進めること。</li> <li>・都市内の農地の基盤整備，直売所の設置，地産地消，学童農園，体験農園などの取組みを支援すること。</li> </ul>	<p>① 本市では、平成 2 9 年 6 月の生産緑地法改正を受け、生産緑地の指定対象となる規模要件を緩和する「京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定・施行（平成 3 0 年 4 月）するとともに、「特定生産緑地制度」については、現在、生産緑地所有者宛のお知らせ送付や、セミナーでの説明など、積極的な制度周知に努めております。今後も、特定生産緑地の指定に向け、周知等を円滑に進めるなど、生産緑地の適正な維持・保全に向けた取組を行ってまいります。</p> <p>② また、生産緑地の保全のため、農業振興に繋がる共同利用機械の導入や揚水ポンプ等の農業用施設の改修・補修・更新の他、地産地消の啓発，体験農園の整備等に対して引き続き支援をしてまいります。</p> <p><b>（令和 2 年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産振興対策 6, 3 1 3 千円</li> <li>・農業基盤整備事業 3 8, 8 9 8 千円</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>&lt;平成 3 0 年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市農業生産振興対策 パイプハウス 6 棟</li> <li>・農業基盤整備事業（生産緑地対策） 揚水機等改修 1 2 箇所</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	270
要 望 内 容	回 答		
270 農林業と市民生活を守るためサル、イノシシ、シカ等の捕獲，追い上げを強化すること。捕獲補助金を拡充すること。有害鳥獣防護柵敷設年間計画を拡充すること。防護柵補修費にも補助金を交付すること。	<p>① 有害鳥獣被害防止対策については，農家団体への防除柵の設置助成，地域ぐるみの鳥獣対策への支援などの防除対策と，猟友会等の協力による捕獲対策を組み合わせ，効果的に行うことにより，市内全体の平成30年度の農林作物被害額は，ピーク時の平成22年度から，約5分の1に減少しております。</p> <p>② イノシシ，シカについては，市内農協や森林組合，本市等で構成する「京都市農林作物鳥獣被害対策協議会」を設置し，国や府の制度も活用しながら，防除対策の推進，捕獲の強化に取り組んでおります。</p> <p>さらに，イノシシ，シカの市街地への侵入防止のため，防除柵やICTを活用したわなの設置のほか，本市独自の捕獲奨励制度の創設により，捕獲体制の充実にも努めております。</p> <p>③ サルについては，集中的な捕獲を実施した結果，農作物被害は大幅に減少しており，平成29年度からはGPSを活用して位置を把握するなど，効果的な追上げ活動と捕獲を実施してまいりました。しかし，平成31年3月頃に東山地域等で特定のサルによる人身被害が発生したため，市職員によるパトロールや，寺社，交通機関と連携した観光客への注意喚起等を実施し被害の防除に取り組んでまいりました。引き続き，京都府や大津市等とも連携し，地域の被害状況に応じた追払いや捕獲に取り組むとともに，出没時には被害の防止に向けて迅速な対応を行ってまいります。</p> <p>④ アライグマについては，外来生物法に基づく防除実施計画を策定し，専門機関に</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	270
要 望 内 容	回 答		
	<p>よる捕獲を実施しており，引き続き，市域からの根絶を目指し，専門機関と連携のうえ，隣接自治体とも情報共有及び協議を行いながら，取組を推進してまいります。</p> <p>⑤ 防除柵については，地域で取り組む防除施設の設置に際して，資材費の補助を行っています。</p> <p>引き続き，防除効果を持続させるため，地域ぐるみでの見回り等の徹底を図るなど，施設が適切に維持管理されるよう取り組んでまいります。</p> <p>⑥ 今後とも，有害鳥獣被害防止の推進のため，関係局区で構成する「京都市野生鳥獣被害対策会議」において連携を図り，全庁を挙げて有害鳥獣対策を推進してまいります。</p> <p>また，これまでから有害鳥獣対策の支援制度の充実について，国に対して要望しており，引き続き強力求めてまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <p>&lt; 市民生活被害対策 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野生鳥獣による生活環境被害防止対策及び自主防除組織支援対策 6, 400 千円</li> </ul> <p>&lt; 農林業被害対策 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害鳥獣被害防止対策事業 8, 000 千円</li> <li>・ 有害鳥獣等許可業務 2, 900 千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	270
要 望 内 容	回 答		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合獣害対策事業 86,787千円</li> <li>（うち、捕獲奨励金 30,800千円）</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>&lt;イノシシ及びシカ対策&gt;</p> <p>平成26年度 本市独自のシカ捕獲奨励金を導入</p> <p>平成29年度 イノシシの市街地への侵入経路特定調査 東山周辺でのイノシシの捕獲檻設置</p> <p>平成30年度 本市独自のイノシシ捕獲奨励金を導入</p> <p>令和 元年度 ICTを活用したわなによる捕獲システムの導入</p> <p>&lt;農林作物被害額の状況&gt;</p> <p>平成28年度 71,111千円</p> <p>平成29年度 59,918千円</p> <p>平成30年度 51,375千円</p> <p>※被害額のピーク時：平成22年度 254,949千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	271
要 望 内 容	回 答		
271 持続可能な森林づくりに取り組み、自伐型林業を支援すること。	<p>① 本市では、持続可能な森林づくりに向けて、間伐や植林などの森林整備に取り組むとともに、担い手を確保するため、林業事業者が新規就労者に貸与する機材等の購入支援や、長期就労者への奨励金支給、退職金積立の助成などに取り組んでおります。また、労働事故を防止するため、林業事業者が実施する安全講習等の労働安全対策も助成しております。</p> <p>② また、自伐林家をはじめ、林業事業者の施業環境を改善するため、林道や作業道等の開設や修繕にも取り組んでおります。</p> <p>③ 引き続き、担い手の確保や林業のインフラ整備に取り組むとともに、森林所有者による手入れがしやすく、収入にもつながりやすい特用林産物等の生産に適した樹種への植え替えを支援するなど、自伐型林業を支援してまいります。</p> <p>④ さらに、林業の活性化や森林の保全について、これまでの林業振興施策の枠組みに捉われない全庁的な取組を推進するため、早期にプロジェクトチームを立ち上げ、今後、具体的な施策について検討してまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林整備事業 80,800 千円</li> <li>・ 林業担い手対策事業 5,535 千円</li> <li>・ 京都市版森林管理システム構築事業 33,500 千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	272
要 望 内 容	回 答		
<p>272 北山杉をはじめ市内林業の振興を図るため以下の取り組みをすすめること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植林，間伐など森林整備を一層強化すること。</li> <li>・公共・民間建築物等への京都産材の活用をオール京都市ですすめること。</li> <li>・みやこ杉木制度の活用条件を緩和し，工務店・設計士にも広げること。</li> <li>・間伐材のチップ・ペレット化など一層の活用をはかること。</li> </ul>	<p>① 本市では，これまで間伐や植林などの森林整備をはじめ，放置された間伐材の搬出，さらに森林整備の要となる林道の維持管理に対する支援などに取り組んでいます。また，現在，大規模集約型林業モデル事業において，効率的で収益性の高い林業の構築に向けた取組を進めており，更なる森林整備の促進に努めてまいります。</p> <p>② 「京都市公共建築物等における木材利用基本方針」に基づき，公共建築物や学校図書館等において市内産木材「みやこ杉木」を使用した木材製品を導入するなど，公共建築物等への市内産木材の使用を積極的に進めており，民間における利用の拡大に繋げているところです。</p> <p>③ また，市内産木材を使用する住宅のリフォームに限定していた補助の対象を，平成25年度から新築住宅や店舗等に拡大し，平成27年度から店舗等への木製屋外広告物に対しても助成対象とするなど，制度の充実を図っています。</p> <p>引き続き「みやこ杉木認証制度」を運用する京都市域産材供給協会の活動を支援し，安定した供給体制の確立に努めるなど，民間における市内産木材の需要拡大に取り組んでまいります。</p> <p>④ さらに，令和2年度は，民間ビル等の内装材等に市内産木材を利用する場合に補助する制度を新たに創設してまいります。</p> <p>⑤ 間伐材等の木質バイオマスについては，木質ペレットだけでなく，未利用木材等をエネルギー源としたバイオマスエネルギーの利活用が図れるよう，効果的な仕組</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	272
要 望 内 容	回 答		
	<p>みを検討してまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林整備事業 80,800 千円</li> <li>・ 森の力活性・利用対策 62,200 千円</li> <li>・ 災害に強い森づくりの推進 157,300 千円  (うち京都市内産木材搬出支援 5,000 千円)  (うち京都市林業用道路保全活動支援 17,100 千円)</li> <li>・ 京都らしい森づくりの推進 44,711 千円  (うち古都の美林を守る森林支援事業 5,800 千円)</li> <li>・ 大規模集約型林業モデル事業 10,000 千円</li> <li>・ 木のあるまちづくりの推進 33,800 千円  (うち市内産木材総合需要拡大事業 1,600 千円)  (うち市内産木材を使った京のまちなみ推進事業のうち非住宅施設の  木造・木質化支援 10,750 千円【政策的新規・充実】)  (うち未利用木材の利用促進事業 6,000 千円【政策的新規・充実】)</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	273
要 望 内 容	回 答		
<p>7 安心して住み続けられるまちづくりを ◆安全安心の消防活動を 273 消防職員の削減計画は撤回し、人員・装備の両面で増強すること。</p>	<p>① 本市の人口当たりの消防職員数は、他の政令指定都市と比較して多い状況となっております。</p> <p>② 昭和30年代の700件をピークに火災は年間200件程度まで減少しており、さらに、住宅用火災警報器の普及などにより、火災を初期段階で覚知する頻度が増加していることから、消防戦術の見直しや消防隊等の部隊配置の適正化等に取り組んでおります。また、救急件数は年々増加しており、救急車の現場到着時間は全国的に遅延傾向の中、本市では救急隊を増隊するなど、全国トップクラスの現場到着時間を維持しております。</p> <p>③ 局本部及び消防署の組織改正を行い、民泊、高齢者等への防火指導、消防団指導などを充実させております。今後も、消防のニーズに即応する効果的かつ効率的な運営に努めてまいります。</p> <p>④ 大規模災害や特殊災害等への指揮機能の向上を図るため、平成30年10月に消防活動総合センターに、本部直轄の指揮隊として南部方面統括指揮隊を設置するとともに、吉祥院特別救助隊と本部特別高度救助隊を統合し、救急救命士やポンプ車を配置するなど、機能強化を図りました。</p> <p>今後とも、消防活動態勢の強化を図るため、総合的な見地から消防の装備及び機能を増強し、また集約するなど、適切な消防力の確保に努めてまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	273
要望内容	回答		
	(令和2年度予算額) ・消防自動車整備 478,000千円		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	274
要 望 内 容	回 答		
274 消防団員，水防団員の処遇の改善にっそう努め，団員確保のために努力すること。消防団の運営費を増額すること。	<p>① 消防団員については，平成26年度の退職報償金引上げ，平成27年度の報酬制度創設により処遇改善を図っております。団運営費についても，平成27年度，平成30年度に増額しております。また，消防団員有志による消防団充実強化実行チームの活動支援や，市内経済団体への協力要請など様々な取組を行っていることにより消防団員数は着実に増加しております。今後も，更なる団員確保を見据えながら，退職報償金，報酬，団運営費の確保に努めてまいります。</p> <p>② 水防団員については，長時間過酷な状況にさらされるという実態に即したものとなるよう，平成30年度に出動手当等の改善を行ったところです。また，活動環境の充実のため，装備（水防服等）の見直しを行いました。</p> <p>さらに，団員確保に向け，市民しんぶん伏見区版（令和元年6月15日号）に記事を掲載し，水防団の仕事内容や魅力についてのPRを行いました。今後も，様々な機会を通じて水防団を積極的にPRし，水防団員確保に努めてまいります。</p> <p><b>（令和2年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団管理                    301,800千円</li> <li>・消防団員報酬                180,000千円</li> <li>・消防団員手当                162,000千円</li> <li>・消防団運営                    42,000千円</li> <li>・水防事務組合負担金        30,946千円</li> </ul>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	275
要望内容	回答		
<p>◆安心して住み続けられるまちづくりを</p> <p>275 空き家対策については以下の内容に力を入れること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽危険家屋等による住環境阻害への対策を強めること。区役所・支所の相談窓口にて、解決に向けて具体策を講じる権限と人員を配置すること。</li> <li>・危険家屋の解体補助制度は、市内全域を対象にすること。予算を増やすこと。</li> </ul>	<p>① 本市の空き家対策は、官民連携による総合的なコンサルティング体制の整備、地域の居場所や芸術家の住まい・制作場所等の地域コミュニティの活性化に資する空き家の活用の促進、更には、空き家の適正な管理、跡地の活用といった総合的な取組を推進しております。</p> <p>② 加えて、今後、人口や世帯数の減少、自然災害の多発化も予測され、空き家問題の更なる深刻化が予想されることから、令和元年8月に「空き家の更なる活用促進に向けた抜本的な空き家対策」を取りまとめ、放置空き家の発生・長期化の予防や空き家の活用・流通をより一層促進させることとしています。</p> <p>③ この抜本的な空き家対策により、危険な放置空き家をなくし、市民の安心安全を確保するため、令和2年課税分から固定資産税等の住宅用地特例適用の見直しを図るとともに、市民からの通報等に対しては、区役所・支所との連携の下、管理不全空き家の所有者に自主改善を求める指導等を、引き続き、徹底してまいります。</p> <p>また、空き家問題に取り組む関係団体との連携を深め、地域の思いに沿った活用や権利関係が複雑な事案など、活用や処分が困難な事案の問題解決を行うことで、空き家の更なる活用・流通に繋げてまいります。</p> <p>④ 危険空き家への対応につきましては、空き家所有者自らの責任において、適正に行われることが前提です。一方で、まちをより安全にするために、災害時に危険となる密集市街地・細街路の老朽建築物を除却することを目的とした制度として、引</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	275
要望内容	回答		
	<p>き続き、「老朽木造建築物除却事業」を実施してまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <p>・空き家対策推進事業 165,871千円</p> <p>&lt;事業内容&gt;</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>空き家の更なる活用促進に向けた抜本的な空き家対策の推進</p> <p style="text-align: right;"><b>【政策的新規・充実】</b></p> <p>空き家に関する普及・啓発</p> <p>総合的なコンサルティング体制の整備</p> <p>地域連携型空き家対策促進事業</p> <p>空き家活用促進のための支援事業</p> <p>法・条例に基づく指導，勧告，命令等の適正管理対策</p> </div> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成25年 7月 「総合的な空き家対策の取組方針」の策定</p> <p>平成26年 4月 「京都市空き家等の活用，適正管理等に関する条例」を施行 区役所に通報窓口を設置 地域の空き家相談員の登録開始</p> <p>6月 空き家活用・流通支援等補助金の創設</p> <p>7月 京都市「空き家活用×まちづくり」モデル・プロジェクト補助金の創設</p> <p>9月 専門家派遣制度の実施</p> <p>平成27年 4月 代執行による管理不全空き家の除却の実施</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	275
要 望 内 容	回 答		
	<p>1 2 月 「京都市空き家等の活用，適正管理等に関する条例」を改正</p> <p>平成 2 8 年 4 月 固定資産税納税通知に併せた空き家に係るチラシの送付</p> <p>7 月 京都市空き家等対策協議会の設置</p> <p>8 月 マイホーム借上げ制度及びおまかせ借上げ制度活用促進補助金の創設</p> <p>平成 2 9 年 1 月 代執行による管理不全空き家の除却の実施</p> <p>3 月 「京都市空き家等対策計画」の策定</p> <p>5 月 総合的な空き家対策等をより実効性のあるものとするための制度改正等について国に要望を実施（令和元年度も実施）</p> <p>平成 3 0 年 8 月 京都市空き家等対策協議会部会の設置</p> <p>令和 元年 8 月 「空き家の更なる活用促進に向けた抜本的な空き家対策」の取りまとめ</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 7 6
要 望 内 容	回 答		
2 7 6 市営住宅の新規建設を行うこと。民間が所有する空き家を市営住宅としても活用すること。	<p>① 市営住宅については、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、必要最小限の建て替え、計画的な集約を行うとともに、既存住棟を長く有効に活用するため、適切な維持管理と、耐震改修やエレベーター設置等の改善を進めております。</p> <p>② また、本市では必要な戸数について市営住宅の空き家整備を実施のうえ、公募を行っており、近年の応募や入居状況を踏まえると、団地毎の偏りはあるものの、供給量は概ね充足していると考えられることから、現時点では、民間が所有する空き家を市営住宅として活用する予定はありません。</p> <p>③ 引き続き、真に住宅に困窮する方々の居住の安定の確保に向け、市営住宅の適切な維持管理及び供給に努めてまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <p>・市営住宅改善事業 4, 1 5 4, 4 9 1 千円</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

277 市営住宅の管理戸数を減少させる「市営住宅ストック総合活用計画」は見直すこと。

- ・「改良住宅」については、公営住宅と同じ位置づけで戸数を減らさないこと。公募戸数を増やすこと。跡地は売却せず、公共用地として活用すること。
- ・年次計画を持って公募戸数を増やすこと。単身者住戸の拡充、シェアハウスの利用など、公募対象を柔軟に決定すること。
- ・市営住宅の入居資格の収入基準を引き上げ、募集対象を拡大すること。子育て世帯向け・若年層世帯向け住戸数を市内全域に増やすこと。
- ・耐震改修、エレベーター設置は「ストック総合活用計画」を前倒ししてでも早急にすすめること。その際、入居者の負担増にならないようにすること。浴室のない市営住宅に浴室を早期に設置すること。また、高齢者向け住宅の改善を早急にすすめること。
- ・障害者向け住宅については、入居者負担ではなく市の負担で障害の状況に対応できる居室や浴室への改善をはかること。
- ・畳及び浴槽、住宅用火災警報器等については、全戸対象に全額市の負担で改修・取替を行うこと。
- ・入居・住み替え・名義承継にあたっては、保証人を求

① 改良住宅で発生した空き住戸については、地域コミュニティの活性化を進め、併せて、ストックとしての有効活用を図るため、適宜、一般公募を実施しております。

また、集約後の跡地についても、地域コミュニティの活性化や魅力あるまちづくりに資するよう、有効活用を進めてまいります。

② 市営住宅の空き家整備については、迅速かつ効率的に進めており、今後とも公募戸数の確保に努めてまいります。単身者向け住宅の公募については、高い応募倍率が続く状況を踏まえ、単身者向けに建設した住戸に加え、小規模な世帯向け住戸も単身者向けに提供しており、引き続き、応募者のニーズに応じた公募に努めてまいります。

③ 市営住宅における入居収入基準額については、京都市住宅審議会から、「最低居住水準の住宅を確保することが困難な収入の上限額」として答申を受けた収入基準額に基づき、京都市市営住宅条例において定めており、入居収入基準額の引き上げは現時点では考えておりません。

一方で、中学校修了前の子どもがいる世帯等、特に居住の安定を図る必要がある者などについては、裁量階層に位置付けており、本来の収入基準（月額158,000円）を月額214,000円まで引き上げておりますが、子どもが生まれる前から切れ目ない住宅支援を行うという観点から、新婚世帯についても裁量階層に追加してまいります。

さらに、子育て世帯向け・若年層世帯向け住戸の供給については、洛西、向島地

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 7 7
要 望 内 容	回 答		
めないこと。	<p>域を中心に、整備可能な空き住戸の状況や一般公募とのバランス等を踏まえながら実施しており、平成30年度から、新たに山科地域においても子育て世帯向けリノベーション住戸の供給を図る等、新たな地域での実施にも取り組んでおります。</p> <p>④ 耐震改修及びエレベーターの設置等については、同時に実施することにより改善工事に係る入居者の負担軽減及び効率的な事業執行に努めております。</p> <p>また、浴室のない住戸への浴室設置及び高齢者等対応住戸改善についても、引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>なお、上記の改善工事等を実施した場合には、国の通知で定められた算出方法に基づき、改善工事を実施した市営住宅の家賃が上昇することもあります。</p> <p>⑤ 本市では、車いすを利用されている方向けの住戸を整備する一方で、その他の住戸に関しては、バリアフリーデザインに関する要綱や法律に定めのある建築設計標準に基づき、標準的なものを整備しており、入居者の身体機能上の制限など個別の実情に合わせたバリアフリー改善の工事については、入居者の負担により実施していただくこととしております。</p> <p>なお、平成29年3月からは、車いす専用住宅の和室の段差解消を行った場合には、原状回復を請求しないこととしております。</p> <p>⑥ 市営住宅の修繕負担区分については、京都市市営住宅条例により、構造上重要な部分や給水施設、排水施設、電気設備などの維持に要する部分は公費負担とし、住宅の使用に伴い傷んだ畳やガラスの取替えなどの修繕や、電池式の住宅用火災警報器の交換については入居者負担としております。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	277
要 望 内 容	回 答		
	<p>なお、平成25年度から、入居者の負担軽減を図るため、設置後10年以上経過した風呂釜については、修繕負担区分を公費負担に見直しております。</p> <p>⑦ 入居承継は、前名義人が死亡又は退去された場合に新名義人が名義を承継する制度であり、新たな賃貸借契約となるため、再度、入居に関する所要の手続が必要です。</p> <p>なお、本市では、これまでから生活保護受給者や高齢者、障害者等で保証人が立てられないと認められる場合には、保証人を免除していますが、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることも踏まえ、市営住宅の住環境セーフティネット機能の観点から、令和2年4月以降、保証人制度を廃止し、緊急連絡先の提出を求めることといたします。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅における子育て世帯向けリノベーション住戸の供給 184,494千円</li> <li>・市営住宅管理運営 4,534,052千円</li> <li>・市営住宅改善事業 4,154,491千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>&lt;改善事業／令和元年度対象事業分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・檜原市営住宅 平成30年 4月～平成31年 3月 耐震改修工事，エレベーター設置工事 (5, 6, 11号棟)</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	277
要 望 内 容	回 答		
	<p>令和 元年 6月～</p> <p>耐震改修エレベーター設置（9, 10, 12, 13号棟）変更設計</p> <p>・大受市営住宅</p> <p>平成29年 3月～平成30年 7月 耐震改修実施設計（1, 2号棟）</p> <p>平成31年 3月～ 耐震改修工事（1号棟）</p> <p>・下鳥羽市営住宅</p> <p>平成27年 7月～平成28年 3月 耐震改修実施設計</p> <p>令和 元年 6月～ 工事発注に向けた設計見直し</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	278
要 望 内 容	回 答		
278 市営住宅の再整備にあたってはPFI手法をとらないこと。	<p>① 市営住宅の再整備等の大規模な事業を行う場合には、引き続き、本市のPFI導入基本指針に基づき、民間活力導入可能性調査を行い、PFI手法を含めた民間活力の導入の可能性などを総合的に判断したうえで、適切な事業手法を検討してまいります。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅改善事業 4,154,491千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>&lt;PFI手法を用いた団地再生事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八条市営住宅 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年 9月～平成28年 3月 団地再生事業における民間活力導入可能性の調査</li> <li>平成28年 6月～平成30年 3月 団地再生事業における事業手法の検討等</li> <li>平成29年10月～平成30年 1月 事業者選定に係る入札を実施</li> <li>平成30年 1月 落札者を決定</li> <li>平成30年 6月～ 団地再生事業実施（新棟建設、維持管理等）</li> </ul> </li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	279
要 望 内 容	回 答		
279 洛西・向島でのニュータウン活性化事業は、全世代が安心して住み続けることができるよう、住民からの具体的な声を聞き、住民の参加と合意のもとに進めること。バスの路線の新設・増便，その他の方法により，交通問題の解決をはかること。	<p>① 洛西・向島の両ニュータウンにおいては，少子高齢化や人口減少が急激に進行し，活力が低下しており，この状況を打破するための様々な分野の活性化策として，地域住民をはじめ，学識経験者や関係事業者等が協議・検討し，平成29年3月，「洛西ニュータウンアクションプログラム（以下「洛西AP」という。）」及び「向島ニュータウンまちづくりビジョン（以下「向島MV」という。）」が策定されました。</p> <p>② 現在，「洛西AP」及び「向島MV」に基づき，「子育て」，「高齢者」，「公園関係」，「住環境」等の様々な分野において，地域住民，事業者，大学，行政などが連携を図りながら，ニュータウンの活性化に取り組んでおります。</p> <p>③ 令和2年度は，洛西ニュータウンにおいては，洛西竹林公園子どもの広場の再整備後に実施予定のプレイパークについて，地域住民の御意見をお伺いしながら，実施内容の検討や運営体制の構築に取り組んでまいります。向島ニュータウンにおいては，向島中学校跡地の将来の活用について，関係機関と連携し，地域住民の御意見をお伺いながら検討を進めてまいります。</p> <p>④ 交通利便性の向上については，洛西ニュータウンにおいて，洛西地域を運行する全てのバス・鉄道事業者の連携の下，様々な公共交通利用促進の取組を進めてきた結果，洛西地域から阪急桂駅，JR桂川駅を結ぶバスの運行本数は1日当たり450本を超えるまでになっております。</p> <p>また，向島ニュータウンにおいては，地域から近鉄バスへの利便性向上の要望が</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	279
要望内容	回答		
	<p>ある中、「向島MV」において「既存路線バスの利便性向上に向けた取組」及び「ニュータウン内の新しい交通機能の検討」が掲げられており、いずれも住民と連携しながら「住環境ワーキンググループ」等において情報共有などを行っております。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニュータウンの活性化に係る取組の推進 238,600千円 (うち、洛西竹林公園子どもの広場再整備 213,600千円【政策的新規・充実】)</li> <li>・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 14,000千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>&lt;洛西APに係る取組&gt; (令和元年12月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洛西AP推進会議 (第1回:7月, 第2回:10月, 第3回:12月)</li> <li>・各テーマ別の「ワーキンググループ」開催 (延べ11回)</li> <li>・住み替え講演会及び相談会の開催 (10月) など</li> </ul> <p>&lt;向島MVに係る取組&gt; (令和元年12月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・向島MV推進会議 (第1回:5月, 第2回:8月, 第3回:12月)</li> <li>・各テーマ別の「ワーキンググループ」開催 (延べ32回)</li> <li>・向島推進体制作業部会の開催 (9月, 10月, 12月) など</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	280
要 望 内 容	回 答		
280 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度を拡充すること。分譲マンションの消火栓設備や給排水管等の改修に対する助成制度を創設すること。	<p>① 分譲マンション共用部分のバリアフリー化については、高齢者や障害のある方ははじめとする全ての住民にとって必要なものであることから、管理組合が自発的にバリアフリー改修を行うきっかけとなるよう、今後も当該制度の利用状況等を注視しつつ、引き続き改修助成に取り組んでまいります。</p> <p>② 分譲マンションにおける屋内消火栓設備等の消防用設備や給排水管については、所有者又は使用者で管理いただくことが原則であり、厳しい財政状況、また、公平性の観点からもそれらの改修に対する助成制度を創設することは困難と考えております。</p> <p>なお、消防用設備の改修の必要性が認められる場合には、他の用途の施設と同様に、改修の必要性などが十分に理解されるよう管理組合等の関係者に対して説明するとともに、関係者の負担により改修されるよう指導を続けてまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <p>・分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成 3,000千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成22年4月 「分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度」を創設</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	280
要 望 内 容	回 答		
	令和 元年度 助成対象を道路から各戸の玄関まで車いす等で通行可能にする工 事のみに変更 ( ・廊下, 階段などの段差の解消 ・通路や開口部の拡幅 ・上記に付随する手すりの設置, 床のノンスリップ化 )		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	281
要望内容	回答		
<p>281 都市公園の整備目標（10㎡/人）の達成に向けて、緑化にとどまらず、既存公園を縮小せず公有地を活用するなど年次計画を策定し、公園の整備を促進すること。</p>	<p>① 都市公園の整備については、財政状況が厳しい中、開園から50年以上が経過し、公園施設の更新などの再整備が必要な公園が多くあることから、再整備を優先して実施しております。</p> <p>なお、都市公園の新規整備については、厳しい財政状況ではありますが、土地区画整理事業において公園用地を確保することなどにより進めております。</p> <p><b>（令和元年度2月補正予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園施設整備事業（新規整備関連） 14,600千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 8 2
要 望 内 容	回 答		
<p>2 8 2 大宮交通公園のリニューアルの際の設計や工事計画案及び、公園内に設置予定の飲食店など便宜施設については、地域住民にていねいに説明し、要望を聞くこと。人気のゴーカート等の乗りものは、事業計画に取り入れること。</p>	<p>① 大宮交通公園については、令和元年 1 2 月に整備計画を決定し、広報発表を行うとともに、大宮、紫竹、待鳳の各学区の住民を対象に説明会を行うなど、丁寧な説明に努めてまいりました。また、ガソリンエンジンを使用した現行のゴーカートに替えて環境にやさしい乗り物を取り入れることとしており、令和 3 年春の再開園を目指してまいります。</p> <p>(令和元年度 2 月補正予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大宮交通公園再整備 2 0 8, 0 0 0 千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 9 年 8 月 「大宮交通公園のあり方」について、京都市都市緑化審議会から答申受け</p> <p>平成 3 0 年 1 2 月 大宮交通公園整備事業公募設置等指針の配布</p> <p>平成 3 1 年 4 月 設置等予定者として大和リース（株）を選定、公表</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 8 3
要 望 内 容	回 答		
2 8 3 公園の整備にあたっては、パーク P F I 方式は採用しないこと。	<p>① 本市においては、管理している公園の多くで老朽化が進展し、また、少子高齢化に伴う公園利用世代の変化や自然災害の頻発等により、公園に対する住民のニーズが変化してきており、地域の実情に沿った公園の再整備が必要となっています。</p> <p>② そのような中、平成 2 9 年 6 月に都市公園法が改正され、街区公園をはじめとした都市公園の新たな整備手法として、民間活力による公募設置管理制度、いわゆる P a r k - P F I の導入が可能となったことから、大宮交通公園の再整備においてはじめてこの制度を活用することとし、平成 3 1 年 4 月に事業者を公表しました。</p> <p>③ 今後、公園再整備にあたっては、公園の特性や地域を取り巻く状況、周辺住民のニーズを十分に把握するとともに、本市が策定したまちづくり方針を含め、民間事業者からの提案がこれらに適合したものであるかどうかについて、十分に検証したうえで、本制度も活用しながら、公園の魅力向上、質の向上につなげてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 8 4
要 望 内 容	回 答		
2 8 4 全ての公園のトイレにトイレットペーパーを設置すること。	<p>① 令和元年12月末現在、建設局が管理する912公園のうち、トイレは仮設を除くと282箇所あります。</p> <p>② トイレットペーパーは、管理事務所が現地に設置されている指定管理公園（宝が池公園子どもの楽園，梅小路公園，大宮交通公園（休園中））及び円山公園内に設置しております。</p> <p>③ トイレットペーパーの設置については、管理体制や経費等に課題がありますが、地域において管理体制が整った公園で検討を進めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 8 5
要 望 内 容	回 答		
2 8 5 公園への自動販売機設置については、電力消費・景観・環境等への配慮から、やめること。	<p>① 都市公園への自動販売機設置は、都市公園の防災機能の向上及び維持管理費用の貴重な財源を確保する取組として実施しております。</p> <p>② 自動販売機設置事業者の公募に当たっては、省エネルギー対応などの環境に配慮した機種であることや、景観に配慮したデザインであることを条件としており、今後も都市公園を美しく保つための財源を確保する取組として実施してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 8 6
要 望 内 容	回 答		
2 8 6 公園の定期的な除草など維持管理，街路樹の管理予算を増やすこと。	<p>① 公園，街路樹の維持管理については，厳しい財政状況の中ではありますが，公園の自動販売機設置事業者から支払われる使用料や，街路樹の沿道事業者から募る協賛金等も活用しながら予算の確保に努め，取り組んでまいります。</p> <p>(令和 2 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園維持管理 9 0 3 , 9 7 3 千円</li> <li>・街路樹育成管理 6 1 0 , 9 5 8 千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 8 7
要 望 内 容	回 答		
<p>2 8 7 屋外広告物対策については、引き続きいねいに説明を行い合意と納得を得ること。広告物・看板の付け替え・撤去についての助成制度を創設すること。許可期間を現行の3年から5年に延長するなど、手数料の負担軽減措置を講じること。</p>	<p>① 屋外広告物の規制と指導に当たっては、これまでの取組と同様、市民・事業者に必要な説明と丁寧な助言を行い、御理解をいただけるよう、引き続き努めてまいります。</p> <p>② なお、基準に合致する広告物・看板への付け替えに対する新たな助成制度創設や許可申請手数料の負担軽減については、これまで条例に基づき是正いただいた事業者との公平性の観点から困難であると考えております。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <p>・ 広告景観づくり推進事業 1 2 8, 2 8 8 千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>&lt;屋外広告物の取組について&gt;</p> <p>平成 8 年度 屋外広告物等に関する条例の改正 (許可期間を1年から3年に延長)</p> <p>平成 1 9 年度～ 優良屋外広告物補助金制度の創設</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 8 8
要 望 内 容	回 答		
<p>2 8 8 まちづくり条例は、住民の立場に立ったものに見直し、縦覧期間の延長、説明会の周知範囲の拡大、建築物の種類、規模など対象となる建築物の拡大を行うこと。</p>	<p>① 「京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例」については、届出対象となる集客施設である建築物にぱちんこ店等を追加するとともに、本市及び市民の意見を反映させるための手続等を充実させることを目的とした改正条例を、平成 2 7 年 4 月に施行しました。今後とも、良好なまちづくりの推進を図ってまいります。</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	289
要 望 内 容	回 答		
289 世界遺産である下鴨神社とその周辺の景観・環境を守るため大型倉庫の建設を中止させること。	<p>① 葵祭等の祭事に必要な祭礼道具を収める祭事庫については、景観法をはじめとする各法に基づく認定等を行っており、今後、本市の規制に適合した整備が行われることとなっております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成28年10月 都市計画法に基づく建築許可 景観法及び京都市眺望景観創生条例に基づく認定</p> <p>12月 建築基準法に基づく建築確認済証の交付</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	290
要 望 内 容	回 答		
290 世界遺産である二条城の第2駐車場を廃止し、元に戻すこと。それまでの間は、周辺住民との「協定書」を誠実に履行すること。	<p>① 堀川通に面した二条城東側空間は、世界遺産・二条城の正面玄関にふさわしい景観の創出と市民や来城者の安全性の確保を目的とした整備を実施し、平成29年10月に事業が完了しました。駐車場については、縮小・再配置したものであり、その運用等に当たっては、今後も、周辺住民と締結した協定書を遵守するとともに、駐車場運営事業者である京都市都市整備公社と共に、住民の御理解を得られるよう、適切な運営を行ってまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成27年 3月 元離宮二条城東側空間整備基本計画策定  平成28年 2月 第2駐車場見直し計画の周知  12月 出水学区住民福祉連合協議会と協定締結  平成29年 1月 整備工事着工  4月 第3駐車場、駐輪場、第2駐車場オープン、散策路供用開始  6月 第1駐車場オープン  10月 エントランス広場オープン (整備事業完了)</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 9 1
要 望 内 容	回 答		
2 9 1 岡崎・南禅寺界限の別荘庭園群の歴史的文化的景観を壊すホテル建設の中止を求めること。	<p>① 左京区南禅寺草川町のホテル計画については、既にまちづくり条例及び中高層条例に基づく手続が完了していますが、これまで事業者による任意の説明会を4回開催し、現在、近隣住民との協議を継続して行っております。</p> <p>また、当該ホテル計画については、平成30年12月に京都市美観風致審議会景観専門小委員会に諮問したうえで了承されており、平成31年1月に風致地区条例に基づく許可を行っております。その後、同委員会に事前に報告したうえで、平成31年3月と令和元年10月に変更許可を行っております。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>&lt;ホテル計画&gt;</p> <p>平成30年 3月 まちづくり条例に基づく近隣説明会の開催(1回目)</p> <p>6月 まちづくり条例に基づく近隣説明会の開催(2回目)</p> <p>7月 まちづくり条例に基づく再説明状況報告書の提出(まちづくり条例の手続完了)</p> <p>8月 中高層条例に基づく近隣説明会の開催</p> <p>10月 中高層条例に基づく説明状況報告書の提出(中高層条例の手続完了)</p> <p>事業者による任意の説明会の開催(1回目)</p> <p>12月 事業者による任意の説明会の開催(2回目)</p> <p>京都市美観風致審議会景観専門小委員会に諮問</p> <p>平成31年 1月 風致地区条例に基づく許可</p> <p>2月 事業者による任意の説明会の開催(3回目)</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 9 1
要 望 内 容	回 答		
	3 月 建築基準法に基づく建築確認済証の交付 風致地区条例に基づく変更許可（1 回目） 事業者による任意の説明会の開催（4 回目） 令和 元年 1 0 月 風致地区条例に基づく変更許可（2 回目）		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	292
要 望 内 容	回 答		
<p>292 アスベスト対策については、解体にあたって周辺住民に周知し、以下のように安全対策を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市として「アスベスト調査台帳」を作成すること。</li> <li>・法基準「レベル3」建材についても対策を強化すること。</li> <li>・アスベスト除去現場での完了検査を行うこと。</li> <li>・労災認定を抜本的に見直し、建設労働者や「一人親方」も含め全ての健康被害者を対象にするよう、判決待ちではなく、早急に国に求めること。</li> <li>・アスベスト除去費用に対する補助制度の継続と充実を求めること。</li> </ul>	<p>① 大気汚染防止法では、建築物の解体等を行う際に、アスベストの有無を事前調査し、公衆の見やすい場所に調査結果を掲示すること、届出の対象となるアスベストが使用されている場合には、事前に届出し、作業基準を遵守することが義務付けられています。本市では、当該届出の立入調査に加え、その他届出等の立入調査の際にも、アスベストに係る事前調査結果の掲示、作業方法等を確認し、アスベストの飛散防止を徹底するよう指導を行っているところです。</p> <p>② アスベスト調査台帳については、国からの通知を受け、本市内で吹付けアスベスト等を使用した可能性のある建築物についての情報収集を進め、順次整備を行っているところです。今後も必要な情報収集を進め、整備を行ってまいります。</p> <p>③ 「レベル3」建材については、騒音規制法等に基づく特定建設作業実施届出の受付時や現場への立入調査時に、アスベストの有無の事前調査の実施状況や調査結果の掲示状況の確認を行うとともに、除去の際には十分に湿潤化を行う等、アスベストの飛散防止に努めるよう指導を行っております。</p> <p>また、完了検査については、届出者から提出される作業完了報告書に基づき、除去作業が適切に行われたことを確認しているところであり、引き続き、アスベストの飛散防止のための安全対策を講じてまいります。</p> <p>④ アスベストの健康被害については、過去も含め石綿の製造等に従事されたことのある従業者等に対する健康診断、健康管理手帳、労災補償等の問合せ受付、相談が各労働局等で実施されているほか、平成22年7月の石綿健康被害救済一部改正に</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	292
要望内容	回答		
	<p>より，救済給付の対象となる疾病が拡大されております。今後とも，国の動向を注視してまいります。</p> <p>⑤ なお，継続して使用される既存建築物のアスベスト対策への支援として，京都市吹付けアスベスト除去等助成事業においてアスベストの含有調査や除去等工事に対する助成を行っておりますが，建築物の解体時に行われるアスベストの飛散防止措置については，関係法令によって適切な実施が義務付けられているものであることから，助成の対象とはしておりません。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存建築物に係るデータベースの作成 5,000千円</li> <li>・吹付けアスベスト除去等助成事業 3,434千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	293
要 望 内 容	回 答		
<p>◆上下水道事業の充実を</p> <p>293 「京都市水共生プラン」は水循環や防災上の重要性に鑑み、条例化して市民的位置づけを高めること。</p>	<p>① 「京都市水共生プラン」の推進に向け、全庁的な取組として、「京都市水共生プラン推進会議」を毎年度開催し、具体的な取組について行動計画を策定するとともに、本市公共事業における雨水流出抑制施設の整備促進を図っております。平成23年度からは、次世代を担う子どもたちに、水共生学習会を開催しており、更なる啓発に努めております。</p> <p>今後とも、全庁的な取組を進めるとともに、市民や事業者と連携しながら「京都市水共生プラン」の普及・啓発を図ってまいります。</p> <p>② プランの条例化については、雨水流出抑制対策を進めるに当たっての、市民や事業者との連携の在り方等も考慮しながら、引き続き、慎重に検討を進めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成16年 3月 「京都市水共生プラン」策定</p> <p>平成17年 4月 「京都市雨水流出抑制対策実施要綱・細目」施行</p> <p>8月 「京都市水共生プラン行動計画」策定 (※以降毎年度策定)</p> <p>10月 「京都市雨水流出抑制施設設置技術基準」施行</p> <p>平成23年度～ 水共生学習会等を開催</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	294
要 望 内 容	回 答		
294 水道料金を値下げし、下水道使用料をさらに値下げすること。	<p>① 現在の水道料金及び下水道使用料は、徹底した経営の効率化を行い、水道事業・公共下水道事業の累積収支の均衡を図ったうえで、老朽化した配水管更新のスピードアップなど持続可能な事業運営を確保するため、世代間の負担の公平性も踏まえ設定した適正な料金水準であると考えております。</p> <p>② 現行プランの平成30年度からの5箇年においては、更なる経営努力により、現行の料金・使用料水準の維持を目指しておりますが、今後厳しい経営環境が長期的に継続する見通しであることを踏まえ、世代間の負担が公平なものとなるよう、外部有識者や市民の声もお聴きしながら、料金・使用料の体系や水準の在り方について検討してまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成23年 9月 京都市上下水道料金制度審議委員会の設置・審議の開始  平成24年11月 同委員会から意見書の提出  平成25年 3月 「京都市上下水道事業 中期経営プラン(2013-2017)」策定  8月 上下水道料金改定(平成25年10月1日検針分から適用)  平成30年 3月 「京(みやこ)の水ビジョン—あすをつくる—」及び「京都市上下水道事業 中期経営プラン(2018-2022)」策定</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	295
要 望 内 容	回 答		
295 「資産維持費」を水道料金の原価に算入しないこと。	<p>① 資産維持費は、平成25年に実施した料金改定において、財政収支の見通しを踏まえ、配水管更新のスピードアップのための財源として導入したものであり、将来世代に負担を先送りせず、持続可能な事業運営を確保するために必要と考えております。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 9 6
要 望 内 容	回 答		
2 9 6 料金滞納者について、丁寧な対応をするとともに、保健福祉局との連携をさらに強めること。給水の停止はやめること。	<p>① 水道料金等の滞納者については、督促状を送付するだけでなく、徴収委託業者の訪問による支払督促を行っております。徴収委託業者の訪問後も支払いがない場合には、職員が訪問し、督促及び給水停止の予告を行い、さらにその後も面談を重ねることとしております。その中で分割納付等の支払方法を含めて、相談を受け付けるなど丁寧な対応に努めておりますが、それでも納付いただけない場合は、やむを得ず給水停止を実施しております。</p> <p>② 真に生活に困窮している市民には、福祉事務所の紹介やケースワーカーを交えた協議を行うなど、それぞれの世帯の生活実態に応じた、丁寧な相談と対応を行っております。</p> <p>③ また、生活困窮者等への理解を深めるため、平成 2 1 年度から生活困窮者を取り巻く社会情勢や生活保護世帯等への対応等に関する研修や意見交換会を開催しており、引き続き、保健福祉局と上下水道局で情報共有を行い、連携を深めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	297
要 望 内 容	回 答		
297 宅地内の鉛管取替え補助制度の周知徹底をはかり、さらに限度額を引き上げること。	<p>① 宅地内に残存する鉛製給水管を鉛以外の材質に取り替える工事費用の一部を補助する「鉛製給水管取替工事助成金制度」については、平成30年度に行った助成金額の上限額の増額や助成対象範囲の拡大など、充実した助成金制度を令和2年度も引き続き実施してまいります。</p> <p>② また、同制度の利用を促進するために、引き続き、ホームページ、市民しんぶんへの掲載等による周知や京都市指定給水装置工事事業者への周知を行うとともに、空き家等で鉛管が残る宅地において、新たに水道の使用を開始するお客さまに対し、申込時における当該制度の周知徹底に努めてまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉛製給水管取替工事助成金制度 6,000千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成29年度 鉛製給水管取替工事助成金制度の充実（助成金の上限を5万円から10万円に増額）</p> <p>平成30年度 鉛製給水管取替工事助成金制度の充実（助成金の対象について敷地境界から水道メーターまでの範囲を追加することで宅地全体に拡大。それに伴い、助成金の上限額を10万円から15万円に増額）</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 9 8
要 望 内 容	回 答		
2 9 8 地域・簡易水道への国庫補助制度の創設を、引き続き国に求めること。	<p>① 水道事業に統合した旧地域水道事業の施設の再構築や耐震性及び安全性の強化などの経費については、他都市などとも連携しながら、引き続き、国に対して国庫補助制度の創設を求めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 3 0 年度 全国市長会，日本水道協会等 要望回数 6 回</p> <p>令和 元年度 全国市長会，日本水道協会等 要望回数 6 回</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	299
要 望 内 容	回 答		
299 雨水貯留設備及び雨水浸透ます助成制度の拡充を図りさらなる普及に努めること。	<p>① 雨水貯留施設設置助成金制度について、申請手続の簡素化を図るため、平成30年12月に申請等の郵送による受付を開始しました。今後もより利用しやすい制度となるよう、市民の声を聴きながら検討してまいります。</p> <p>また、雨水の流出抑制に資する雨水貯留施設や雨水浸透ますについては、設置目的や意義を周知するとともに、公共施設への設置や民間開発行為に対する設置指導に努めており、今後も更なる普及を図ってまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水貯留施設設置助成金制度 4,500千円</li> <li>・雨水浸透ます設置助成金制度 7,600千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>&lt;雨水貯留施設設置助成金制度&gt;</p> <p>平成17年度 国土交通省の「新世代下水道支援事業」の採択を得て、「雨水貯留施設設置助成金制度」を創設</p> <p>平成22年度 助成対象となる雨水貯留施設の容量を拡大（100リットルから500リットルを80リットル以上に拡大）</p> <p>平成27年度 雨水貯留施設1基あたりの助成金額を増額（購入費用の2分の1（上限2万5千円）から4分の3（上限3万7千5百円）） 助成対象基数の拡大（1基から4基）</p> <p>平成29年度 助成対象の拡大（雨水貯留施設の設置工事費用を追加）</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	299
要 望 内 容	回 答		
	<p>&lt;雨水浸透ます設置助成金制度&gt;</p> <p>平成 23 年度 国土交通省の「社会資本総合整備計画」の「効果促進事業」の 1 つとして、「雨水浸透ます設置助成金制度」を創設</p> <p>平成 25 年度 雨水浸透ます 1 基あたりの助成金額を増額（1 万から 2 万 5 千円） 助成限度額を増額（3 万 5 千円から 10 万円）</p> <p>平成 26 年度 助成対象の拡大（開発行為により設置された雨水浸透ますを追加）</p> <p>平成 27 年度 1 回のみであった助成回数制限を撤廃</p> <p>雨水ますを雨水浸透ますに取り替える際の助成金額を増額（2 万 5 千円から上限 10 万円）</p> <p>平成 29 年度 雨水貯留施設設置工事費用についても助成対象に追加（設置工事費用の 4 分の 3 上限 1 万円）</p>		

令和 2 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	300
要 望 内 容	回 答		
300 私道内の公共下水道及び共同排水設備更新は、市が責任を持ってすすめること。	<p>① 私道内の公共下水道は、他の公共下水道と同様、本市において維持管理を行い、更新も行っております。</p> <p>② 私道内に埋設されている共同排水設備については、私有財産であることから、設置者及び居住者（利用者）において維持管理を行うことを基本としております。</p> <p>③ 共同排水設備に係る助成制度は新規施設のみを対象としておりますが、私道内への公共下水道管布設の制度が昭和37年度から実施されているため、同年度以前から共同排水設備が布設されている箇所については、私道所有者全員の承諾が得られた場合に、要望を受けて公共下水道管を公費で布設する取組を実施しております。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 0 1
要 望 内 容	回 答		
3 0 1 猛暑対策として、ミストシャワーをさらに普及すること。	<p>① 本市では、水道水の新たな利用方法や環境にやさしい特性をPRするため、ミスト装置の普及促進事業に取り組んでおります。これまでに市内の保育所や幼稚園等に簡易型ミスト装置を配付し、希望施設への配付（605施設）を完了したほか、祇園祭等のイベントにおける扇風機型ミスト装置の設置、京都駅前バスのりば（A～Dのりば）やタクシー乗り場、四条通バス停（四条河原町・四条高倉）、市役所分庁舎等にもミスト装置を設置しております。また、ふれあいまつり等へのミスト装置の貸出しを実施しており、引き続き、市内各所での貸出しなどを継続して実施することで、ミスト装置の更なる普及・促進を図ってまいります。</p> <p><b>（令和2年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミスト事業 5,469千円</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成23年度 「澄都くんと元気にミストシャワー」事業の開始</p> <p>平成24年度 「京（みやこ）の駅ミスト」事業の開始</p> <p>平成28年度 「京（みやこ）のまちなかミスト」事業の開始</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	302
要 望 内 容	回 答		
302 住民要求に基づき、景観にも配慮しながら琵琶湖疏水沿いの老朽化した沿道整備を早期に行うこと。	<p>① 疏水の維持管理用通路については、樹木管理及び除草や通路損傷箇所の修繕等の日常的な維持管理を随時行っており、今後も必要な予算の確保に努め、適切な通路整備に取り組んでまいります。</p> <p>② 疏水沿いの認定道路については、道路パトロールや市民からの通報に基づき、損傷箇所の補修等を行っており、今後も適切な維持管理に取り組んでまいります。</p> <p>③ 疏水沿いの東山自然緑地については、平成28年度から令和2年度までの5箇年をかけて、『四季の花木を楽しめる京都の新しい花の名所』となるよう、再整備に取り組んでいるところです。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疏水本線通路整備 3,000千円</li> <li>・ 東山自然緑地再整備 103,730千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成28年度～ 園路舗装, 植栽, 施設等の更新 (東山自然緑地)</p> <p>平成29年度 通路整備 (伏見区深草藤森玄蕃町)</p> <p>平成29～30年度 通路整備 (山科区四ノ宮熊ヶ谷)</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	303
要 望 内 容	回 答		
<p>8] 市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し、市民の足を守ること</p> <p>303 乗客代表，市民，学者，専門家，交通労働者，行政などによる開かれた恒常的な「京都市交通問題懇談会（仮称）」や行政区ごとの「交通懇談会」を設置し，市民参加の論議を行い，市民・利用者の声を反映すること。地域ごとの地域交通計画を策定すること。</p>	<p>① 本市では、「歩くまち・京都」の実現のため，市民公募委員をはじめとして，学識経験者，有識者，経済団体，交通事業者，行政機関など幅広い委員の参画による「歩くまち・京都」推進会議を設置し，本市の交通施策について，多様な視点から議論していただいております。</p> <p>② また，観光地交通対策や，駅等のバリアフリー化の推進，「歩いて楽しいまちなか戦略」などの実施プロジェクトごとに，地域代表を含む市民，関係団体，学識経験者，交通事業者などの参画による研究会や協議会を開催し，意見交換・合意形成を図っております。今後とも，多くの方々の御意見を踏まえ，各区からの意見も十分に反映させながら，交通政策に係る課題の解決に向けて取り組んでまいります。</p> <p><b>（令和 2 年度 予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 14,000千円</li> <li>・「スローライフ京都」大作戦（モビリティ・マネジメントの推進） 11,841千円</li> <li>・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進 7,700千円</li> <li>・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦） 32,614千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	303
要 望 内 容	回 答		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安心・安全な東大路歩行空間創出事業 229,300 千円</li> <li>・ 駅等のバリアフリー化の推進 561,888 千円 (うち 560,900 千円【政策的新規・充実】)</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

304 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進にあたっては、車の総量規制を軸とし、実効ある取り組みとすること。

- ・自動車分担率を20%以下に引き下げる計画を具体化すること。
- ・観光地の交通対策、パーク・アンド・ライドなどマイカーの流入抑制の取り組みをいっそう強化すること。そのために、情報の周知徹底、駐車場の利用者の負担軽減など使用率の向上、公共交通の利便性向上などの具体策もあわせて打ち出すこと。
- ・新しい公共交通システム（LRT）などを具体化すること。

- ① 本市では脱「クルマ中心」社会の形成に向け、「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき、既存公共交通の利便性向上、歩く魅力を味わえる歩行者優先のまちづくり、過度な「クルマ」利用から「歩くこと」を大切にすライフスタイルへの転換を施策の柱とし、94の実施プロジェクトを定めて取り組んでおります。  
 今後も、同戦略に掲げる「自動車分担率20%以下」を目指し、これまでの取組成果をいかしつつ、社会情勢の変化を踏まえ、新技術の活用も視野に入れながら、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の取組を一層推進してまいります。
- ② パークアンドライドについては、令和元年度は観光シーズンである11月を中心に、ラジオ放送や国道等の道路情報板を活用した広報を実施するとともに、路上看板を活用した誘導等を実施することで、重点的にパークアンドライドの利用促進を実施しました。引き続き、これまでの取組結果を踏まえ、市内への自動車の流入抑制がより効果を発揮するようなパークアンドライド駐車場への誘導強化を継続してまいります。また、駐車場事業者や周辺自治体と連携して、パークアンドライドの利用促進に向けた新たなインセンティブやICT等を活用したより効果的な広報・周知の手法を検討してまいります。
- ③ 新しい公共交通システムについては、新技術の進展を注視しつつ、これまでに実施した新交通システムに関する調査、さらには、他都市の先進事例を踏まえ、国や民間企業等にも働きかけを行いながら、幅広い視点から検討してまいります。

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	304
要望内容	回答		
	<p>(令和2年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 14,000千円</li> <li>・観光地等交通対策(「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦) 32,614千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成14年度 5箇所、約1,700台分のパークアンドライド駐車場をスタート(以降、毎年充実)</p> <p>平成28年11月 「京都都市圏パークアンドライド駐車場登録制度」の開始(駐車場管理者からの自発的な登録申請の受付)</p> <p>平成30年11月～「自動運転による新たな都市交通システムに関する調査」の実施</p> <p>令和元年 秋 観光シーズン期(11月末)時点で、134箇所、約7,800台分のパークアンドライド駐車場の広報による利用の促進</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	305
要 望 内 容	回 答		
<p>305 横断歩道橋でしか渡れない交差点（堀川五条や国道大手筋など）に、ベビーカーや車いすなど歩行者が安全に道路を横断できるよう，国に働きかけることを含め，対策をとること。</p>	<p>① 本市では，「京都市交通バリアフリー全体構想」（平成14年10月策定）及び「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」（平成24年3月策定）により，重点整備地区に選定した計24地区において，地区ごとの道路特定事業計画を策定し，生活関連経路等において，道路のバリアフリー化工事を順次進めております。</p> <p>バリアフリー化に当たっては，限られた道路幅員などの諸条件の中，できる限り誰もが安心・安全に利用できるよう段差・勾配の改善などを実施しております。</p> <p>② また，本市が管理する横断歩道橋については，平成27年度に，利用実態等から存続の必要があるものを除き，原則撤去するとの方針を打ち出しており，その際に国が管理する市内の横断歩道橋についても，国に本市の考え方をしっかりと説明し，理解を得ております。</p> <p>③ 今後とも，本市のバリアフリー全体構想及び横断歩道橋管理の方針に基づく取組を進めるとともに，横断歩道橋に係る御要望の内容については，管理者である国に伝えてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	306
要 望 内 容	回 答		
<p>306 東大路通の歩行空間整備計画については、歩道の改修など歩行者の安全確保とバス待ち環境の改善に重点を置くこと。自動車の抜本的な流入抑制策をおこなうこと。</p>	<p>① 東大路通については、平成28年度に取りまとめた「今後の取組内容」※に基づき、歩道の横断勾配改善や祇園バス停付近の部分的な歩道拡幅、東大路通東側エリアにおける魅力ある道路整備による誘導促進を進めております。</p> <p>※ このうち、令和2年度を目標に進める「短期・中期の取組」では、「歩道環境の改善」、「バス待ち環境の改善」、「回遊性及び案内誘導の向上による歩行者の分散」を視点として取組を行うこととしています。</p> <p>② 令和2年度は、「東大路通歩行空間創出推進会議」等を通じて地元住民や関係機関との情報共有を図りながら、引き続き「今後の取組内容」に基づき、歩道の横断勾配改善やバス待ち環境の改善等を着実に進めてまいります。</p> <p>また、自動車の流入抑制については、全市的な取組として、パークアンドライドの利用促進を進めてまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <p>・安心・安全な東大路歩行空間創出事業 229,300千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成14年～ 東山区の全学区から「区民、観光客が快適に利用できる東大路通の整備」の要望提出（平成29年度まで継続して要望）</p> <p>平成21年 2月 東山区交通安全対策協議会から「東大路通の車道幅員の見直しを含めた歩道拡幅と電線地中化事業の推進」の要望提出</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	306
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 2 2 年 7 月 地元住民主体の「歩いて楽しい東大路をつくる会」を設置 (平成 2 3 年 3 月まで計 3 回開催)</p> <p>平成 2 4 年 3 月 「東大路通歩行空間創出推進会議」を設置 8 月 「東大路通整備構想」の策定</p> <p>平成 2 7 年 1 2 月 「今後の取組方針※」をまちづくり委員会で説明 (平成 2 8 年 3 月には「東大路通歩行空間創出推進会議」で説明)</p> <p>平成 2 8 年 1 1 月 バス停移設等の社会実験を実施 1 2 月 東山区全 1 1 学区を対象とした「意見交換会」を開催</p> <p>平成 2 9 年 3 月 第 1 1 回「東大路通歩行空間創出推進会議」を開催し、「今後の取組内容」を決定 4 月～「今後の取組内容」に基づき取組を推進 5 月 「意見交換会」の結果及び「今後の取組内容」を公表</p> <p>令和 元年 8 月 「第 1 3 回東大路通歩行空間創出推進会議」を開催</p> <p>※今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、安心・安全な歩行空間の創出に向けた取組を進める。</li> <li>○歩道勾配の急な箇所や良好なバス待ち環境が整っていない等の個別の課題に対し、交通影響が少なく効果的な対策を検討・実施する。</li> <li>○「車線数の減少を伴う道路空間の再構成（2車線化）」については、現状では実施せず、長期的に検討を行う。</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	307
要 望 内 容	回 答		
<p>307 京都駅八条口（南口）駅前広場については、駐輪場の屋根，自転車レーン，観光バスの駐車時間の延長など引き続き改善をおこなうこと。ショットガン方式については，待機場を近くに設置するなど見直すこと。</p>	<p>① 京都駅八条口駅前広場整備については，整備完了後においても，関係団体等との協議等で得られた声をもとに，タクシー乗り場案内の充実など駅前広場の改善に取り組んでおります。引き続き，市民や関係団体等の御意見を聴きながら，より利用しやすい駅前広場となるよう，今後も継続して，学識経験者，地元関係者，タクシー・バス事業者，京都府警察等で構成するエリアマネジメント会議等を通じて調整を行うなど，更なる運用改善に努めてまいります。</p> <p><b>（令和 2 年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都駅八条口駅前広場運営 31,010千円</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>平成 28 年 3 月 駅前広場プレオープン  4 月 タクシーショットガン運用開始  駅前広場グランドオープン</p> <p>平成 29 年 4 月 貸切バス乗降場の予約制，バスショットガン運用の開始  7 月 貸切バス乗降場の料金制の開始</p> <p>11 月 タクシー待機場，貸切バス乗降場及び貸切バス臨時降車場の指定管理開始</p> <p>平成 31 年 3 月 第 12 回京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント会議開催</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	308
要 望 内 容	回 答		
308 交通不便地域対策は、京都市が責任をもって重点政策として取り組むこと。	<p>① 高齢化が進行する中で、公共交通の果たす役割は非常に大きく、市民生活の足の確保は、重要な課題です。</p> <p>② 交通手段の確保については、まちづくりや地域の活性化、福祉等の視点も踏まえ、地域の中で十分に御議論いただくことが重要であり、これまでから、地域と区役所・支所、関係行政機関、交通事業者が連携し、地域の需要や実情に合った交通手段の確保策や、地域が主体となったモビリティ・マネジメントの取組などを、地域と共に検討してまいりました。</p> <p>③ また、平成29年度から、地域、事業者、行政によって「日常生活に必要で、充実すべきものである」という合意や利用目標の設定が行われたバス路線について、民間バス事業者が実施する社会実験を支援することとしており、令和元年度についても、平成29年10月から増便運行が開始された「鏡山循環バス」及び「くるり山科」、平成31年3月から実証運行が開始された「小金塚地域循環バス」に加え、令和元年12月から新たに左京区岩倉幡枝地域で開始されたバスの実証運行についても、支援を行っているところです。</p> <p>令和2年度においても、引き続き、市内周辺部における生活交通の維持、確保に向け、民間バス事業者への支援及び働きかけを進めてまいります。</p> <p>④ さらに、近年バス運行を担う運転士不足が深刻化する中、本市域バス交通網の維持・確保を図るため、令和2年度から、京都市内を運行する路線バス事業者各社局が、運転士の確保や魅力のPRを目的に実施する、京都市内での合同就職説明会の</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	308
要 望 内 容	回 答		
	<p>開催等を支援してまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内周辺部における生活交通の維持・確保に係る民間バス事業者への支援 24,380 千円</li> <li>(うち、運転士不足解消に向けたバス事業者への支援 2,600 千円【政策的新規・充実】)</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 29 年 6 月 「京都市生活交通バス路線充実等補助金交付要綱」を制定 10 月 鏡山循環バス及びくるり山科の増便運行の開始</p> <p>平成 31 年 3 月 小金塚地域循環バスの実証運行開始</p> <p>令和 元年 1 2 月 左京区岩倉幡枝地域でのバスの実証運行開始</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	309
要 望 内 容	回 答		
<p>309 交通バリアフリー構想の推進にあたっては、「重点整備地区」において具体化を急ぐこと。「引き続き改善方策を検討する地区」さらに、すべての鉄道駅とその周辺道路等バリアフリー化に取り組むこと。</p> <p>JR西大路駅のバリアフリー化計画については、現駅舎を中心とした改修を急ぐこと。</p>	<p>① 令和2年度は、重点整備地区について、引き続き、西大路駅（JR西日本）、桃山駅（JR西日本）のバリアフリー化を進めるとともに、新たに鳥羽街道駅（京阪）の整備等に着手してまいります。</p> <p>② 重点整備地区における道路のバリアフリー化については、道路特定事業計画に基づき順次整備を進めているところであり、令和2年度は、東福寺地区・桃山御陵前地区・伏見地区において工事を行うとともに、西大路地区・上桂地区では設計を行うなど重点整備地区内の道路において、バリアフリー化整備を進めてまいります。</p> <p>③ 重点整備地区以外についても、令和元年11月から北野白梅町駅（京福）において、バリアフリー化に合わせた交通結節機能と観光案内機能の強化を目的とした駅改良に着手しております。また、京都駅（在来線の一部ホーム）については、引き続き、可動式ホーム柵の整備を進めてまいります。</p> <p>④ 西大路駅（JR西日本）の南側駅舎のバリアフリー化については、東海道新幹線の高架の柱や基礎による構造上の課題や、工事中の利用者の安全確保上の課題があるため、現時点での整備は困難であることから、北側駅舎開業後に駅の利用者の流動状況を踏まえて検討するべきものとなります。</p> <p>なお、既存駅舎の各設備については、構造上・安全上、支障のない範囲で、今回の北側駅舎の整備に合わせてトイレや通路の壁面等の改善を実施してまいります。</p> <p>今後とも、地域住民等に利用していただきやすい駅となるよう、JR西日本と調整してまいります。</p>		



令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	309
要 望 内 容	回 答		
	平成 30 年度 令和 元年度	東福寺地区（鳥羽街道エリア）の基本構想の策定 西院駅（阪急）のバリアフリー化の完了	

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 1 0
要 望 内 容	回 答		
3 1 0 民間バス事業者に対して、バス待ち環境やバス停バリアフリー化予算を増額するなどの支援を強めること。	<p>① バス利用環境等について、民間バス運行エリアと市バス運行エリアとの間で格差が生じているため、平成 2 9 年度から市内周辺部において市民の足の役割を担う民間バス事業者に対して、バス利用環境の整備に対する支援を進めてまいりました。その結果、バス事業者と協議が調ったものについては、令和元年度末で全て整備が完了する見込みです。</p> <p>(令和 2 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内周辺部における生活交通の維持・確保に係る民間バス事業者への支援 2 4, 3 8 0 千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 9 年 6 月 「京都市民間バス利用環境整備補助金交付要綱」を制定 平成 3 0 年 3 月 民間バス利用環境整備補助金の補助対象項目に「車内用液晶表示器の整備」を追加</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	311
要望内容	回答		
<p>311 JR奈良線の複線化事業にあたっては、事前の騒音調査・家屋調査等を丁寧に行うこと。また、周辺住民から寄せられた要望・苦情にたいねいに対応すること。</p>	<p>① 騒音調査については、事業主体であるJR西日本において、環境影響評価に基づき、必要な対策を講じながら進めており、家屋調査についても、JR西日本において、必要に応じて実施しています。今後も、周辺住民に御理解いただくため、同社に対して、引き続き丁寧に対応するよう働き掛けてまいります。</p> <p>(令和元年度2月補正予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・桃山駅駅前広場用地買収 333,335千円</li> </ul> <p>(令和2年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR西日本への補助金ほか 850,120千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年11月 環境影響評価の配慮書を提出</li> <li>平成26年 3月 環境影響評価の方法書を提出</li> <li>平成27年 3月 環境影響評価の準備書を提出</li> <li>11月 環境影響評価の評価書を提出</li> <li>平成28年 3～4月 環境影響評価の評価書を縦覧</li> <li>平成29年 3～5月 JR奈良線複線化事業に係る地元説明会を開催</li> <li>5月 複線化工事の着工（以降、JR西日本において施工中）</li> <li>以降 随時、事業に係る地元説明会を開催</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 1 2
要 望 内 容	回 答		
<p>◆市バス・地下鉄の改善を</p> <p>3 1 2 民間の参入・撤退を自由にする規制緩和の撤回と、公共交通を守る法改正を国に求めること。</p>	<p>① 規制緩和の是非は国政における交通政策上の問題です。市バス事業は、市域のバス輸送の約 8 5 パーセントを担っており、市内の民間バス事業者の理解と協力を求めながら、京都市民の足を守ってまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 1 3
要 望 内 容	回 答		
<p>3 1 3 市民の交通権を保障するため、住民から要望のあるバス路線を確保すること。区役所をはじめ公共施設へのバス路線を拡充し市民の利便を図ること。そのための一般会計からの必要な補助金を確保すること。</p>	<p>① お客様からの市バス運行への御要望については、これまでから、区長懇談会等における地域からの御要望や、交通局に直接いただく電話・メールなど、様々な媒体を通じて随時伺っており、可能な限り、各取組に反映させてまいりました。</p> <p>② また、市バスの路線・ダイヤについては、これまでから、お客様の御利用状況や沿線状況の変化に対応した見直しを行っており、地域が主体となり自家用車から公共交通への自発的な利用転換を促す「モビリティ・マネジメント」に取り組まれている地域においては、バスの利用者数が増え、増便やバス待ち環境の向上など利便性向上に結び付いた事例もあります。</p> <p>③ 運転士・整備士の担い手不足や車庫用地の確保が難しい中、増車が困難な状況ではありますが、引き続き、現在所有する車両・人員を最大限に活用して、利便性向上に取り組んでまいります。</p> <p>④ 市バス事業においては、平成 3 1 年 3 月に策定した「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」に掲げるとおり、一般会計の任意の財政支援を受けない運営を継続してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 1 4
要 望 内 容	回 答		
<p>3 1 4 住民や自治団体の行う自主的なバス運行について、歩くまち京都推進室や区役所等とも連携して支援すること。地域のまちづくりと連携する路線・ダイヤの充実を図るとともに他の交通機関と連携し、いっそう便利なまちづくりをすすめること。</p>	<p>① 地域住民が主体となったバス運行については、既に北区雲ヶ畑地域をはじめ、左京区久多地域や右京区水尾地域等で実施されており、本市予算による運行補助や国からの運行補助を受けるための支援を行っております。</p> <p>② また、自主的なバス運行を持続可能なものとするためには、地域住民の合意の下、継続的に御利用いただくことが不可欠です。地域に即した運行の在り方を主体的に検討している地域においては、区役所・支所と都市計画局が連携して、持続的な運行維持方策を地域住民や交通事業者と共に検討し、可能な限りの支援を行っております。</p> <p>③ 市バスの路線・ダイヤについては、これまでから、お客様の御利用状況や沿線状況の変化に対応した見直しを行っており、地域が主体となり自家用車から公共交通への自発的な利用転換を促す「モビリティ・マネジメント」に取り組まれている地域においては、バスの利用者数が増え、増便やバス待ち環境の向上など利便性向上に結び付いた事例もあります。</p> <p>運転士・整備士の担い手不足や車庫用地の確保が難しい中、増車が困難な状況ではありますが、現在所有する車両・人員を活用し、利便性向上に努めるとともに、均一運賃区間の拡大に向け、関係バス会社と協議を行ってまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算 額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「スローライフ京都」大作戦 (モビリティ・マネジメントの推進)</li> </ul> <p style="text-align: right;">1 1, 8 4 1 千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 1 5
要 望 内 容	回 答		
<p>3 1 5 初乗り運賃が日本一高い市バス・地下鉄運賃を値下げすること。周辺部を含めて市内全域を均一区間とすること。</p>	<p>① 市バス・地下鉄の運賃値下げについては、これによる減収分を補うだけの収入の確保は難しく、経営に大きな影響を与えることから困難です。</p> <p>② 市バスの均一運賃区間の拡大については、より分かりやすい料金体系となり、同区間を対象とした一日乗車券の利用範囲が広がるなど、お客様の利便性向上に大きく寄与するものと認識しており、各民間バス会社と協議を進めた結果、京都バス株式会社の御理解を頂き、嵯峨・嵐山地域、岩倉・修学院地域、さらに、平成 2 9 年 3 月には上賀茂・西賀茂地域へと拡大してまいりました。</p> <p>均一運賃区間の拡大は、競合している民間バス会社の経営に与える影響も大きく、各社との合意が必要ですが、「京プラン実施計画 第 2 ステージ」において、取組項目の一つとして掲げており、引き続き、市会の付帯決議を踏まえ、お客様の更なる利便性向上に向け、関係バス会社と粘り強く協議してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 1 6
要 望 内 容	回 答		
3 1 6 バスとバス，バスと地下鉄の乗り継ぎは無料にし，利便性の向上を図ること。	<p>① 平成 2 9 年 4 月に，これまでトラフィカ京カードを対象に実施してきた乗継割引を交通系 I C カードにも適用したほか，平成 3 1 年 3 月には，トラフィカ京カードによる乗継割引額を拡充し，さらに，同カードを京都バスでも御利用いただけるようにし，市バス・地下鉄と京都バス間を乗り継ぐ場合にも同様の乗継割引を受けられるようにするなど，乗継割引の拡充を図ってきました。</p> <p>② 今後，分かりやすく効率的な乗車券となるよう，各種割引乗車券の抜本的な見直しを行い，I C カードによる乗継割引を中心とした割引制度への再構築に取り組むこととしており，見直しに当たっては，「乗降時間の短縮」のため I C カードでのポイント還元制度の導入による I C カードの利用促進や，「移動経路の分散化」のため市民を中心とした利用頻度の高い方に対する将来的なバス・バス無料乗継ぎを視野に入れた検討を行い，令和 2 年度に具体的な制度案を策定してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 1 7
要 望 内 容	回 答		
<p>3 1 7 バス一日券は 5 0 0 円に値下げすること。バス一日券及び昼間割引券は市内全域で利用できるようにすること。</p>	<p>① バス一日券は、平成 1 2 年に 7 0 0 円から 5 0 0 円に大幅に値下げして以降、平成 2 6 年の消費税率引き上げに伴い、市バスの普通運賃を 2 2 0 円から 2 3 0 円に改定した時も発売価格を据え置いていました。</p> <p>② 一方で、平成 2 6 年 3 月の嵯峨・嵐山地域をはじめとした市バスの均一運賃区間拡大により利用範囲が広がり、均一運賃区間内の京都バスでも御利用いただけるようになるなど、バス一日券の利用価値は格段に高まっていました。また、この一日券を御利用のお客様は、平均で 4 回以上の御乗車をいただいております。1 乗車当たりの運賃が 1 2 5 円（5 0 0 円÷4 回）と、普通運賃（均一運賃 2 3 0 円）と比べて大きな価格差が生じていたことから、平成 3 0 年 3 月に価格の適正化を図ったものです。バス一日券の価格については、値下げ以前の 7 0 0 円とすることが妥当であると考えていますが、当面の間 6 0 0 円とすることとしたものであり、5 0 0 円に値下げをする考えはありません。</p> <p>③ バス一日券及び昼間割引回数券を市内全域で御利用いただくには、均一運賃区間を市内全域に拡大する必要があります。均一運賃区間の拡大は、競合している民間バス会社の経営に与える影響も大きく、各社との合意が必要ですが、「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」における取組の一つとして掲げており、引き続き、市会の付帯決議も踏まえ、お客様の更なる利便性向上に向け、関係バス会社と粘り強く協議してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	318										
要 望 内 容	回 答												
<p>318 バス待ち環境改善へ、以下の点を計画的に進めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチや上屋は、設置困難箇所についての研究をすすめ、設置箇所を増やすこと。</li> <li>・点字ブロックの敷設や歩道の整備など、全バス停のバリアフリー化を全庁的支援のもとで促進すること。</li> </ul>	<p>① バス待ち環境は市バスを御利用になるお客様にとって重要なものであり、これまで、バス停上屋・ベンチ等の整備を積極的に進めてまいりました。</p> <p>今後、バス車両や設備更新等に多額の経費を要するほか、全国的な運転士・整備士の担い手不足や管理の受委託に係る委託料の大幅な増加に伴うコスト上昇が見込まれるなど、市バス事業の経営環境は極めて厳しい状況となりますが、民間事業者と連携した「バスの駅」の設置や現行設備の着実な更新を進めるなど、引き続き、快適なバス待ち環境の整備に努めてまいります。</p> <p>② 点字ブロックについては、視覚に障害のある方に安心してバスに御乗車いただくために、これまでから多くのバス停留所に敷設してまいりました。今後も、停留所施設を改良する際には、道路管理者の協力を得ながら、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、点字ブロックの敷設をはじめ、停留所のバリアフリー化の推進に鋭意取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <table> <tr> <td>・バス停上屋整備</td> <td>28,902千円</td> </tr> <tr> <td>・バス接近表示器設置</td> <td>6,288千円</td> </tr> <tr> <td>・バス停ベンチ</td> <td>2,904千円</td> </tr> <tr> <td>・「バスの駅」設置</td> <td>5,473千円</td> </tr> <tr> <td>・バリアフリー化をはじめとした停留所の環境整備</td> <td>3,704千円</td> </tr> </table>			・バス停上屋整備	28,902千円	・バス接近表示器設置	6,288千円	・バス停ベンチ	2,904千円	・「バスの駅」設置	5,473千円	・バリアフリー化をはじめとした停留所の環境整備	3,704千円
・バス停上屋整備	28,902千円												
・バス接近表示器設置	6,288千円												
・バス停ベンチ	2,904千円												
・「バスの駅」設置	5,473千円												
・バリアフリー化をはじめとした停留所の環境整備	3,704千円												

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 1 8
要 望 内 容	回 答		
	<p>&lt;令和元年 1 2 月末時点における累計設置数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス停上屋            6 5 0 箇所     うち広告付き上屋   2 1 7 箇所</li> <li>・バス接近表示器      5 4 5 箇所</li> <li>・バス停ベンチ        8 7 5 箇所</li> <li>・「バスの駅」        6 3 箇所</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 1 9
要 望 内 容	回 答		
3 1 9 バスの運転手の賃金表は、現行 1 表に統一すること。	<p>① 市バス運転士の給与は、平成 1 2 年に、国家公務員のうち自動車運転手などの技能労務職に適用される給料表に準じる形で企業職給料表第 5 を導入しました。民間事業者と比較しても遜色ない給与水準であることから、適切な給料表であると考えており、引き続き、現行制度を適正に運用してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 0
要 望 内 容	回 答		
<p>3 2 0 「管理の受委託」は撤回すること。委託先の労働者の労働条件・健康管理についても、交通局として把握し、責任を持つこと。さらに、安全対策について直営と同じ対応をすること。</p>	<p>① 管理の受委託については、路線、運賃、ダイヤの決定に本市が責任を負いつつ、市バスの運行を民間バス事業者に委託することで、事業の効率化を図りながら市バスネットワークを維持するための有効な手段と判断しております。</p> <p>② 委託先の労働条件については、各社の責任の下、労働関係法令を遵守したうえで取り決められているところです。</p> <p>③ そのうえで、受託者選定の際には、本市としても委託先の運転士の労働条件に係る関係資料の提出を求め、法令を遵守し、安全性が確保されていることを確認するとともに、毎年ダイヤ改正の際には、業務量の変化に対して人員の増減が適正であることをその都度確認しております。</p> <p>④ また、委託先における事故防止については、毎月開催している「全市バス安全運行推進会議」等において、交通局の毎月の重点目標や年間の事故防止目標を委託先と共有することなどにより、同じ目標に向かって取組を進めております。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <p>・管理の受委託 委託料 5, 7 1 6, 2 6 7 千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 1
要 望 内 容	回 答		
3 2 1 整備部門の民間委託を撤回し、技術継承を図るため、整備士の計画的採用・養成をすすめること。	① 市バス・地下鉄の整備業務については、効率的な運営に留意しつつ、長年培ってきた技術と経験を引き継ぎ、安全運行のための適正な整備水準の確保や委託先への指導監督等の安全管理の徹底を図るため、今後も必要な体制を確保してまいります。		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 2
要 望 内 容	回 答		
3 2 2 回送バスを減らすこと。	<p>① 回送運行は、市バス営業所から離れたバス停を起点・終点とする系統の運行に必要不可欠なものですが、運行回数については最小限となるよう努めております。</p> <p>② こうした中、令和 2 年 3 月実施の新ダイヤにおいて、回送運行の一部を営業化することにより、運行充実に取り組むことといたしました。</p> <p>③ 引き続き、可能な限り回送バスの運行が少ない効率的な運営となるよう努めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 3
要 望 内 容	回 答		
<p>3 2 3 すべての地下鉄駅に駐輪場を整備すること。利用料金を引き下げること。</p>	<p>① 本市では、積極的に自転車等駐車場の整備を進めるとともに、整備費用の一部を助成する「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」等により、民間事業者による整備の促進を図っており、ほぼ全ての地下鉄駅周辺に一定数の駐輪場を確保しております。</p> <p>今後も、各地域の放置自転車の状況や駐輪需要を踏まえ、必要な駐輪スペースの確保に努めてまいります。</p> <p>② 利用料金については、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市長承認を得て定めることとしております。</p> <p>引き続き、駐輪場の利用状況、近隣施設の利用料との均衡等の社会情勢の変化を踏まえ、指定管理者とも連携し、適切な利用料金の設定に努めてまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度 16,000千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 2 1 年度 「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」運用開始</p> <p>&lt;実績(平成 2 1 年度～令和元年度)&gt;</p> <p>98件 自転車4,808台分、バイク1,810台分(令和元年12月末時点)</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	324
要望内容	回答		
324 地下鉄ホームのベンチを増やすこと。	<p>① 地下鉄駅のホーム階におけるベンチについては、混雑時において、お客様がスムーズに通行できるように設置する必要があり、かつ、緊急時において、避難経路として必要な通路幅を確保しなければならず、増設については、安全面の観点から困難と考えております。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 5
要 望 内 容	回 答		
<p>9 生活道路優先の道路環境整備を 3 2 5 鴨川東岸線の塩小路から岸上橋間（第 3 工区） の道路拡幅計画は、撤回すること。</p>	<p>① 鴨川東岸線は、鴨川左岸の出町柳から十条通間を結び、市域の南北を結ぶ幹線道路として重要な道路となっております。</p> <p>出町柳から塩小路通間については整備が完了し、塩小路通以南の事業区間のうち、第 1 工区は完了しているものの、第 2 工区及び第 3 工区が未整備であるため、市内幹線道路の南北軸の強化や第 2 京阪道路や新十条通へのアクセスの向上等、道路ネットワークとしての機能が発揮できない状態となっております。</p> <p>② 第 2 工区については、平成 3 0 年度に上部工本体部分が完成し、現在、取付道路及び側道等の整備を進めており、早期の開通を目指してまいります。</p> <p>③ 第 3 工区については、平成 3 0 年度から実施している詳細設計の成果に基づき、早期の完成を目指し、工事に着手してまいります。</p> <p><b>（令和 2 年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鴨川東岸線（第 2 工区） 7 5, 5 8 5 千円</li> <li>・鴨川東岸線（第 3 工区） 1 3 8, 7 0 4 千円</li> </ul> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <p>第 1 工区 平成 5 年度 整備完了 ～平成 2 1 年度</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 5
要 望 内 容	回 答		
	第 2 工区 平成 9 年度 事業着手 平成 2 3 年度 橋りょう下部工工事完成 平成 2 6 年度 九条跨線橋耐震工事完了 平成 3 0 年度 橋りょう上部工工事完成 第 3 工区 平成 2 8 年度 予備設計 ～平成 2 9 年度 平成 3 0 年度 道路詳細設計等 ～令和 元年度		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 6
要 望 内 容	回 答		
<p>3 2 6 国道 9 号線「西立体交差事業」の葛野大路区間については、国に見直しを求めること。</p>	<p>① 国道 9 号の西京区千代原口地区及び右京区葛野地区において、国土交通省が京都西立体交差事業を実施しております。</p> <p>葛野地区については、千代原口地区や京都第二外環状道路の完成による交通状況の変動を注視していくと聞いております。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 2 5 年 2 月 2 3 日 千代原口地区地下トンネル開通 4 月 2 1 日 京都第二外環状道路全線開通</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 7
要 望 内 容	回 答		
3 2 7 北泉通の拡幅と高野川架橋工事を中止すること。	<p>① 都市計画道路北泉通の整備については、地域の防災機能の向上、道路ネットワークの形成による利便性の向上、歩道ネットワークの形成による安全性の向上など、事業効果の高い事業と考えており、地域住民からも早期完成を求める強い要望を頂いております。</p> <p>② 橋りょう工事については、平成 2 8 年度から着手し、令和元年 6 月に完了しました。令和元年度からは、橋りょうに接続する道路等の工事に着手しており、令和 2 年度も引き続き道路等の工事を進めてまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度予算額)</b></p> <p>・北泉通（道路工事他） 5 8, 3 7 5 千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 2 0 ～ 2 2 年度 街路基本調査を実施</p> <p>平成 2 3 ～ 2 4 年度 都市計画変更手続きを実施</p> <p>平成 2 4 年度 事業認可取得、用地測量</p> <p>平成 2 5 年度 物件調査、詳細設計</p> <p>平成 2 6 ～ 2 7 年度 物件調査、用地買収、詳細設計</p> <p>平成 2 8 年度 用地買収、橋りょう工事（橋脚及び右岸橋台）着手</p> <p>平成 2 9 年度 用地買収、橋りょう工事（左岸橋台及び橋桁架設）</p> <p>平成 3 0 年度 橋りょう工事（左岸橋台及び橋げた架設）</p> <p>令和 元年度 北泉通（高野川左岸側）道路改築工事着手</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 8
要 望 内 容	回 答		
<p>3 2 8 通学路の安全について、警察や学校等の関係機関と連携し、信号機の設置、自動車のスピード抑制、細街路への流入抑制、通学時間帯の流入規制など安全対策・整備をすすめること。</p>	<p>① 平成 2 7 年 7 月に策定した「京都市通学路交通安全プログラム」に基づき、「土木事務所・警察署道路連絡会議」の下に、土木事務所、京都府警察、教育委員会で構成する「通学路安全部会」を設置し、必要に応じ各区役所・支所を加え、通学路の危険箇所における課題や対応について情報を共有し、安全対策を推進しております。</p> <p>② 対策の一つである「ゾーン 3 0」（指定した区域で制限速度を 3 0 キロとし交通安全を確保）については、これまで、市内 3 7 箇所（令和元年 1 2 月末時点）で実施しており、通学路における通学時間帯に合わせた車両交通規制についても、市内 7 箇所（平成 3 1 年 3 月末時点）において実施しております。</p> <p>③ 今後も、通学路により得た知見をいかし、関係機関との緊密な連携の下、通学路を含む生活道路の安全対策に取り組むとともに、京都府警察が進める「ゾーン 3 0」の他の学区への拡大についても、連携して進めてまいります。</p> <p><b>（令和 2 年度予算額）</b>  ・交通安全施設整備費 1, 1 2 1, 0 5 2 千円</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b>  平成 2 4 年度 市内全小学校の通学路の緊急総点検（平成 2 4 年 8 月末までに緊急に対策が必要なもの等の第 1 次対策完了）  平成 2 5 年度 第 2 次対策により道路管理者の対策完了（平成 2 5 年 5 月末）</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	328
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 27 年度 「京都市通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路の交通安全対策を計画的・継続的に実施</p> <p>平成 27 年度 863 箇所</p> <p>平成 28 年度 77 箇所</p> <p>平成 29 年度 109 箇所</p> <p>平成 30 年度 228 箇所</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 9
要 望 内 容	回 答		
3 2 9 歩道の傾斜を抜本的に改善するなど、バリアフリー化をすすめること。	<p>① 本市では、交通バリアフリー法（平成 1 2 年制定）に基づき、平成 1 4 年 1 0 月に「京都市交通バリアフリー全体構想」を策定し、市内 1 4 箇所の重点整備地区の選定を行い、平成 2 0 年度末までに全地区の道路特定事業計画を策定しました。</p> <p>これまでに 7 地区の整備が完了しており、残る 7 地区についても整備を進めております。</p> <p>② また、平成 2 3 年度末に「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」を策定し、新たに市内 1 0 地区の新重点整備地区の選定を行い、既に 9 地区の「道路特定事業計画」の策定が完了しました。令和元年度は残る 1 地区（西大路地区）の「道路特定事業計画」の策定に着手しております。</p> <p>③ また、土木事務所においては、「京都市道路のためのバリアフリーの手引き」に基づき、歩道整備事業等を行う中で、バリアフリー化に努めております。</p> <p>④ 今後も事業実施に当たっては、各地区の優先度を見極めながら取組を進めていくとともに、国補助金の確保に努め、着実な事業進捗を図ってまいります。</p> <p><b>（令和 2 年度予算額）</b></p> <p>・道路のバリアフリー化事業 4 0 7, 0 0 0 千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 9
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 4 年 1 0 月 平成 2 2 年度を目標年次とした「京都市交通バリアフリー全体構想」の策定（1 4 地区（2 5 駅）の重点整備地区を選定）</p> <p>平成 1 5 年度 重点整備地区ごとの基本構想の策定（平成 2 0 年度に完了）</p> <p>平成 2 2 年度 重点整備地区の全駅（2 5 駅）のバリアフリー化の完了</p> <p>平成 2 4 年 3 月 令和 2 年度を目標年次とした「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」の策定（1 0 地区（1 1 駅）の重点整備地区を選定）</p> <p>平成 2 4 年度 太秦地区及び大宮地区の基本構想の策定</p> <p>平成 2 5 年度 J R 藤森地区、深草地区及び西院地区の基本構想の策定 太秦地区及び大宮地区の道路特定事業計画の策定 大宮駅（阪急）のバリアフリー化の完了</p> <p>平成 2 6 年度 阪急嵐山・松尾大社地区、上桂地区及び桃山地区の基本構想の策定 J R 藤森地区、深草地区の道路特定事業計画の策定</p> <p>平成 2 7 年度 西院地区の道路特定事業計画の策定 太秦駅、J R 藤森駅（以上、J R 西日本）及び深草駅（京阪）のバリアフリー化の完了</p> <p>平成 2 8 年度 西大路地区の基本構想の策定 桃山地区の道路特定事業計画の策定 嵐山駅、松尾大社駅、上桂駅（以上、阪急）及び西院駅（京福）のバリアフリー化の完了 京都地区の道路のバリアフリー化の完了</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 9
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 9 年度	稲荷地区の道路のバリアフリー化の完了	
	平成 3 0 年度	阪急嵐山・松尾大社地区の道路特定事業計画の策定	
		上桂地区の道路特定事業計画の策定	
	令和 元年度	烏丸地区の道路のバリアフリー化の完了	

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	330
要望内容	回答		
330 土木事務所の予算を増額するなど、生活道路の補修や街灯設置などの整備を進めること。	<p>① 生活道路については、令和元年度に引き続き、地域から寄せられる身近な補修要望に応えられるよう舗装補修の予算を拡充し、取り組んでまいります。</p> <p>② また、街灯については、引き続き市民要望を基に現地調査を行い、必要な箇所について設置を行ってまいります。</p> <p>③ 引き続き、必要な予算の確保に努め、安心・安全でより良い市民生活の実現を目指してまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路維持補修費 4,128,827千円</li> <li>・交通安全施設整備費 1,121,052千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 3 1
要 望 内 容	回 答		
3 3 1 里道については，住民要望に基づき舗装整備を行うこと。	① 里道については，厳しい財政状況の中，現状のまま維持管理することを基本としており，道路改良を行うことは困難ですが，市民からの要望や現地の状況等を踏まえ，適切な維持管理に努めてまいります。		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 3 2
要 望 内 容	回 答		
<p>3 3 2 私道の舗装整備助成についてはさらに補助率を引き上げること。L型側溝単独でも使えるようにするなど運用を柔軟にすること。</p>	<p>① 私道については、公道と同様、重要な機能を有していることから、これまで助成制度の見直しを行いながら地元が実施される舗装工事を支援してきました。</p> <p>平成 2 2 年度からは、排水施設の改修を助成対象に加えるとともに、助成率を 5 0 % から 7 5 % へと引き上げ、さらに、平成 2 5 年度からは袋路となっている私道についても助成対象に加えました。</p> <p>また、平成 2 7 年度からは、これまで 5 月から 8 月までの 3 箇月間であった受付期間を通年に拡大するなど、助成制度の更なる利用促進を図っているところです。</p> <p>なお、本制度では、舗装とそれに付帯する L 型街渠を一体的に整備することにより、私道の整備が促進されるものとしているため、助成対象を L 型街渠等の単独工種に拡大することは考えておりません。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私道整備助成金 1 5, 0 0 0 千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 3 3
要 望 内 容	回 答		
3 3 3 地域の実情に合わせて自転車駐輪場の整備を促進すること。バイク・自動二輪置場の確保に努めること。	<p>① 本市では、積極的に自転車等駐車場の整備を進めるとともに、整備費用の一部を助成する「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」により、民間事業者による整備の促進を図っており、バイク（原動機付自転車及び自動二輪車）を含めた整備についても、助成対象としております。</p> <p>② また、京都市駐車場条例において、自動二輪車の駐車場を確保するため、一定規模以上かつ特定の建築物に駐車場の設置を義務付けるとともに、必要となる自動二輪車の駐車場の台数に応じて自動車の駐車場の台数を減らすことができることとしています。</p> <p>③ さらに、京都市自転車等放置防止条例に基づく自転車駐車場付置義務制度では、一定規模以上かつ特定の建築物に自転車や原動機付自転車の駐車場の設置を義務付けています。</p> <p>④ 今後も、各地域の放置自転車の状況や駐輪需要を踏まえ、必要な駐輪・駐車スペースの確保に努めてまいります。</p> <p><b>（令和 2 年度 予算額）</b>  ・京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度 1 6, 0 0 0 千円</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b>  平成 2 1 年度 「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」運用開始</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 3 3						
要 望 内 容	回 答								
	<p>平成 2 6 年 4 月 市営自転車等駐車場におけるバイク（1 2 5 c c 以下）の受入れ開始</p> <p>1 0 月 京都市駐車場条例の改正による自動二輪車の駐車施設の付置の義務付け</p> <p>&lt;京都市民間自転車等駐車場整備助成金実績（平成 2 1 年度～令和元年度）&gt; 9 8 件 自転車 4, 8 0 8 台分, バイク 1, 8 1 0 台分（令和元年 1 2 月末時点）</p> <p>&lt;市営自転車等駐車場及び駐車場におけるバイクの受入れ台数&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>市営自転車等駐車場</td> <td>1 8 箇所</td> <td>1, 8 2 4 台</td> </tr> <tr> <td>市営駐車場</td> <td>7 箇所</td> <td>5 4 9 台</td> </tr> </table>			市営自転車等駐車場	1 8 箇所	1, 8 2 4 台	市営駐車場	7 箇所	5 4 9 台
市営自転車等駐車場	1 8 箇所	1, 8 2 4 台							
市営駐車場	7 箇所	5 4 9 台							

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	334
要望内容	回答		
<p>334 自転車走行レーンの拡充や、レーンへの自動車の違法駐車対策の強化、自動車運転者への一層の安全呼びかけ等、自転車走行環境の一層の改善をはかること。御池通など歩道内の自転車レーンについては、見直しも含め安全対策をおこなうこと。</p>	<p>① 自転車走行環境の整備については、令和元年度は都心部地区において京都市自転車走行環境整備ガイドラインに基づき、車道の左側に矢羽根と自転車マークの設置を進めております。令和2年度については、都心部地区のほか、西院地区及びらくなん進都地区についても、整備を進めてまいります。</p> <p>② 違法駐車対策については、矢羽根と自転車マークの設置箇所は自転車走行場所であることを、自動車教習所における講習等を通して自動車の運転手に対し周知しております。</p> <p>また、「京都市違法駐車等防止条例」に基づき、都心部を中心に、違法駐車等防止指導員により、違法駐車等の解消のための指導・啓発活動を行うとともに、京都府警察等の関係行政機関及び業界団体と連携し、「中心市街地重点路線等クリア作戦」を毎月1回実施するなど、引き続き、効果的な指導・啓発活動を展開してまいります。</p> <p>③ 御池通の一部では、歩道の自転車通行が認められており、歩道上に自転車の通行位置が明示されています。引き続き、自転車安全教室の開催等により、ルール・マナーの向上に取り組んでまいります。</p> <p>(令和元年度2月補正予算額)</p> <p>・自転車走行環境の整備 11,000千円</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	334
要 望 内 容	回 答		
	<p>(令和 2 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車 走行 環境 の 整備      1 1 1 , 4 2 4 千 円</li> <li>・ 違法 駐車 等 防止 対策 事業      1 , 0 9 7 千 円</li> </ul> <p>(経過 ・ これ まで の 取 組 等)</p> <p>&lt; 自転車 走行 環境 整備 &gt;</p> <p>整備 延長   9 7 . 6 k m (令和 元年 1 2 月 末 時点)</p> <p>&lt; 違法 駐車 対策 &gt;</p> <p>平成 7 年 4 月      「京都市 違法 駐車 等 防止 条例」 の 施行</p> <p>平成 2 3 年 1 0 月      「中心 市 街 地 重点 路線 等 クリア 作戦」 の 開始</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	335
要 望 内 容	回 答		
335 歩行者の安全に万全・細心の注意を払うことや保険への加入促進など、自転車利用者への安全運転徹底とマナー向上をはかる取り組みをすすめること。	<p>① 本市では、「京都市自転車安全教育プログラム」に基づき、様々な自転車安全教室を開催し、ライフステージに合わせた自転車安全教育を実施しております。</p> <p>また、自転車の基本的なルール等を分かりやすく解説した冊子「Enjoy 自転車 life in Kyoto」を、市内の全保育施設、小中高校等に配布しております。</p> <p>② 自転車保険の加入義務化については、自転車安全教室や自転車マナーアップフェスタ等のイベントなど、あらゆる機会を通じて、周知啓発に努めるとともに、専用コールセンターを設置し、市民等からの問合せに対応しております。</p> <p>③ 今後も、学校や警察、地域等とも連携しながら、京都ならではの自転車安全教育及び効果的な啓発に努めてまいります。あわせて、常設の自転車安全教育施設「サイクルセンター」の大宮交通公園での開設に向け、民間活力もいかして整備を進めてまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車安全利用教育の実施 31,490 千円</li> <li>・プレ・サイクルセンター事業 3,500 千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 22 年度 「京都市自転車安心安全条例」の制定</p> <p>平成 26 年度 「自転車マナーアップフェスタ in 京都」の開始</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する回答		NO.	335
要 望 内 容	回 答		
	平成 28 年度	自転車保険の加入義務化に係る「京都市自転車安心安全条例」の改正	
	平成 29 年度	自転車保険専用コールセンターの設置 「京都市レンタサイクル事業者認定制度」の創設 事業者・レンタサイクル事業者 自転車保険の加入義務化開始 「京都市自転車安全教育プログラム」の策定	
	平成 30 年度	自転車利用者 自転車保険の加入義務化開始 京都サイクルパス制度の開始 (「健康長寿のまち・京都いきいきポイント事業」との連携)	

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 3 6
要 望 内 容	回 答		
<p>10 公正・公開・市民参加の市政運営を</p> <p>3 3 6 京都駅周辺，らくなん進都など呼び込み型開発，規制緩和の地域「活性化」プロジェクトは改め，循環型地域経済やまちづくりに生きる計画とすること。</p>	<p>① 本市では，平成 3 1 年 3 月に「京都市持続可能な都市構築プラン」を策定し，市内全体を 5 つのエリアに分類したうえで，土地利用や都市機能の誘導にあたっては，地域ごとの役割などを考慮し，地域特性と将来像を踏まえた取組を進めることとしております。</p> <p>② 京都駅周辺をはじめとする都心部については，京都の都市活力を牽引する「広域拠点エリア」と位置付け，広域的な商業施設やオフィスなど，多様な都市機能の集積を図り，国内外から訪れる多くの人々の活動を支える京都らしい都心空間を創出することとしております。</p> <p>③ らくなん進都については，新しい京都の活力を支える南部地域の先導地区として，これまでから「らくなん進都まちづくり推進プログラム」や「らくなん進都まちづくりの取組方針」に基づき，企業集積や良好な都市環境の形成に向けた取組を図っており，「持続可能な都市構築プラン」においても「ものづくり産業集積エリア」と位置付け，令和元年 1 2 月には，ものづくりをはじめとする産業の集積と働きやすい都市環境の向上を図るため，容積率等の都市計画の見直しを実施したところです。</p> <p>④ 今後も，市域全体を見渡し，将来にわたって安心安全で暮らしやすく，魅力や活力のある持続可能な都市構造を目指してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	337
要 望 内 容	回 答		
337 市有公共施設へのネーミングライツは実施しないこと。	<p>① ネーミングライツの導入については、「市会基本条例の一部を改正する条例」等の趣旨を踏まえ、適切に運用するとともに、平成29年9月に要綱を改正し、公募前に市会へ報告することとしました。</p> <p>② 今後も、市民や議会の理解を得ながら、ネーミングライツの導入を推進してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	338
要 望 内 容	回 答		
<p>338 指定管理者制度の適用を行わないこと。現在、同制度によって運用している事業については、公共性・安全性の確保，労働法遵守，雇用の継続など行政水準と労働条件の後退をまねかないよう，予算措置を含め公的責任を果たすこと。指定管理者制度における利用料金制度は行わないこと。</p>	<p>① 指定管理者制度の導入に当たっては、「最も効率的な方法によって高品質で満足度の高い市民サービスを安定的に供給する」という市政の基本的な目的に照らして，経済性や効率性のみならず，市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行うこととしております。</p> <p>② 同制度によって運用している施設については、「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」に沿って適切に運用すること等により，公的責任を果たしているものと考えます。今後とも，制度の対象となる施設については，同制度の導入に向けた検討を行ってまいります。</p> <p>③ 利用料金制は，指定管理者による創意工夫を引き出すことのできる手法であり，施設の目的や特性に応じて，引き続き活用を進めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	339
要 望 内 容	回 答		
<p>339 会計年度任用職員導入は、国に撤回を求めること。市職員は正規職員を基本とすること。非常勤嘱託員等は正職員との均等待遇とし、処遇を改善すること。更なる職員削減につながる職務廃止は行わないこと。</p>	<p>① 平成29年5月17日に公布された「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（令和2年4月1日施行）は、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、併せて会計年度任用職員に対する給付について規定を整備するものであり、本市においても、円滑な制度の実施に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>② 臨時・非常勤職員については、これまでから、報酬の増額や休暇の充実など、処遇の改善を行ってきたところですが、令和2年度からは多くの非常勤嘱託員が会計年度任用職員に移行する予定であることから、法改正の趣旨も踏まえて、その職務や職責に応じた処遇となるよう、引き続き必要な検討を行ってまいります。</p> <p>③ また、全国トップ水準の福祉や教育、子育て支援等を維持しながら持続可能な行財政を確立するためには、簡素で効率的な執行体制の確保が必要であることから、引き続き、法改正の趣旨も踏まえて、正規職員と臨時・非常勤職員の適切な役割分担の下で適正な人員配置に努めてまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	340
要 望 内 容	回 答		
<p>340 債権管理条例に基づく、機械的な徴収は行わないこと。滞納処分は、所得税法に基づき、被処分者の生活費の確保を厳守すること。換価の猶予など、国制度に準じて適用し、周知、徹底すること。</p>	<p>① 京都市債権管理条例において、「市長等は、本市の債権の債務者の支払能力その他本市の債権の管理に必要な情報の把握に努めるとともに、その把握した情報に基づき、適切かつ効率的な徴収に努めなければならない。」と規定しております。</p> <p>② 本市においては、催告等による納付勧奨を行っても、それに応じず納付がなく、かつ、財産調査により納付する資力があると確認できたときは、差押えを執行することとしております。ただし、個別事情等により、差し押さえることが適当でないと思われるときは、徴収緩和の措置を講じております。</p> <p>また、差押えの執行に当たっては、生活保障の観点から、給与等の差押禁止額等、法令に定められている差押禁止財産の規定を厳格に遵守してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 4 1
要 望 内 容	回 答		
3 4 1 技能労働職員の 5 0 %削減及びごみ収集業務の 7 0 %民間委託化方針を撤回し、直営を堅持すること。	<p>① これまでから、「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」や「ごみ収集処理業務の更なる改革策」において、「技能労働職員の 5 0 %削減の段階的实施」及び「ごみ収集業務の 7 0 %民間委託化」を掲げ、取組を推進しているところです。</p> <p>② 引き続き、徹底した行財政改革に取り組むとともに、平成 2 8 年度から本格実施した「燃やすごみの完全午前収集」といった市民サービスの向上と併せて、一層のごみ減量、リサイクルの推進にも取り組んでまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	342
要望内容	回答		
<p>342 市立芸術大学の移転整備については、教育・研究・創造の環境・条件の一層の整備・拡充を前提に、以下の各項目をふまえること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移転に伴って敷地面積が半減することは、教育・研究・創造活動の環境・条件の大きな制約になりかねない。学生の声をも十分に聞きながら、安易に高さに頼ることなく、教育等の環境・条件の改善策をとること。</li> <li>・現在地については、地域住民の声を生かした跡地活用計画案を策定すること。</li> </ul>	<p>① 新キャンパスの延床面積については、現キャンパスから大幅に増加させるなど、学生や教員の創作活動の環境を十分確保するとともに、交流や連携の場としてのテラスやピロティなどを充実させ、教学環境の更なる充実と改善を図ります。</p> <p>② 西京区においては、大学の移転を見据えた西京区・洛西地域の新たな活性化策について、地域の様々な団体の代表者や学識者等の参画の下、「京都市西京区・洛西地域の新たな活性化ビジョン」を取りまとめていただいております。跡地活用の方向性については、ビジョンに込められた区民の思いを十分に踏まえるとともに、区民や事業者と一丸となって、まちづくりを一層推進していく中で、西京区のまちづくりの方向性をしっかりと見定めつつ、西京区はもとより、京都市全体の発展に資するよう検討を深めてまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術大学移転整備事業 2,473,602千円 (うち 2,468,000千円【政策的新規・充実】)</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年 1月 京都市立芸術大学 移転整備方針発表</li> <li>平成27年 3月 京都市立芸術大学移転整備基本構想策定</li> <li>平成28年12月 「西京区・洛西地域の新たな活性化ビジョン」の取りまとめ</li> <li>平成29年 3月 京都市立芸術大学移転整備基本計画策定</li> <li>9月 京都市立芸術大学移転整備工事設計業務受託者選定</li> <li>平成30年11月 京都市立芸術大学移転整備事業に係る基本設計発表</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 4 3
要 望 内 容	回 答		
<p>3 4 3 「防犯カメラ」について、プライバシーの侵害がおきないように管理者に対し、プライバシー権、肖像権などを周知徹底すること。設置にあたっては近隣住民の合意と納得が得られていることを確認すること。設置場所に、設置者、連絡先を明示させること。</p>	<p>① 本市では、自治連合会や町内会などの地域団体に対し、防犯カメラの導入費用の一部を補助する「防犯カメラ設置促進補助事業」を実施しております。防犯カメラの補助に当たっては、地域住民の合意形成が得られていることを確認するため、地域団体の総意で設置することを証する資料の提出を求めています。</p> <p>② また、各地域団体に対し、防犯カメラの適正管理、画像の利用、提供の制限、管理・運用規程の策定、設置場所における設置主体の明示等を定めた京都府の「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づく運用を求めるなど、丁寧な指導に努めております。</p> <p>③ 引き続き、防犯カメラの設置者や管理者に対し、ガイドライン等に沿った適正な管理・運用を実施するよう指導の徹底に努めることにより、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の取組の中で、地域の意向を踏まえて防犯カメラ設置促進補助事業を実施してまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <p>・世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動</p> <p style="text-align: right;">1 0 8, 1 9 0 千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 2 4 年 2 月 街頭防犯カメラ設置促進補助事業のモデル実施</p> <p style="text-align: right;">7 月 街頭防犯カメラ設置促進補助事業の創設</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 4 3
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 6 年 7 月 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」協定締結 平成 2 7 年 4 月 補助対象に事業者等を追加（～平成 2 9 年度）		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 4 4
要 望 内 容	回 答		
<p>3 4 4 部落差別を理由にした団体や個人への特別扱いを一切やめ、一般行政に徹すること。「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は直ちに廃止すること。行政の主導による市民と企業への「人権啓発」の名による同和研修の押しつけはやめること。市職員の公費による参加をやめること。</p>	<p>① 同和行政については、総点検委員会の報告を踏まえ、自立促進援助金制度の廃止やコミュニティセンター施設の転用など、特別扱いを排する改革を押し進めてまいりました。</p> <p>② 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は、「同和問題に係る差別事象の処理に関する要綱」の廃止の経過を踏まえ、局区等が人権課題全般にわたって適切な対応を図るうえで基本的な考え方を示すものとして必要なものと考えております。</p> <p>③ まちや市民の暮らしの中に人権を大切に、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の息づくまち・京都を実現するためには、人権啓発の取組を市民、企業、関係機関・団体等との連携の下、効果的に推進することが必要です。なお、市職員の公費による集会等の参加については、これまでからも適正化を進めており、今後も引き続き、同和問題に限らず様々な人権課題への取組に関する情報収集の一環として、本市が主体的にその必要性を判断してまいります。</p> <p>④ 今後とも、市民の理解と共感を得て、全ての人の人権が尊重される社会の構築に向け、取組を推進してまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権文化推進計画の推進（市民啓発事業） 3 3, 1 8 2 千円</li> <li>・人権文化推進計画の推進（企業啓発事業） 3, 2 3 6 千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 4 4
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 2 年 3 月 「同和問題に係る差別事象の処理に関する要綱」の廃止</p> <p>5 月 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」の制定</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 4 5
要 望 内 容	回 答		
<p>3 4 5 消費者行政の推進にあたっては、以下の点に取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センターの相談件数に見合う相談体制を強化し、特殊サギ等多様化する消費者被害を防止するため、市民啓発を強めること。とくに、高齢者の消費者被害を未然に防止するために啓発や見守り活動等の対策を強化すること。</li> <li>・相談員は、専門職として雇用し、処遇を改善すること。</li> </ul>	<p>① 消費生活総合センターにおける相談体制については、平成 2 7 年度に相談員を 1 名増員し、体制の強化を図りました。</p> <p>相談員の処遇については、複雑・高度化する相談内容に適切に対応できるよう、研修への参加を積極的に行い、資質向上を図るなど、引き続き相談員への支援強化に努めてまいります。</p> <p>② 高齢者からの相談を受けるに当たっては、判断能力の低下等により、自主交渉が困難な場合が多いことから、事業者とのあっせん交渉を積極的に行うなど、特にきめ細かく対応して問題解決を図っております。</p> <p>一方、高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、広報物を活用した啓発や講座・イベント等を開催するなど、高齢者自身あるいは高齢者を見守る立場にある方への啓発を積極的に行うことにより、消費者被害の未然防止に努めております。</p> <p>引き続き新たな手口にも十分注意しながら、高齢者への啓発を強化していくとともに、市民ボランティアや関係機関・関係団体と連携し、消費者被害に関する注意喚起等の情報が行き渡るよう、努めてまいります。</p> <p>③ 特殊詐欺の多発に伴い、広報物を活用した啓発のほか、京都府警察及び京都府との三者連携による広報啓発、消費者啓発イベントにおいて啓発を実施する等、被害防止に向けた新たな視点での取組を進めてまいりました。引き続き京都府警察及び京都府との更なる連携を図り、特殊詐欺被害の未然防止に努めてまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	345
要望内容	回答		
	<p>(令和2年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者相談      6,314千円</li> <li>・多重債務相談      686千円</li> <li>・消費者啓発      11,348千円</li> </ul>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 4 6
要 望 内 容	回 答		
<p>3 4 6 多重債務問題に対する情報提供・相談体制を充実すること。そのための庁内関係部署との連携を強め、解決を図ること。</p>	<p>① 本市においては、これまでから、多重債務専用ダイヤルの開設等により多重債務相談体制の強化を図るとともに、弁護士会への委託による多重債務特別相談窓口の開設等の取組を進めることにより、相談機会の拡充を図ってまいりました。</p> <p>② 近年、多重債務相談については、貸金業法の改正における過剰貸付を抑制するための総量規制の導入や多重債務問題に対する本市における取組などにより、状況に一定の改善が見られております。</p> <p>③ しかしながら、依然として多重債務問題でお困りの消費者がおられることから、このような方々への対処は重要です。今後も、相談に応じられる専門体制を継続させていくとともに、庁内関係部署とも連携し、相談窓口の周知をはじめ、契約時の注意点などについての消費者教育に取り組んでまいります。</p> <p><b>(令和 2 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多重債務相談 6 8 6 千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 1 9 年 1 0 月 庁内に「多重債務問題対策専門委員会」を設置 「京都府多重債務問題関係機関対策協議会」に参画</p> <p>1 2 月 多重債務相談専用ダイヤル（2 5 6 - 3 1 6 0）を開設</p> <p>平成 2 0 年 4 月 京都弁護士会への委託により多重債務特別相談窓口を開設</p>		

令和 2 年度 予算要望に対する 回答		NO.	346
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 2 年 6 月	改正貸金業法の完全施行日に合わせ、府内各地で弁護士や司法書士による多重債務法律相談会を実施	
	9 月	多重債務特別相談ところの健康相談を同一会場で実施（第 2 ・ 第 4 水曜日）	
	平成 2 3 年 5 月	多重債務相談専用ダイヤル（2 5 6 - 3 1 6 0）の相談受付時間を延長	

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 4 7
要 望 内 容	回 答		
<p>3 4 7 女性差別撤廃条約批准国として、一刻も早い女性差別是正のための法整備と「選択議定書」の批准を国に求めること。</p>	<p>① 平成 2 8 年 3 月に国連女子差別撤廃委員会から「日本の第 7 回及び第 8 回合同定期報告に関する最終見解」が公表されて以降、国においては、再婚禁止期間の短縮等に係る民法改正（平成 2 8 年 6 月）や性犯罪の厳罰化等に係る刑法改正（平成 2 9 年 6 月）、成年年齢引下げに伴う婚姻開始年齢（1 8 歳）の男女統一に係る民法改正（平成 3 0 年 6 月）が行われるなどの法整備が進んでおります。</p> <p>国の「第 4 次男女共同参画基本計画」においては、「女子差別撤廃条約等の積極的遵守」を明確に掲げているところであり、今後も、女性差別是正のために必要とされる取組等について、国における動向を注視してまいります。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 4 8
要 望 内 容	回 答		
<p>3 4 8 「きょうと男女共同参画推進プラン」について、以下の取り組みを強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・働く権利を守り、あらゆるハラスメントをなくすため、京都市男女共同参画推進条例に違反した企業・団体の公表など、罰則規定を追加すること。</li> <li>・男性の育児休業取得を促進するよう啓発を進めること。</li> <li>・市職員の管理職、審議会委員への女性の登用率をさらに高めること。</li> </ul>	<p>① 第4次京都市男女共同参画計画「きょうと男女共同参画推進プラン」において、セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの防止対策の推進を盛り込むとともに、「真のワーク・ライフ・バランスの推進」を重点分野に掲げており、引き続き、誰もが安心して働き続けられる環境づくりに向けて取り組んでまいります。</p> <p>② 「京都市男女共同参画推進条例」は、男女共同参画の推進に関する基本理念や男女共同参画推進施策の基本となる事項等を定めるものであり、罰則を定めるべき条例とは認識しておりませんが、引き続き、市民や事業者をはじめ、各種関係機関と連携して取組を進めてまいります。</p> <p>③ 男性に育児等への参画を促進するための取組として、男性向けの家事・育児講座を実施するほか、積極的にワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の実践例等を「見える化」することにより、企業における実践促進を図ってまいりました。今後も、国や京都府、経済団体等と連携し、男性の育児休業取得促進に向けた啓発に取り組んでまいります。</p> <p>④ 本市における女性職員の登用については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定を踏まえ、特定事業主行動計画「仕事と子育ていきいき活躍プラン」に基づき、令和2年4月1日時点で、管理職員（課長級以上）に占める女性職員の割合20%を数値目標として取り組んでおり、平成31年4月1日時点で、同プラン策定前（平成27年4月1日）の16.5%から18.6%となって</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	348
要 望 内 容	回 答		
	<p>おります。</p> <p>また、平成31年4月の定期異動では、産業観光局京の食文化・流通戦略監や総合企画局国際化推進室長をはじめ、様々な要職に女性職員を抜擢する等、引き続き登用を推進しました。</p> <p>同プランに掲げる目標達成に向け、引き続き、重点的に取り組んでまいります。</p> <p>⑤ 本市の審議会委員への女性の登用については、「きょうと男女共同参画推進プラン」において、「男女いずれの委員の登用率も35%を超える附属機関等の割合を65%以上にする」を目標としており、平成31年3月末時点では66.8%となっております。引き続き、本市における意思決定の場への男女の均等な参加の促進が図れるよう、女性委員の登用率向上に取り組んでまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>&lt;男女いずれの委員の登用率も35%を超える附属機関等の割合&gt;</p> <p>平成30年3月末時点 59.9%</p> <p>平成31年3月末時点 66.8%</p>		

令和２年度予算要望に対する回答		NO.	349
要 望 内 容	回 答		
<p>349 LGBT/SOGIの権利保障に取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者及び支援者等の意見・要望を継続的に聞く機会をつくること。</li> <li>・関係課長会議を発展させ、プロジェクトチームとして専任職員を配置し、全庁的課題として市職員の教育、総合的な対策を検討すること。職員ガイドブックを活用し、全職員の研修を実施すること。</li> <li>・専門相談窓口の設置及びコミュニティスペースを設置すること。</li> <li>・市として同性パートナーを家族と承認するパートナーシップ届出制度又はパートナーシップ条例を作ること。</li> <li>・同性パートナーを家族として、市営住宅への入居を認めること。</li> <li>・多目的トイレを大幅に増設し、「誰でもトイレ」等と表示し誰もが使用しやすくすること。</li> <li>・京都市自殺対策計画にLGBT/SOGIを盛り込むこと。</li> <li>・教育委員会として全教職員や児童・生徒・保護者への教育・研修及び啓発活動に努めること。</li> <li>・学校施設のトイレ、更衣室、制服の扱い等当事者の意</li> </ul>	<p>① LGBT等の性的少数者（以下「性的少数者」という）の人権尊重については、市民や企業等の理解を深め、社会的認識の形成を図ることで、社会における差別や偏見をなくすため、人権文化推進計画に基づき、これまでから啓発を中心に取り組を進めております。</p> <p>② 性的少数者の支援団体や企業への聞き取り調査を実施しているほか、京都府が事務局を務める京都人権啓発推進会議（京都府、京都市、府市の教育委員会、京都商工会議所等の経済団体等で構成）において、当事者の方や支援団体から意見聴取を行っております。</p> <p>また、令和元年度は、人権文化推進計画が中間年を迎えたことから、人権文化推進懇話会からの御意見も踏まえ、社会状況等の変化に対応するため、見直しを進めております。</p> <p>性的少数者の人権については、この懇話会の下に、新たに専門意見聴取会を設置して、性の多様性を認め合う社会や、当事者の方の困難の解消を目指して議論していただいたところであり、計画の重点課題の一つとして位置付けて、方針や具体的な取組を定めてまいります。</p> <p>「パートナーシップ制度」についても、この専門意見聴取会における議論及び懇話会からの意見を踏まえて、検討してまいります。</p> <p>③ 市職員の研修については、毎年12月の「人権月間」に各所属で行う人権研修において、LGBTを推奨テーマの一つとし、職員がLGBTに対して正しい知識を持てるような取組を進めております。</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 4 9
要 望 内 容	回 答		
<p>思を尊重し，対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市職員の同性パートナーを家族と認め，手当等の検討をすること。</li> </ul>	<p>④ 性的少数者の方からの相談については，京都市消費生活総合センター等で開催される人権擁護委員による特設人権相談や国が開設している専用の電話相談を紹介するなど，相談者の希望に応じた対応をすることとしております。</p> <p>今後，必要な相談体制については，国の動向や他都市における取組状況，支援団体等の御意見なども踏まえて，何が必要とされており，どのような課題があるのかを十分に調査研究したうえで，検討を進めてまいります。</p> <p>⑤ 市営住宅への入居については，現在，性的少数者であることにより住宅に困窮する状態にあるわけではないため，同性パートナーを直ちに入居対象とする必要はないと考えております。</p> <p>今後，同性パートナーの位置付けなど，社会情勢の変化等を踏まえ，検討してまいります。</p> <p>⑥ 多目的トイレについては，車いす使用者や身体が不自由な方々に加え，外見上は多目的トイレが必要だと分かりづらい方々も利用しやすくなるよう，当事者団体等へのヒアリングを実施し，平成 3 1 年 4 月から，本市が所管する多目的トイレの名称を「多機能トイレ」と統一するとともに，使用に係る啓発文に「外見からは分かりにくい困難を抱える方」も使用できることを明示しております。</p> <p>⑦ 「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」では，自殺の原因や動機となる健康問題，経済・生活問題，家庭問題，学校問題，職場問題など様々な悩みを抱える市民が，適切な相談機関につながり，問題や悩みの解決が図られるよう，虐待や性的少数者等の自殺の要因について実態を把握するとともに，</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 4 9
要 望 内 容	回 答		
	<p>相談機関の連携・ネットワークの充実が重要であるとしております。引き続き、庁内外の様々な関係機関・団体との連携体制を強化してまいります。</p> <p>また、現在、ゲートキーパー研修において実施している、性的少数者に対する理解を深めるための内容を加えた研修を、令和2年度も継続して実施する予定としており、引き続きLGBT／SOGIに対する支援に取り組んでまいります。</p> <p>⑧ 市立学校では、全校種・全職種を対象に希望制で実施する「人権教育講座」において、性的少数者をテーマに取り上げるなど（令和2年2月実施）、学校での配慮や支援の在り方等について、正しい知識を持てるよう取組を進めております。また、これまでから全校園長を対象とした研修会及び校園長による校内での確実な伝達研修、児童生徒から心身の相談を受けることが多い養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象とした、性的少数者の現状と具体的な支援方法等について理解を深める研修を実施するとともに、研修の配付資料をポータルサイトに掲載し、教職員の理解促進に努めております。</p> <p>また、子どもたちに対しては、性的少数者に限らず、広く多様性を認め合う心を育む中で、人権学習の一環として性的少数者をテーマにした学習や講演会等を実施する学校も増加するとともに、小学校6年生の全保護者に配布している啓発冊子「思春期のこどもの心と親のかかわり」において、性的少数者の子どもたちへの理解を深めるためのページを設けるなど、保護者への普及啓発にも取り組んでおります。</p> <p>⑨ 学校施設については、校舎の改築やリニューアル改修等の際に、学校の意向や状況等を踏まえ、多目的トイレ等の設置を検討するとともに、制服については、女子</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	349
要望内容	回答		
	<p>の Slack を選択できるようにするなどの対応を行っております。</p> <p>⑩ 他の御要望事項については、今後、国の動向や他都市における取組状況、支援団体等の御意見なども踏まえて、どのような課題があり、何が必要とされているのか十分に調査研究したうえで、具体的な取組内容について検討を進めてまいります。</p> <p>なお、令和2年度はシンポジウムや啓発講座等を実施するとともに、性的少数者の意見交換や経験の共有、交流などの「場」として、試行的にコミュニティスペースを開設してまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権文化推進計画の推進（人権文化推進計画進行管理） 4,471千円</li> <li>・ 性の多様性の理解及びLGBT等の性的少数者の社会参加の促進プロジェクト 2,800千円【政策的新規・充実】</li> <li>・ 命の大切さと生きる勇気・力を取り戻すための支援の充実 15,860千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成22年 3月 「きょういのちほっとプラン（自殺総合対策推進計画）策定</p> <p>平成27年 1月 人権大学講座の開催（世界人権問題研究センター）</p> <p>12月 人権総合情報誌「きょう☆COLOR」への関連記事の掲載 （平成28年5月、12月、平成30年5月、12月、令和元年5月にも掲載）</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 4 9
要 望 内 容	回 答		
	<p>人権月間職員研修（テーマ「LGBTについて理解を深めよう」、講師：東小雪氏）</p> <p>平成 2 9 年 1 月 人権啓発イベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト 2 0 1 7」を「性的少数者の人権尊重」をメインテーマに開催</p> <p>3 月 「きょう いのち ほっとプラン（自殺総合対策推進計画）〔改定〕」策定</p> <p>6 月 企業向け人権啓発講座の開催（以降毎年度実施）</p> <p>平成 3 0 年 1 月 世界人権問題研究センターが「性の多様性について考える」をテーマに「人権フォーラム」を開催</p> <p>5 月 性的少数者に関する関係課長検討会議を立ち上げ啓発パネルの展示（ゼスト御池 令和元年度 5 月にも実施）</p> <p>6 月 性的少数者の支援企業・団体へのヒアリングを実施</p> <p>1 1 月 「多様な性に関する職員ハンドブック～職員が理解を深めるために～」を作成し、全庁に周知</p> <p>1 2 月 人権月間職員研修（テーマ「多様な性のあり方を考える」、講師：谷口洋幸氏）</p> <p>平成 3 1 年 4 月 性的少数者に対する平成 3 0 年度の全庁的な取組（①申請書等の性別記載欄の全庁調査と見直し、②本市施設における多機能トイレの表示の見直し、③職員向けの性的少数者に関する手引きの作成について広報発表</p> <p>令和 元年 8 月 性的少数者の人権に関する啓発リーフレットの発行</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	350
要 望 内 容	回 答		
<p>350 家族従業者の働きを認めない所得税法56条について「見直しの検討」を求める国連女性差別撤廃委員会の勧告に基づき廃止するよう国に求めること。</p>	<p>① 所得税法第56条の規定は、生計を一にする配偶者その他親族に対して支払われる給料等の対価について、恣意的に対価を定めるなどにより所得分散を図り、税負担を軽減しようとする行為を防止するために設けられているものです。</p> <p>② 家族従業員に対して支払われる給与については、所定の帳簿を整備し、家計と事業の収支を経理上明確にした所得税法第57条に基づく青色申告であれば、必要経費に算入できるとされております。</p> <p>③ 国においては、平成29年度税制改正で配偶者控除の見直しが行われるなど、女性活躍を支える制度や基盤の整備が進められており、本市としては、こうした動きを含め、今後の国での検討状況の推移及び議論の動向を注視してまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	351
要望内容	回答		
<p>351 DV対策を強化すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV相談支援センターの相談の増加に見合う体制や支援の拡充を行い、被害者の自立へ継続的支援を行うこと。</li> <li>・加害者更生プログラムの導入など、加害者の更生対策を進めること</li> <li>・民間シェルターへの補助の拡充、公的シェルターの設置などを行い、公的責任を果たすこと。</li> <li>・デートDV等、中・高校生や青少年へ教育・啓発活動を強めること。</li> </ul>	<p>① 京都市DV相談支援センターにおいては、相談件数の増加等に対応するため、相談員を増員する等による相談体制の充実を図っており、被害者の自立に向けた継続的支援についても、初期の相談から長期にわたる自立生活の促進に向けた支援に重点的に取り組んでいるところです。引き続き、相談件数等利用状況を踏まえ、体制や支援の拡充に適切に対応してまいります。</p> <p>② 加害者の更生対策については、国において、被害者の安全を確保するための手法として有効であるとの認識に立ち、加害者更生プログラムの実施に係る基本的な考え方や課題について検討が行われているところであり、こうした国における動向を注視してまいります。</p> <p>③ 京都市内におけるDV被害者が利用できる公的シェルターについては、京都府家庭支援総合センターが設置しており、同センターとは定期的に情報共有を行うなど、緊密な連携を図っております。</p> <p>また、本市では、緊急時の一時保護を行うため、民間シェルターを運営する民間団体に対し、家賃に要する費用の助成と生活諸費相当額の助成を実施しており、引き続き、シェルターの稼働状況に応じて、補助の拡充等、適切に対応してまいります。</p> <p>④ デートDV等に関する若年層への啓発については、中学校及び高等学校の授業での使用を想定して作成した予防教材やDV予防講座等により行っており、今後も引き続き、様々な機会や媒体を活用して取組を進めてまいります。</p>		

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	351
要望内容	回答		
	<p>(令和2年度予算額)</p> <p>・DV相談支援センターの運営及びDV被害者支援事業 52,520千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成17年 4月 京都市民間緊急一時保護施設(民間シェルター)補助金制度の創設</p> <p>平成23年 3月 京都府,京都市を事務局とする配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議を設置</p> <p>※関係機関が情報の共有化を図り,効果的かつ円滑な支援の実施を図ることを目的とする。</p> <p>10月 京都市DV相談支援センター開所</p> <p>京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金制度の創設</p> <p>平成25年 4月 男性のためのDV電話相談窓口を開設</p> <p>平成29年 3月 若年層におけるデートDV予防のため,「京都市デートDV予防教材 アイのカタチ」を作成</p>		

要 望 内 容

回 答

352 京都市過疎地域自立促進計画は、住民本位に、産業、医療、保育、教育、交通などの支援を強化すること。

- ・定住促進のため、雇用を生み出す施策を拡充すること。
- ・過疎を促進し子どもたちに負担を強いる学校統廃合は行わないこと。

- ① 北部山間地域の人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって住み続けることができるよう、これまでから、道路、交通、光ファイバを利用したインターネット環境の整備促進、地域水道等のインフラ整備をはじめ、地域の生活支援、農林業の振興による就労の創出、学校教育環境の整備等に取り組んできたところです。
- ② また、北部山間かがやき隊員による地域力を活かした活性化策に取り組むとともに、北部山間地域の魅力発信、移住相談、地域の取組支援、田舎暮らし体験、定着支援という流れで移住促進の取組を進めております。
- ③ これまでに、北部山間移住相談コーナーを通じて43組82人が移住しております。令和元年度からは、専属の移住相談支援員をコーナーに配置し、移住サポート体制の強化、空き家の更なる活用を図っており、令和2年度からは、新たに北部山間かがやき隊員の任期終了後の地域での定着・定住に向け、隊員が地域で起業するために必要な経費を助成するなど、地域の移住促進の機運をより一層高め、北部山間地域への人の流れがより確かなものとなるよう、しっかりと取り組んでまいります。
- ④ なお、定住促進のための施策については、平成30年度に民間事業者が新規就農者の育成や定住促進に繋がる温室栽培施設整備に対して支援をいたしました。引き続き、京北地域の活性化や移住・定住の促進に取り組んでまいります。
- ⑤ また、本市の学校統合については、小規模校の教育環境の課題解決を目的として、地

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	352
要望内容	回答		
	<p>域住民・保護者の方々の意向を最大限に尊重しながら、各校・各地域の状況に応じて取組を進めております。</p> <p>京北地域では、小中一貫教育校の創設に向け、保護者・地域住民も参画する「京都京北小中学校検討協議会」において、統合の進め方や課題等について検討・協議を行ってきました。</p> <p>平成30年11月市会における、新校舎整備工事契約の議決を受け、平成31年1月に、新校舎建設工事に着手するとともに、平成31年2月市会では、新校名を「京都京北」とする義務教育学校条例改正議案の議決により、令和2年4月の開校に向けて、準備を進めているところです。</p> <p>今後も、地元住民の御意見等を踏まえながら、子どもたちの教育環境の充実と京北地域全体の活性化につながるよう、取組を進めてまいります。</p> <p><b>(令和2年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北部山間地域への移住促進事業 15,830千円</li> <li>・北部山間かがやき隊員との協働による地域活性化の推進 37,087千円</li> <li>・北部山間地域の持続可能なまちづくり～北部山間かがやき隊員起業等支援～ 3,000千円【政策的新規・充実】</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成26年 9月 京北地域活性化企画本部の立ち上げ</p> <p>平成27年 8月 「京都 京北未来かがやきビジョン」策定</p> <p>9月 北部山間振興本部会議の立ち上げ</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	352
要 望 内 容	回 答		
	平成 28 年 3 月	「京都市過疎地域自立促進計画（平成 28～32 年度）」策定	
	7 月	「京都市北部山間かがやき隊員」3 名配置 「京都市北部山間移住相談コーナー」開設 「京都市北部山間移住促進地域助成制度」創設	
	10 月	ホームページ「住むなら京都」に「京の田舎暮らし」ページを開設	
	平成 29 年 4 月	「田舎暮らし体験住宅」2 軒開設（山国，宇津） 「京都市北部山間かがやき隊員」4 名増員	
	平成 30 年 4 月	「田舎暮らし体験住宅」2 軒開設（周山，小野郷）	
	7 月	「京都市北部山間かがやき隊員」2 名増員	
	平成 31 年 4 月	京都市北部山間移住相談コーナーに「移住相談支援員」1 名新規配置	

令和2年度予算要望に対する回答		NO.	353
要望内容	回答		
<p>353 被爆者援護と平和行政の具体化・推進を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島，長崎，沖縄への修学旅行の実施や，被爆・戦争体験を聞くことなど，平和の学習を強めること。</li> <li>・高齢化が進む被爆者に対する実態調査を行い，被爆者援護施策を強化すること。</li> <li>・被爆2世，3世の医療費補助を創設すること。</li> <li>・国に対して，原爆症認定訴訟判決をふまえて，原爆症認定基準を早急に見直すよう強く求めること。</li> <li>・平和首長会議がすすめる「2020ビジョン」の早期達成を，他の自治体に働きかけること。原爆展の毎年開催など独自の取り組みを行うこと。市民が取り組む原爆展を積極的に後援し，公共施設を使えるようにすること。</li> <li>・本市の被爆者団体への補助金をただちに元に戻すこと。語り部や相談活動への支援などを拡充すること。</li> </ul>	<p>① 本市立学校においては，学習指導要領を踏まえ，社会科，道徳の時間（「特別の教科」道徳）等を通じた教育活動をはじめ，広島・長崎・沖縄などへの修学旅行においても被爆体験も含む戦争体験講話の聴講や，京都市図書館での平和関連図書コーナーの設置など，これまでから平和の大切さを学ぶ取組を進めております。</p> <p>② 被爆者の方々の健康実態については，国の責務の下，実施主体である京都府から委託を受けて，各区の医療衛生コーナーで健康診断を実施しております。</p> <p>③ 被爆者の援護施策については，国の責務の下，都道府県が行うべき業務となっており，被爆者の子や孫である被爆2世，3世への援護についても国において検討されるべきものと考えております。</p> <p>④ また，原爆症認定基準の見直しについても，被爆者や専門家で組織される厚生労働省の検討会により，一定議論が行われてきました。今後も，社会状況等の変化により，国が検討するものであるため，本市としては，引き続き，国の動きを注視してまいります。</p> <p>⑤ 本市においては，令和2年までの核兵器廃絶の実現に向けた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同する旨の国際署名や，「北東アジア非核兵器地帯化を支持する声明」に賛同する旨の国際署名を行うなど，平和首長会議とともに，核廃絶を求める声を国際社会に伝えるための取組を行ってきたところです。</p> <p>また，本市独自に，市民に平和の尊さを見つめ直す機会としていただくための</p>		

令和 2 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 5 3
要 望 内 容	回 答		
	<p>「平和祈念事業」や平和首長会議が作成した「ヒロシマ・ナガサキ被爆の実相等に関するポスター展」の開催など、平和に関する様々な取組を実施してきたところであり、今後とも取組を進めてまいります。</p> <p>⑥ 被爆者団体への被爆者援護事業補助金については、語り部や相談活動等の各種事業を援助する目的で交付しておりますが、この補助金の削減については、平成10年からの市政改革行動計画における全市的な補助金の見直しを踏まえたものであり、本市の厳しい財政状況から、回復又は拡充することは極めて困難です。</p> <p>(令和2年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被爆者援護事業補助金            400千円</li> </ul>		



担 当： 総 合 企 画 局 市 長 公 室 政 策 企 画 調 整 担 当  
T E L： 075-222-3034 F A X： 075-213-1066